



# 建設産業関係資料 (建政部)



令和5年2月  
北陸地方整備局

※ 本資料は、北陸地方整備局、国土交通本省が作成したものである。

# 目次

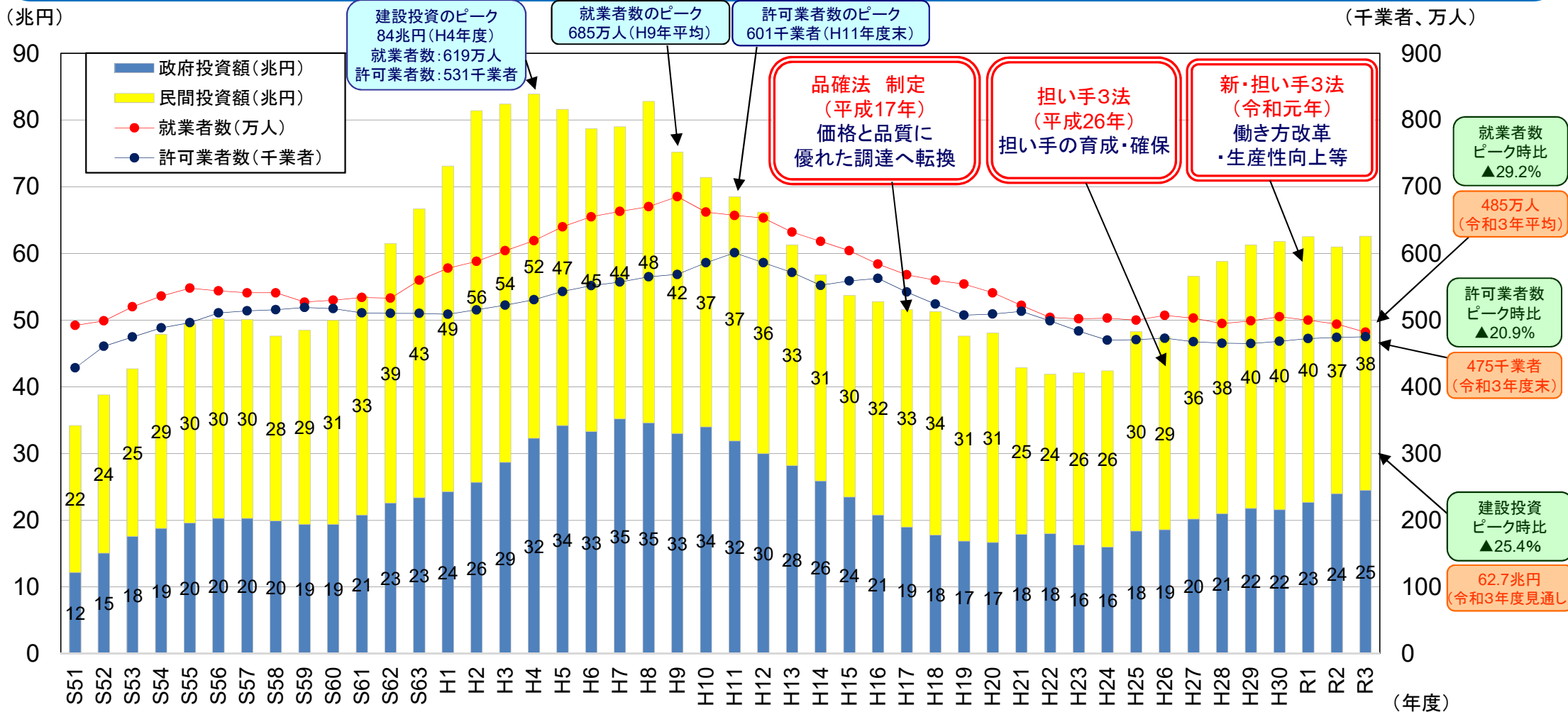
- 1 建設産業の現状と課題 . . . . . P 1
- 2 建設産業における働き方改革 . . . . . P 7
- 3 価格転嫁対策 . . . . . P 24
- 4 担い手確保・育成にむけた取組 . . . . . P 34
- 5 賃金引上げに向けた取組 . . . . . P 44
- 6 施工時期の平準化 . . . . . P 55
- 7 ダンピング対策 . . . . . P 63
- 8 建設キャリアアップシステム (CCUS) . . . . . P 74
- 9 外国人材の活用 . . . . . P 102
- 10 社会保険加入対策・法定福利費の確保 . . . . . P 109
- 11 建設業法令遵守推進本部の活動 . . . . . P 131
- 12 持続可能な建設業に向けた環境整備検討会 . . . . . P 149

# 1 建設産業の現状と課題

---

# 建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の平成4年度：約84兆円から平成22年度：約42兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、令和3年度は約63兆円となる見通し（ピーク時から約25%減）。
- 建設業者数（令和3年度末）は約48万業者で、ピーク時（平成11年度末）から約21%減。
- 建設業就業者数（令和3年平均）は485万人で、ピーク時（平成9年平均）から約29%減。



出典: 国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については平成30年度(2018年度)まで実績、令和元年度(2019年度)・令和2年度(2020年度)は見込み、令和3年度(2021年度)は見通し

注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

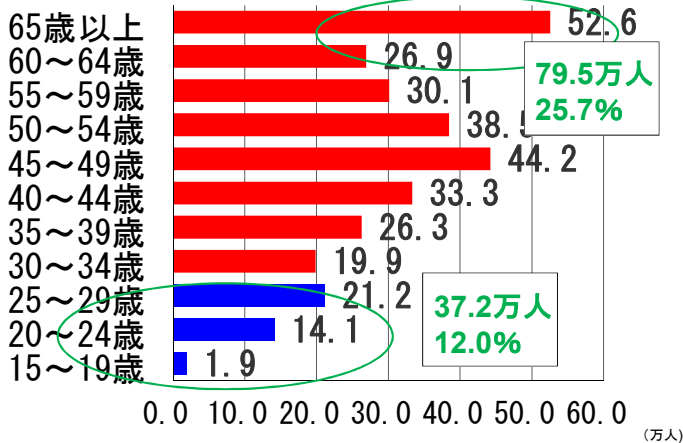
注3 就業者数は年平均。平成23年(2011年)は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

注4 平成27年(2015年)産業関連表の公表に伴い、平成27年以降建築物リフォーム・リニューアルが追加されたとともに、平成23年以降の投資額を遡及改定している

# 建設業を取り巻く現状と課題

60歳以上の高齢者(79.5万人、25.7%)は、10年後には大量離職が見込まれる。一方、それを補うべき若手入職者の数は不十分。

(年齢階層) 年齢階層別の建設技能労働者数



出典: 総務省「労働力調査」(R3年平均)を元に国土交通省にて推計

社会保険の加入は一定程度進んでいるが、下位の下請になるほど加入率は低く、さらに踏み込んだ対策が必要。

企業別・3保険別加入割合の推移(事業者単位)

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	94%	86%	86%	84%
H24.10	95%	89%	89%	87%
H25.10	96%	92%	91%	90%
H26.10	96%	94%	94%	93%
H27.10	98%	97%	96%	96%
H28.10	98%	97%	97%	96%
H29.10	98%	98%	97%	97%
H30.10	98%	98%	97%	97%
R01.10	99%	99%	99%	98%
R02.10	99%	99%	99%	99%
R03.10	99%	99%	99%	98%

出典: 公共事業労務費調査

元請: 99.5%  
1次下請: 99.0%  
2次下請: 97.2%  
3次下請: 92.1%

給与は建設業全体で上昇傾向にあるが、生産労働者(技能者)については、製造業と比べ低い水準。

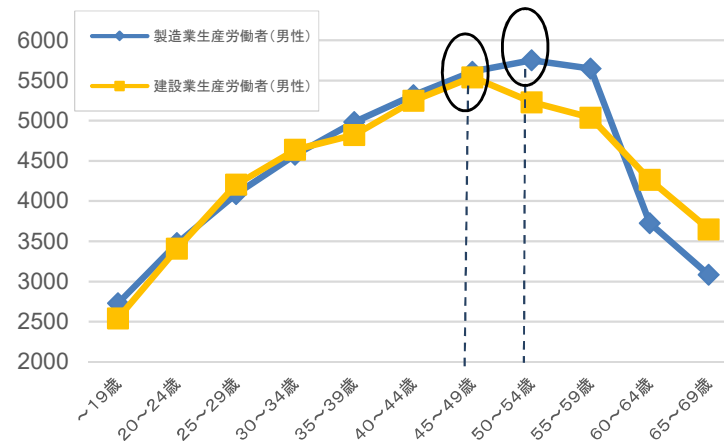
建設業男性全労働者等の年間賃金総支給額

	平成24年	令和2年	上昇率
建設業男性生産労働者	3,915.7千円	4,510.5千円	15.2%
建設業男性全労働者	4,831.7千円	5,618.7千円	約3%の差 16.3%
製造業男性生産労働者	4,478.6千円	4,660.7千円	4.1%
製造業男性全労働者	5,391.1千円	5,381.4千円	▲0.2%
全産業男性全労働者	5,296.8千円	5,459.5千円	3.1%

出典: 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)  
※年間賃金総支給額=きまって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額  
※令和2年より生産労働者のみの調査がなくなったため、2020年の生産労働者の値は、全労働者の対前年増減率と同じ増減率を仮定して算出。

○製造業の賃金のピークは50~54歳であることにに対し、建設業の賃金ピークは45~49歳。  
○賃金カーブのピーク時期が製造業よりも早く到来する傾向があり、現場の管理、後進の指導等のスキルが評価されていない可能性。

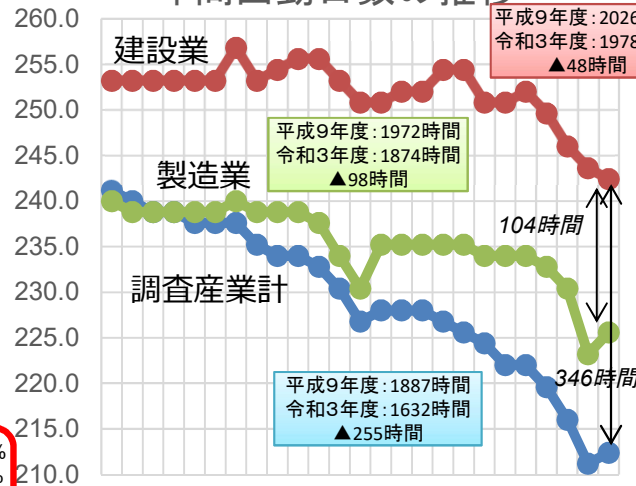
(単位: 千円) 年齢階層別の賃金水準



出典: 令和元年賃金構造基本統計調査

建設業は全産業平均と比較して年間340時間以上長時間労働の状況。

(時間) 年間出勤日数の推移

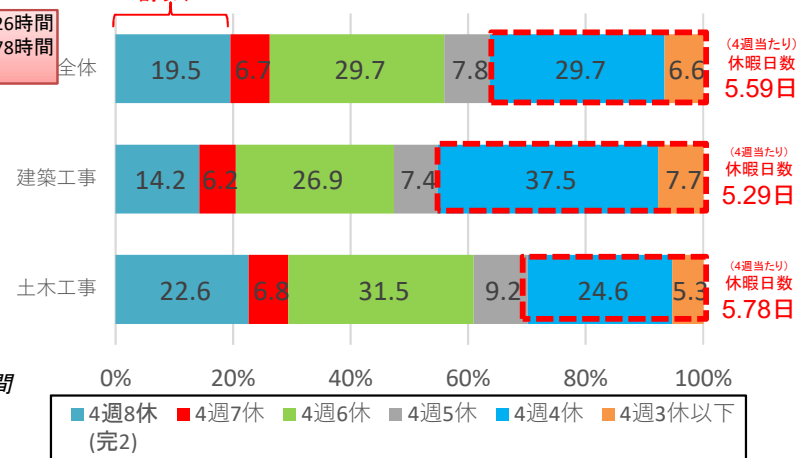


H9 H11H13H15H17H19H21H23H25H27H29R元 R3

出典: 厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

他産業では当たり前となっている週休2日もとれていない。

現在4週8休は2割以下 建設業における休日の状況(技術者)



※日建協の組合員の技術者等を対象にアンケート調査。  
※建設工事全体には、建築工事、土木工事の他にリニューアル工事等が含まれる。

出典: 日建協「2020時短アンケート」を基に作成

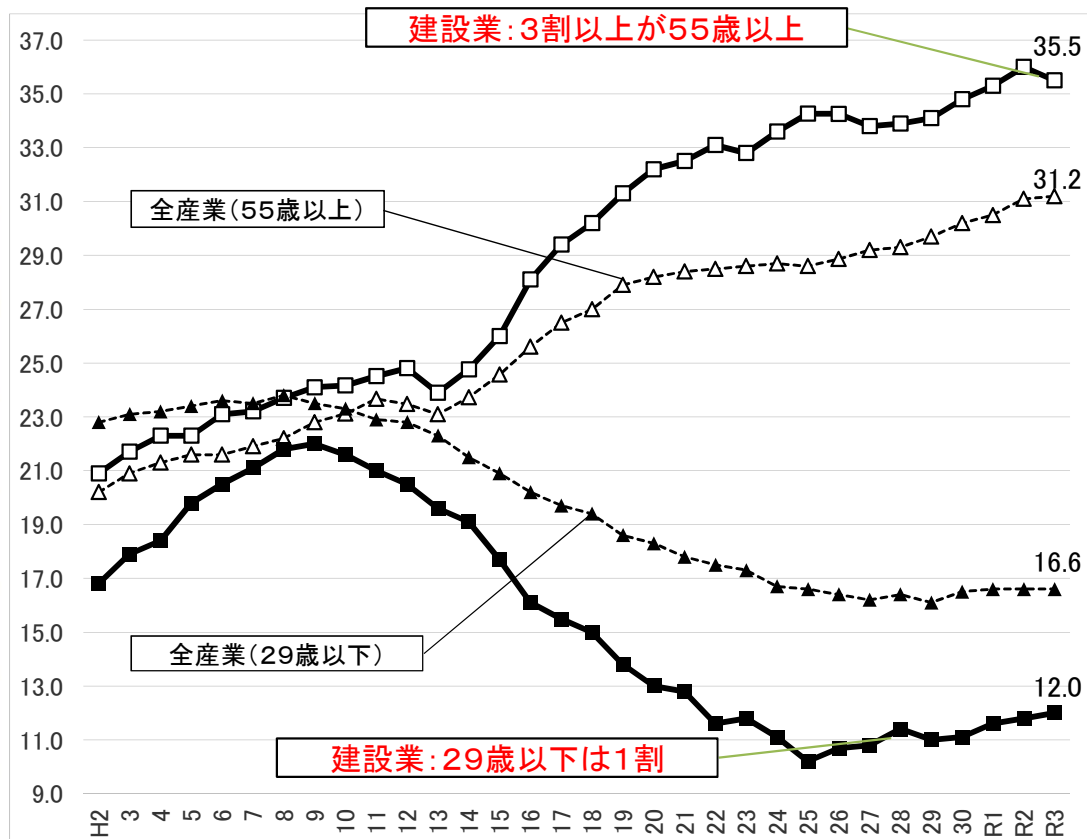
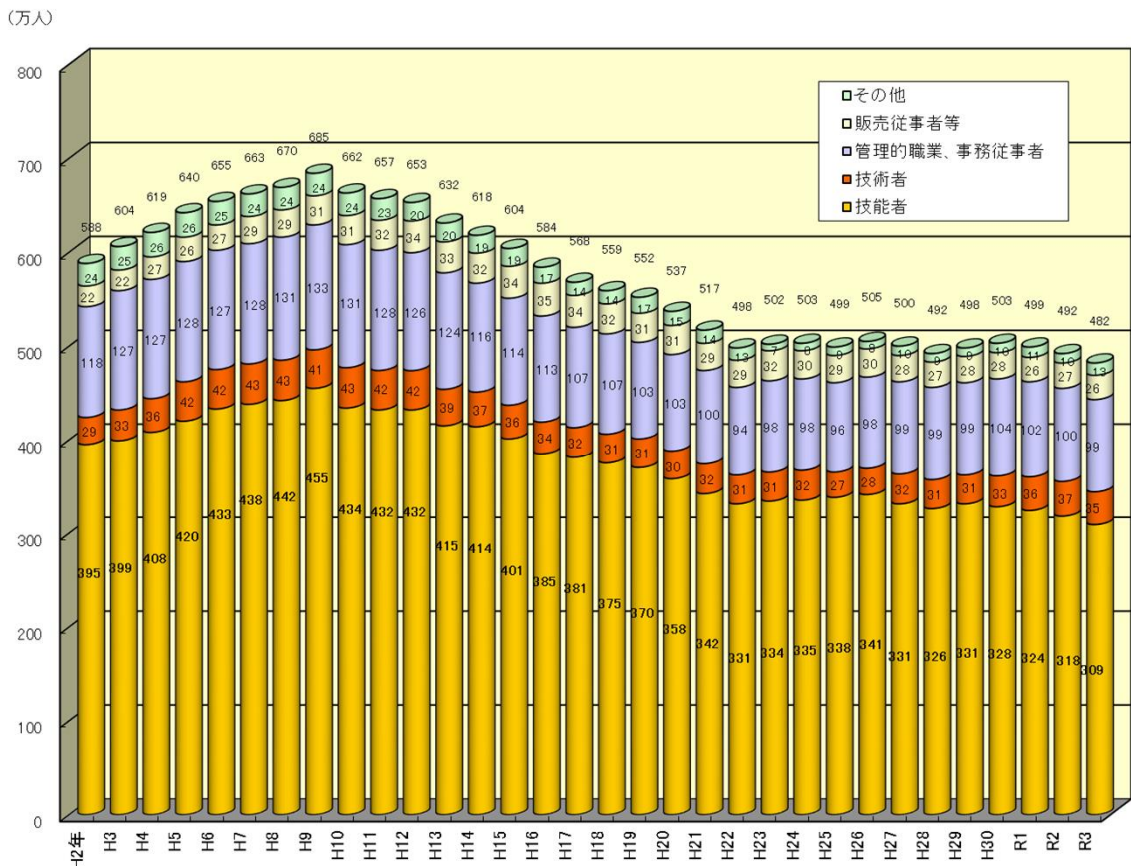
# 建設業就業者の現状

## 技能者等の推移

- 建設業就業者： 685万人(H9) → 498万人(H22) → 482万人(R3)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 35万人(R3)
- 技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 309万人(R3)

## 建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が35.5%、29歳以下が12.0%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。  
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和2年と比較して55歳以上が6万人減少(29歳以下は増減なし)。



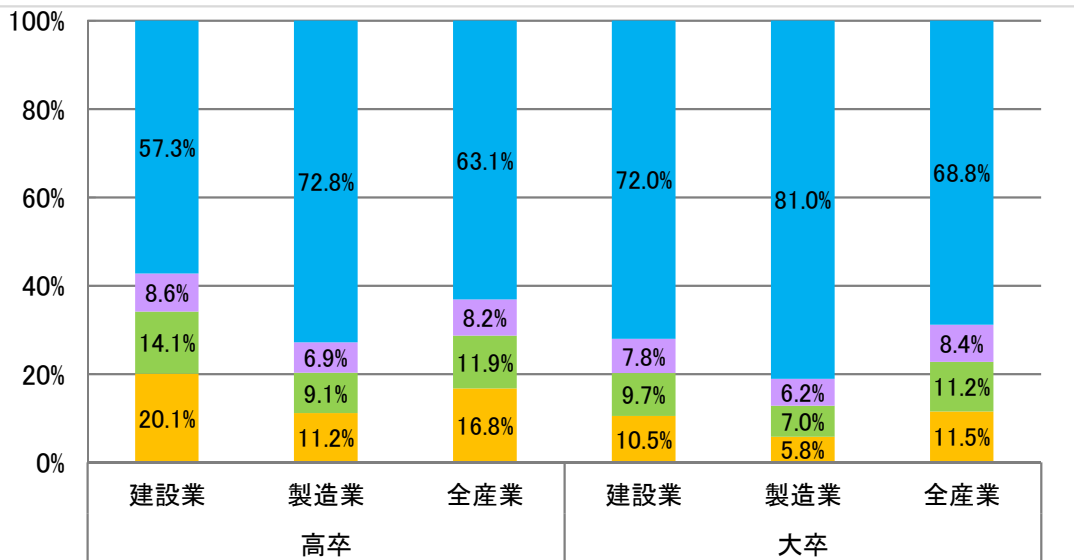
出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出  
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

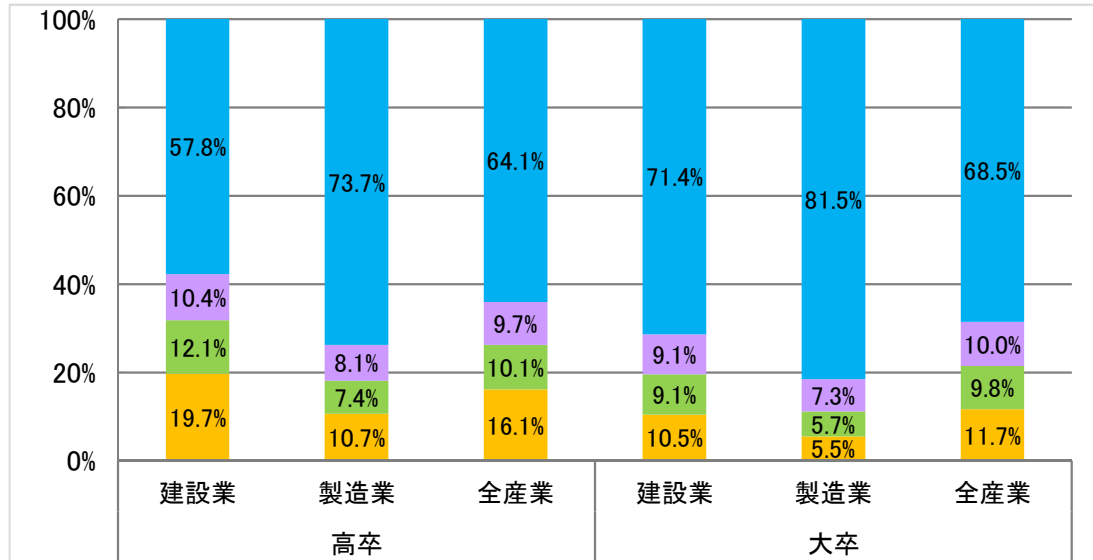
# 建設業における離職状況(3年目までの離職率)

○ 建設業の離職率は他産業よりも高く、年々改善しているものの、特に1年目の割合が高くなっている。

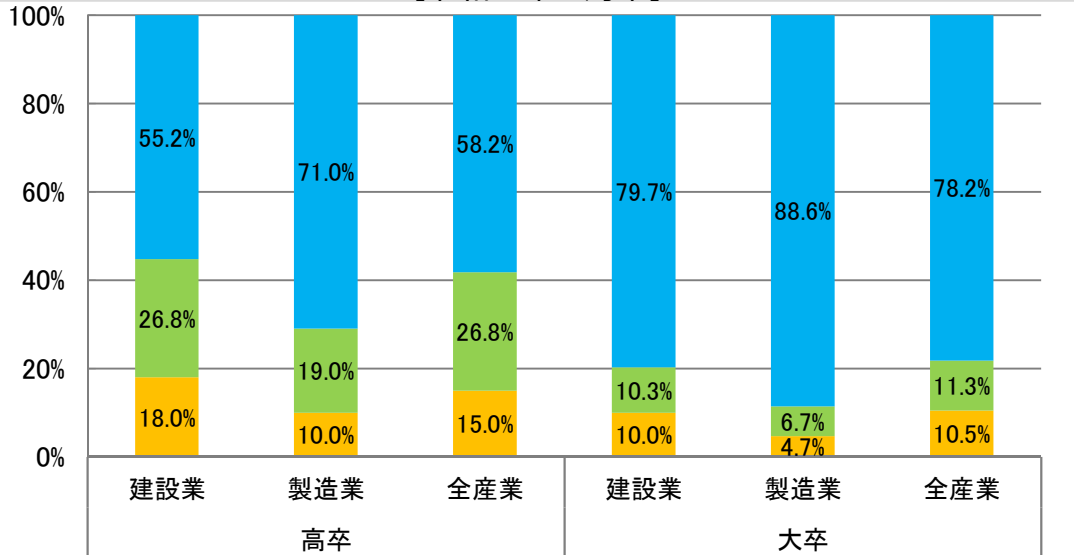
【平成30年3月卒】



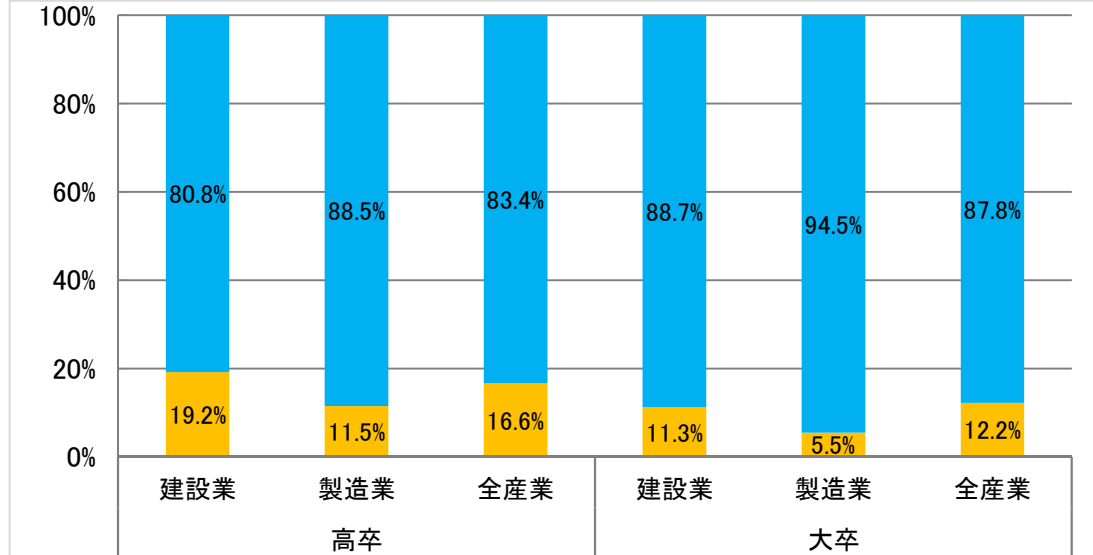
【平成31年3月卒】



【令和2年3月卒】



【令和3年3月卒】

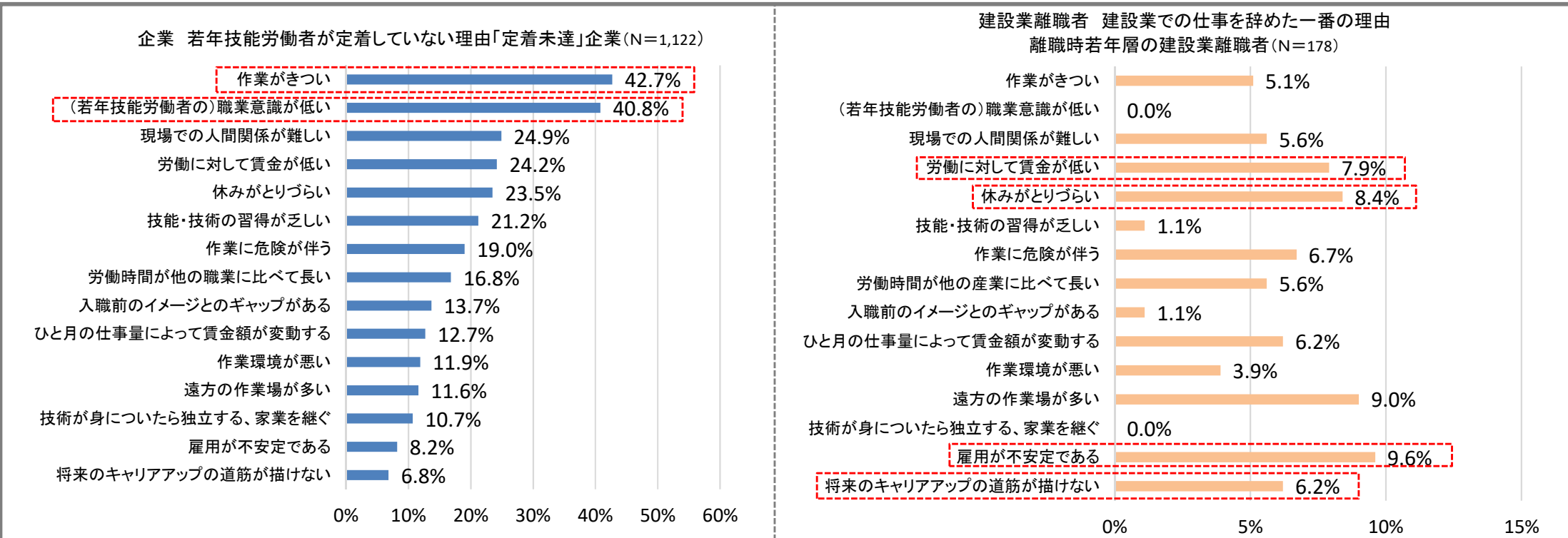


■ 引き続き就労している者 ■ 3年目の離職者  
■ 2年目の離職者 ■ 1年目の離職者

出典：厚生労働省「新規高校卒業就職者の産業別離職状況」「新規大学卒業就職者の産業別離職状況」  
※令和4年10月発表データのため、令和2年3月卒は3年目の離職者、令和3年3月卒は2,3年目の離職者が存在しない

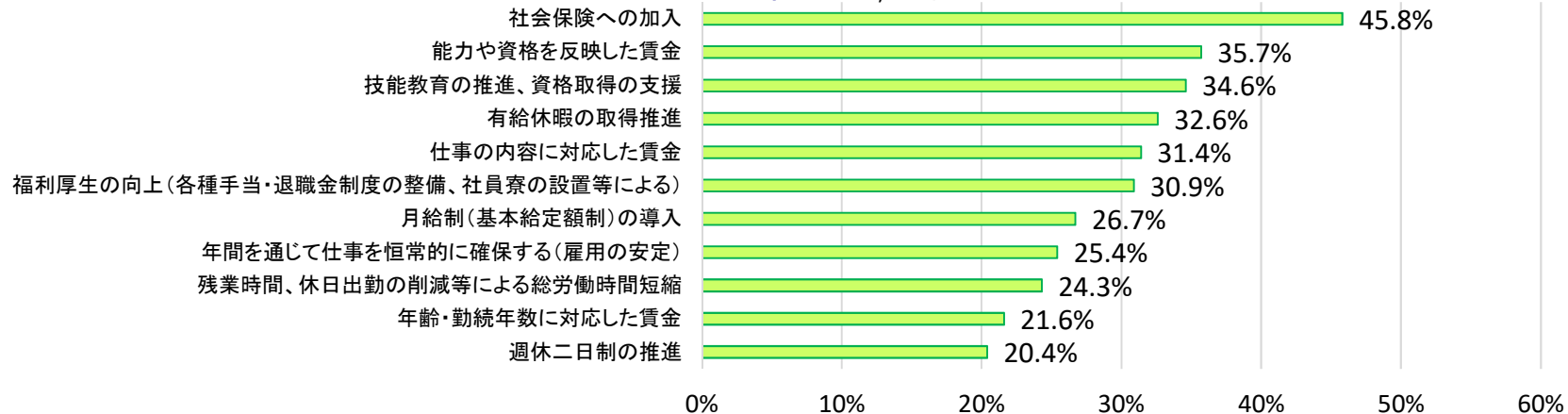
# 若手の技能労働者が定着しない主な原因

## ■ 企業が考える若年技能労働者が定着しない理由（複数回答） / 建設業離職者（離職時若年層）が仕事を辞めた一番の理由



出典：厚生労働省「雇用管理現状把握実態調査（平成24年度）」より国土交通省作成

## ■ 常用の若年技能労働者を定着させるための取り組み（複数回答） (N=2,484)



出典：厚生労働省「雇用管理現状把握実態調査（令和2年度）」より国土交通省が作成



## 2 建設産業における働き方改革

---

# 新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）について（令和元年6月成立）

平成26年に、公共工事品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

## 新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待  
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正  
i-Constructionの推進等による生産性の向上

**新たな課題に対応し、  
5年間の成果をさらに充実する  
新・担い手3法改正を実施**

## 担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶  
価格のダンピング対策の強化  
建設業の就業者数の減少に歯止め

## 品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～ <議員立法※>

※平成17年の制定時及び平成26年の改正時も議員立法

- 発注者の責務
  - ・適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮）
  - ・施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等）
  - ・適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用）
- 受注者（下請含む）の責務
  - ・適正な請負代金・工期での下請契約締結

- 発注者・受注者の責務
  - ・情報通信技術の活用等による生産性向上

- 発注者の責務
  - ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
  - ・災害協定の締結、発注者間の連携
  - ・労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

- 調査・設計の品質確保
  - ・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

### 働き方改革の推進

- 工期の適正化
  - ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
  - ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表）
  - ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法>
- 現場の処遇改善
  - ・社会保険の加入を許可要件化
  - ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い

### 生産性向上への取組

- 技術者に関する規制の合理化
  - ・監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
  - ・主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要

### 災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

- 災害時における建設業者団体の責務の追加
  - ・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化
- 持続可能な事業環境の確保
  - ・経営管理責任者に関する規制を合理化
  - ・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

## 建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～ <政府提出法案>

- 平成31年4月1日より改正労働基準法が施行
- 建設業においても、改正労働基準法の施行から5年後に罰則付きの時間外労働規制の適用

## 改正労働基準法（平成31年4月1日施行）

	現行規制	改正労働基準法（平成30年6月29日成立）
原則	«労働基準法で法定» (1) 1日8時間・1週間40時間 (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) <u>災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能</u> （労基法33条）	«同左» <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; text-align: center; margin: 20px auto; width: fit-content;">                         罰則：雇用主に 6か月以下の懲役 又は 30万円以下の罰金                     </div>
36協定の 限度	«厚生労働大臣告示：強制力なし» (1) ・原則、月45時間かつ年360時間 ・ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上限なし（年6か月まで）（特別条項）  (2) ・ <u>建設の事業は、(1)の適用を除外</u>	«労働基準法改正により法定：罰則付き» (1) ・原則、月45時間かつ年360時間 …第36条第4項 ・特別条項でも上回る事の出来ない時間外労働時間を設定 ① <b>年720時間</b> （月平均60時間） …第36条第5項 ② <b>年720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回る事の出来ない上限を設定</b> a. 2～6ヶ月の平均でいずれも80時間以内（休日出勤を含む） …第36条第6項第3号 b. <b>単月100時間未満</b> （休日労働を含む） …第36条第6項第2号 c. 原則（月45時間）を上回る月は年6回を上限 …第36条第5項  (2) 建設業の取り扱い ・施行後5年間 現行制度を適用 …第139条第2項（第36条第3項、第4項、第5項、第6項第2号、第3号は適用しない） ・施行後5年以降 <u>一般則を適用</u> 。ただし、 <u>災害からの復旧・復興については、上記(1)②a.b.は適用しない</u> （※）が、将来的には一般則の適用を目指す。 …第139条第1項  ※労基法33条は事前に予測できない災害などに限定されているため、復旧・復興の場合でも臨時的必要性がない場合は対象とならない

# 適正な工期設定

- 新・担い手三法成立を踏まえ、中央建設業審議会において、「**工期に関する基準**」を作成・勧告（令和2年7月）
- **直轄工事に加え、地方公共団体発注工事においても、「工期に関する基準」を踏まえ、週休2日の確保等を考慮**するとともに、その場合に必要となる**労務費等を請負代金に適切に反映すること等について要請等を実施**。
- 民間工事についても、「工期に関する基準」作成時に、適正な工期が設定されるよう、関係省庁等を通じて働きかけを実施。

## 工期に関する基準

（令和2年7月 中央建設業審議会作成・勧告）

- 適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準。

### 第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

#### ・週休2日の確保

（前略）建設業に携わる全ての人にとって建設業をより魅力的なものとしていくためには、他産業と同じように、**建設業の担い手一人ひとりが週休2日（4週8休）を確保**できるようにしていくことが重要である。

## 公共工事での取組

- **直轄工事では週休2日工事、週休2日交代制モデル工事を順次拡大**。  
国交省直轄工事では令和3年度以降は**原則全ての工事を「週休2日対象工事」**として公告。
- 地方公共団体に対し、適正な工期の設定に努めることや、週休2日の確保等を考慮するとともに、必要となる労務費や現場管理費等を請負代金に適切に反映すること等について要請。
- 週休2日工事を実施している地方公共団体数は着実に増加し、**全ての都道府県・政令市（計67団体）で実施**（R4年4月公表）。

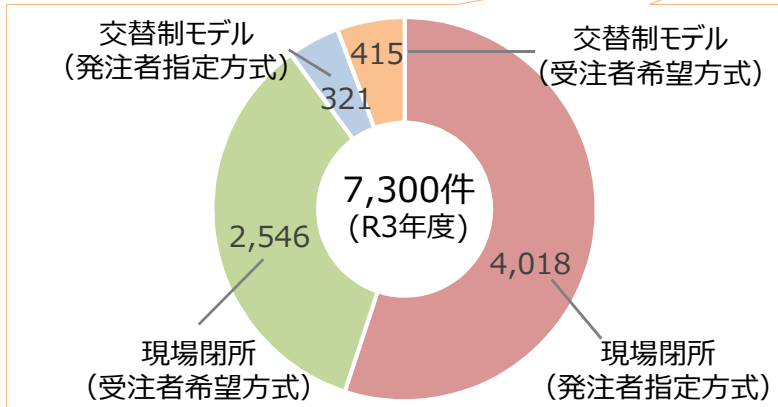
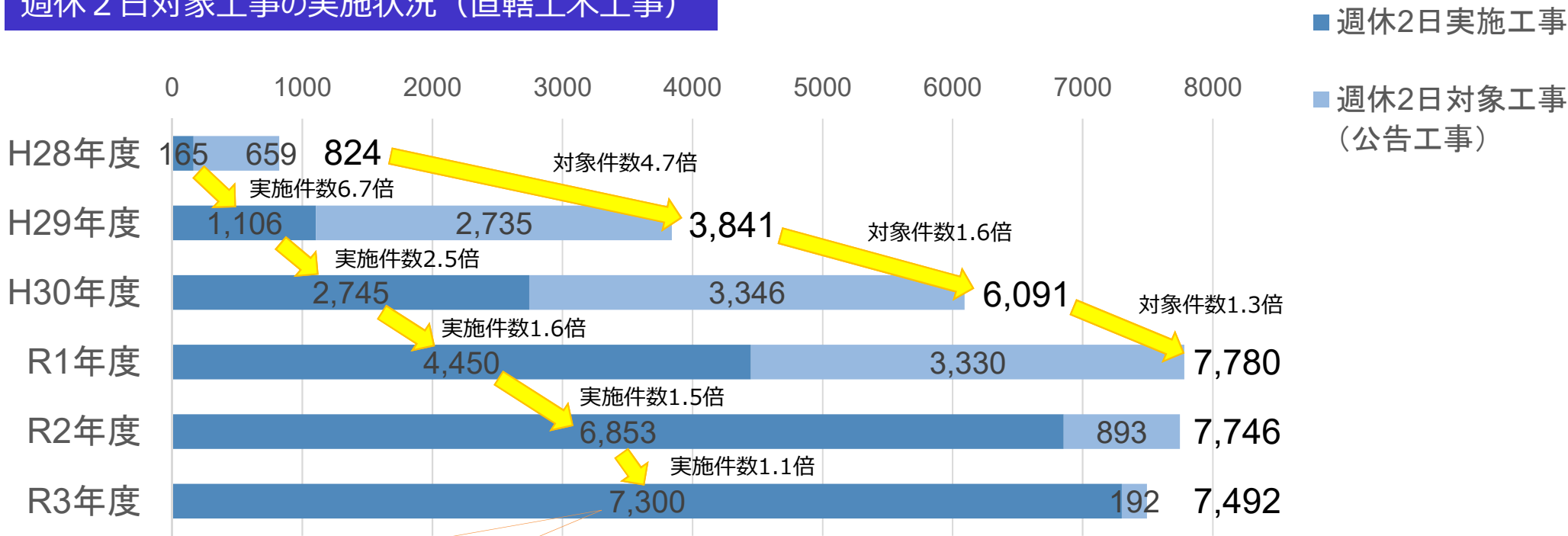
## 民間工事での取組

- 「工期に関する基準」が作成された後、関係省庁等を通じて、**民間工事の発注主体となり得る民間企業等に対して周知**を実施。
- 上記に加えて、様々な機会を通じて、週休2日の確保について働きかけを実施。
- さらに、令和3年度、**民間工事での週休2日の確保状況等についての実態調査**を実施。好事例集の作成等を通じて、周知・啓発を実施中。

# 週休2日対象工事の実施状況

- 直轄工事においては、週休2日を確保できるよう、適正な工期設定や経費補正を実施。
- R6年4月から、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、計画的に週休2日を推進。

## 週休2日対象工事の実施状況（直轄土木工事）



	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
公告件数 (取組件数)	824 (165)	3,841 (1,106)	6,091 (2,745)	7,780 (4,450)	7,746 (6,853)	7,492 (7,300)
実施率	20.0%	28.7%	45.0%	57.1%	88.5%	97.4%

※令和4年3月末時点  
 ※令和3年度中に契約した直轄工事を集計（営繕工事、港湾空港除く）  
 ※令和3年度の取組件数には取組協議中の件数も含む

# 「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」の改訂

(平成30年7月2日 建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議 申合せ)

## 1. ガイドラインの趣旨等

- 働き方改革関連法による改正労働基準法（H31.4.1施行）に基づき、5年の猶予期間後、建設業に時間外労働の罰則付き上限規制が適用。
- 本ガイドラインは、猶予期間中においても、受注者・発注者が相互の理解と協力の下に取り組むべき事項を、指針として策定したもの。

## ガイドラインの内容

### 2. 時間外労働の上限規制の適用に向けた基本的な考え方

#### (1) 請負契約の締結に係る基本原則

- 受発注者は、法令を遵守し、双方対等な立場で、請負契約を締結。

#### (2) 受注者の役割

- 受注者は、建設工事従事者の長時間労働を前提とした不当に短い工期とならないよう、適正な工期で請負契約を締結。

#### (3) 発注者の役割

- 発注者は、施工条件の明確化等を図り、適正な工期で請負契約を締結。

#### (4) 施工上のリスクに関する情報共有と役割分担の明確化

- 受発注者は、工事実施前に情報共有を図り、役割分担を明確化。

### 3. 時間外労働の上限規制の適用に向けた取組

#### (1) 適正な工期設定・施工時期の平準化

- 工期の設定に当たっては、下記の条件を適切に考慮。
  - ・ 建設工事従事者の休日（週休2日等）
  - ・ 労務・資機材調達やBIM/CIM活用等の準備期間、現場の後片付け期間
  - ・ 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数 等
- 業種に応じた民間工事の特性等を理解のうえ協議し、適正な工期を設定。
- 週休2日等を考慮した工期を設定した場合、必要な労務費や共通仮設費等を請負代金へ適切に反映。特に公共工事は、週休2日工事の件数拡大。

- 受注者は、違法な長時間労働に繋がる「工期のダブリング」を行わない。
- 予定工期内での完了が困難な場合は、受発注者協議の上、適切に工期を変更。補助金工事では、迅速な交付決定と併せ、繰越制度等を適切に活用。
- 発注見通しの公表等により、施工時期を平準化。

#### (2) 必要経費へのしわ寄せ防止の徹底

- 社会保険の法定福利費などの必要経費を、見積書や請負代金内訳書に明示。
- 公共工事設計労務単価の動きや生産性向上の努力等を勘案した適切な積算・見積りに基づき、適正な請負代金による請負契約を締結。

#### (3) 生産性向上

- 受発注者の連携により、建設生産プロセス全体における生産性を向上。
  - ・ 3次元モデルにより設計情報等を蓄積・活用するBIM/CIMの積極活用
  - ・ プロジェクトの初期段階から受発注者間で設計・施工等の集中検討を行うフロントローディングの積極活用 等

#### (4) 下請契約における取組

- 下請契約においても、適正な工期および請負代金により契約を締結。
- 週休2日の確保に際して、日給制の技能労働者等の処遇水準に留意し、労務費等の見直し効果が確実に行き渡るよう、適切な賃金水準を確保。
- 一人親方についても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を図る。

#### (5) 適正な工期設定等に向けた発注者支援の活用

- 工事の特性等を踏まえ、外部機関（コンストラクション・マネジメント企業等）を活用。

## 4. その他（今後の取組）

- 建設工事の発注の実態や長時間労働是正に向けた取組を踏まえ、本ガイドラインについてフォローアップを実施し、適宜、内容を改訂 12

- 本基準は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である。

## 第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
  - (i) 多様な関係者の関与 (ii) 一品受注生産 (iii) 工期とコストの密接な関係
- (3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方
  - (i) 公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方 (ii) 公共工事における考え方 (iii) 下請契約
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) 工期設定における受発注者の責務

## 第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) 自然要因
  - 降雨日・降雪日、河川の出水期における作業制限 等
- (2) 休日・法定外労働時間
  - 改正労働基準法に基づく法定外労働時間
  - 建設業の担い手一人ひとりが週休2日（4週8休）を確保
- (3) イベント
  - 年末年始、夏季休暇、GW、農業用水塔の落水期間 等
- (4) 制約条件
  - 鉄道近接・航空制限などの立地に係る制約 等
- (5) 契約方式
  - 設計段階における受注者（建設業者）の工期設定への関与、分離発注 等
- (6) 関係者との調整
  - 工事の前に実施する計画の説明会 等
- (7) 行政への申請
  - 新技術や特許公報を指定する場合、その許可がおりるまでに要する時間 等
- (8) 労働・安全衛生
  - 労働安全衛生法等の関係法令の遵守、安全確保のための十分な工期の設定 等
- (9) 工期変更
  - 当初契約時の工期の施工が困難な場合、工期の延長等を含め、適切に契約条件の変更等を受発注者間で協議・合意
- (10) その他
  - 施工時期や施工時間、施工法等の制限 等

## 第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

働き方改革に向けた意識改革や事務作業の効率化、工事開始前の事前調整、施工上の工夫、ICTツールの活用等について、他の工事現場の参考となるものを優良事例として整理 ※詳細は別紙に整理

## 第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) 準備
  - (i) 資機材調達・人材確保
  - (ii) 資機材の管理や周辺設備
  - (iii) その他
- (2) 施工
  - (i) 基礎工事 (ii) 土工事 (iii) 躯体工事
  - (iv) シールド工事 (v) 設備工事
  - (vi) 機器製作期間・搬入時期 (vii) 仕上工事
  - (viii) 前面及び周辺道路状況の影響 (ix) その他
- (3) 後片付け
  - (i) 完了検査 (ii) 引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間
  - (iii) 原型復旧条件

## 第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産分野
- (2) 鉄道分野
- (3) 電力分野
- (4) ガス分野

## 第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
  - 駆け込みホットラインの活用
- (2) 新型コロナウイルス感染症焼対策を踏まえた工期等の設定
  - 受発注者間及び元下間において、協議を行い、必要に応じて適切に契約変更
- (3) 基準の見直し
  - 本基準の運用状況等を踏まえて、見直し等の措置を講ずる

## ◆中央建設業審議会が**工期に関する基準**を作成

(中央建設業審議会の設置等)

第三十四条 (略)

- 2 中央建設業審議会は、建設工事の標準請負契約約款、入札の参加者の資格に関する基準、予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準並びに建設工事の工期に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。

### 注文者

実施を勧告

### 建設業者

#### ◆通常必要と認められる期間に比して**著しく短い工期**による**請負契約の締結を禁止**

(著しく短い工期の禁止)

第十九条の五 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

#### ◆**工期に影響を及ぼす事象**で認識しているものについて**契約締結までに通知**

(工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供)

第二十条の二 建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければならない。

【建設業法施行規則】

(工期等に影響を及ぼす事象)

第十三条の十一 法第二十条の二の国土交通省令で定める事象は、次に掲げる事象とする。

- 一 地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象
- 二 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象

#### ◆**工程の細目を明らかにし、工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を見積り**

(建設工事の見積り等)

第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

2・3 (略)

#### ◆**工事を施工しない日や時間帯の定めをするときには**契約書面に明記****

(建設工事の請負契約の内容)

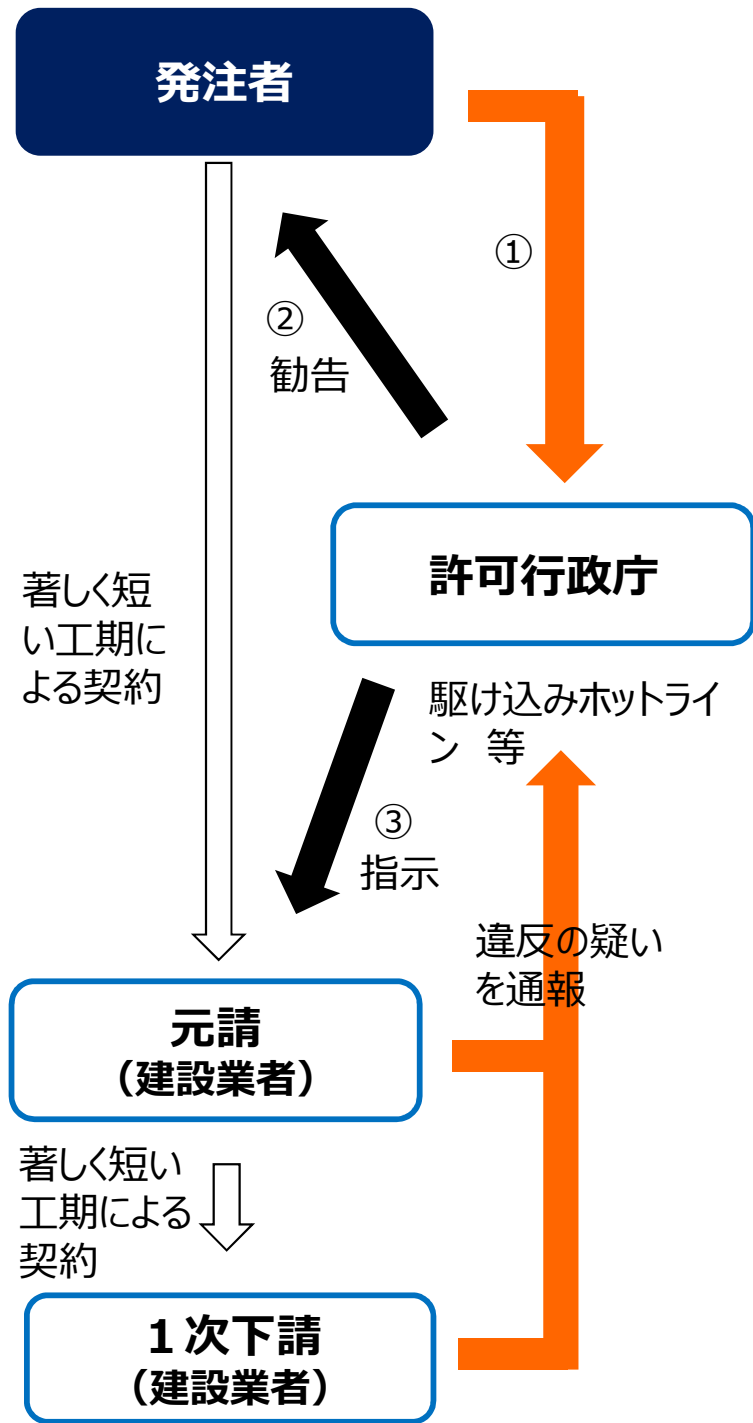
第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一～三 (略)

四 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容

五～十六 (略)





## ① <公共工事の場合> <入契法>

建設工事の受注者（元請）が下請業者と著しく短い工期で下請契約を締結していると疑われる場合は、当該工事の発注者は当該受注者の許可行政庁にその旨を通知しなければならない。

### <入契法>

第十一条 各省各庁の長等は、それぞれ国等が発注する公共工事の入札及び契約に関し、当該公共工事の受注者である建設業者（建設業法第二条第三項に規定する建設業者をいう。次条において同じ。）に次の各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知しなければならない。

- 一 （略）
- 二 第十五条第二項若しくは第三項、同条第一項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の八第一項、第二項若しくは第四項又は同法第十九条の五、第二十六条第一項から第三項まで、第二十六条の二若しくは第二十六条の三第六項の規定に違反したと。

## ② 国土交通大臣等は著しく短い工期で契約を締結した発注者に対して、勧告を行うことができ、従わない場合はその旨を公表することができる。

※必要があるときは発注者に対し、報告又は資料の提出を求めることが可能

### <建設業法>

第十九条の六 （略）

- 2 建設業者と請負契約（請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。）を締結した発注者が前条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。
- 3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の勧告を行うため必要があると認めるときは、当該発注者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

## ③ 建設工事の注文者が建設業者である場合、国土交通大臣等は建設業法第41条を根拠とする勧告や第28条を根拠とする指示処分を行う。（通常と同様）

※建設業法第31条を根拠とする立入検査や報告徴収も可能

- 新・担い手3法の改正により、建設業者の持続可能性の観点から、①経営能力（経營業務管理責任者）に関する基準を見直し、経営能力をこれまでと同様に担保できる体制が整っているような場合には、基準に適合しているものとし許可を認めることとされた。

(許可の基準)

第七条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 法人である場合においてはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）のうち常勤であるものの一人が、個人である場合においてはその者又はその支配人のうち一人が次のいずれかに該当する者であること。

イ 許可を受けようとする建設業に関し五年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者

ロ 国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

二～四 (略)

(改正前)

(許可の基準)

第七条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者であること。

二～四 (略)

(改正後)

法第7条第1号の省令で定める基準→ 建設業者として、下記のいずれかの体制を有すること

## 常勤役員

(個人である場合はその者又はその支配人)のうち1人が、次のいずれかに該当するであること。



- 建設業に関し5年以上の経營業務の管理責任者としての経験を有する者であること。
- 建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）としての5年以上経營業務を管理した経験を有する者であること。
- 建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者としての6年以上経營業務の管理責任者を補助する業務に従事した経験を有する者であること。

※建設業の種類ごとの区別は廃止し、建設業の経験として統一

## 常勤役員

(個人である場合はその者又はその支配人)のうち1人が、次のいずれかに該当するものであること。



- A 建設業に関し、二年以上役員等としての経験を有し、かつ、五年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を有する者
- B 五年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、二年以上役員等としての経験を有する者



## 常勤役員を直接に補佐する者

として下記をそれぞれ置くものであること。



財務管理の経験



労務管理の経験



運営業務の経験

について、直接に補佐する者になろうとする建設業者又は建設業を営む者において5年以上の経験を有する者

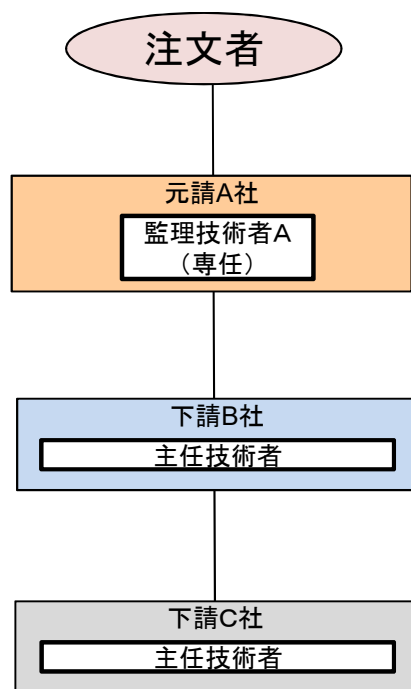
※ 上記は一人が複数の経験を兼ねることが可能

主任技術者の要件を有する者のうち、**1級技士補の資格を持つ者**などは、監理技術者補佐として、工事現場に配置することが可能（法第26条第3項、第4項）

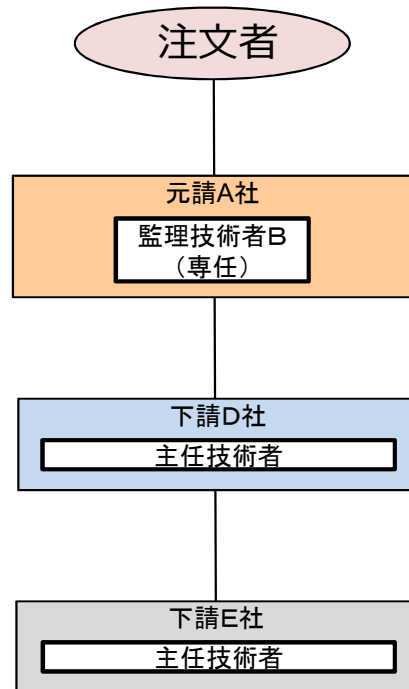
## 【従前】

- 建設工事の請負代金の額が3500万円（建築一式工事にあつては7000万円）以上である場合については、監理技術者は現場に専任の者でなければならない。

### 工事1



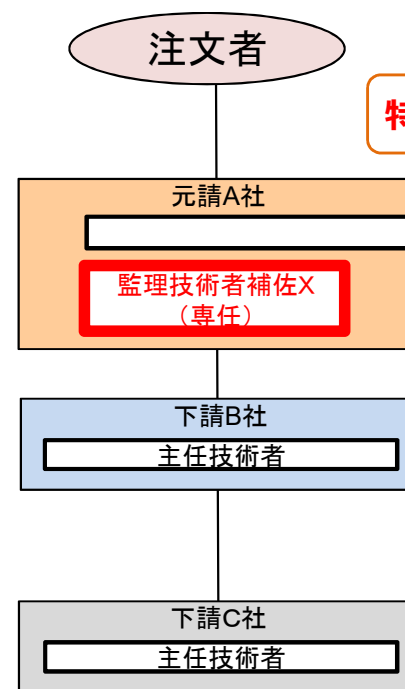
### 工事2



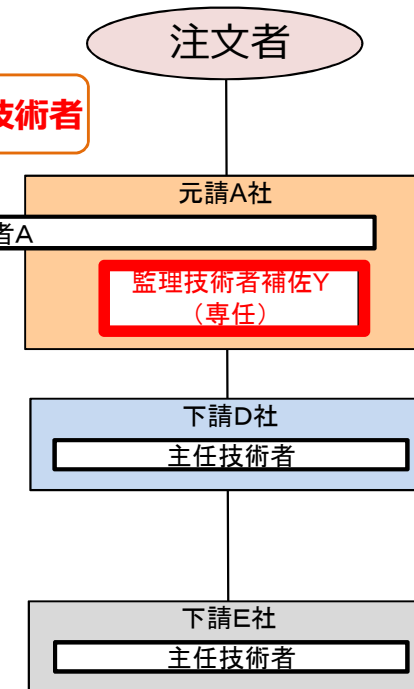
## 【改正後】

- 監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者を専任で置いた場合には、監理技術者の兼務を認めることとする（当面2現場）。
- 政令で定める者は、主任技術者の要件を有する者のうち、1級の技士補の資格を持つ者などとする。

### 工事1



### 工事2



特例監理技術者

## 対象とする工事

特定専門工事は、**土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要がある**、以下の工事とする。

- ・鉄筋工事
- ・型枠工事

## 下請契約の請負代金の額

主任技術者の専任義務が3500万円以上となっていることを踏まえ**3500万円未満**とする

## 手続

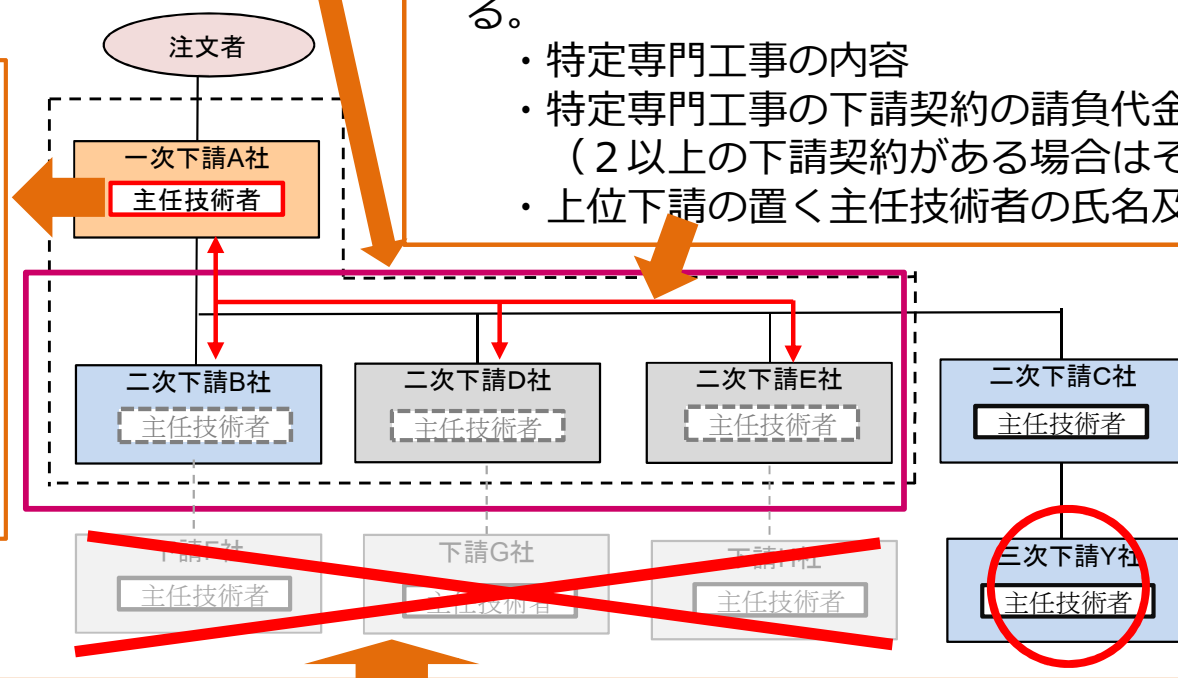
工事を注文する者（一次下請A社）と工事を請け負う者（二次下請B、D、E社）が以下の事項を記載した書面において合意をする必要がある。この際、一次下請A社は注文者の書面による承諾を得る必要がある。

- ・特定専門工事の内容
- ・特定専門工事の下請契約の請負代金の額（2以上の下請契約がある場合はその総額）
- ・上位下請の置く主任技術者の氏名及び有する資格

## 配置される主任技術者の要件

上位下請（一次下請A社）の主任技術者は、下記の要件を満たす必要がある。

- ・当該特定専門工事と同一の種類**の建設工事に関し一年以上指導監督的な実務の経験**を有すること。
- ・当該特定専門工事の工事現場に**専任で置かれること**。



## 再下請の禁止

主任技術者を置かないこととした下請負人（二次下請B、D、E社）は、その**下請負に係る建設工事を他人に請け負わせてはならない**。⇒違反した場合、監督処分の対象となる

※ 主任技術者を置いている（制度を利用していない）下請は再下請可能

## ○専任不要上限額の引き上げ

※令和5年1月1日施行

技術者の専任を求める請負金額について、建設工事費デフレーター、消費税率等を踏まえ、基準額を引き上げ。

- ・ 専任が必要な請負金額：現行3500万円（建築一式7000万円）以上→4000万円（建築一式8000万円）以上
- ・ 監理技術者の配置が必要な下請金額：現行4000万円（建築一式工事は6000万円）→4500万円(建築一式7000万円)以上

## ○監理技術者等が兼任可能な条件の方向性

※施行時期未定

一定規模以下の工事に関して、兼任可能な制度を新設。

<兼任可能な条件>

- ・ 工事請負金額がいずれも1億円未満（建築一式工事は2億円未満）の2現場を兼務すること。
- ・ 監理技術者等と各現場との間に、現場の状況確認と意思疎通に必要なリアルタイムの音声・映像の送受信が可能な環境が整備されていること。
- ・ 各現場が一日に巡回可能な範囲（現場間を2時間程度で移動できる距離）に存在すること。
- ・ 連絡要員（1年以上の実務経験を有する者）を配置すること 等

## ○営業所専任技術者と監理技術者等を兼任可能な条件の方向性

※施行時期未定

一定の条件のもと、1現場までに限り専任現場との兼任を可能に。

- ・ 営業所専任技術者としての役割（適正な請負契約の締結・営業所の他の工事の技術的サポート等）と、現場技術者としての役割（適正施工の確保）の両方を達成できるよう、専任現場の兼任と同様の条件のもと、「1営業所 + 1専任現場」の兼任を可能とする。

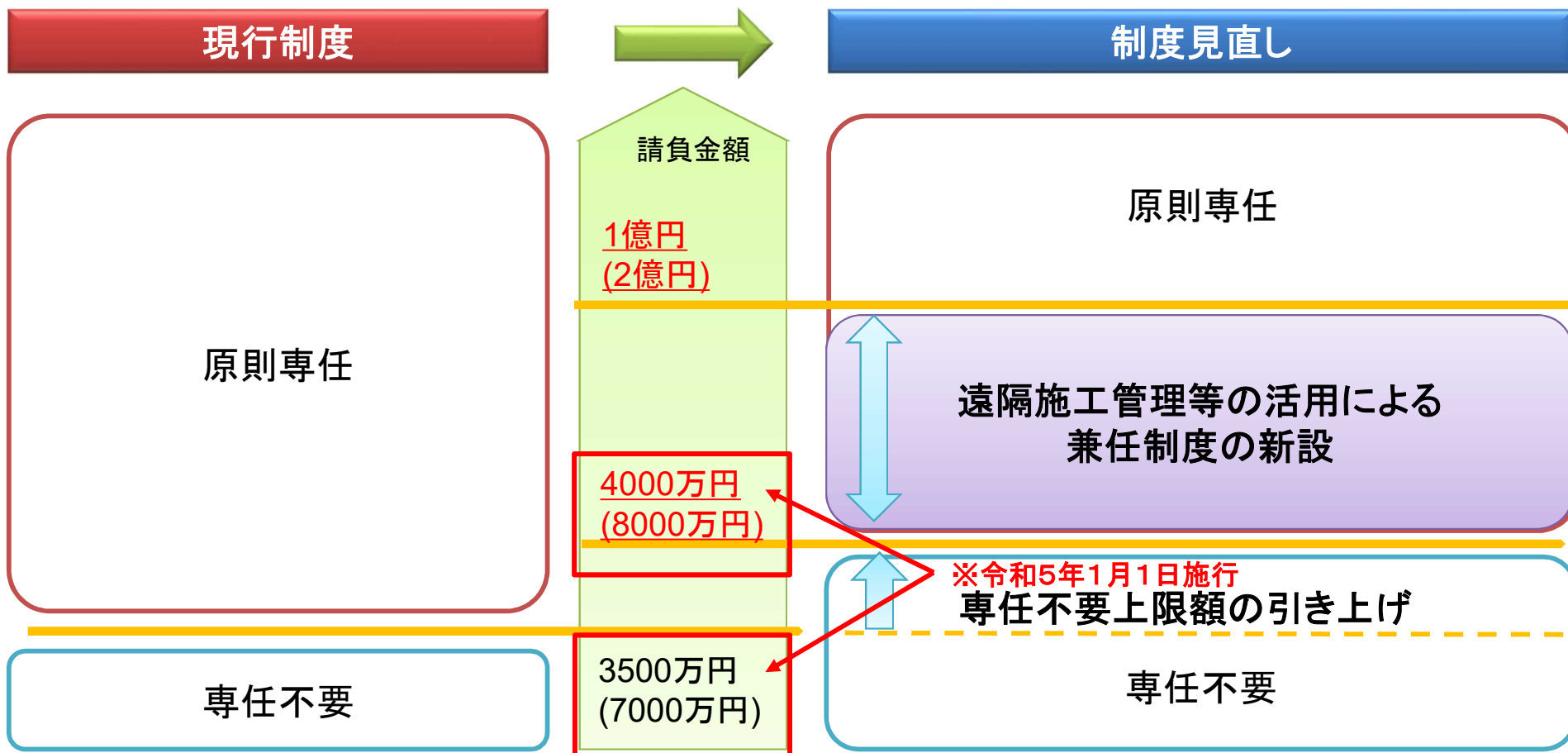
## ○技術検定の受検資格等に関する方針

※令和6年4月1日施行予定

学歴による差を見直し、実務経験の内容を評価することにより、必要年数の短縮を検討。

- ・ 技術検定の第1次検定については、一定年齢以上の全ての者に受検資格を認め、検定試験内容の充実を図るとともに、専門性の高い学校課程修了者とそれ以外の者との取り扱いを分ける。
- ・ 技術検定の第1次検定に合格した者を、建設技術者として最低限必要な知識を有するものとして同等に扱い、技術者として施工管理に関する実務をその内容に応じて一定期間経験した者に対して第2次検定の受検資格を認める。

- **専任不要上限額の引き上げ**  
技術者の専任を求める請負金額について、建設工事費デフレーター、消費税率等を踏まえ、基準額を引き上げ。
- **兼任可能な制度の新設**  
多様な建設工事においてICTの活用による施工管理の効率化を可能とするため、一定規模以下の工事に関して、兼任可能な制度を新設。
- **その他の検討**  
技術者配置の運用の見直し。



( )は建築一式工事の場合

## ○ 1級の受検資格 (現行)

学 歴	第一次検定	第二次検定
大学 (指定学科)	卒業後 3年実務	
短大、高専(指定学科)	卒業後 5年実務	
高等学校(指定学科)	卒業後 10年実務	
大 学	卒業後 4.5年実務	
短期大学、高等専門学校	卒業後 7.5年実務	
高 等 学 校	卒業後 11.5年実務	
2 級 合 格 者	条件なし	2級合格後 5年実務
上 記 以 外	15年実務	

(いずれも指導監督的実務経験1年を含む必要あり)

## ○ 2級の受検資格 (現行)

学 歴	第一次検定	第二次検定
大学 (指定学科)	17歳以上	卒業後 1年実務
短大、高専(指定学科)		卒業後 2年実務
高等学校(指定学科)		卒業後 3年実務
大 学		卒業後 1.5年実務
短期大学、高等専門学校		卒業後 3年実務
高 等 学 校		卒業後 4.5年実務
上 記 以 外		卒業後 8年実務

## (見直し)

第一次検定	第二次検定
19歳以上 〔専門性の高い大学 課程履修者は一部 科目を免除〕	1級技士補として 一定規模以上の工事の 実務経験3年 ※1

※1 下請金額が監理技術者配置を要する金額以上の工事の  
施工管理実務経験は3年。監理技術者補佐としての経験  
は1年。その他の経験については5年。  
2級合格者は従前のとおり。  
これまでの受検資格については別途経過措置を検討。

## (見直し)

第一次検定	第二次検定
17歳以上 〔専門性の高い学校 課程履修者は一部 科目を免除〕	2級技士補としての 実務経験3年 ※2

※2 1級技士補の場合は1年。  
これまでの受検資格については別途経過措置を検討。



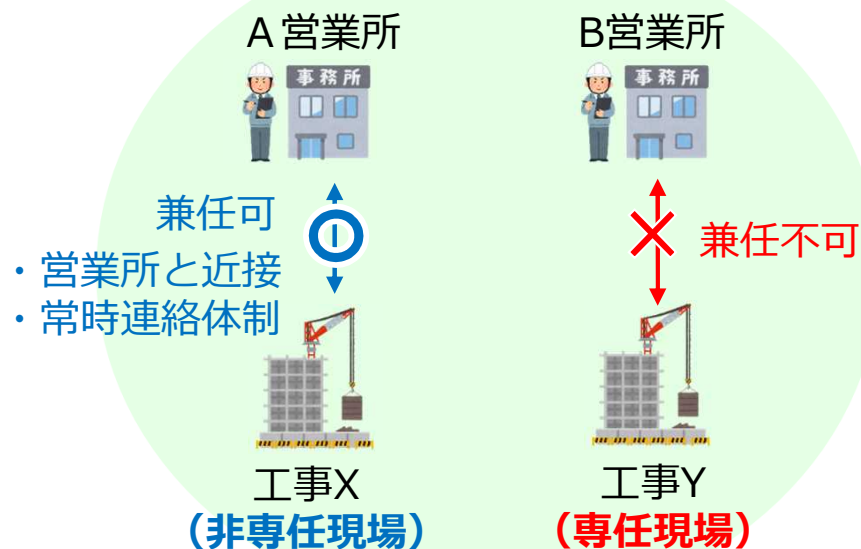
## 現状

- 営業所専任技術者が専任現場（請負金額3500万円以上）の監理技術者等を兼任することは認められていない。
- 非専任現場については、①近接、②常時連絡体制の2条件のもと兼任可能。

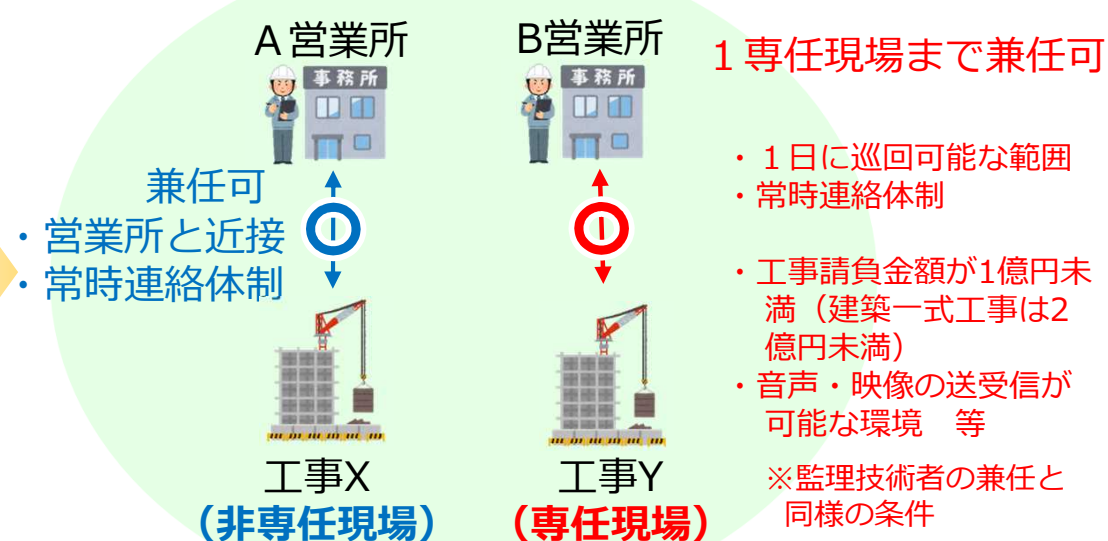
## 見直し案

- 一定の条件のもと、**1現場までに限り専任現場との兼任を可能に。**

### 現状



### 見直し案

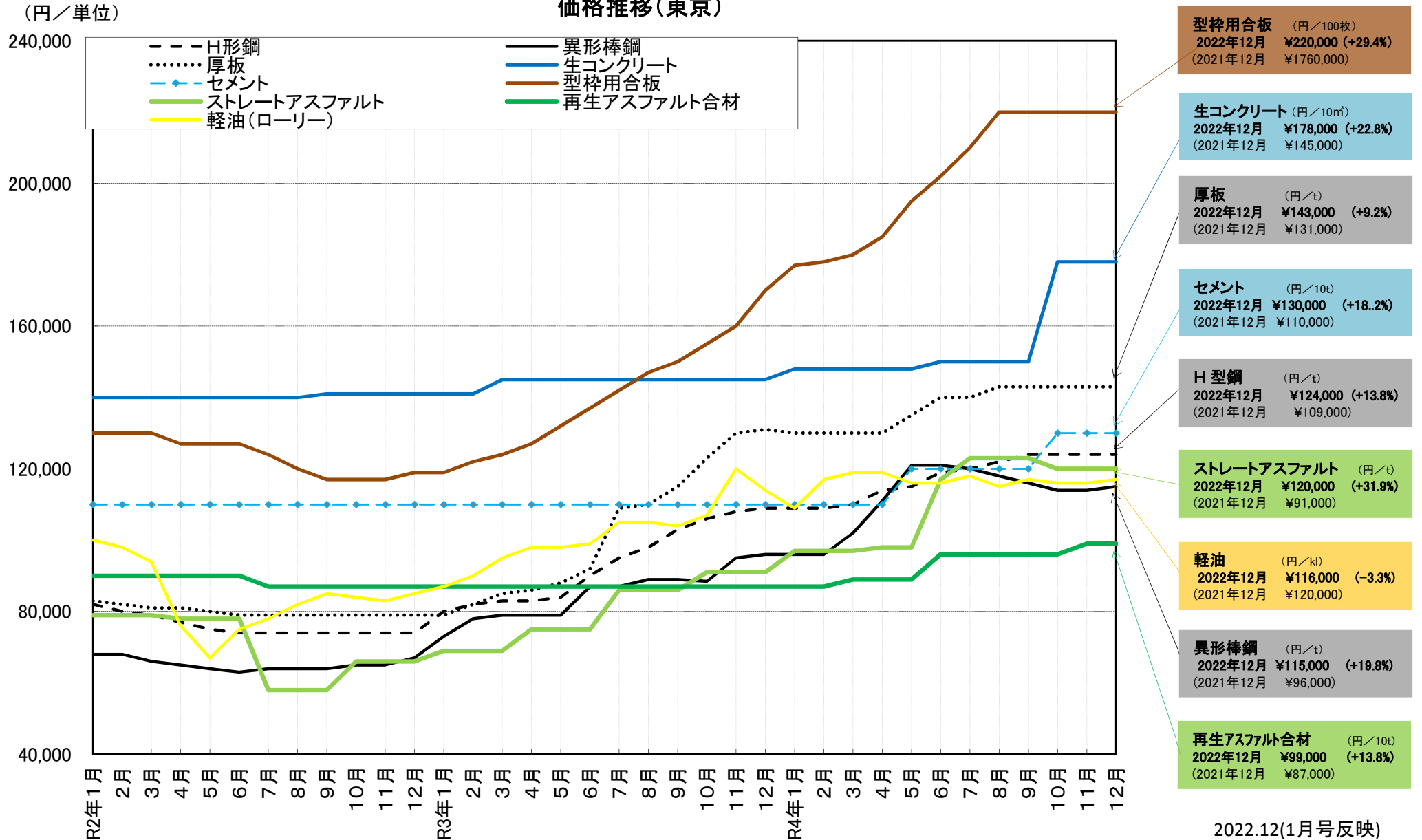


## 3 価格転嫁対策

---

○昨年来より原材料費の高騰やエネルギーコストの上昇等により、各建設資材価格が高騰している。  
 ○足元では、多くの資材で価格転嫁の交渉が行われており、状況を継続して注視。

価格推移(東京)



## 開催概要

日時：令和3年12月27日（月）14:00～14:32

出席者：（政府）岸田総理、斉藤国交大臣、山際新しい資本主義担当大臣、経産大臣、厚労大臣、消費者担当大臣等  
（民間団体）十倉経団連会長など経済団体5団体トップ、宮本日建連会長など事業者団体22団体トップ

### 【岸田総理の発言（抄）】

政府としても、成長と分配の好循環を実現するため、地域経済の雇用を支える中小企業が適切に価格転嫁を行い、適正な利益を得られるよう、環境整備を行ってまいります。

本日、パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージを決定いたします。1月から3月を転嫁対策に向けた集中取組期間と定めるほか、公正取引委員会と中小企業庁が事業所管省庁と連携して、問題となる事例を幅広く把握し、対応する価格転嫁円滑化スキームを創設いたします。

加えて、下請代金法や独占禁止法の執行強化などにより、立入調査や要請を行い、価格転嫁を行いやすくいたします。

この後、閣議了解を行い、本日御出席の事業者団体を含めて、各事業所管大臣から各団体に対して、取引先とのパートナーシップ構築、取引慣行や商慣行の是正などについて、会員企業に周知されるよう、要請することとしております。

取引は民と民の関係であり、本日お集まりの産業界をリードしている皆様方に御協力いただきますよう、是非ともよろしくお願い申し上げます。

### 【斉藤国交大臣の発言要旨（抄）】

建設業界では、8年前より国土交通大臣と建設業4団体のトップが定期的に直接意見交換を行うなど官民一体となって賃金引上げの取組を行い、直近6年間で年平均2.7%の賃金上昇を実現しました。

行政においては、市場の賃金実態を的確に反映し、9年連続で設計労務単価を引き上げるとともに、公共工事における適正価格での発注やダンピング対策の徹底を推進してまいりました。

また、業界団体では、ダンピング受注の排除や適正な請負代金での下請契約締結の周知などに取組んで頂きました。

国土交通省としては、特に民間工事における取引適正化が重要と考えており、各団体の皆様には、適正な請負代金の設定や支払条件の改善、適正な工期の確保にご協力をお願い致します。



## 転嫁円滑化施策パッケージ(令和3年12月27日)(抜粋)

### 5 公共工事品質確保等に基づく対応の強化

#### (1) 公共工事品質確保法等の趣旨の徹底

- ・ 公共工事の発注者（地方整備局、都道府県、市町村、地方公社等）に対し、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨を踏まえて対応を図るよう、周知する。
- ・ 公共工事のみでなく、民間発注者に対しても、同様の適正な請負単価の設定や適正な工期の確保を求めるとともに、毎年1月から3月までの「集中取組期間」において、国土交通省が請負代金や工期などの契約締結の状況についてのモニタリング調査等を実施する。

## 国土交通省における取組

- 令和3年12月27日に開催された「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化会議」において、斉藤国土交通大臣から同会議出席の経済団体等に対して、適正な請負代金の設定や支払条件の改善、適正な工期の確保について、協力を依頼。
- また、同日付で公共発注者、民間発注者、建設業団体等に対して、労務費等を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保等について要請を发出。令和4年3月8日付でも、同様の内容にて再度要請を发出。
- さらに、令和4年2月25日付けで、建設業団体等に対して、下請事業者から価格交渉の申出があった場合には積極的に応じること、取引価格は原材料費等の上昇分を考慮した上で十分に協議し決定すること等を要請。
- 加えて、転嫁円滑化施策パッケージに基づき、1月から3月までの「集中取組期間」において、請負代金や工期などの契約締結の状況について、モニタリング調査等を実施。

(令和4年4月26日 原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定)

## Ⅲ. 新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等

### ● 賃上げ・価格転嫁対策 (内閣官房、経済産業省、公正取引委員会、国土交通省、厚生労働省)

➤ 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるようにし、賃金引上げの環境を整備するため、関係省庁や下請事業者から広範囲に情報提供を受け付け、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」や下請代金法上の「買ったたき」などに対する取締りを強化するなど、取引適正化の取組を進める。



➤ 建設業・造船業における原材料費等の取引価格を反映した適正な請負代金・船価の設定や適切な工期の確保が図られるよう、公共・民間発注者等に対して周知徹底を図る。

➤ アスファルト合材について、ストレートアスファルト等の原材料費の上昇分を適切に価格へ転嫁できるよう、アスファルト合材の取引に係る事業者等への働きかけを行うとともに、資材価格等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保が図られるよう、公共発注者等に対して周知徹底を行う。

# 適切な価格転嫁に向けた発注者等への周知徹底について

## 「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」

(令和4年4月26日国不建第52号～第55号、国交省不動産・建設経済局長 → 建設業者団体、公共発注者、民間発注者)

- ◇ 取引価格を反映した**適正な請負代金の設定**や納期の実態を踏まえた**適正な工期の確保**に加え、本年実施した**モニタリング調査の結果も踏まえ、スライド条項の適切な設定・運用**や**必要な契約変更の実施**について要請

契約締結時

公共・民間それぞれの標準約款に記載されている**請負代金や工期の変更に関する規定(スライド条項等)**を**適切に設定**すること

契約締結後

それらの規定を**適切に運用**すること

受注者や下請から**協議の申出があった場合は適切に応じる**こと等により、状況に応じた**必要な契約変更を実施**するなど、適切な対応を図ること

- ◇ 各関係者における取組の推進に向け、通知先に応じてそれぞれ以下を周知

建設業者  
団体

- ・ 下請企業等との取引において円滑な価格転嫁を進めるため、**発注者との契約においても適切な対応**を図ること
- ・ **資材業者等に対しても同様の配慮**を行うこと

公共  
発注者

- ・ **資材単価の改定を月ごとなど適時に行う**こと、状況等を踏まえて**単価設定のための調査の時期の前倒し・頻度の増加等**の対応をとること、可能な限り最新の時点の単価を用いて積算すること等により、**原材料費の最新の取引価格を請負代金へ適切に反映**すること

民間  
発注者

- ・ 建設工事の受注者は、発注者が事業を推進する上での**重要なパートナー**であり、また、**受発注者間の価格の転嫁が元下間・資材業者等への転嫁に当たっても重要**となることから、**適切な対応**を図るべきこと

- ◇ 価格転嫁に関する相談等を「**建設業フォローアップ相談ダイヤル**」にて受け付けている旨周知

## 「ストレートアスファルト等の原材料費の上昇分のアスファルト合材価格への適切な転嫁について」

(令和4年4月26日20220426製局第1号・国不建第56号、**経産省**製造産業局長・**国交省**不動産・建設経済局長 → 日本アスファルト合材協会、建設業者団体、公共発注者、民間発注者)  
(**両省の連携により発出**)

- ◇ アスファルト合材の取引に係る事業者に対し、アスファルト合材について、原材料費の上昇分を適切に価格へ転嫁できるよう、**当事者間で十分に協議の上適正な取引価格を設定**するなど、適切な対応を図ることを働きかけ
- ◇ **公共・民間発注者**に対しても、同様に、**適正な請負代金の設定**や**必要な契約変更の実施**について要請

➡ 適切な価格転嫁、取引の適正化に向けて、**官民協働**で取組を推進

サプライチェーン全体で、建設資材に関する適切な価格転嫁が図られるよう、受注者・発注者(施主)間を含めた建設工事に関する環境整備を進めることが必要

## これまでの取組

直轄工事において、スライド条項の運用等適切な対応を実施するとともに、地方公共団体等に対し、最新の実勢価格を反映した適正な予定価格の設定やスライド条項の適切な運用等を要請

- 公共発注者・民間発注者・建設業団体に対し、スライド条項等の適切な設定・運用や必要な契約変更の実施等を要請（公共発注者に対しては、資材単価の適時の改定・調査頻度を増やすこと等も併せて要請）
- 都道府県における資材単価の設定状況等について見える化し、改善を働きかけ
- 元請下請/受発注者間における請負代金等の契約締結状況についてモニタリング調査を実施

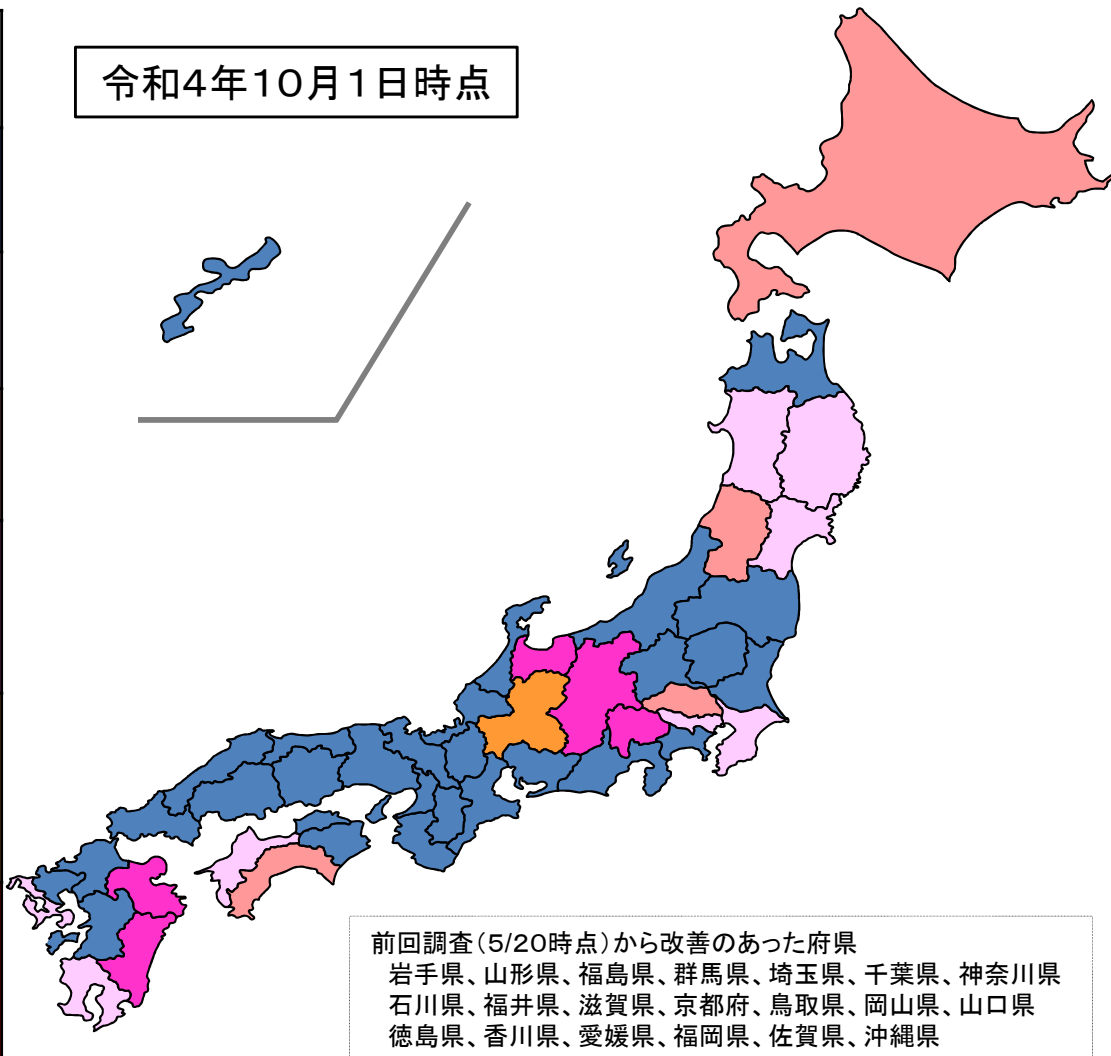
## 今後の更なる取組

- 地方公共団体における①資材単価の設定状況、②スライド条項の設定・運用状況について調査
- 全国の都道府県主催会議(公契連)において、適正な予定価格の設定・スライド条項の適切な運用等について市区町村へ直接働きかけ
- 適切なリスク分担等により価格転嫁が図られるよう、受発注者間で標準約款の適切な活用を働きかけるとともに、資材価格変動に対応しやすい契約について検討



- 都道府県が予定価格<sup>※1</sup>の積算時に使用する材料単価について、その設定状況を調査。
- 物価資料を引用している<sup>※2</sup>材料単価については、29団体が、毎月、最新の物価資料の掲載価格を引用。

材料単価の設定状況		都道府県数
I	全ての資材で「毎月、最新の物価資料の掲載価格を引用」	29
II	主要資材は「毎月、最新の物価資料の掲載価格を引用」 (主要資材以外は、「毎月の変動率を確認し、一定の基準を満たした場合に、最新の物価資料の掲載価格を引用」)	8
III	主要資材は「毎月、最新の物価資料の掲載価格を引用」 (主要資材以外は、年数回更新)	4
IV	全ての資材で「毎月の変動率を確認し、一定の基準を満たした場合に、最新の物価資料の掲載価格を引用」	5
V	主要な資材は「毎月の変動率を確認し、一定の基準を満たした場合に、最新の物価資料の掲載価格を引用」 (主要資材以外は、年数回更新)	1
VI	最新の物価資料の掲載価格を引用していない (年数回更新)	0



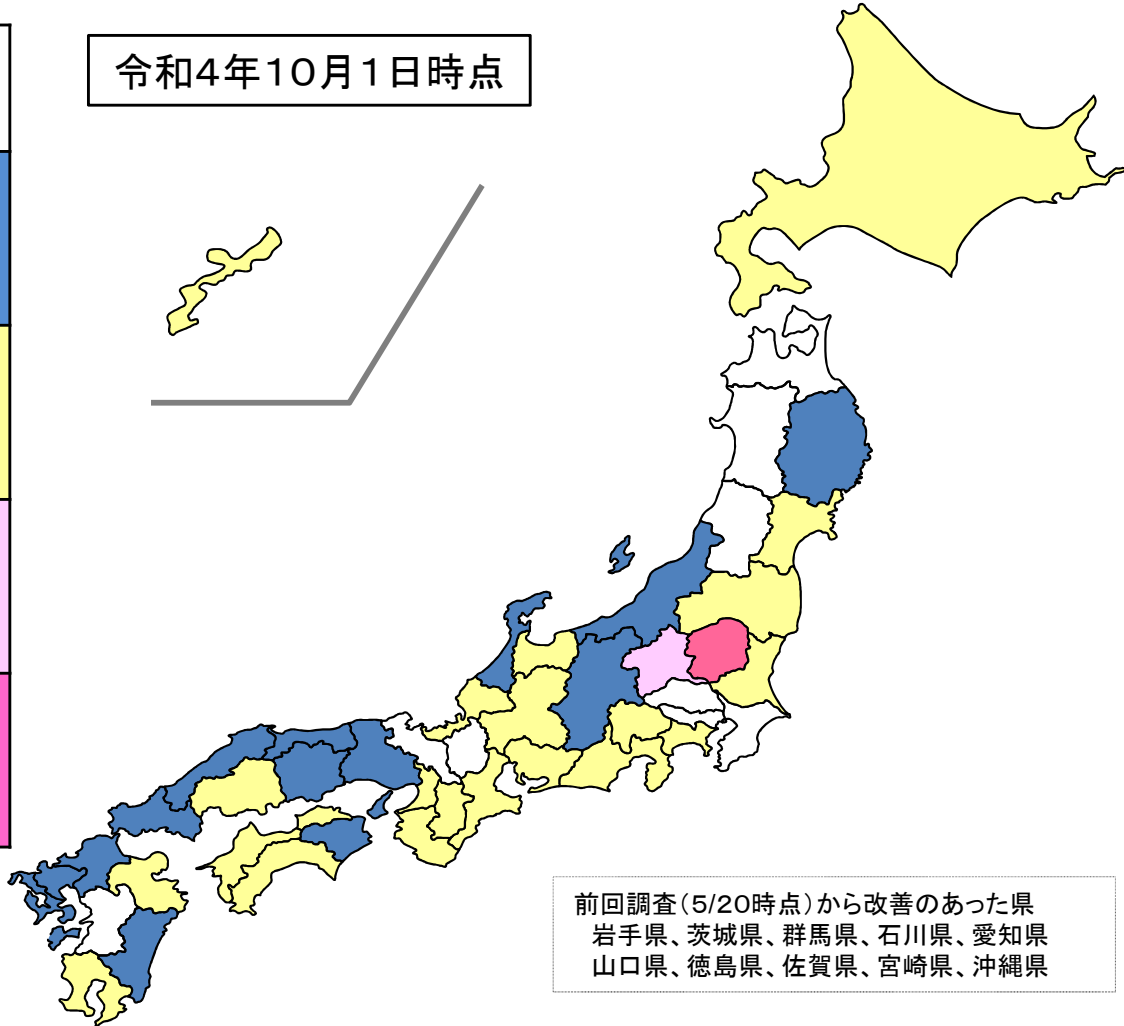
※1 入札時の当初の予定価格

※2 複数の物価資料の掲載価格の平均値を採用している 又は 一つの物価資料の掲載価格を引用している

- 都道府県が予定価格※<sub>1</sub>の積算時に使用する材料単価について、その設定状況を調査。
- 生コンクリートの単価については、多くの都道府県が物価資料の掲載価格の引用のほか独自調査による設定※<sub>2</sub>も行っており、14団体が毎月調査を実施して更新。

独自調査の実施状況 材料単価の設定状況		定期調査 の頻度	都道 府県 数	
独自調査を実施している	I	毎月調査し、単価を更新	14	
	II	毎月の変動率を確認し、一定の基準を満たした場合に、随時調査等を実施し、単価を更新	年6回 ～ 年1回	22
	III	I、IIの対応をとっていない <ul style="list-style-type: none"> <li>・変動率の確認が毎月でない</li> <li>・随時調査を行う基準がルール化されていない</li> <li>・随時調査を実施していない</li> </ul>	年6回	1
	IV		年4回	1

令和4年10月1日時点



〔 上記以外の9都府県(右図白色)は、独自調査を実施していない(物価資料の掲載地区の価格を引用し、毎月更新している) 〕

前回調査(5/20時点)から改善のあった県  
 岩手県、茨城県、群馬県、石川県、愛知県  
 山口県、徳島県、佐賀県、宮崎県、沖縄県

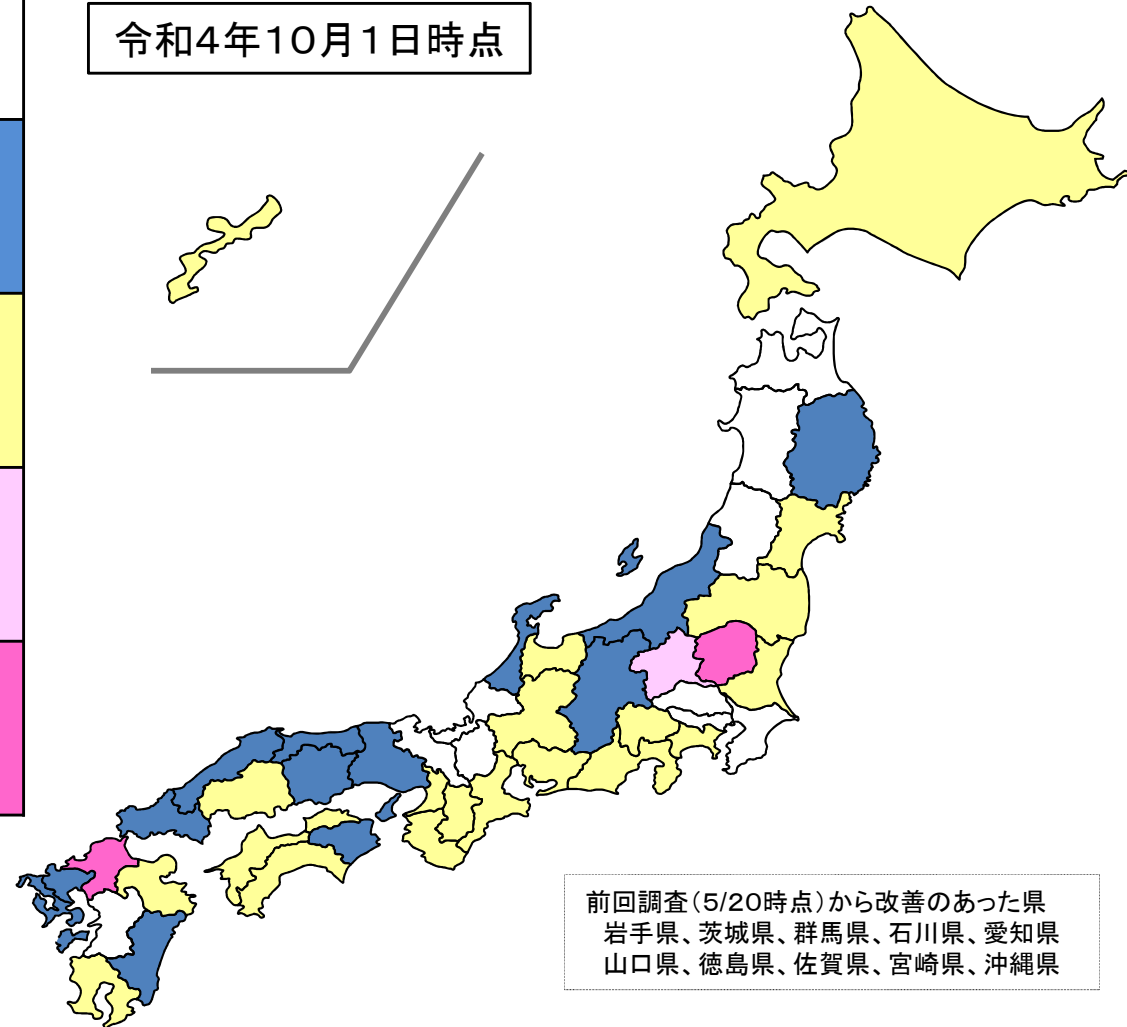
※1 入札時の当初の予定価格

※2 物価資料に掲載されていない地区について、調査機関に依頼するなどして地域の取引の実例価格を調査し、単価を設定している

- 都道府県が予定価格※<sub>1</sub>の積算時に使用する材料単価について、その設定状況を調査。
- アスファルト合材の単価については、多くの都道府県が物価資料の掲載価格の引用のほか独自調査による設定※<sub>2</sub>も行っており、13団体が毎月調査を実施して更新。

独自調査の実施状況 材料単価の設定状況		定期調査 の頻度	都道 府県 数	
独自調査を実施している	I	毎月調査し、単価を更新	13	
	II	毎月の変動率を確認し、一定の基準を満たした場合に、随時調査等を実施し、単価を更新	年6回 ～ 年1回	21
	III	I、IIの対応をとっていない <ul style="list-style-type: none"> <li>・変動率の確認が毎月でない</li> <li>・随時調査を行う基準がルール化されていない</li> <li>・随時調査を実施していない</li> </ul>	年6回	1
	IV		年4回	2

令和4年10月1日時点



前回調査(5/20時点)から改善のあった県  
 岩手県、茨城県、群馬県、石川県、愛知県  
 山口県、徳島県、佐賀県、宮崎県、沖縄県

〔 上記以外の10都府県(右図白色)は、独自調査を実施していない  
 (物価資料の掲載地区の価格を引用し、毎月更新している) 〕

※1 入札時の当初の予定価格

※2 物価資料に掲載されていない地区について、調査機関に依頼するなどして地域の取引の実例価格を調査し、単価を設定している

## 4 担い手の確保・育成に向けた取組

---

# 「建設産業人材確保・育成協議会(人材協)」について

## 【概要】

- 産官学が共同して建設産業の担い手確保・育成及び定着の推進を目的に活動する唯一無二の組織で、平成5年8月の設立以降、建設産業の最重要課題の一つでもある「担い手確保・育成・定着」に向けて、様々な取組を展開
- 人材協は、下表のとおり、多くの建設産業団体が協賛しており、これに国土交通省、厚生労働省、文部科学省、さらには各都道府県の建設業協会等も加わって、100を超える団体から構成されている全国組織



(一社)日本建設業連合会	(一社)建設産業専門団体連合会	日本建設インテリア事業協同組合連合会	(一社)全国地質調査業協会連合会
(一社)全国建設業協会	(一社)日本建設躯体工事業団体連合会	(一社)全国建設室内工事業協会	(一社)建設コンサルタンツ協会
(一社)全国中小建設業協会	(一社)日本造園建設業協会	(一社)全国タイル業協会	(一社)全国測量設計業協会連合会
(一社)日本建設業経営協会	(一社)鉄骨建設業協会	(一社)日本建築板金協会	(一社)日本建設機械レンタル協会
(一社)日本道路建設業協会	(一社)日本窯工業連合会	(一社)日本左官業組合連合会	(一社)日本計装工業会
(一社)日本埋立浚渫協会	公益社団法人全国鉄筋工事業協会	(一社)全国道路標識・標示業協会	(一社)消防施設工事協会
全国建設業協同組合連合会	(一社)日本機械土工協会	(一社)全日本瓦工事業連盟	(一社)日本電設工業協会
(一社)全国建設産業界団体連合会	(一社)全国基礎工事業団体連合会	(一社)全国中小建築工事業団体連合会	(一社)日本空調衛生工事業協会
(一社)日本海上起重技術協会	(一社)日本基礎建設協会	(一社)日本タイル煉瓦工事工業会	全国管工事業協同組合連合会
全国浚渫業協会	(一社)全国コンクリート圧送事業団体連合会	(一社)カーテンウォール・防火開口部協会	(一社)プレストレスト・コンクリート建設業協会
全国ポンプ・圧送船協会	(一社)全国クレーン建設業協会	(一社)日本塗装工業会	(一社)プレストレスト・コンクリート工事業協会
日本港湾空港建設協会連合会	ダイヤモンド工事業協同組合	全国マシック事業協同組合連合会	(一社)プレストレスト・コンクリート工事業協会
(一社)日本型枠工事業協会	(一社)日本アンカー協会	日本外壁仕上業協同組合連合会	(公社)全国解体工事業団体連合会
(一社)日本造園組合連合会	(一社)全国防水工事業協会	(一社)日本ウレタン断熱協会	日本金属工事業協同組合
全国圧接業協同組合連合会		日本室内装飾事業協同組合連合会	全国建設弘済協議会
		(一社)日本シャッター・ドア協会	(職)全国建設産業教育訓練協会 等

# 人材協の主な取組①(建設業界ガイドブックの作成等)

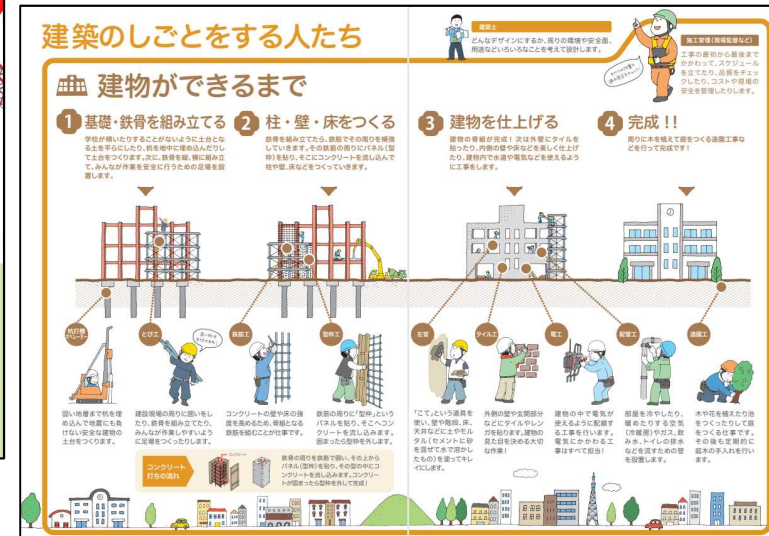
## 【建設産業ガイドブック】

- 建設産業の役割や土木・建築工事の仕事について、写真やイラスト等で分かりやすく紹介したガイドブック
- それぞれの工事について、工程（作業）順に携わる工事業を紹介するとともに、各工事業については、仕事内容や関連する資格なども紹介



## 【ニッポンをつくる人たち まもる人たち】

- 小中学生や小さな子供にも建設業について知ってもらうために、イラストを中心としたパンフレット
- 土木のしごと、建築のしごと、それを担う人たち、そして建設業は地域をまもる仕事でもあることを紹介



# 人材協の主な取組②(作文コンクール/建設人材育成優良企業表彰)

## 【作文コンクール】

- 建設産業に従事している方を対象に、仕事への意識高揚や建設産業のイメージアップを図ることを目的とした社会人の作文コンクール「私たちの主張」、全国の工業高校の建築学科、土木学科の在校生を対象に、建設業に対する「夢」や「憧れ」等をテーマとした「高校生の作文コンクール」を実施している
- 表彰は、「国土交通大臣賞」、「国土交通省不動産・建設経済局長賞」、「優秀賞」の3賞

【令和4年度表彰における北陸地方整備局管内の受賞者】

●不動産・建設経済局長賞

南雲 文音 「女性施工管理者として働く」 株式会社 巴山組 (新潟県)

●優秀賞

猪俣 夏来 「現場にある『生(せい)』」 株式会社 巴山組 (新潟県)

中林 八恵子 「チームで実感！わたしの成長」 加賀建設 株式会社 (石川県)



## 【建設人材育成優良企業表彰】

- CCUSの活用をはじめとして、技能や経験に応じた給与の引き上げや、キャリアパスに基づいた計画的な人材育成、これらを可能とするための環境整備など、「建設工事の担い手の育成及び確保」に向けて、顕著な功績を上げた企業、団体に対して表彰を行い、その努力を讃えることにより、担い手の育成及び確保に向けた取組みを推進するため、令和4年2月に創設。
- 表彰は、「国土交通大臣賞」、「国土交通省不動産・建設経済局長賞」、「優秀賞」の3賞

【令和4年度表彰における北陸地方整備局管内の受賞者】

●不動産・建設経済局長賞 加賀建設 株式会社 (石川県)

●優秀賞 株式会社 福田組 (新潟県)

# 人材協の主な取組③(霞が関見学デー／国土交通省学校キャラバン)

## 【霞が関見学デー】

- 親子のふれあいを深め、子供たちの夏休みを活用して、広く社会を知る体験活動の機会を提供する取組として、国土交通省を含む各省庁等が連携して毎年夏に実施しているイベント
- 国土交通省での開催時に人材協もブースを出典し、建設業の社会的な役割を理解してもらう活動を行っている



重機によるショー(令和元年度人材協)

## 【国土交通省学校キャラバン】

- 若年者の建設業への関心を高めることを目的に、建設業団体・企業・行政機関が一体となって小中学校などに出向き、建設業の役割や魅力等を直接語りかける活動を実施
- 平成26年にスタートし、例年、仕事体験として、ドローン飛行見学やVR体験、左官の漆喰塗り、型枠の建込・締付、墨付けなど、最新技術の紹介と共に職人技にも触れてもらっている



福岡県での開催  
(平成29年度)



埼玉県での開催  
(平成28年度)



# 人材協の主な取組④(WebやSNSによる広報展開)

## 建設現場へGo! (<http://genba-go.jp/>)



建設業団体等が広報している若年入職促進等に資する  
様々なコンテンツを集約したJobポータルサイト

## 人材協Twitter ([https://twitter.com/kikin\\_jinzaikyo](https://twitter.com/kikin_jinzaikyo))



人材協の活動や担い手確保・育成に関する情報を  
よりタイムリーに発信するためにSNS展開を開始

## 18歳のハローワーク (<http://genba-go.jp/18hellow/>)



建設業を身近に感じてもらうとともに、就職に向けた  
手がかりとなる情報を発信、様々な職種紹介や  
技術者・技能者のインタビューを掲載

## 人材協YouTube ([https://www.youtube.com/channel/UCM5\\_H7Htj4SwrvHf-7ifE1Q?view\\_as=subscriber/](https://www.youtube.com/channel/UCM5_H7Htj4SwrvHf-7ifE1Q?view_as=subscriber/))



たくさんの方々に建設業を選んでもらえるよう、建設業  
の魅力やタイムリーな情報を発信

## 【概要】

- 北陸地方における建設界の担い手をめぐる現状や課題に関する認識を共有し、建設界の担い手不足に対し、建設関係団体、教育機関、関係行政機関等が一体となって担い手の確保・育成の取組みを推進することを目的に設置
- 協議会のほか、新潟、富山、石川の各県部会あり。
- 構成団体等は下に記載のとおり

## 【構成団体等】

- |                            |                    |           |
|----------------------------|--------------------|-----------|
| ・(一社) 日本建設業連合会 北陸支部        | ・新潟工業高校            | ・新潟県 土木部  |
| ・(一社) 日本道路建設業協会 北陸支部       | ・新発田南高校            | ・新潟県教育委員会 |
| ・(一社) 新潟県建設業協会             | ・富山工業高校            | ・富山県 土木部  |
| ・(一社) 富山県建設業協会             | ・小松工業高校            | ・富山県教育委員会 |
| ・(一社) 石川県建設業協会             | ・金沢市立工業高校          | ・石川県 土木部  |
| ・(一社) 建設コンサルタンツ協会 北陸支部     |                    | ・石川県教育委員会 |
| ・(一社) 新潟県測量設計業協会           | ・新潟労働局             | ・新潟市 土木部  |
| ・(一社) 富山県測量設計業協会           | ・富山労働局             |           |
| ・(一社) 石川県測量設計業協会           | ・石川労働局             |           |
| ・北陸地質調査業協会                 |                    |           |
|                            | ・北陸地方整備局           |           |
| ・新潟大学 工学部 工学科 社会基盤工学プログラム  | ・北陸地方整備局 信濃川河川事務所  |           |
| ・長岡技術科学大学 環境社会基盤工学専攻       | ・北陸地方整備局 新潟国道事務所   |           |
| ・富山大学 都市デザイン学部 都市・交通デザイン学科 | ・北陸地方整備局 富山河川国道事務所 |           |
| ・富山県立大学 工学部 環境・社会基盤工学科     | ・北陸地方整備局 金沢河川国道事務所 |           |
| ・金沢大学 理工研究域 地球社会基盤学類       | ・北陸地方整備局 北陸技術事務所   |           |
| ・金沢工業大学 工学部 環境土木工学科        |                    |           |
| ・長岡工業高等専門学校 環境都市工学科        |                    |           |
| ・石川工業高等専門学校 環境都市工学科        |                    |           |
| ・石川県立大学 生産資源環境学部 環境科学科     |                    |           |

※事務局：北陸地方整備局 企画部・建政部

## 方針1 インフラ分野のDX、働き方改革推進による建設業界の新たな魅力向上の発信

- ▶ リモート・ICT活用や、働き方改革による労働環境改善など、かつてのイメージ払拭により業界の魅力を向上



【リモート形式の現場見学会】



【VR(仮想現実)による工事施工体験】



【女子大学生と女性技術者との座談会】

## 方針2 建設業界を身近に感じてもらう取り組みの継続

- ▶ 現場見学会、職場体験、出前講座、企業セミナーなど、これまで培った取り組みの継続により、建設系学校の学生・生徒をはじめ、小中学生とその保護者や教員に対しても、仕事・職業としての建設業に対する親近感を醸成



【小学生の総合学習】



【高校生の建設現場見学会】



【大学生への業界説明会】

## 方針3 ターゲットに応じた効果的かつ持続可能な取り組みの実施

▶ 小中学生、高校、大学・高専、若手就業者など対象者に応じて、産官学が連携した取組を推進

取組み対象者	小中学校 (児童生徒・保護者・先生)	高校 (生徒・保護者・先生)	大学・高専 (学生)	若手就業者	
対象者別の取組み基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ キャリア教育への参画を推進</li> <li>・建設業を職業候補の1つとしてもらうため、<b>進路の探索・選択の基盤形成を育成する教育活動</b>に参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高校・学科に応じたアプローチ</li> <li>・普通高校等は進路選択につながる<b>キャリア教育</b>、専門高校等は職業教育への協力などから、<b>将来設計の立案</b>に参画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 将来設計に沿った社会的移行の支援</li> <li>・建設系学科の学生の入職を導くため、就職の<b>現実的探索・試行的参加</b>を支援し、建設業に対する<b>勤労観・職業観</b>を確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 将来的な担い手の確保・育成</li> <li>・<b>技術継承・伝承</b>のほか、若年層の<b>離職対策</b>として、建設業で就業する<b>魅力・やりがい</b>を認識・共有する取組を推進</li> </ul>	
取組み実施者	産 協会・企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 総合学習(出前講座)</li> <li>・建設業の仕事などを紹介する授業等を産官が連携して実施</li> <li>[主な取組事例] <ul style="list-style-type: none"> <li>・土木出張PR(新潟県 他)</li> <li>・職場見学(北陸地整 他)</li> </ul> </li> <li>■ 親子参加型イベント</li> <li>・児童生徒と保護者が参加する現場見学会などを産官が連携して実施</li> <li>[主な取組事例] <ul style="list-style-type: none"> <li>・親子工事見学会(日建連 他)</li> <li>・土木フェスティバル(北陸地整 他)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 総合学習(出前講座)</li> <li>・建設業の仕事などを紹介する授業等を産官が連携して実施</li> <li>[主な取組事例] <ul style="list-style-type: none"> <li>・土木出張PR(新潟県 他)</li> </ul> </li> <li>■ 現場見学会</li> <li>・生徒や学生が参加する工事現場見学会などを産官が連携して実施</li> <li>[主な取組事例] ・高校生インフラツーリズム(石川県) ・土木・建築見学会(富山県)</li> <li>■ 就業体験・就職支援</li> <li>・インターンシップの受入 ・合同企業セミナー(けんせつフェア等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 講師派遣</li> <li>・建設業の業務や昨今の動向等に関する講義の実施</li> <li>[主な取組事例] <ul style="list-style-type: none"> <li>・新潟大工学部土木計画学(北陸地整)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 技術力向上</li> <li>・若手技術者を対象としたスキルアップセミナーの開催</li> <li>■ 若手技術者の交流</li> <li>・若手技術者による仕事観等に関する意見交換の実施</li> <li>■ 女性技術者の交流</li> <li>・建設業で女性が働き続けるために、女性技術者による意見交換の実施</li> <li>[主な取組事例] <ul style="list-style-type: none"> <li>・けんせつ小町(日建連 他)</li> </ul> </li> </ul>
	官 国・県・市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 情報発信 ・各種コンテンツによるPR</li> <li>[主な取組事例] ・小中学生用パンフレット ・リクルート用パンフレット ・YouTube配信(建設業協会 他)</li> </ul>			
	学 高校・高専・大学	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 産官学連携のコーディネート ・関係機関で情報共有や課題認識を図るための継続的な場づくり [主な取組事例] ・北陸建設界の担い手確保・育成推進協議会</li> <li>■ 建設系学校への入学促進</li> <li>・建設系学科のある高校・大学等を進学先として選択してもらう取組み推進</li> <li>[主な取組事例] <ul style="list-style-type: none"> <li>・オープンキャンパス[ダ・ヴィンチ祭(富山県立大学) 他]</li> <li>・高大接続プログラム[KUGS高大接続プログラム(金沢大学)]</li> <li>・オープンカレッジ[こども石川高専(石川工業高等専門学校)]</li> <li>・出前授業(長岡技術科学大学、新潟工業高校 他) ・動画作成(新発田南高校)</li> </ul> </li> <li>■ 高専へのPR</li> <li>・全国の高専(建設関係)全てを訪問し大学紹介(長岡技術科学大学)</li> <li>■ 業界研究の支援</li> <li>・OB・OGを招いて建設業の仕事内容やリクルート活動へのアドバイスをを行う説明会等の実施</li> </ul>			

## 【担い手確保】新潟市立明鏡高等学校 建設業出前講座

北陸地方整備局 建政部

- 令和4年7月から、整備局のホームページHP上で小学生から高校生及び教師を対象に募集を行い、一般社団法人新潟県建設専門工事業団体連合会の協力の下、申込のあった学校へ出向き、実際に専門工事の作業を体験することにより、建設業の魅力や役割を知ってもらうことで、興味や関心を高めてもらうことを目的とした「建設業出前講座」を実施
- 新潟市立明鏡高等学校2年生が、講師となった鉄筋工事業者の職人から構造物における鉄筋の重要性に関する講義を受けた後に、鉄筋の結束と組み立て作業を体験した

### 開催概要

令和4年7月6日（水）10：55～12：40

〈実施場所〉新潟市立明鏡高等学校

〈参加者〉2年生 16名

### 学生からの感想

- 建築業は人の暮らしを支える重要な仕事なので、その分責任とやりがいを感じられるすごい仕事だと改めて感じた
- 建築業は、外仕事で辛い職業と思っていたが、「結構楽しいよ」という職人さんの話を聞いて、その職業に就いた人にしか分からない楽しさがあるということに気付いた
- 鉄筋の結束は、力の加減が非常に繊細で難しかった
- 建設業や建築業は体力が第一だと思っていたが、技術もとても大切だと感じた

### 今後に向けて

- 学生等が職人から直接指導していただける貴重な機会であるため、今後も継続して実施していきたい

### コロナ禍での留意点

- マスクの着用と換気を徹底し、各ブースの間隔を空けて実施

〈座 学〉



〈体験作業〉



## 5 賃金引上げに向けた取組

---

# 令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について

## 単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の**実勢価格**を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) **必要な法定福利費相当額**や**義務化分の有給休暇取得に要する費用**のほか、**時間外労働時間を短縮するために必要な費用**を反映
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響下であることを踏まえた**特別措置**※を適用

※ 前年度を下回った単価は、前年度単価に据置

### 全 国

主要12職種※ (19,734円) 令和3年3月比；+3.0% (平成24年度比；+57.6%)

全 職 種 (21,084円) 令和3年3月比；+2.5% (平成24年度比；+57.4%)

※「主要12職種」とは通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

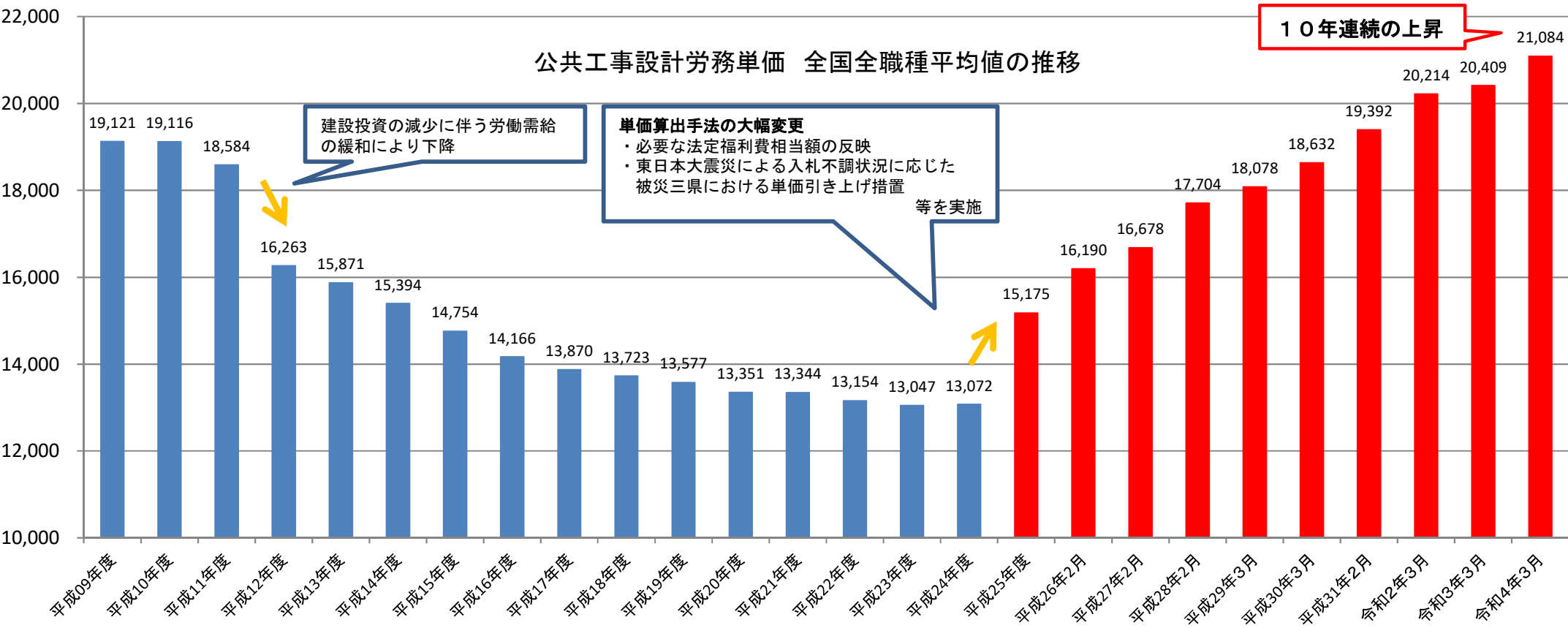
### (主要12職種)

職種	全国平均値	令和3年度比	職種	全国平均値	令和3年度比
特殊作業員	23,103円	+4.4%	運転手(一般)	20,797円	+4.0%
普通作業員	19,538円	+3.1%	型枠工	26,246円	+2.3%
軽作業員	14,999円	+1.2%	大工	25,156円	+1.9%
とび工	25,512円	+1.5%	左官	24,839円	+2.8%
鉄筋工	25,801円	+3.3%	交通誘導警備員A	14,873円	+3.7%
運転手(特殊)	23,979円	+4.4%	交通誘導警備員B	12,957円	+3.2%

注) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

# 令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について

○全国全職種平均値は時間外労働時間を短縮するために必要な費用を反映し、10年連続の上昇



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

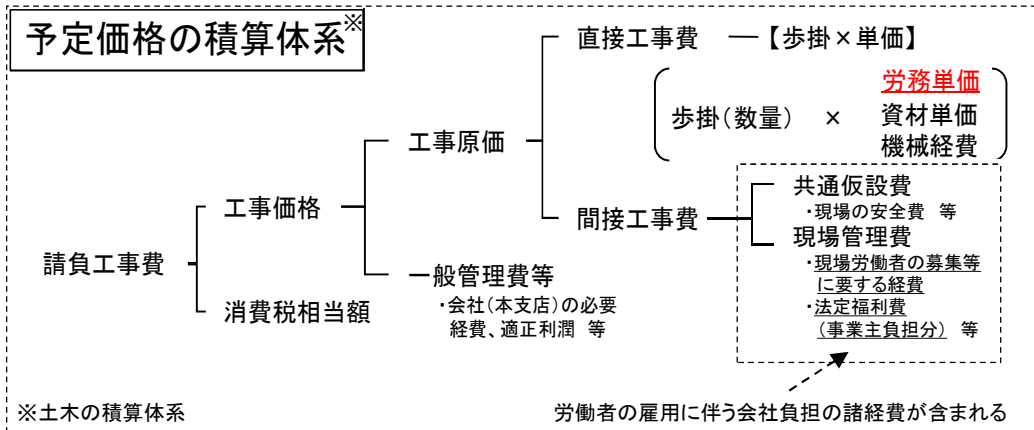
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	H24比
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+57.6%
全職種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+57.4%



# 公共工事設計労務単価の概要

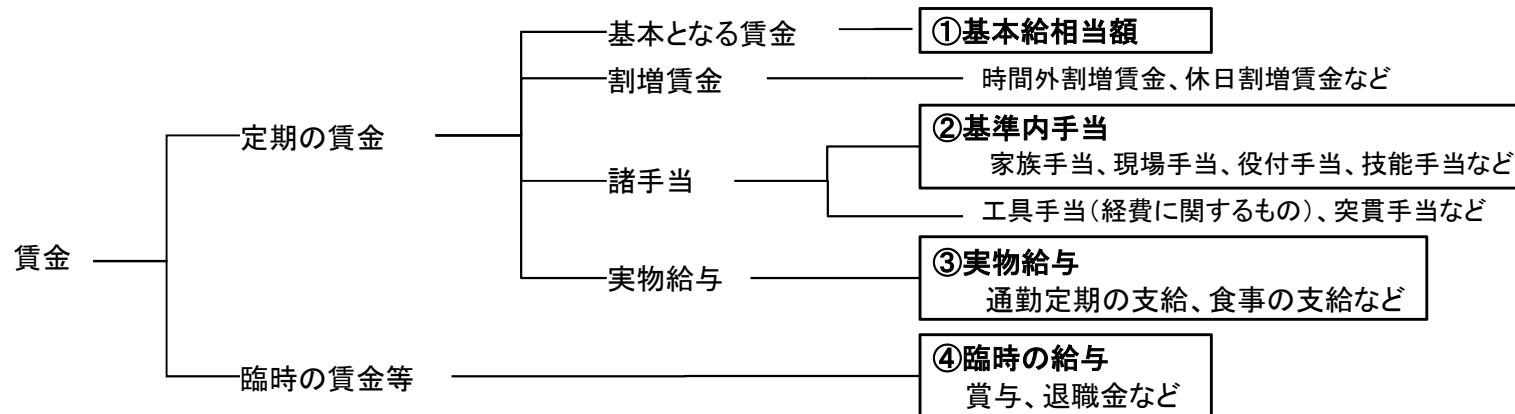
## 公共工事設計労務単価の概要

- **性格**: 公共工事の予定価格の積算用単価 (51職種、都道府県ごとに設定)
- **法令**: 予算決算及び会計令第80条第2項 「予定価格は、……取引の実例価格、……等を考慮して適正に定めなければならない。」
- **改訂**: 毎年10月、国、都道府県、政令市等発注の公共工事に従事する建設労働者(約11万人)の賃金支払い実態を調査し、年度当初に改訂。
- **留意事項**:
  - ・公共工事設計労務単価は、個々の契約(下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金)を拘束するものではない
  - ・法定福利費(事業主負担分)や、労働者の雇用に伴う会社負担の諸経費(労働者の募集・解散に要する費用、作業用具・被服に要する費用、労働者の宿泊・送迎費等)は含まない。(これらは別途、間接工事費にて計上されている)
  - ・時間外・休日・深夜の手当は含まない(必要に応じ発注者が別途積算)



## 公共工事設計労務単価の構成

- 予定価格では、1日8時間労働(時間外・休日労働なし)を前提として積算。
- このため、設計労務単価は、支払い賃金から時間外割増賃金等を除いた上で、1日8時間労働に相当する額に換算し設定。(次の①~④)



# 公共事業労務費調査の概要

## 公共事業労務費調査(書面調査の場合)の概要

- 国交省及び農水省(二省)の公共工事設計労務単価設定の基礎資料を得るための調査(昭和45年より実施)。
- 全国における二省等の公共工事から、10月に施工中の、1件当たり1,000万円以上の工事を選定母集団として、調査対象工事(約10,000工事)を無作為抽出(技能労働者数:約11万人)。
- 調査対象工事に従事する技能労働者の賃金について、積算で用いる51の職種区分に分類し、都道府県別に把握。(企業の規模や下請次数の制限はなく、対象職種に該当する全ての技能労働者が対象)
- 調査対象企業は、対象工事に従事した全ての技能労働者について、調査票に賃金等の必要事項を記入し、調査票と確認資料のコピーを送付(9月~10月)。
- 調査員が賃金や労働時間等の記載内容につき、賃金台帳や工事日報等の各種書類と照合し、疑義や修正事項がある場合は、電話で聞き取りを行い、厳密に賃金の実態を把握。

### 書面調査(原則)



調査会場に必要資料を郵送。調査員が厳密に審査を行い、企業ごとに電話でヒアリングを行う。



### 対面調査(一部)



全国の会場において、企業毎に調査員が面接形式にて賃金実態を厳密に調査。



# 公共事業労務費調査(令和4年10月調査)からの変更点

## (1) 「元請企業等から直接支払われる手当」の支払い実態を新たに把握

- 各元請企業から、下請企業を通さず、技能労働者に直接支払う手当は、賃金台帳にあらわれず、これまで支払い実態を把握できていなかったところ
- 新しく「元請企業等から直接支払われる手当」の欄について追加し、賃金実態を正確に把握する

(調査票(様式-1-1)の抜粋)

職階	OCUS 能力評価				民間発 注工事 の就労 日数	基準内手当										時間外・休日 勤務手 当
	判定職種	レベル				賃金台帳に記載のない手当 (元請企業等から 直接支払われる手当)										
	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200
	-	-														

【追加】

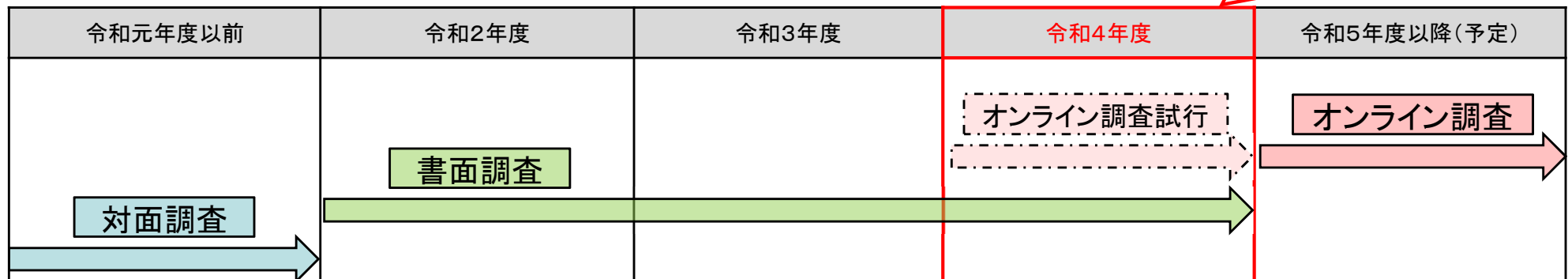
(直接手当支給の取組事例)

K 建設株式会社	主要な協力会社を中心に、当社の現場で働く技術者と施工のキーマンである職長の中で、登録基幹技能者等の保有資格を考慮し、特に優秀な者に対して支給
株式会社 A	主要な協力会社の優秀な職長で、職長経験が5年以上の登録基幹技能者と同等の技能を持つ者に対して支給

## (2) オンライン調査の試行を実施

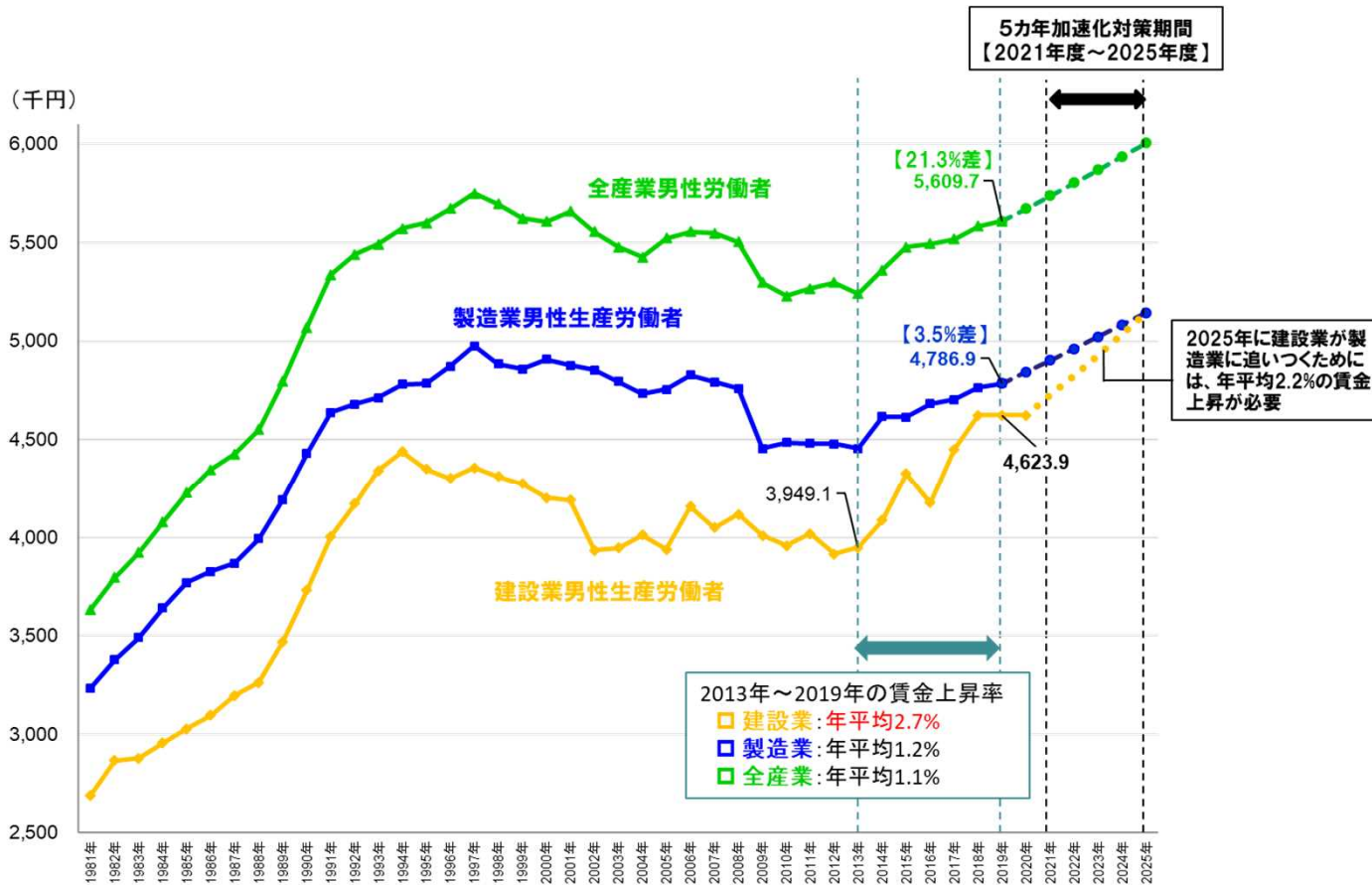
- 調査の効率化のため、令和5年度よりオンラインシステムを用いた調査(=オンライン調査)を原則とする予定
- 来年度の円滑なオンライン調査の実施のため、今年度は一部の工事でオンライン調査の試行を実施する

(労務費調査の調査方法のスケジュール(予定))



- 約42%の地域・業種で賃金レベルが下がった状況が継続・拡大すれば、かつての賃金下落、労務単価下落、利益下落、更なる賃金下落という負のスパイラルに陥りかねない。
- 技能労働者の賃金の引上げが労務単価の上昇を通じて、適正利潤の確保、更なる賃金の引上げにつなげる好循環を堅持することが必要。
- 今後の公共事業量については、「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」(5カ年総額おおむね15兆円)により、一定の見通しが確保されている。

## 技能労働者の賃金の推移と他産業との比較



## 技能労働者の賃金水準の引上げの必要性

- 今後の担い手確保のためには、賃金上昇の継続が必要
- 特に若い世代には、技能と経験に応じて処遇が向上する姿を示すことが必要
- 建設業に関わる全ての関係者が、賃金引上げに向けてそれぞれ努力することが重要

(資料) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)  
※ 年間賃金総支給額=きまって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額

# 賃金引上げに係る岸田総理大臣の発言

## 「第3回新しい資本主義実現会議」(11月26日)における岸田総理発言(抄)

民間側においても、来年の春闘において、業績がコロナ前の水準を回復した企業について、新しい資本主義の起動にふさわしい、**3パーセントを超える賃上げを期待いたします。**

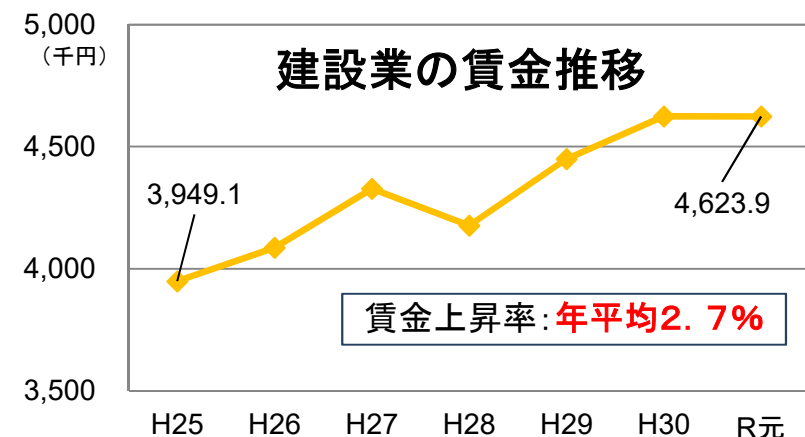
## 岸田総理の所信表明演説(12月6日)(抄)

建設業では、官と民が協働して、公共調達単価の引き上げや下請けの適正発注の徹底により、直近6年間で年平均**2.7%**と、全産業平均を大幅に上回る賃上げを実現しました。こうした官民協働の取組を、他業種に広げます。

世界の物価が上昇し、我が国に波及する懸念が強まる中、我が国経済を守るためにも、賃上げに向け、全力で取り組みます。



出典：官邸HP



出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)より  
 建設業男性生産労働者の年間賃金総支給額(年間賃金総支給額=きまって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額)

# 齊藤国土交通大臣と建設業団体の意見交換会(R4.9.7)

## 開催概要

日時：令和4年9月7日 16:00～17:00

出席団体：日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会

テーマ：令和5年度概算要求、建設業の賃金引上げに向けた取組、建設資材の価格高騰、働き方改革等の推進 等

- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を含め、引き続き、必要かつ十分な公共事業予算の確保を図っていくこと、業界の実態としても施工余力に問題がないことについて再確認。
- また、前回の意見交換会で申し合わせた「概ね3%の賃金上昇の実現を目指して、全ての関係者が可能な取組を進める」という点について、官民一体となって取り組んでいくことを再確認。
- さらに、建設キャリアアップシステムの更なる利用促進、建設資材の価格高騰対策、働き方改革の推進、インフラDX等を通じた生産性向上、地方公共団体における入札契約の適正化等についても議論。



# 賃金上昇の実現に向けた地方公共団体発注工事における環境整備

- 公共工事の受注者による適正利潤の確保を通じて、賃金引上げに向けた環境整備が図られるよう、地方公共団体に対して、総務省と連名で
  - ① 安定的・持続的な公共投資の確保とともに、② 適正な予定価格の設定や、③ ダンピング対策の更なる徹底 等を要請
- 都道府県に加え、都道府県公契連等を通じて市町村に対しても、直接働きかけを実施し、フォローアップ

『技能労働者の処遇改善に向けた環境整備のための適正な入札及び契約の実施について』(令和3年6月15日付け、総行第201号・国不入企第15号)

## 安定的・持続的な公共投資の確保等

建設企業が将来の見通しをもちながら、技能労働者等の安定的な雇用等を図るため、公共投資の安定的・持続的な見通しの確保が必要

- 安定的・持続的な公共投資の確保
- 計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成・公表

## 適正な予定価格の設定・適切な契約変更の徹底

工事の品質確保、担い手の確保・育成に必要な適正利潤の確保を図るため、取組の更なる強化が必要

### 《特に強化すべき取組》

- 見積り活用時の妥当性確認の徹底 (不当な乗率の設定取り止め)
- 積算内訳(工事設計書)の適時公表
- 設計変更ガイドラインの公表、適正履行 (特記仕様書への記載等)
- 歩切りの根絶徹底

## ダンピング対策の更なる徹底

工事の品質確保や担い手の育成・確保に必要な適正利潤の確保を図るため、ダンピング対策の更なる強化

### 《特に強化すべき取組》

- 公契連モデルを大きく下回る団体等を『見える化』し、個別に働きかけ
- 低入札調査の排除実施状況に応じて、個別に改善を働きかけ
- 低入札価格を下回る受注における履行確保措置※の徹底

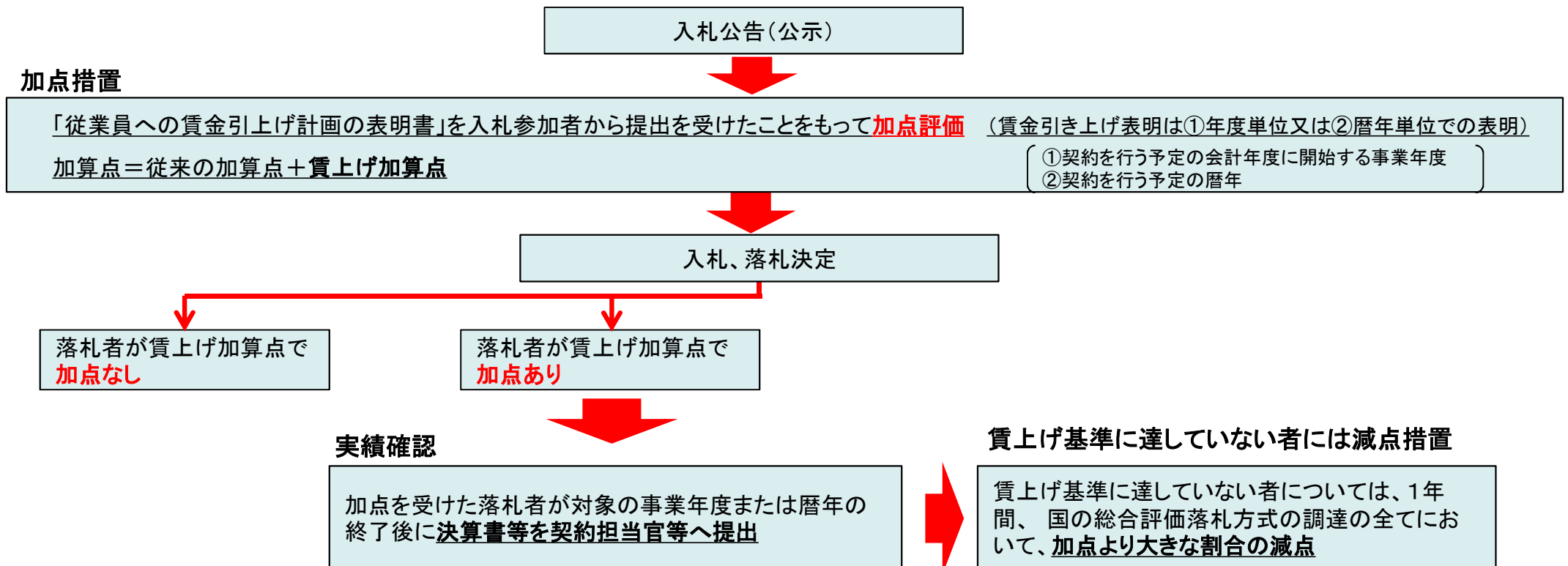
※①「監督・検査の強化」、②「技術員の増員」、③「下請業者への公正・透明(クリア)な支払の確認」、④「契約保証額の引上げ等」、⑤「工事請負契約に係る指名停止措置の強化」(かきつけこ)を推進

本年も引き続き都道府県公契連等を通じて直接働きかけを実施し、フォローアップ

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」(令和3年11月8日新しい資本主義実現会議)において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して評価点又は技術点の加点を行う。

- 適用対象: 令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての調達。  
(取組の通知を行った時点で既に公告を行っている等の事情のあるものはのぞく)
- 加点評価: 事業年度または暦年単位で従業員に対する目標値(大企業:3%、中小企業等:1.5%)以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点。加点を希望する入札参加者は、賃上げを従業員に対して表明した「表明書」を提出。加点割合は5%以上。
- 実績確認等: 加点を受けた企業に対し、事業年度または暦年の終了後、決算書等で達成状況を確認し、未達成の場合はその後の国の調達において、入札時に加点する割合よりも大きく減点。

## ■措置の流れ





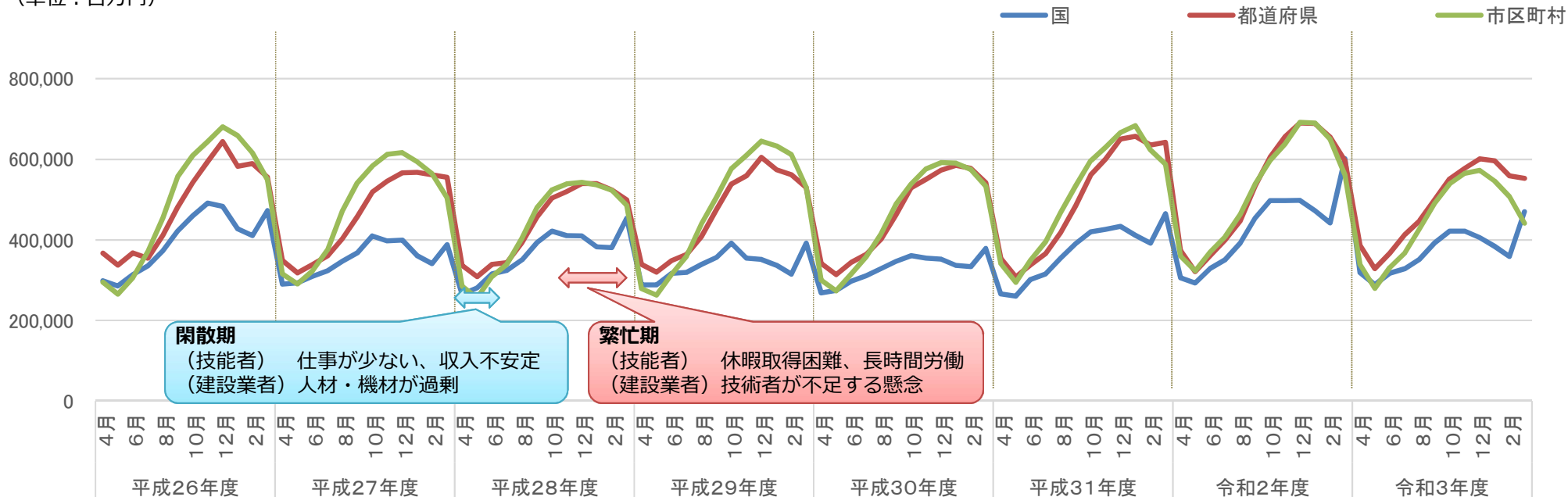
## 6 施工時期の平準化

---

- 公共工事では、年度内の時期によって工事の繁閑に大きな差が生じるため、人材や機材の効率的な活用等に支障
- ⇒ **新・担い手3法による改正後の品確法において、発注者の責務として公共工事の施工時期の平準化が規定**
- 改正後の入契法において、公共工事の発注者が施工時期の平準化のための方策を講じることを努力義務化**

## 公共工事における工事出来高の状況

(単位：百万円)



## 施工時期の平準化の推進

### 技能者や受注者（建設業者）に期待される効果

- **技能者の処遇の改善**（特に休日の確保等）
- **年間を通じた安定的な工事の実施による経営安定化**
- 人材や機材の実働日数の向上や効率的な運用
- 稼働率の向上による機械保有等の促進

### 発注者に期待される効果

- 入札不調・不落の抑制など、安定的な施工の確保
- 中長期的な公共工事の担い手の確保
- 発注担当職員等の事務作業の負担軽減

## 債務負担行為の活用 (さ)

- 債務負担行為を活用して複数の年度にまたがる契約を行うことにより、年度当初の閑散期（4月～6月）においても工事の施工が可能になり、施工時期の平準化につながります。
- 通常、大規模な工事で工期が複数年にわたる場合は、債務負担行為を設定することにより、複数年にわたる契約が締結されますが、工期が12ヶ月未満の工事でも、債務負担行為を設定することにより、年度をまたいだ契約を行うことが可能になります。
- また、ゼロ債務負担行為※を設定することにより、次年度当初から工事に着手でき、出水期までに施工が必要な工事などへの対応が可能になります。 ※主に補正予算で、年度内に契約まで済ませるが、支払いはゼロである債務負担行為

## 柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用） (し)

- 余裕期間制度の活用により、例えば、受注者が工事開始日や工期末を選択しやすくなるなど、受注者は人材や資機材の調整を行いやすくなるため、工事の円滑な施工が見込まれます。

## 速やかな繰越手続 (す)

- 悪天候や用地の関係など、年度内に支出が終わらないやむを得ない事由が発生した場合には、年度末を待つことなく、速やかに繰越手続を開始することにより、受注者は、年度内の完成を早期に見直すことができ、余裕をもって人材・資機材のやりくりを行えるようになります。

## 積算の前倒し (せ)

- 発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に積算単価を更新するだけで速やかに発注手続を行うことができます。

## 早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表） (そ)

- 年度末に工期末が集中しないよう上半期（特に4～6月）の執行率（契約率）の目標を設定し早期発注を目指します。
- 発注の見通しの公表により、受注者が人材や資機材を計画的に準備でき、円滑な施工が見込まれます。

## 令和2年度 上期

- 地方公共団体が自らの現状を認識し自主的な取組が促されるよう、全地方公共団体の平準化率と具体的な取組状況を「見える化」して公表（4月）
- 国土交通省と総務省の連名で、平準化の取組の更なる推進を地方公共団体へ要請（5月）

## 令和2年度 下期

- 特に平準化が進んでいない人口10万以上の市（136団体）に個別ヒアリングを実施。「さしすせそ」の取組が未実施の団体等を個別訪問などし、担当幹部に直接に要請
- 土木部局以外の部局間連携の推進について、総務省と連名で通知。併せて、農水省、文科省、環境省等、関係省庁からも都道府県等の事業部局に対して通知を発出（9月）
- 全建や全中建と連携し、「見える化」結果を踏まえ、地域の建設業者にアンケートを実施

## 令和3年度 上期

- 平準化に資する国庫債務負担行為の活用について、これまで設定していた直轄事業に加えて補助事業も対象となったことを踏まえ、債務負担行為の適切な設定等について要請（4月）
- 全地方公共団体の平準化率と具体的な取組状況を「見える化」して公表（5月）
- 再度国土交通省と総務省の連名で、地方公共団体に対して要請（5月）

## 令和3年度 下期

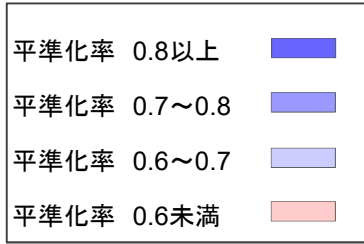
- 人口10万未満の市区で平準化の取組が遅れている団体を対象にヒアリングを開始（10月）
- 市議会議長や町村議会議長に対して平準化の取組の重要性等について働きかけ（11月）



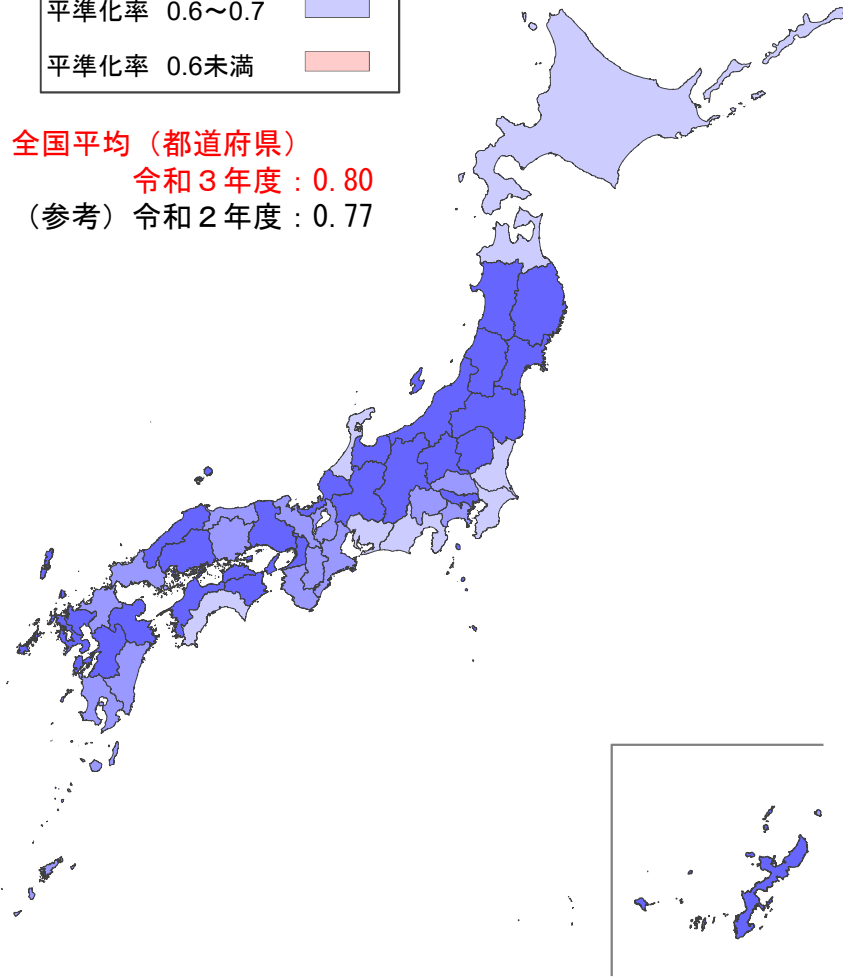
今後は、小規模な団体で特に顕著な課題である職員のノウハウ不足などを踏まえ、平準化の取組事例の横展開や市町村議会議長会への働きかけなどにより取組を一層加速化

# 【施工時期の平準化】 ー地方公共団体の平準化率ー(令和5年1月公表)

## 都道府県の平準化率の状況



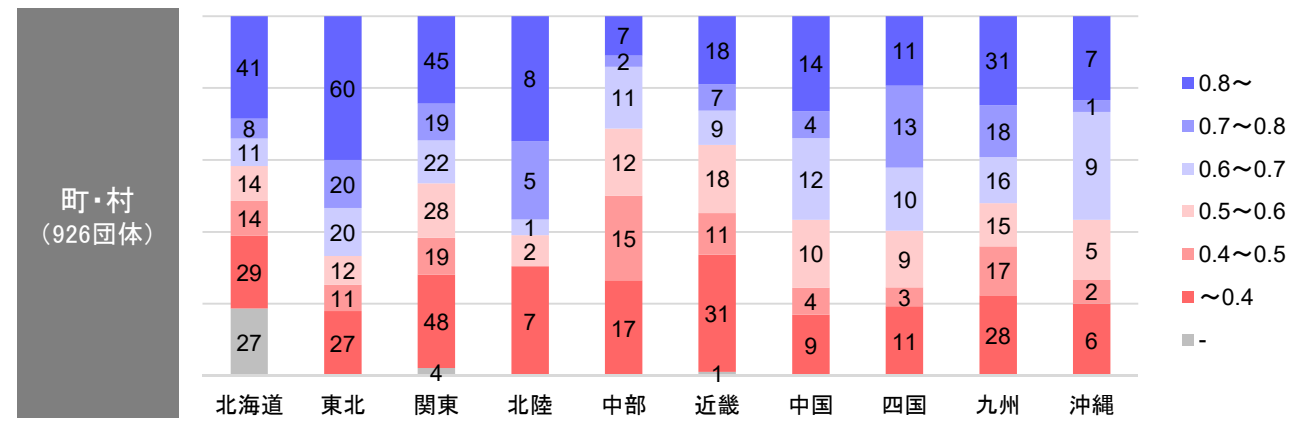
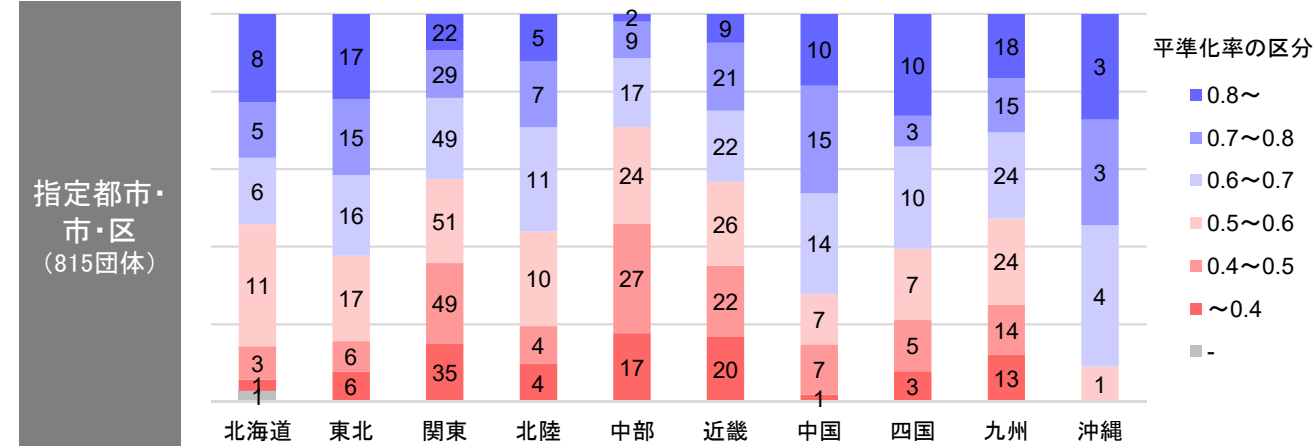
全国平均(都道府県)  
 令和3年度: 0.80  
 (参考) 令和2年度: 0.77



## 指定都市・市区町村の平準化率の状況

### 地域別の平準化率の区分分布(令和3年度)

※グラフ内の数字は地方公共団体数

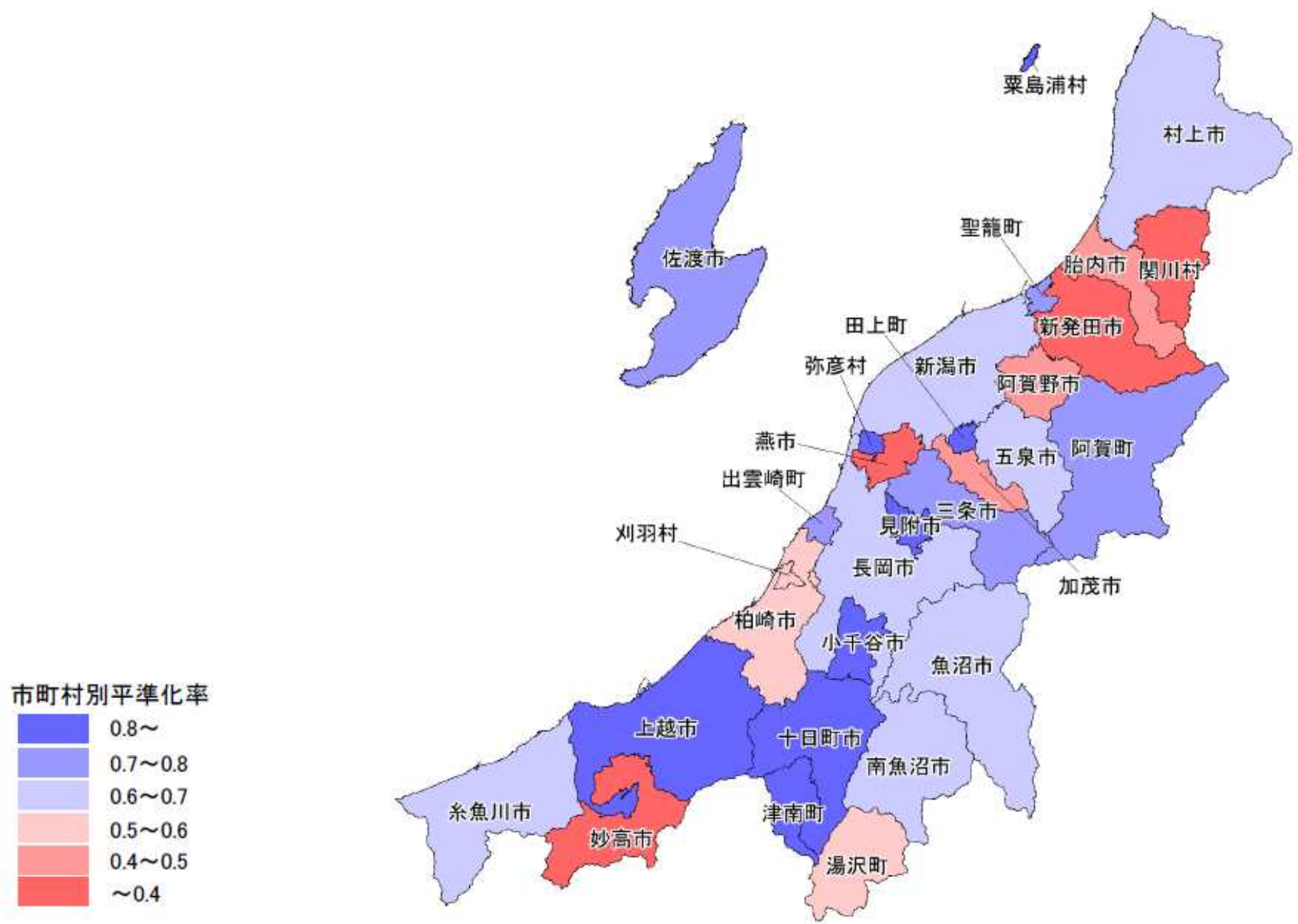


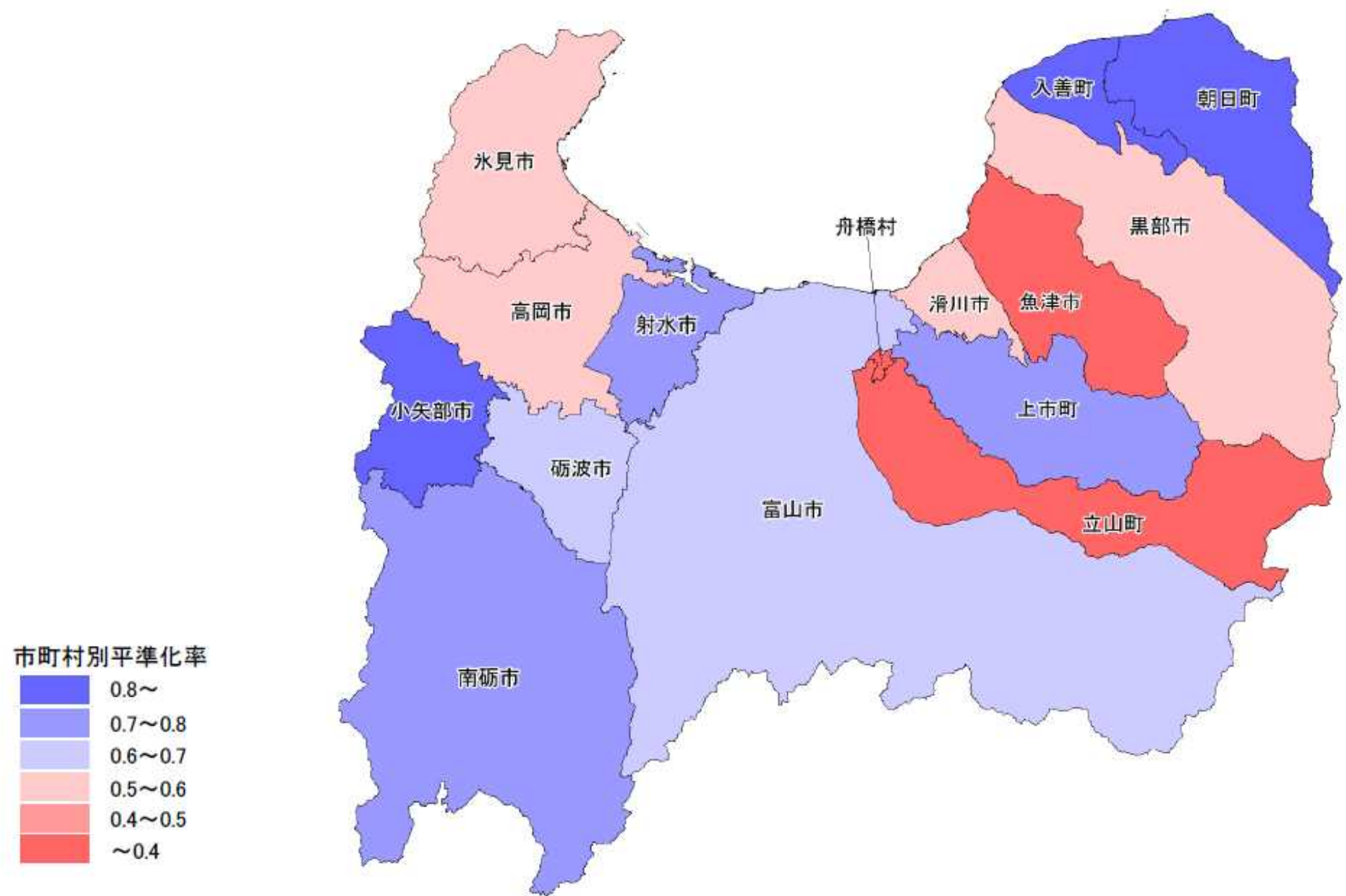
### 地域別の平準化率の平均値(指定都市・市区町村)

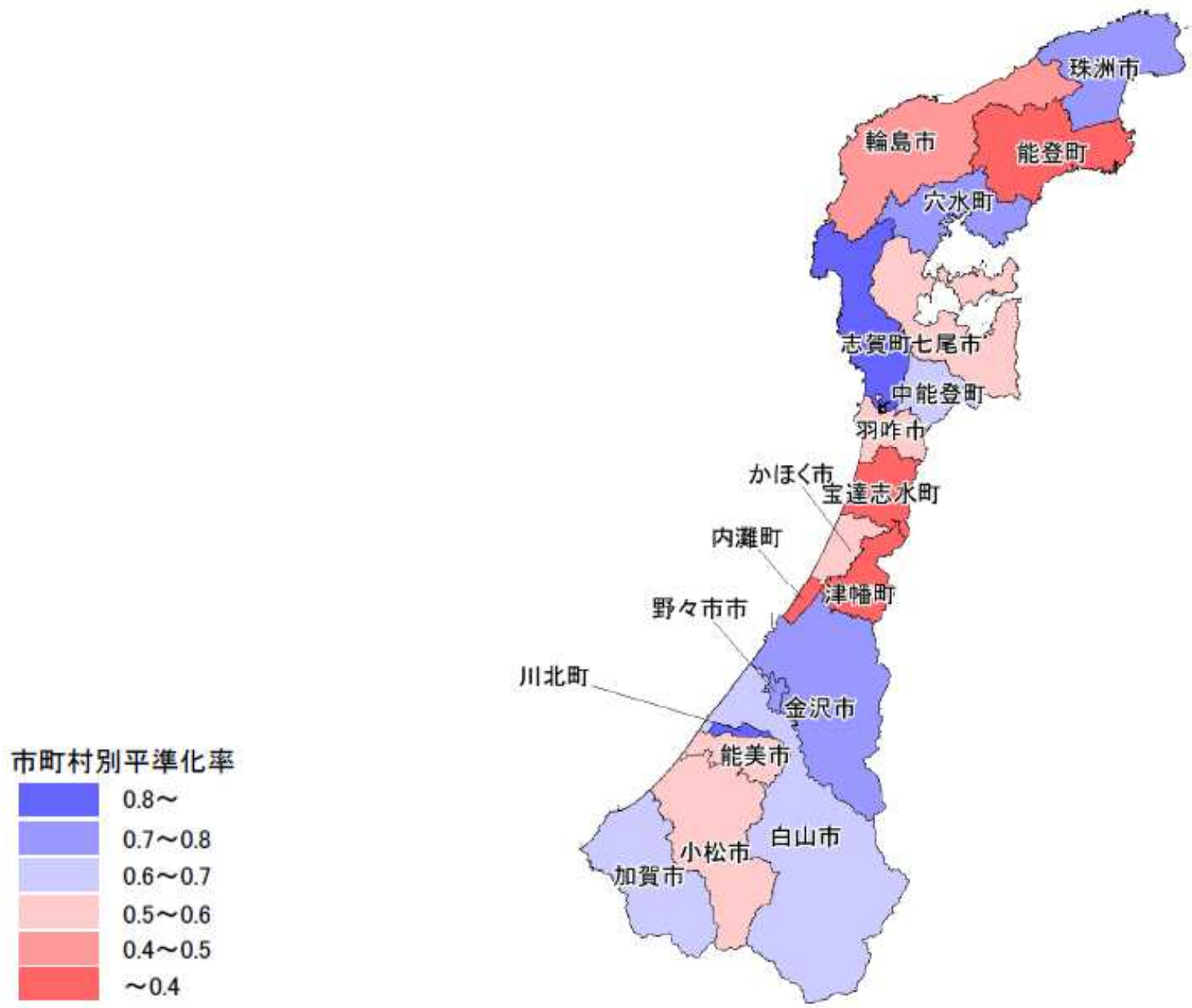
	全国	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
令和3年度	0.62	0.65	0.68	0.60	0.66	0.52	0.55	0.66	0.64	0.62	0.69
令和2年度	0.57	0.64	0.56	0.57	0.58	0.51	0.56	0.62	0.64	0.54	0.64

※地域区分  
 北海道: 北海道  
 東北: 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県  
 関東: 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県  
 北陸: 新潟県、石川県、富山県  
 中部: 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県  
 近畿: 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県  
 中国: 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県  
 四国: 徳島県、香川県、愛媛県、高知県  
 九州: 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県  
 沖縄: 沖縄県

※平準化率の定義: 4~6月期の月あたり工事平均稼働件数/年度全体の月あたり工事平均稼働件数  
 ※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事を基に算出  
 (1件当たり500万円以上の工事を対象・令和3年度実績)





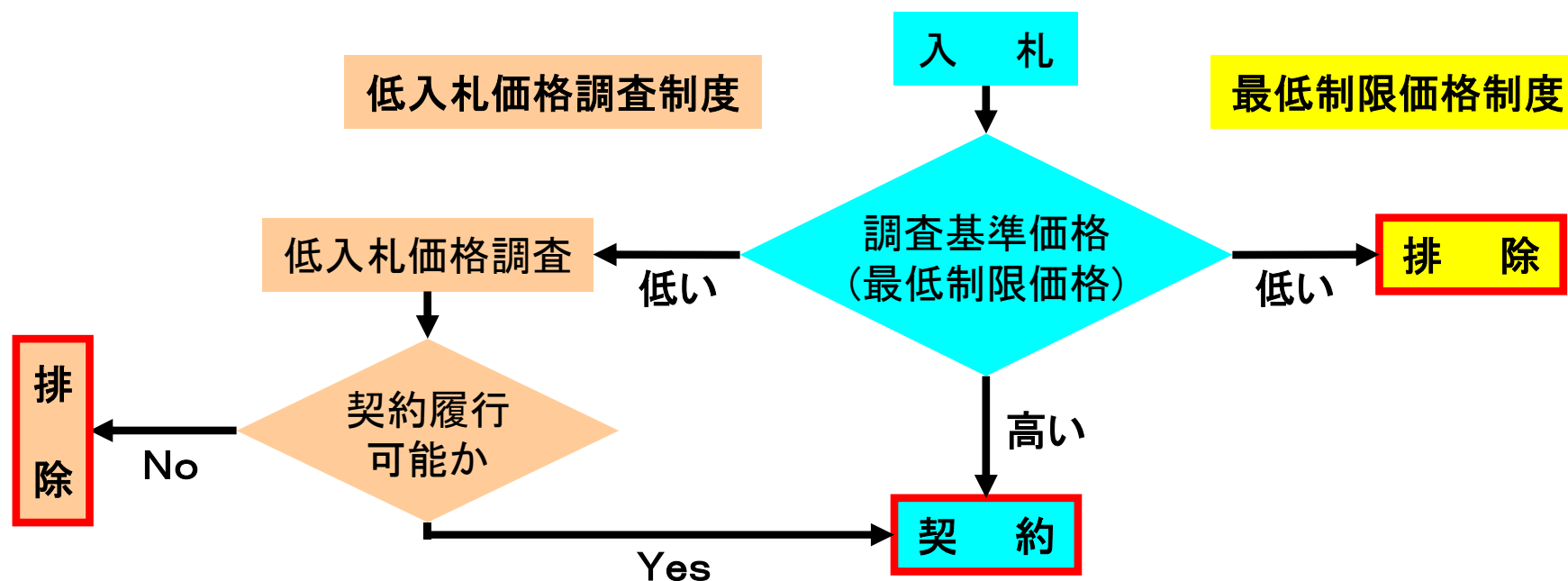




## 7 ダumping対策

---

- 競争入札を行った場合、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者と契約することが会計法及び地方自治法の原則(最低価格自動落札の原則)
- ただし、例外として、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度(後者は地方公共団体のみ)により、契約の適切な履行がなされない懸念がある場合には契約から排除することができる



## ○ 会計法 § 29の6 第1項

- ・予定価格の制限の範囲内の最低価格者と契約
- ・ただし、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合、政令の定めるところにより、次順位者との契約も可能

## ○ 予算決算及び会計令 § 85,86

- ・「契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合」の基準を作成
- ・上記基準に該当した場合、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか調査

## ○ 地方自治法 § 234 第3項

- ・予定価格の制限の範囲内の最低価格者と契約
- ・ただし、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内で申込みをした者のうち最低価格者以外の者との契約も可能

## ○ 地方自治法施行令 § 167の10

- ・契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合、次順位者との契約も可能
- ・予め最低制限価格を定め、最低制限価格以上の価格者と契約可能

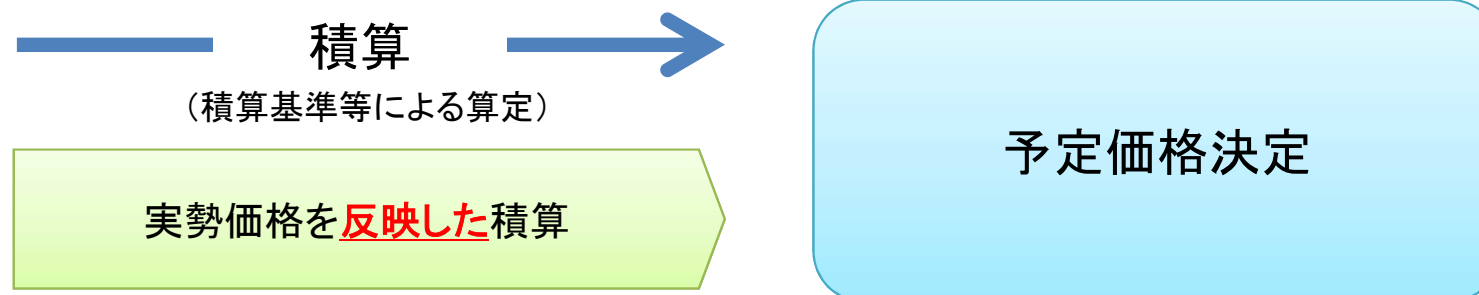
# (参考) 予定価格について(公共工事)

- **予定価格**とは、契約担当官等が競争を行うに当たって、事前に予定した競争に係る見積価格をいう。予算の限度内において契約するための最高の予定契約金額としての意味をもつほか、予算をもって最も経済的な調達をするために、**適正かつ合理的な価格を積算**し、これにより入札価格を評価する基準としての意味もある。
- 予決令第80条第2項により、**予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない**こととされている。

参考: 会計制度(契約)に関する論点について 会計制度研究会

- **直接工事費**は、箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別、細別及び名称に区分し、それぞれの区分ごとに材料費、労務費及び直接経費の3要素について積算。
- **材料費**は、工事を施工するために必要な材料の費用。**価格は、原則として、入札時(入札書提出期限日)における実勢価格**。設計書に計上する材料の単位あたりの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入れに要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とする。
- **労務費**は、工事を施工するために必要な労務の費用。労務賃金は、労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労務費の基本給をいい、**基本給は、「公共工事設計労務単価」等を使用**するものとする。
- 直接経費は、工事を施工するために直接必要とする経費。特許使用料は、契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額。水道光熱電力料は、工事を施工するために必要な電力、電灯使用料、用水使用料及び投棄料等。機械経費は、工事を施工するために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)で、その算定は請負工事機械経費積算要領に基づいて積算。

参考: 土木工事費積算要領及び基準の運用



ダンピング受注は、工事の手抜き、下請け業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、公共工事の品質確保に支障となるおそれがあるとともに、担い手の育成・確保に必要な適正な利潤を確保することが困難となる等の問題

## 発注者において内在する課題

- ダンピング受注を防止するための適切な措置が講じられていない
- 発注関係事務を適切に実施することができない脆弱な体制

### ○公共工事品確法基本方針

第1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項  
 (中略)・・・ダンピング受注を防止するための適切な措置を講じていないこと等により、公共工事の品質確保が困難となるおそれがある低価格での契約の締結を許容している発注者の存在も指摘されており、・・・

不良・不適格業者が排除がされてないおそれ

## 制度の実効性確保

- 適切な低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定
- 調査基準価格を下回った金額で入札した者に対しての適切な調査の実施
- 一定の価格を下回る入札を失格とする「価格による失格基準」の積極的な導入・活用

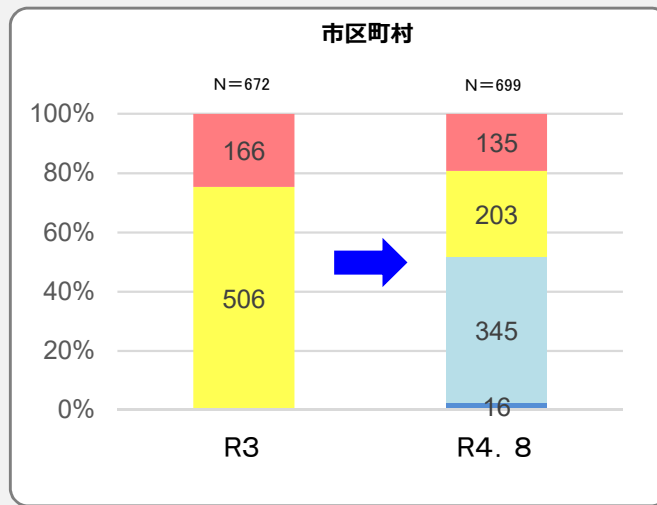
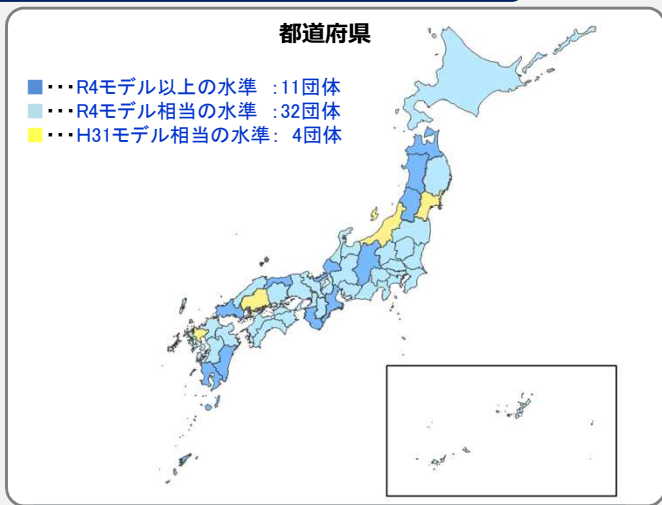
# [ダンピング対策] 地方公共団体における算定式の設定水準等 (令和4年11月公表)

- 都道府県は、**約9割の団体\***で令和4年中央公契連モデル相当(以上)の水準で運用
- 市区町村は、約95%の団体で低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を活用。(いずれの制度も未導入は78団体)
- 算定式の設定水準が確認できる団体のうち、**約半数の団体が令和4年中央公契連モデル相当(以上)を採用**

※算定式非公表、未導入の団体除く

■・・・R4年公契連モデル以上の水準   ■・・・R4年公契連モデル相当の水準   ■・・・H31年公契連モデル相当の水準   ■・・・H31年公契連モデル未満の水準

## 調査基準価格算定式の設定水準

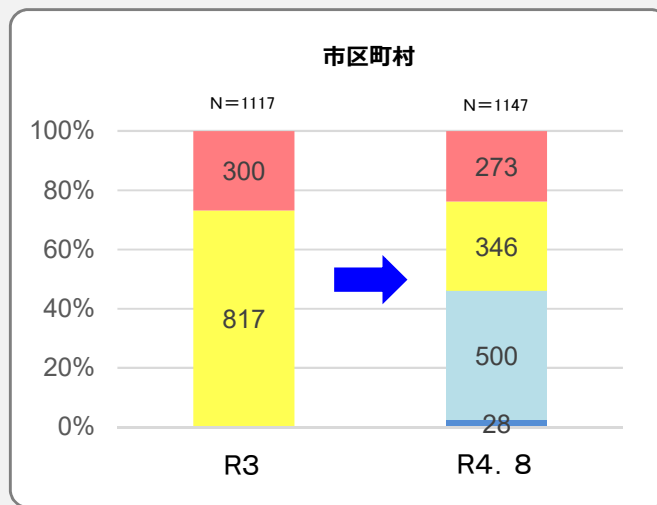
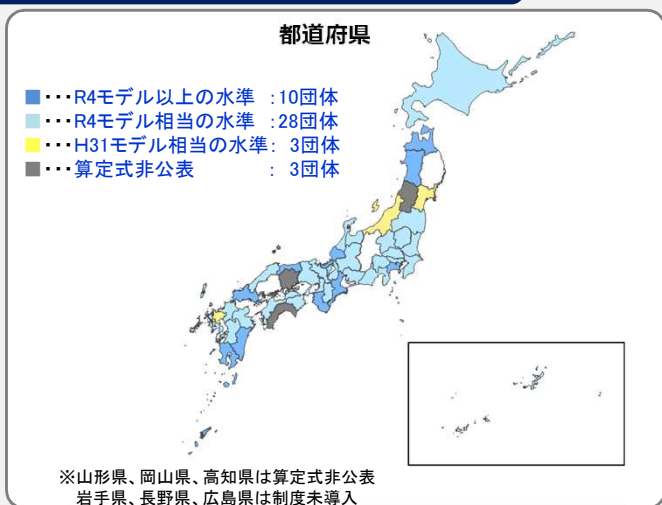


## いずれの制度も未導入の団体

### <未導入団体の推移>

H18 484 団体  
 ↓  
 H20 359 団体  
 ↓  
 H24 232 団体  
 ↓  
 H29 126 団体  
 ↓  
 H30 109 団体  
 ↓  
 R 2 88 団体  
 ↓  
 R 3 81 団体  
 ↓  
**R 4.8 78 団体**

## 最低制限価格算定式の設定水準



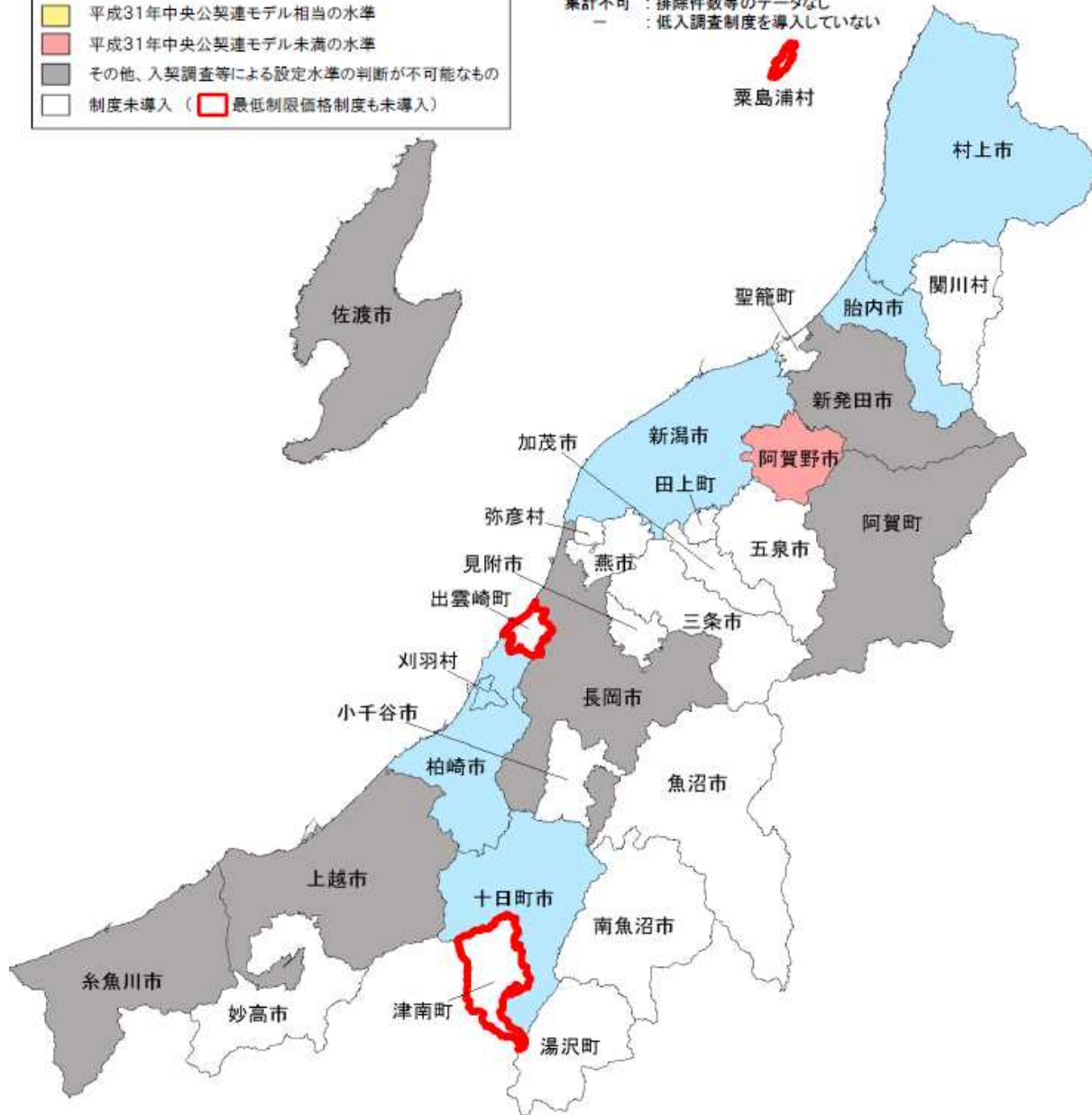
※ 中央公契連モデルとの比較が可能な団体を対象に集計(算定式非公表団体等は集計対象外)

# [ダンピング対策] 新潟県における調査基準価格の算定式の設定水準

(令和4年11月公表)

- 令和4年中央公契連モデル以上の水準
- 令和4年中央公契連モデル相当の水準
- 平成31年中央公契連モデル相当の水準
- 平成31年中央公契連モデル未満の水準
- その他、入契調査等による設定水準の判断が不可能なもの
- 制度未導入 (  最低制限価格制度も未導入)

※排除率の記載について  
 低入発生0：調査基準価格を下回った入札が0件  
 設定割合0：低入調査制度を使用した発注が0件  
 集計不可：排除件数等のデータなし  
 -：低入調査制度を導入していない

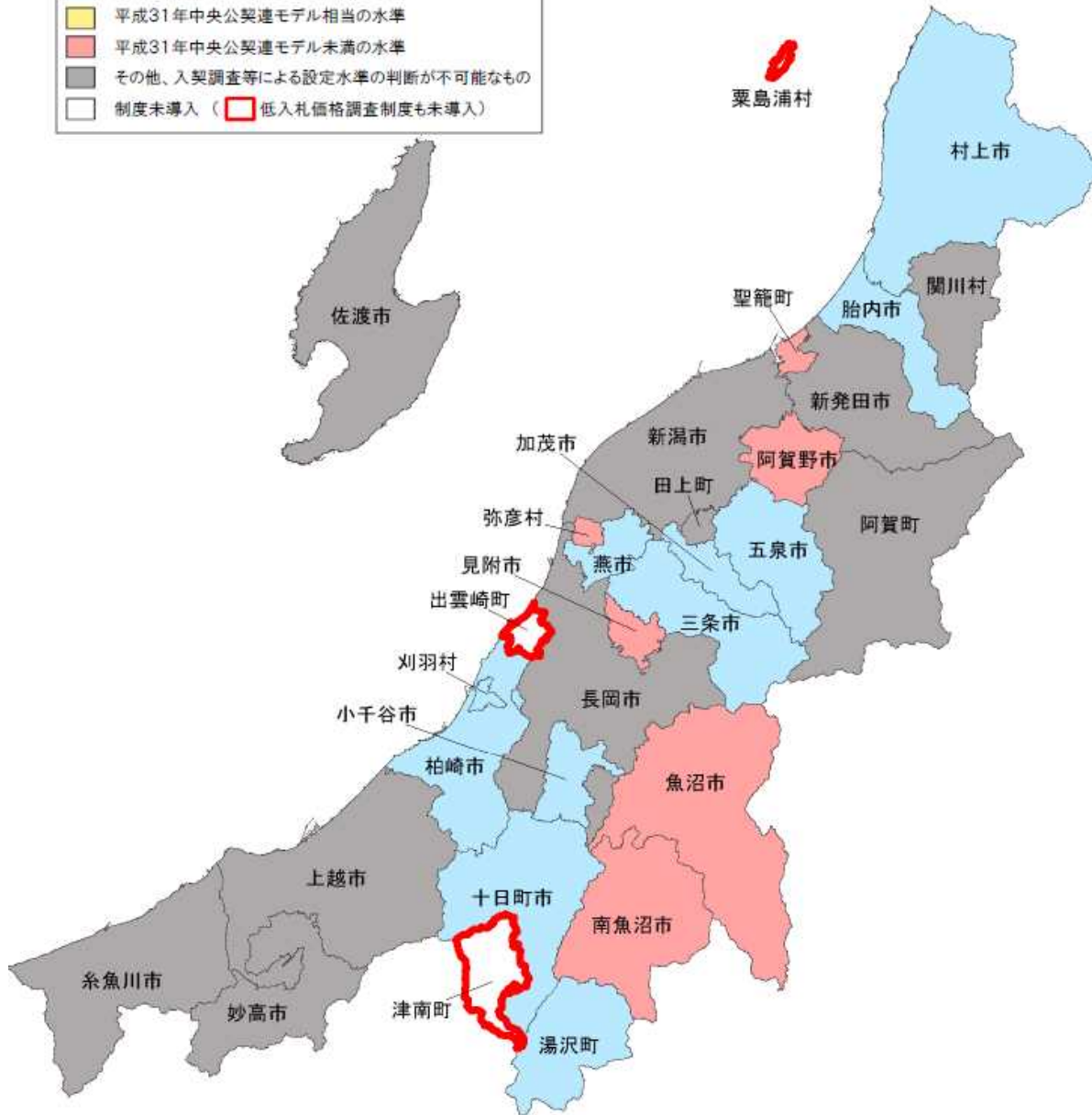
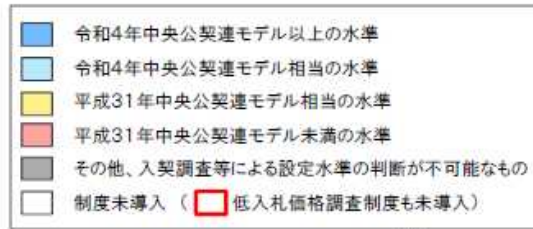


発注機関	調査基準価格の算定式	排除率※
新潟市	令和4年中央公契連モデルに準拠	50% (1/2件)
長岡市	その他	設定割合0
三条市	-	-
柏崎市	令和4年中央公契連モデルを採用	設定割合0
新発田市	その他の独自モデルを採用	低入発生0
小千谷市	-	-
加茂市	-	-
十日町市	令和4年中央公契連モデルを採用	低入発生0
見附市	-	-
村上市	令和4年中央公契連モデルに準拠	設定割合0
燕市	-	-
糸魚川市	独自モデルを採用 (令和4年中央公契連モデル未満の水準)	低入発生0
妙高市	-	-
五泉市	-	-
上越市	その他	0% (0/31件)
阿賀野市	平成31年より前の中央公契連モデルを採用	0% (0/1件)
佐渡市	その他の独自モデルを採用	低入発生0
魚沼市	-	-
南魚沼市	-	-
胎内市	令和4年中央公契連モデルを採用	低入発生0
聖籠町	-	-
弥彦村	-	-
田上町	-	-
阿賀町	その他の独自モデルを採用	設定割合0
出雲崎町	-	-
湯沢町	-	-
津南町	-	-
刈羽村	令和4年中央公契連モデルを採用	設定割合0
関川村	-	-
粟島浦村	-	-

※ 排除率は令和2年度実績  
 (排除率=排除を行った入札件数/調査基準価格を下回った入札件数)

# [ダンピング対策] 新潟県における最低制限価格の算定式の設定水準

(令和4年11月公表)

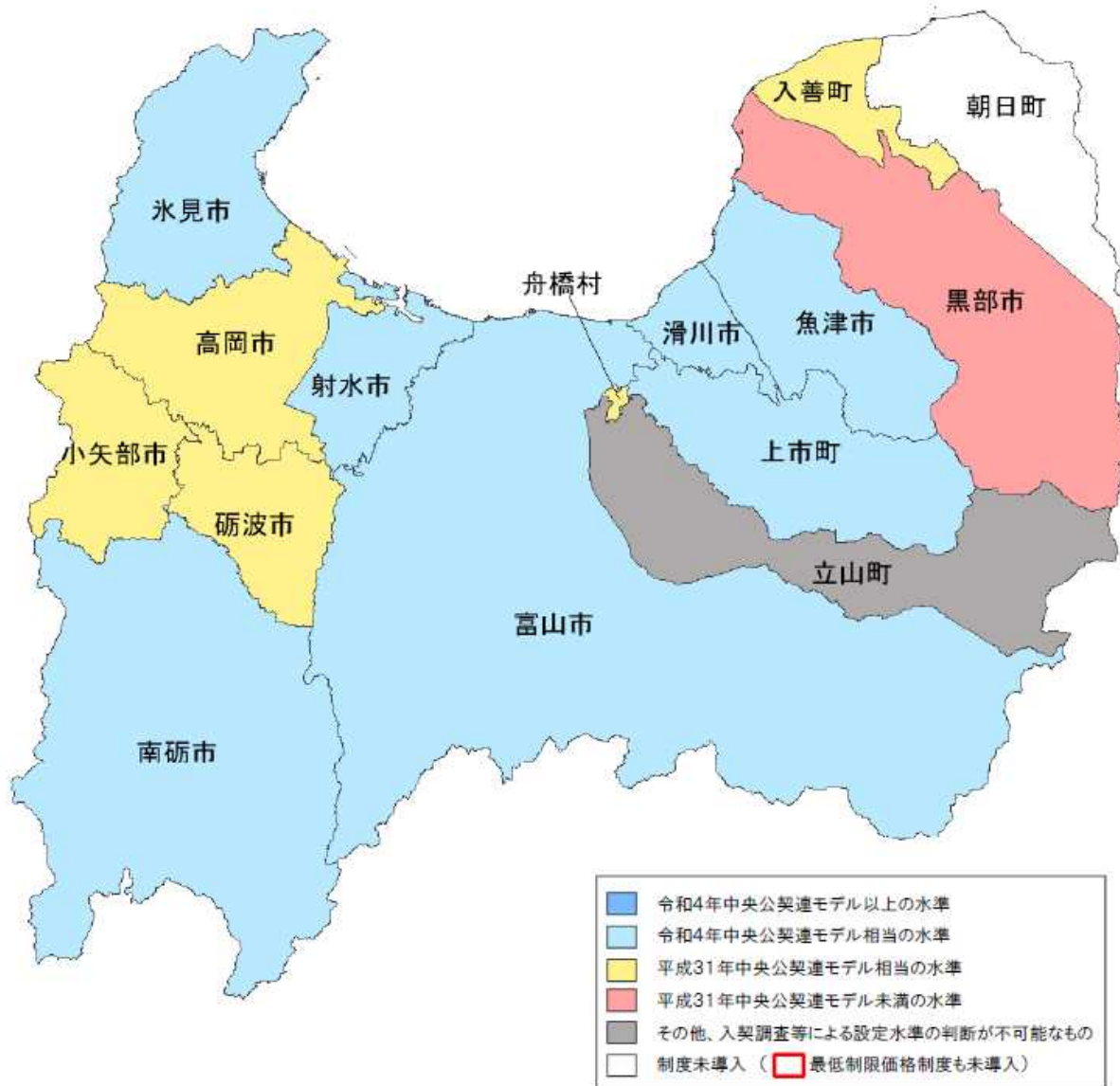


発注機関	最低制限価格の算定式
新潟市	算定式は非公表
長岡市	その他の変動型最低制限価格制度を採用
三条市	令和4年中央公契連モデルを採用
柏崎市	令和4年中央公契連モデルに準拠
新発田市	その他の独自モデルを採用
小千谷市	令和4年中央公契連モデルを採用
加茂市	令和4年中央公契連モデルを採用
十日町市	令和4年中央公契連モデルを採用
見附市	平成31年より前の中央公契連モデルに準拠
村上市	令和4年中央公契連モデルに準拠
燕市	令和4年中央公契連モデルを採用
糸魚川市	独自モデルを採用 (令和4年中央公契連モデル未満の水準)
妙高市	その他の独自モデルを採用
五泉市	令和4年中央公契連モデルを採用
上越市	その他の独自モデルを採用
阿賀野市	平成31年より前の中央公契連モデルを採用
佐渡市	その他の変動型最低制限価格制度を採用
魚沼市	平成31年より前の中央公契連モデルを採用
南魚沼市	平成31年より前の中央公契連モデルを採用
胎内市	令和4年中央公契連モデルを採用
聖籠町	独自モデルを採用 (平成31年中央公契連モデル未満の水準)
弥彦村	平成31年より前の中央公契連モデルを採用
田上町	その他の独自モデルを採用
阿賀町	その他の独自モデルを採用
出雲崎町	-
湯沢町	令和4年中央公契連モデルを採用
津南町	-
刈羽村	令和4年中央公契連モデルを採用
関川村	算定式は非公表
粟島浦村	-

※ 排除率は令和2年度実績  
(排除率=排除を行った入札件数/調査基準価格を下回った入札件数)

# [ダンピング対策] 富山県における調査基準価格の算定式の設定水準

(令和4年11月公表)



発注機関	調査基準価格の算定式	排除率※
富山市	令和4年中央公契連モデルを採用	0% (0/25件)
高岡市	平成31年中央公契連モデルを採用	0% (0/15件)
魚津市	令和4年中央公契連モデルを採用	0% (0/2件)
氷見市	令和4年中央公契連モデルを採用	0% (0/5件)
滑川市	令和4年中央公契連モデルを採用	33% (1/3件)
黒部市	平成31年より前の中央公契連モデルを採用	0% (0/27件)
砺波市	平成31年中央公契連モデルを採用	0% (0/3件)
小矢部市	平成31年中央公契連モデルに準拠	設定割合0
南砺市	令和4年中央公契連モデルを採用	0% (0/3件)
射水市	令和4年中央公契連モデルを採用	0% (0/2件)
舟橋村	平成31年中央公契連モデルを採用	低入発生0
上市町	令和4年中央公契連モデルを採用	低入発生0
立山町	算定式は非公表	0% (0/1件)
入善町	平成31年中央公契連モデルを採用	21% (5/24件)
朝日町	-	-

※排除率の記載について

- 低入発生0：調査基準価格を下回った入札が0件
- 設定割合0：低入調査制度を使用した発注が0件
- 集計不可：排除件数等のデータなし
- ：低入調査制度を導入していない

※ 排除率は令和2年度実績  
(排除率=排除を行った入札件数/調査基準価格を下回った入札件数)



# [ダンピング対策] 富山県における最低制限価格の算定式の設定水準

(令和4年11月公表)



発注機関	最低制限価格の算定式
富山市	-
高岡市	-
魚津市	-
氷見市	-
滑川市	-
黒部市	独自モデルを採用 (平成31年中央公契連モデル以上の水準)
砺波市	-
小矢部市	-
南砺市	-
射水市	-
舟橋村	-
上市町	-
立山町	-
入善町	-
朝日町	令和4年中央公契連モデルを採用

※ 排除率は令和2年度実績  
(排除率=排除を行った入札件数/調査基準価格を下回った入札件数)

# [ダンピング対策] 石川県における調査基準価格の算定式の設定水準

(令和4年11月公表)



発注機関	調査基準価格の算定式	排除率 <sup>※</sup>
金沢市	令和4年中央公契連モデルを採用	低入発生0
七尾市	-	-
小松市	令和4年中央公契連モデルを採用	0% (0/4件)
輪島市	令和4年中央公契連モデルを採用	設定割合0
珠洲市	-	-
加賀市	令和4年中央公契連モデルを採用	設定割合0
羽咋市	令和4年中央公契連モデルを採用	低入発生0
かほく市	-	-
白山市	-	-
能美市	平成31年中央公契連モデルを採用	設定割合0
野々市市	令和4年中央公契連モデルを採用	62% (8/13件)
川北町	-	-
津幡町	令和4年中央公契連モデルを採用	集計不可
内灘町	平成31年より前の中央公契連モデルを採用	設定割合0
志賀町	-	-
宝達志水町	令和4年中央公契連モデルを採用	設定割合0
中能登町	-	-
穴水町	平成31年中央公契連モデルを採用	集計不可
能登町	令和4年中央公契連モデルを採用	設定割合0

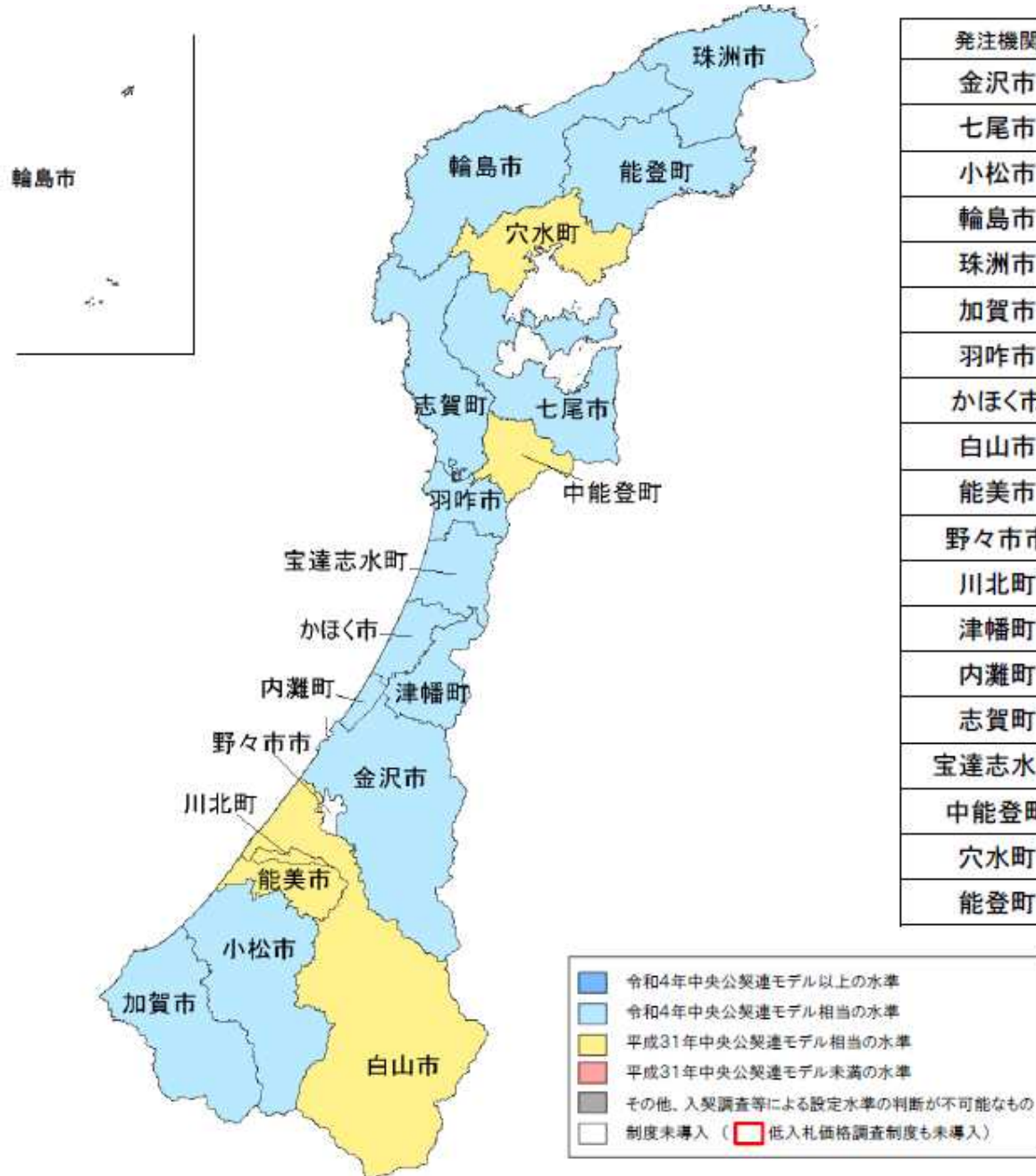
■ 令和4年中央公契連モデル以上の水準  
■ 令和4年中央公契連モデル相当の水準  
■ 平成31年中央公契連モデル相当の水準  
■ 平成31年中央公契連モデル未満の水準  
■ その他、入契調査等による設定水準の判断が不可能なもの  
 制度未導入 (  最低制限価格制度も未導入 )

<sup>※</sup>排除率の記載について  
 低入発生0：調査基準価格を下回った入札が0件  
 設定割合0：低入調査制度を使用した発注が0件  
 集計不可：排除件数等のデータなし  
 -：低入調査制度を導入していない

<sup>※</sup> 排除率は令和2年度実績  
 (排除率=排除を行った入札件数/調査基準価格を下回った入札件数)

# [ダンピング対策] 石川県における最低制限価格の算定式の設定水準

(令和4年11月公表)



発注機関	最低制限価格の算定式
金沢市	令和4年中央公契連モデルを採用
七尾市	令和4年中央公契連モデルを採用
小松市	令和4年中央公契連モデルを採用
輪島市	令和4年中央公契連モデルを採用
珠洲市	令和4年中央公契連モデルを採用
加賀市	令和4年中央公契連モデルを採用
羽咋市	令和4年中央公契連モデルを採用
かほく市	令和4年中央公契連モデルを採用
白山市	平成31年中央公契連モデルを採用
能美市	平成31年中央公契連モデルを採用
野々市市	-
川北町	平成31年中央公契連モデルに準拠
津幡町	令和4年中央公契連モデルを採用
内灘町	令和4年中央公契連モデルを採用
志賀町	令和4年中央公契連モデルを採用
宝達志水町	令和4年中央公契連モデルを採用
中能登町	平成31年中央公契連モデルを採用
穴水町	平成31年中央公契連モデルを採用
能登町	令和4年中央公契連モデルを採用

※ 排除率は令和2年度実績  
 (排除率=排除を行った入札件数/調査基準価格を下回った入札件数)

## 8 建設キャリアアップシステム(CCUS)

---

- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、**技能・経験の客観的な評価を通じた技能者の適切な処遇や現場管理につなげる**仕組み
- これにより、①若い世代が**キャリアパスの見通し**をもてる、②**技能・経験に応じて処遇を改善する**、③**技能者を雇用し育成する企業が伸びていける**建設業を目指す
- システムは、日建連、全建、建専連、全建総連など、**業界団体と国が連携して官民一体で普及を推進**

<建設キャリアアップシステムの概要>

※システム運営：（一財）建設業振興基金

**技能者情報等の事前登録**



**【事業者情報】**  
 ・商号  
 ・所在地  
 ・建設業許可情報 等


**【技能者情報】**  
 ・本人情報  
 ・保有資格  
 ・社会保険加入等



技能者にカードを交付


**現場の登録と技能者のカードタッチ**

元請が工事を登録し、現場にカードリーダーを設置




**【現場情報】**  
 ・現場名、工事の内容  
 ・下請の施工体制  
 ・下請の技能者の配置状況 等

技能者が現場入場の際にカードタッチで履歴を蓄積



**技能レベルのステップアップ**



レベル1 初級技能者 (見習い)  
 レベル2 中級技能者 (一人前)  
 レベル3 職長レベル  
 レベル4 高度マネジメントレベル

レベルに応じた処遇を実現へ

**現場管理での活用**

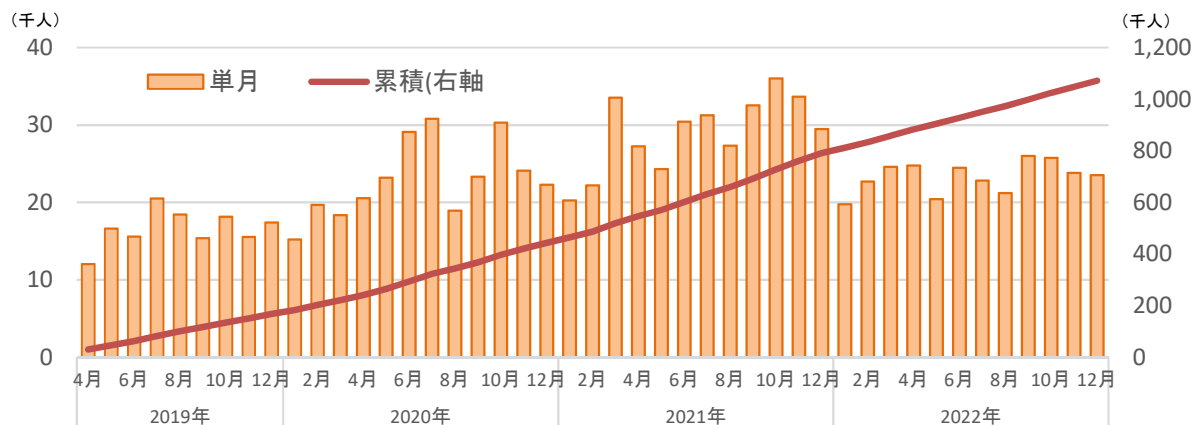
社会保険加入の確認や施工体制台帳とのデータ連携 など

- ◎ 現場を支える技能者が、技能・経験に応じて適切に処遇され、働き続けられる環境づくり（働き方改革）
  - ◎ データ連携等を通じた効率的な現場管理（生産性向上）
- **建設業が「地域の守り手」として将来にわたり持続的な役割を担っていくために必要**

## 技能者の登録数

**107.2万人が登録**

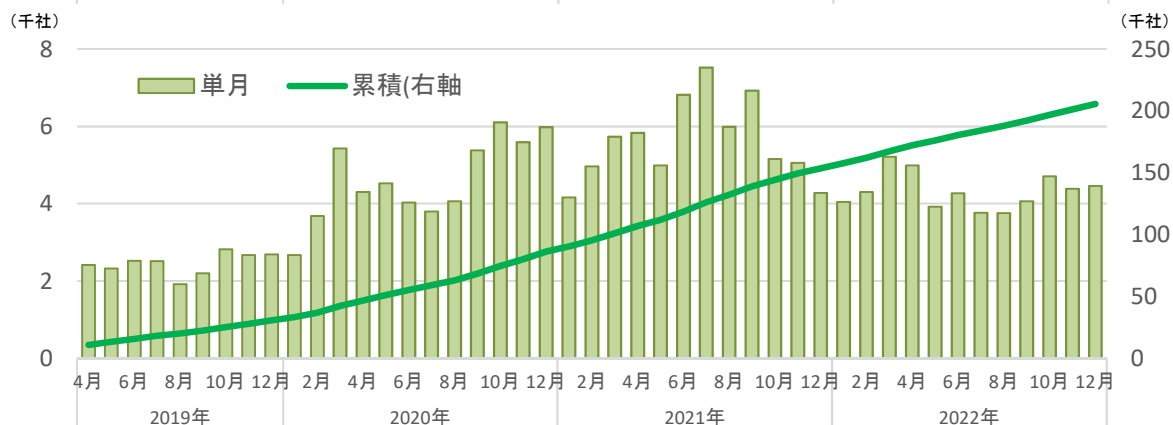
※労働力調査(R3)における建設業技能者数:309万人



## 事業者の登録数

**20.6万社が登録**

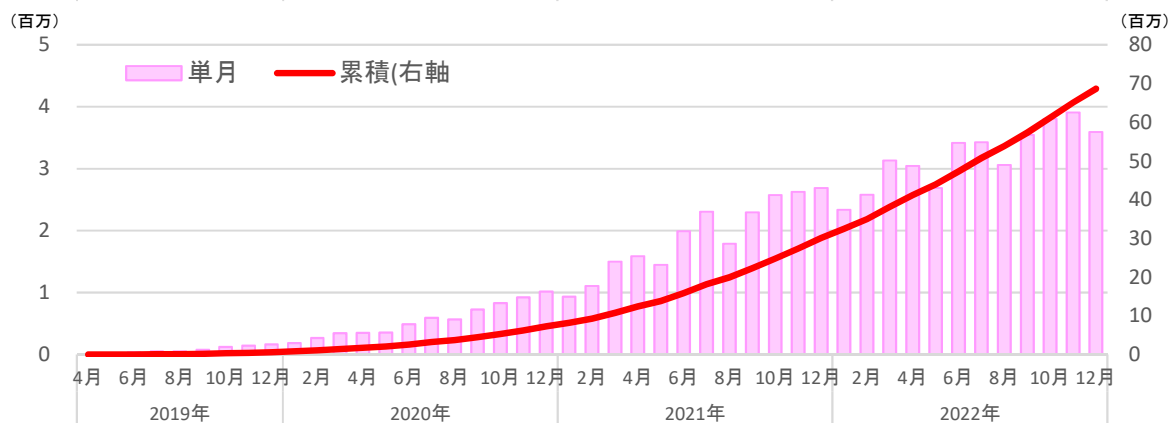
※うち一人親方は6.5万社



## 就業履歴数

**現場での利用は増加傾向**

※12月は359万履歴を蓄積

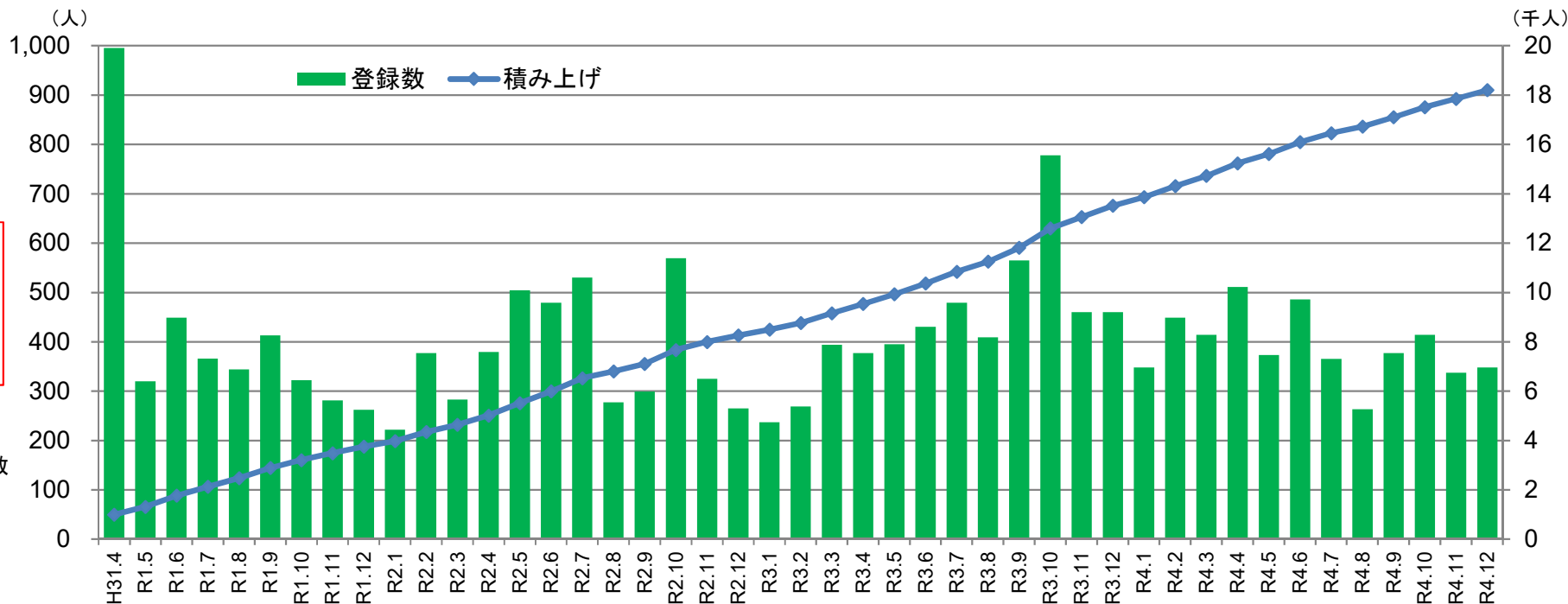




## 技能者の登録数

18,199人が登録

登録件数  
就業者数※  
= 31.1%

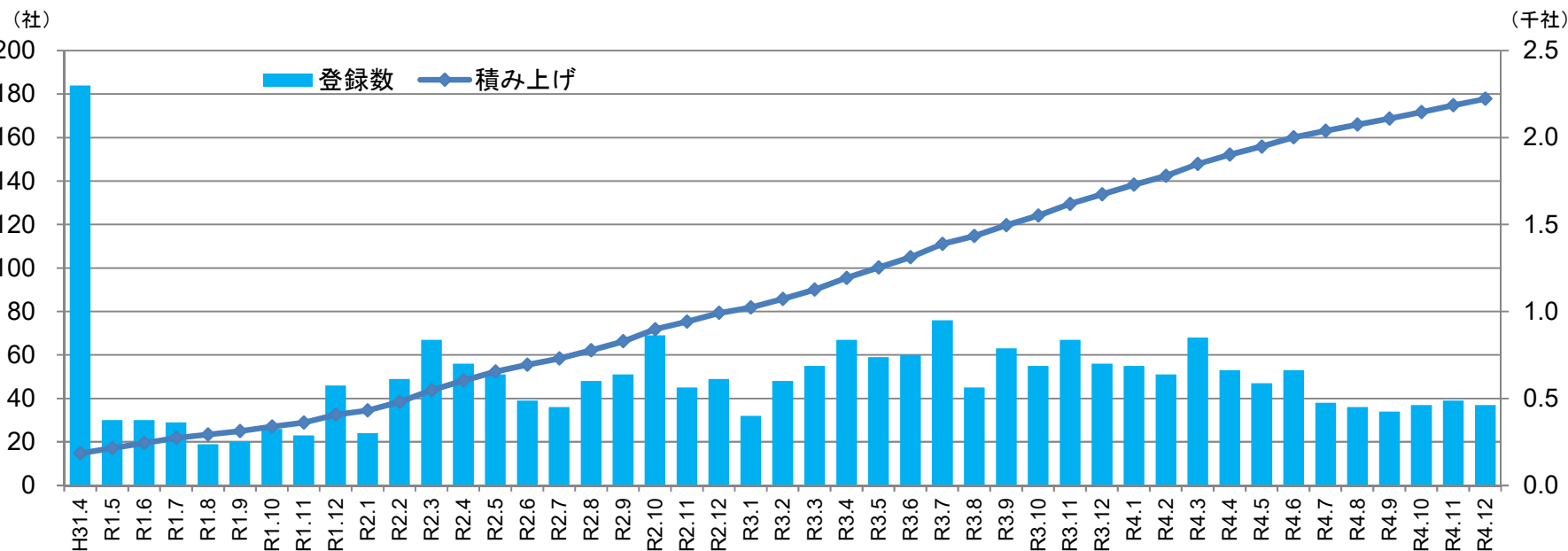


※ 建設工事施工統計調査報告 (令和2年度 実績)における就業者数 (独自推計)

## 事業者の登録数

2,222社が登録

登録件数  
業者数※  
= 25.1%



※ 建設工事施工統計調査報告 (令和2年度 実績)における業者数

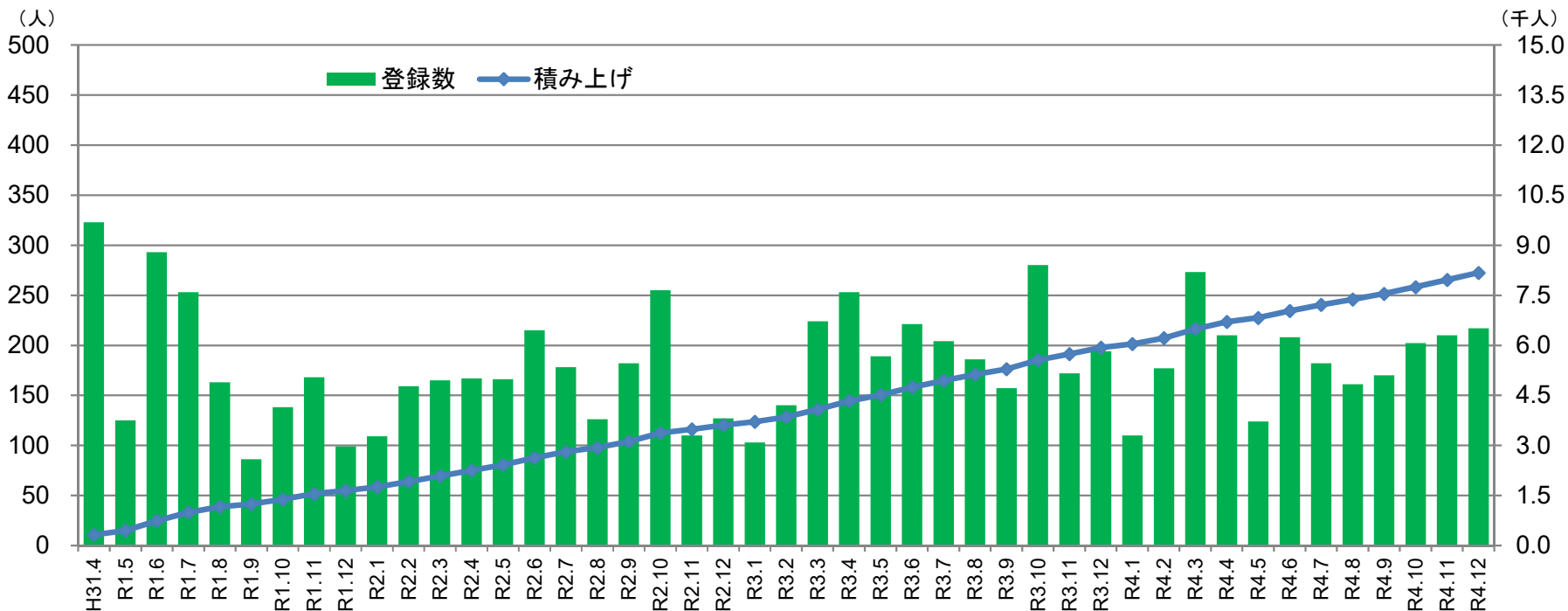


## 技能者の登録数

8,174人が登録

登録件数  
就業者数<sup>※</sup>  
= 31.6 %

※ 建設工事施工統計調査報告  
(令和2年度 実績)における就業者数  
(独自推計)

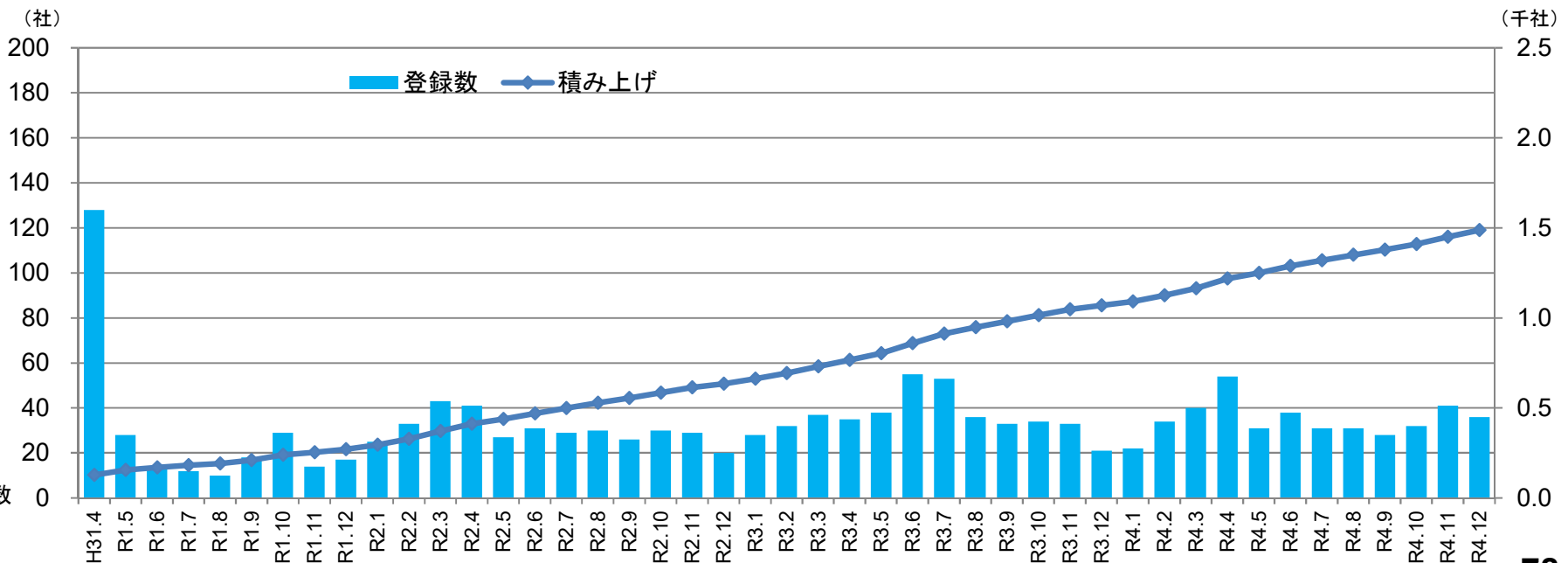


## 事業者の登録数

1,487社が登録

登録件数  
業者数<sup>※</sup>  
= 36.8 %

※ 建設工事施工統計調査報告  
(令和2年度 実績)における業者数







# CCUS技能者及び事業者登録件数(石川県)(R4.12.31現在)

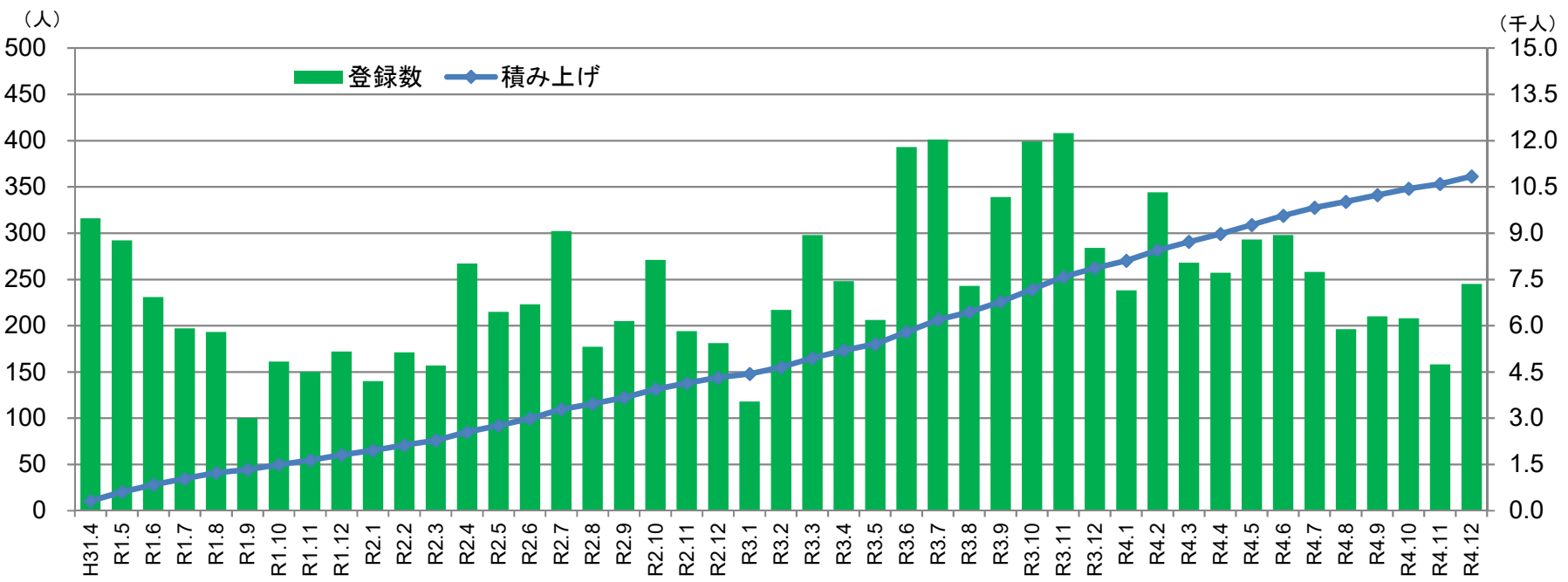


## 技能者の登録数

10,842人が登録

登録件数  
就業者数※  
= 42.6 %

※ 建設工事施工統計調査報告  
(令和2年度 実績)における就業者数  
(独自推計)

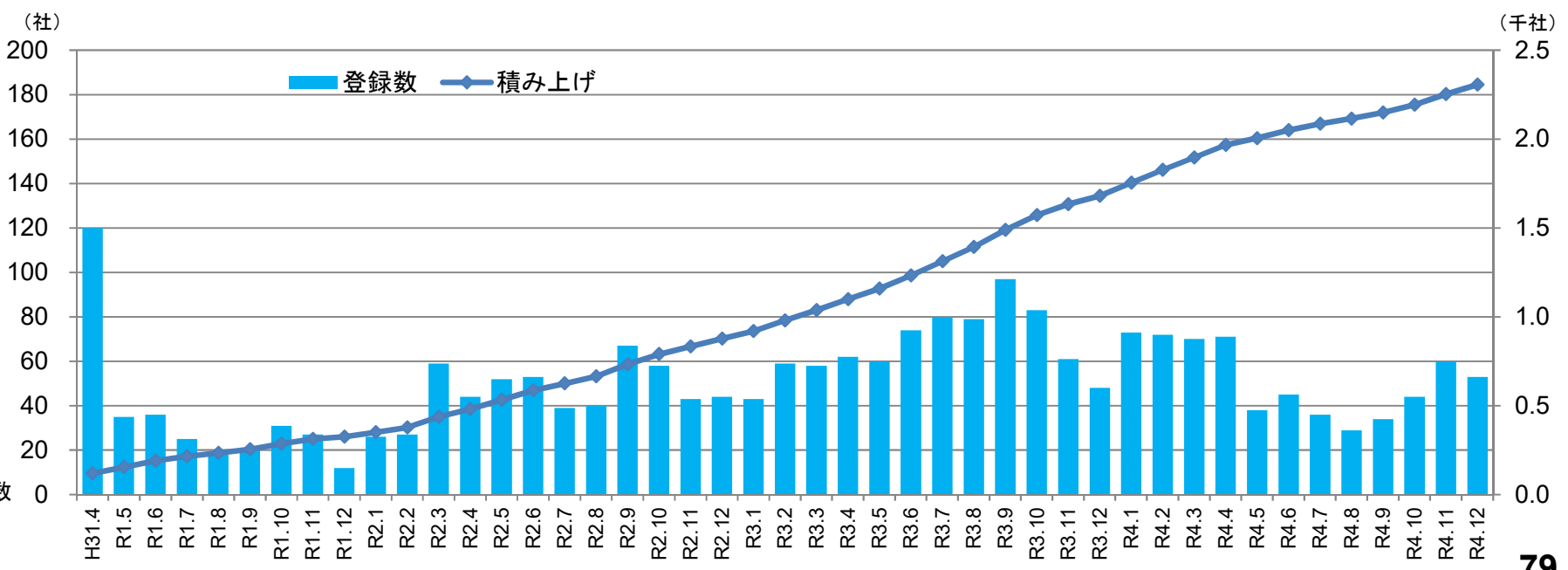


## 事業者の登録数

2,306社が登録

登録件数  
業者数※  
= 55.4 %

※ 建設工事施工統計調査報告  
(令和2年度 実績)における業者数  
(独自推計)



# 職種別技能者のCCUS登録状況

CCUSに登録される職種 (大分類)		技能者数
01	特殊作業員	52,806
02	普通作業員	121,727
03	軽作業員	3,846
04	造園工	8,566
05	法面工	5,620
06	とび工	95,794
07	石工	2,760
08	ブロック工	1,220
09	電工	91,746
10	鉄筋工	37,794
11	鉄骨工	11,744
12	塗装工	22,052
13	溶接工	12,356
14	運転手(特殊)	45,941
15	運転手(一般)	12,815
16	潜かん工	376
17	潜かん世話役	52
18	さく岩工	74
19	トンネル特殊工	3,095
20	トンネル作業員	4,230
21	トンネル世話役	666
22	橋りょう特殊工	3,320
23	橋りょう塗装工	824
24	橋りょう世話役	1,530
25	土木一般世話役	21,029
26	高級船員	1,297
27	普通船員	1,924

CCUSに登録される職種 (大分類)		技能者数
28	潜水士	1,743
29	潜水連絡員	104
30	潜水送気員	358
31	山林砂防工	25
32	軌道工	3,171
33	型わく工	49,590
34	大工	13,771
35	左官	18,309
36	配管工	55,071
37	はつり工	5,599
38	防水工	21,483
39	板金工	15,715
40	タイル工	4,399
41	サッシ工	4,107
42	屋根ふき工	1,513
43	内装工	52,196
44	ガラス工	4,751
45	建具工	10,376
46	ダクト工	11,497
47	保温工	11,946
48	建築ブロック工	4,735
49	設備機械工	16,016
50	交通誘導警備員A	898
51	交通誘導警備員B	1,645
52～	その他計	197,412
技能者総数		1,071,634

(参考) 国勢調査における技能者数

職業小分類	建設技能者*
土木従事者	356,920
電気工事従事者	265,200
配管従事者	120,990
大工	101,850
とび職	78,900
画工, 塗装・看板制作従事者	59,630
建設・さく井機械運転従事者	58,980
自動車運転従事者	30,220
型枠大工	28,300
左官	25,370
鉄筋作業従事者	19,720
機械組立従事者	14,890
クレーン・ウインチ運転従事者	13,370
運搬従事者	12,060
清掃従事者	11,850
植木職, 造園師	11,090
鉄道線路工事従事者	9,950
ブロック積・タイル張従事者	9,880
屋根ふき従事者	6,820
その他の定置・建設機械運転従事者	6,460
警備員	1,420
畳職	240

\* 建設技能者該当職業小分類の者について、大分類建設業を選択したもの。

出典：建設業振興基金（2022年12月末技能者登録数）  
令和2(2020)年度国勢調査より

# 建設キャリアアップシステムによる技能者の処遇改善

## ～システムへの登録と利用促進、処遇改善への行程～

### STEP 1

システムへの登録促進  
元請・専門工事企業の登録を促進  
CCUSの登録や現場運用の周知・理解促進

### STEP 2

現場での利用の促進  
元請による現場カードリーダー等の設置促進  
技能者による就業履歴の蓄積の促進

### STEP 3

技能者の処遇等への反映  
技能者の能力評価の普及と処遇への反映を推進

新3Kの実現  
(給料・休日・希望)

技能者の技能・経験の評価

技能者の入職・定着促進

#### STEP1 システムへの登録促進

- ◎ 登録等のサポート体制
  - ・CCUSサテライト説明会
  - ・CCUS認定アドバイザー等
- ◎ 機器設置等に対する助成制度

#### STEP2 現場での利用の促進

- ◎ 経営事項審査における加点評価
- ◎ 公共工事における企業評価
  - ・総合評価やモデル工事での加点
- ◎ 社保加入の確認など、現場管理での活用

#### STEP3 技能者の処遇等への反映

- ◎ 週休2日の推進への活用
  - ・公共発注者による利活用
- ◎ 退職金(建退共)制度との連携
- ◎ 技能者のCCUSレベルに応じた手当て支給の促進
- ◎ 技能者の技能・経験に応じた賃金
  - ・労務費調査において、CCUS技能者の技能・経験別の賃金実態を調査し、レベル別の賃金目安を示すなど、労務費と能力評価を連携
- ◎ 施工能力等の見える化評価

## 元請による現場利用の促進

(元請によるカードリーダー設置等)

### 公共工事等におけるインセンティブ措置

- ◎ 直轄工事におけるモデル工事の実施 (WTO工事等)
- ◎ 都道府県では、38道府県が企業評価を導入  
政令指定都市は14市が企業評価を導入
- ◎ 経営事項審査において、全建設工事または全公共工事の現場におけるカードリーダー設置等に対して加点措置を施行し(本年1月)、現場利用をさらに促進

### 建退共制度とのデータ連携による掛金納付の簡略化

- ◎ 元請や1次下請が、CCUSの就業データを建退共の掛金納付と連携できる機能を供用し、事務を簡略化
- ※ 今夏から、元請や1次下請が直接にCCUSの就業実績データを建退共の掛金納付の申請に活用できるシステムを供用

### 技術者専任要件の緩和

- ◎ 監理技術者等の現場兼任を認める要件に、CCUS等による施工体制の把握を位置づけることを検討

## 労務費や処遇改善への展開

### 労務費調査との連携 (技能者の技能経験に応じた労務費)

- ◎ 労務費調査において、CCUS技能者の技能・経験に応じた賃金実態を把握し、レベル別に賃金目安を示すことにより、能力評価が労務費に反映される方策について検討

※ 令和3年度の労務費調査では、CCUS登録技能者(レベル4)の平均賃金はCCUS登録技能者(レベル1~3)より約14%高い実態

### 技能レベルを反映した手当で支給の普及

- ◎ CCUSの能力評価等を企業独自の手当てに反映する取組を水平展開 (現在、20社を超える大手・中堅ゼネコン等で導入又は検討。地場企業、専門工事業にも取組の広がり。)

### 公共発注者による週休2日工事での活用

- ◎ 公共発注者が、CCUSの管理機能を用いて、週休2日工事における達成状況を円滑に確認できる機能を供用 (公共発注者による閲覧機能を内製化) ※令和4年12月から供用開始

- 建設キャリアアップシステム(CCUS)の普及・活用により、技能者の処遇改善等を図るため、技能者側のメリット向上(建退共との連携等)に加え、公共工事発注者によるモデル工事等によりCCUSの利用を促進
- 国の直轄モデル工事のほか、都道府県や独法・特殊会社でモデル工事等の導入が広がってきており、今後、さらに地方公共団体等を中心として取組を加速化

## 国直轄工事

R2年度より、モデル工事を試行

事業者登録率・技能者登録率・就業履歴蓄積率(カードタッチ率)を確認の上、達成状況により工事成績評定で加点

【土木工事】 青字: 令和4年7月以降入札公告工事より

- CCUS義務化・活用推奨モデル工事  
(義務化: 全国で64件(R3年度契約))  
(活用推奨: 全国で16件(R3年度契約))

▶ 一般土木工事の本官発注分※について、原則モデル工事を実施  
※北海道開発局においては、そのうち予定価格が2.5億円以上の工事が対象  
▶ これ以外の工事(分任官発注分を含む)については、建設業界の要望や理解の状況を十分踏まえた上で、モデル工事を実施  
▶ カードリーダー設置費用、現場利用料(カードタッチ費用)について、実績に基づき、発注者が負担(すべてのモデル工事で実施)

- 地元業界の理解がある35都道府県において、直轄Cランク工事でもモデル工事を試行
- 農水省も、WTO対象一般土木で、R5.1以降の入札公告分から、モデル工事を試行

【営繕工事】

- CCUS活用推奨モデル営繕工事  
(全国で27件(R3年度契約))※予定を含む

【港湾・空港工事】

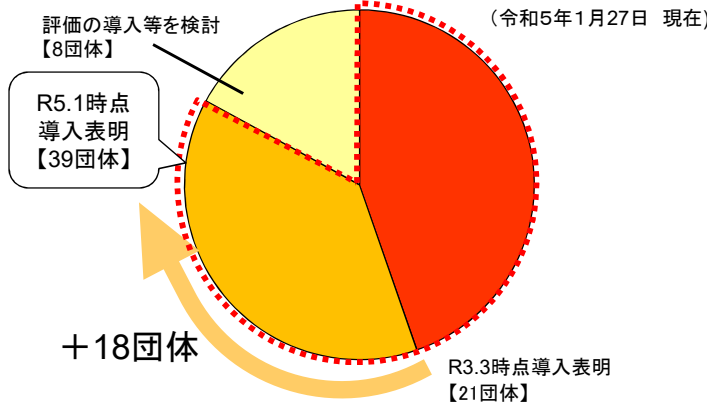
- CCUS活用モデル工事  
(全国で47件(R3年度契約))※2月までの実績

## 地方公共団体

国土交通省より、直轄事業でのモデル工事や先行する県による総合評価での加点等を踏まえた取組を要請(R2年4月)

- 39道府県が企業評価の導入等を表明、他の全ての都道府県も検討を表明

【都道府県の導入・検討状況】



※市町村に対しても要請し、都道府県公契連での周知に加え、人口10万以上の全ての市区に対して国から直接ヒアリング等を実施  
(令和3年3月末までに全市区283団体に実施)

## 独法・特殊会社

国土交通省より、独立行政法人等に対してCCUS活用を周知(R2年4月)

- UR都市機構においてR3年度から原則全ての新規建設工事で推奨モデル工事を実施予定(R3年度は20件程度の工事に適用予定)
- 水資源機構においてR3年度に本社契約の土木一式工事で義務化モデル工事を1件実施。その他の本社契約の土木一式工事を推奨モデル工事として原則実施
- NEXCO西日本においてR3年度から義務化モデル工事を実施予定
- NEXCO東日本においてR3年度に義務化モデル工事を1件実施
- 鉄道・運輸機構においてR3年度から義務化モデル工事及び推奨モデル工事を実施予定

# 都道府県におけるCCUSに係るモデル工事等の状況

- 直轄Cランク工事でのモデル工事について、地元建設業協会の理解が得られた**35都道府県**で実施予定（他に3協会が検討中）
- 都道府県発注工事は、**39道府県**が**企業評価の導入等を表明**し、他の全ての都道府県においても導入の検討を表明

※モデル工事の工事評定での加点(21道府県)、総合評価における加点(18府県)、カードリーダー等費用補助(15道県) など

## 都道府県発注工事でのモデル工事等の実施状況

### 【群馬県】モデル工事を実施

元請のカードリーダー設置のほか、下請事業者や技能者の登録等を工事成績評定の加点条件とするモデル工事を、発注者指定型と受注者希望型の2方式で実施

### 【長野県】総合評価等において加点

R2年4月より、総合評価方式での工事発注において「建設マネジメント」の項目として0.25点加点（R2年度は予定価格8000万円以上が対象）等

### 【山梨県】総合評価において加点

県土整備部発注工事（土木一式工事）において総合評価で加点（試行）

### 【滋賀県】総合評価において加点

総合評価方式において、「CCUSの元請企業の事業者登録と活用」を実施する場合に加点評価（試行）  
※現場にリーダーを設置し、技能者が利用する場合に評価

### 【岡山県】全工事の成績評定において加点

R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望型モデル工事を試行。事業者登録、技能者登録、カードリーダー設置等を工事成績評定にて加点

### 【宮城県】全工事の成績評定及び総合評価において加点

R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望の推奨工事に位置づけ。うち20件程度に発注者指定の義務化工事を適用。また、総合評価方式において事業者登録を加点

### 【福島県】総合評価において加点

R2年4月より、総合評価方式の公告案件で、CCUSの活用を加点項目に追加

### 【静岡県】総合評価等において加点

総合評価方式での工事発注において、元請がCCUSに事業者登録している場合に「企業の施工能力」の項目として0.5点加点

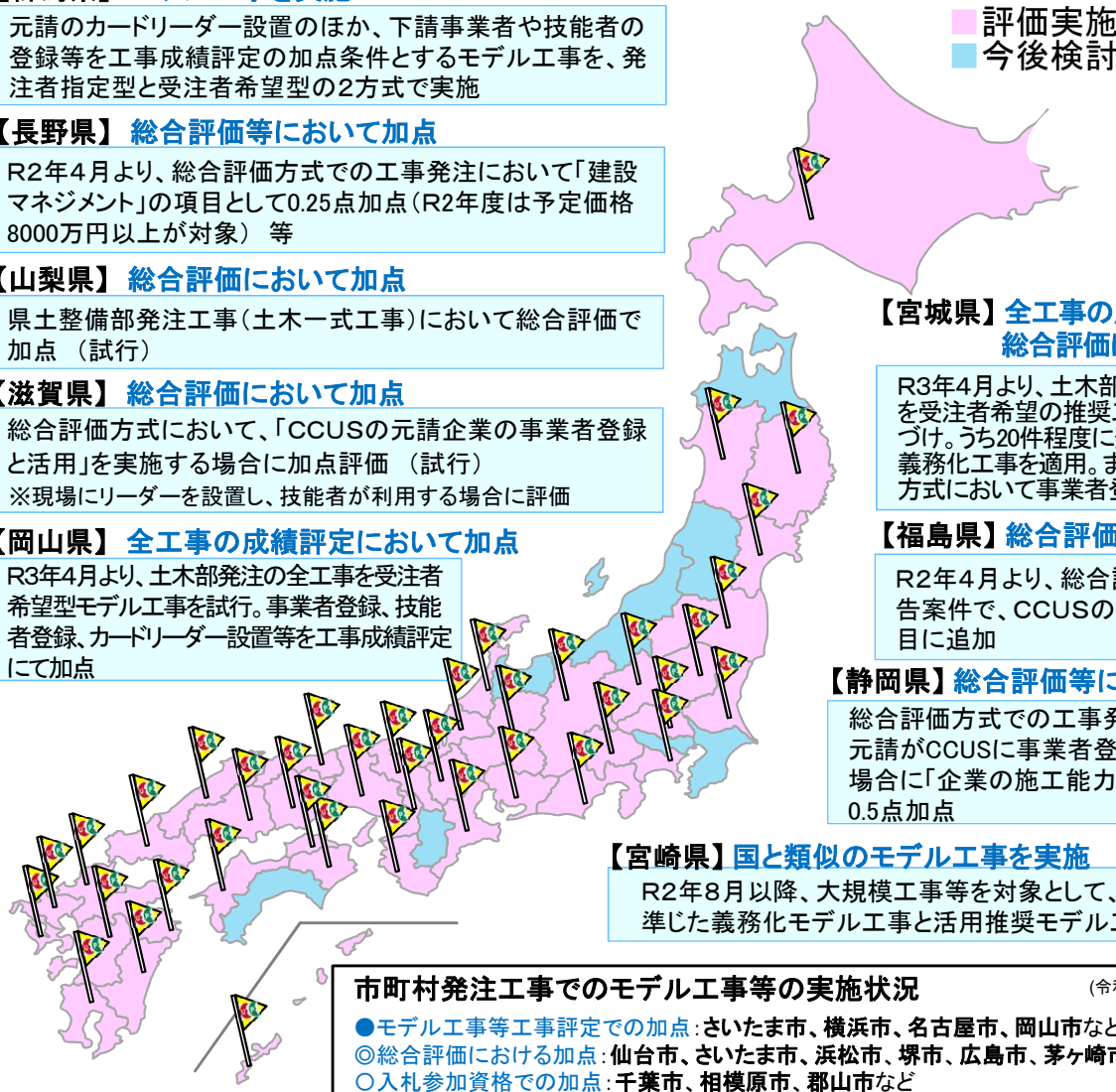
### 【宮崎県】国と類似のモデル工事を実施

R2年8月以降、大規模工事等を対象として、国の基準に準じた義務化モデル工事と活用推奨モデル工事を実施

### 市町村発注工事でのモデル工事等の実施状況

（令和5年1月15日 現在）

- モデル工事等工事評定での加点：さいたま市、横浜市、名古屋市、岡山市など
- ◎総合評価における加点：仙台市、さいたま市、浜松市、堺市、広島市、茅ヶ崎市、熊本市など
- 入札参加資格での加点：千葉市、相模原市、郡山市など



都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県工事での評価等	都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県工事での評価等
北海道	●	●★	滋賀県	●	◎
青森県		△	京都府	●	●◎
岩手県		●★	大阪府	●	◎
宮城県	●	●◎★	兵庫県	●	◎○
秋田県	●	◎○	奈良県	●	△
山形県		△	和歌山県	●	○
福島県	●	●◎	鳥取県		★
茨城県		●	島根県	●	◎
栃木県	●	●◎	岡山県	●	●
群馬県	●	●◎○★	広島県	●	●◎
埼玉県	●	●○★	山口県	●	●
千葉県		△	徳島県	●	○
東京都	●	△	香川県	○	◎★
神奈川県		★	愛媛県	●	●★
新潟県		△	高知県	○	△
富山県	●	△	福岡県		○
石川県	●	○	佐賀県	●	★
福井県	●	●○	長崎県	●	◎
山梨県	●	◎	熊本県	●	●★
長野県	●	◎○	大分県	●	★
岐阜県	●	●★	宮崎県	●	●◎○★
静岡県	●	●◎○	鹿児島県	●	●◎
愛知県	●	●	沖縄県	●	●
三重県	○	★			

（令和5年2月6日 現在）

#### <直轄Cランク工事>

- 都道府県建設業協会が賛同協会において検討中
- ※赤字は令和4年4月以降に表明されたもの
- ※カードリーダー等の費用は発注者が負担
- ※北海道は0.5億～2.5億円
- 国土交通省調べ 等

#### <都道府県工事での評価等>

- モデル工事等工事評定での加点
- ◎ 総合評価における加点
- 入札参加資格での加点
- ★ カードリーダー等費用補助
- △ 検討中
- ※赤字は令和4年4月以降に導入を表明されたもの

# 都道府県・指定都市におけるCCUSに係るモデル工事等の状況

- 直轄Cランク工事でのモデル工事について、地元建設業協会の理解が得られた**35都道府県**で実施予定（他に3協会が検討中）
- 都道府県発注工事：**39団体**が**企業評価の導入等**を表明
- 指定都市発注工事：**14団体**で**企業評価の導入等**を表明

都道府県におけるCCUSに係るモデル工事等の状況

都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県発注工事における			
		工事評定での加点	総合評価における加点	入札参加資格での加点	カードリーダー等費用補助
北海道	●	●			●
青森県					
岩手県		●			●
宮城県	●	●	●		●
秋田県	●		●	●	
山形県					
福島県	●	●	●		
茨城県		●			
栃木県	●	●	●		
群馬県	●	●	●	●	●
埼玉県	●	●		○	●
千葉県					
東京都	●				
神奈川県					●
新潟県					
富山県	●				
石川県	●			●	
福井県	●	●		●	
山梨県	●		●		
長野県	●		●	●	
岐阜県	●	●			●
静岡県	●	●	●	●	
愛知県	●	●			
三重県	○				●

都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県発注工事における			
		工事評定での加点	総合評価における加点	入札参加資格での加点	カードリーダー等費用補助
滋賀県	●		●		
京都府	●	●	●		
大阪府	●		●		
兵庫県	●		●	●	
奈良県	●				
和歌山県	●			●	
鳥取県					●
島根県	●		●		
岡山県	●	●			
広島県	●	●	●		
山口県	●	●			
徳島県	●			●	
香川県	○		●		●
愛媛県	●	●			●
高知県	○				
福岡県				●	
佐賀県	●				●
長崎県	●		●		
熊本県	●	●			●
大分県	●				●
宮崎県	●	●	●	●	●
鹿児島県	●	●	●		
沖縄県	●	●			

指定都市におけるCCUSに係るモデル工事等の状況

指定都市名	工事評定での加点	総合評価における加点	入札参加資格での加点	カードリーダー等費用補助
札幌市				
仙台市		●		
さいたま市	●	●		●
千葉市	●		●	●
横浜市	●	●		
川崎市				
相模原市			●	
新潟市				
静岡市				
浜松市		●		
名古屋市	●			
京都市		●		
大阪市		●		
堺市		●		
神戸市		●		
岡山市	●	●		
広島市		●		
北九州市				
福岡市				
熊本市		●		

<直轄Cランク工事>  
 ● 都道府県建設業協会が賛同  
 ○ 協会において検討中  
 ※北海道は0.5億～2.5億円  
 国土交通省調べ 等

<都道府県・指定都市工事での企業評価等>  
 ● 導入済  
 ○ 導入予定  
 令和4年4月以降実施

(令和5年2月6日 現在)

- 建退共の電子申請方式によって、従来の証紙貼付方式に比べて効率的に、**直接**、技能労働者に退職金の掛金を納付（元下間の証紙交付のやりとりを省略し、元請が直接、電子的に掛金納付するため、より確実）
- さらに、**CCUSに蓄積したデータを建退共の就労実績報告作成ツールに取り込むことで**、就労実績報告が正確かつ簡略化（今夏から、元請や1次下請が直接にCCUSのデータを利用することを可能とするシステムを供用開始）

※証紙貼付方式をはじめ、掛金納付等の適正履行を図るため、公共発注者による元請に対する履行確認を強化・徹底（令和3年3月通知「元請事業主による建退共制度の履行状況に関する発注機関の確認等について」）

建退共制度では、技能労働者の働いた日数に応じて退職金の掛金が納付



処遇改善のためには、**就労実績が正しく把握され、実績どおりに掛金が納付される**ことが重要

## 証紙貼付方式による掛金納付

○元下間での証紙交付のやりとりが生じるため、**掛金納付が不徹底になるおそれ**。どの技能労働者に貼付されたか確認が困難であり、就労の実績と納付の対応関係も不透明になりやすい



## 電子申請方式

○申請に基づいて**技能労働者に直接**、退職金ポイントが付与されるため、就労実績に基づき確実に掛金が納付  
○証紙の事前購入や交付が不要

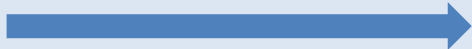
【重要】元請が電子申請方式を選択すれば、下請による電子申請方式の採用・不採用に関わらず、掛金を電子申請で納付できる（同一現場での証紙貼付方式と電子申請方式の混在は生じない）

## 建退共とCCUSのデータ連携

電子申請方式  
(通常)



作業員名簿等の各種書類を参照して、**就労実績報告作成ツール**に、就労実績を手作業で入力する



(手作業での入力が不要で実績が正確)

CCUSに蓄積されたデータを取り込み、就労実績ファイルを作成

※元請や1次下請が直接にCCUSのデータを利用することが可能

## 就労実績報告作成ツール

就労状況報告書  
(4号 月別様式)

就労実績ファイル



建退共

電子申請専用サイト



退職金ポイント

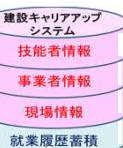
技能労働者



技能労働者に対して、直接、退職金ポイントを付与

(証紙のような元請や下請間でのやりとりが不要) 86

CCUS連携方式





令和4年4月25日

第4回 適正な施工確保のための技術者制度検討会(第2期)  
資料より抜粋

## 工事現場について

- ・ 工事請負金額がいずれも1億円未満（建築一式工事は2億円未満）の2現場を兼務すること。
- ・ 監理技術者等と各現場との間に、現場の状況確認と意思疎通に必要なリアルタイムの音声・映像の送受信が可能な環境（スマートフォン・web会議システム等で可）が整備されていること。
- ・ 各現場が一日に巡回可能な範囲（現場間を2時間程度で移動できる距離）に存在すること。

## 施工体制について



- ・ 連絡要員（1年以上の実務経験を有する者）を配置すること。（専門工事業の場合は、各下請業者への連絡体制の確保により代替可能。）
- ・ 当該建設業者からの下請次数が3次以内であること。
- ・ 日々の施工体制がCCUS等※により遠隔から把握可能であること。

※CCUS又はCCUSとAPI連携したシステムであることが望ましい。

## 運用について



- ・ 兼任にあたっては、技術者の労働時間が過大とならないよう十分に留意※しつつ、施工管理の手段及び人員配置に関する計画書を作成、保存する。

※兼務する工事の規模や難易度、類似性等を勘案し、兼任した場合の業務量等を十分検討

○ CCUSの能力評価等を企業独自の手当にて反映する取組が広がりつつあり、  
20社を超える企業で導入または検討。ひきつづき、優良事例の水平展開を図る。

※今年度の公共事業労務費調査において、元請企業から下請の技能者に直接支払われる手当を含め、技能手当の支払い実態を調査して把握

西松建設	CCUSレベル別の優良技能者制度(協会対象)を実施。青:500円、銀:1,000円、金:2,000円、(特に模範となる方:3,000円)
村本建設	評価制度をCCUSのレベル基準へと転換。青以下:2,000円(R4.11から)、銀:3,000円、金:3,500円。R5.6より推薦要件化も検討
鹿島建設	職長制度・報奨金制度の前提。民間工事において半額負担としていた建退共掛金を、CCUS登録技能者については全額負担
五洋建設	独自の労務費補正制度(休日取得目標を達成した場合、労務費を5~10%割増補正払い)の出勤確認にCCUS履歴を利用可能に
奥村組	スーパーマスターは銀カード以上を要件(手当3,000円)
東洋建設	ランク別優良職長制度の導入を検討
清水建設	金カード保有者より優良職長選定(手当3,000円)
ヤマウラ	CCUSカード色別手当の導入を検討
青木あすなろ建設	優良技能者の認定資格条件にCCUS登録を追加
東亜建設工業	優良職長の認定基準にCCUS登録を位置づけ
浅沼組	R5より浅沼マスター資格要件にカード所持を必須化
戸田建設	優良技能者制度手当要件に技能者登録追加
大林組	優良職長制度におけるCCUS登録の義務化
飛島建設	R4より優良職長認定要件にCCUS登録を追加
大林道路	優良職長の条件としてCCUSを位置づけ
日本国土開発	国土優良職長認定基準にCCUS登録を検討
熊谷組	優良職長認定条件にCCUSカード保持を義務化
フジタ	CCUS登録を表彰要件に追加、手当支給検討
大成建設	優良技能者制度の認定基準にCCUS登録を追加
前田建設工業	優良技能者認定要件にCCUS登録を追加
大日本土木	認定要件にCCUS登録者または申請者を追加
馬淵建設	CCUSのEMゼックマスター認定要件化を検討
竹中工務店	優良職長の認定要件としてCCUS登録を義務化
三井住友建設	CCUSの活用を今後検討

※手当は日額を表示

(R4.5現在、国土交通省調べ)

令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用

- 建設工事の担い手の育成・確保に向け、技能労働者等の適正な評価をするためには、就業履歴の蓄積のために必要な環境を整備することが必要であり、経営事項審査においても、CCUSの活用状況を加点対象とする。

加点要件	評点
審査対象工事のうち、 <b>民間工事を含む全ての建設工事</b> で該当措置を実施した場合	15
審査対象工事のうち、 <b>全ての公共工事</b> で該当措置を実施した場合	10

**審査対象工事** ①～③を除く審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事

- ① 日本国内以外の工事
- ② 建設業法施行令で定める軽微な工事  
 [ 工事一件の請負代金の額が500万円(建築一式工事の場合は1,500万円に満たない工事)  
 建築一式工事のうち面積が150㎡に満たない木造住宅を建設する工事 ]
- ③ 災害応急工事  
 [ 防災協定に基づく契約又は発注者の指示により実施された工事 ]

**該当措置** ①～③のすべてを実施している場合に加点

- ① CCUS上での「現場・契約情報」\*の登録
- ② 建設工事に従事する者が直接入力によらない方法\*でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
- ③ 経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出

\* 現場・契約情報：現場名、住所、連絡先、現場管理者等  
 \*\* 直接入力によらない方法：就業履歴データ登録標準API連携認定システム  
 ( <https://www.auth.ccus.jp/p/certified> ) 等  
 により、当該現場において就業履歴を蓄積できる措置を実施していること

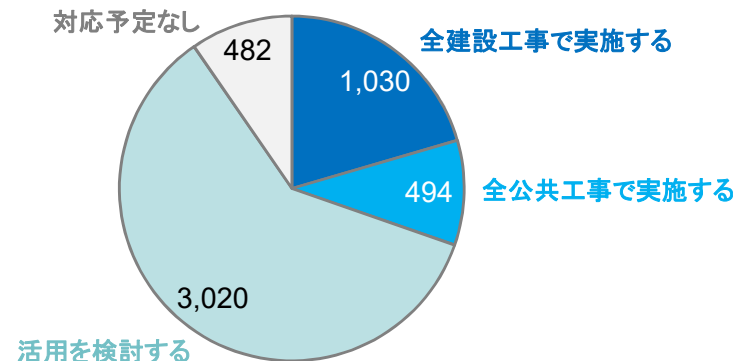
※ただし、審査基準日以前1年のうちに、審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には、加点しない

**【CCUS登録済企業の対応見通し】**

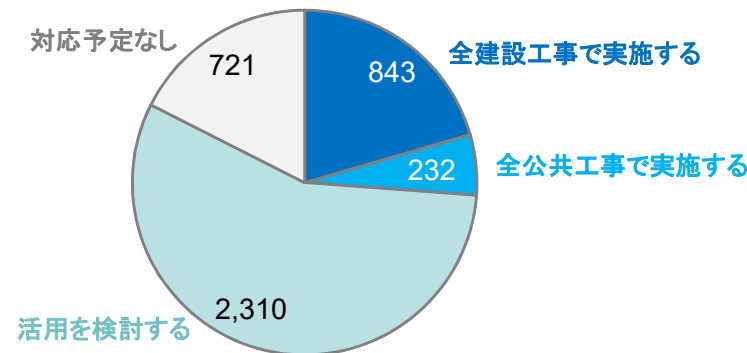
○ 来年1月の施行を控え、CCUS事業者登録済みの経審受審企業に対して、現時点での対応見通しをアンケート調査 (R4年8月)

※有効回答企業数 9,585社  
 (回答総合工事業者の元請完工高: 16.7兆円(申告ベース))

**【元請総合工事業者】** 回答企業数 5,026 社



**【設備・専門工事業者】** 回答企業数 4,106 社



- 就業履歴を蓄積するカードリーダーの設置コストを削減するため、安価なカードリーダーでも利用可能となるよう就業履歴登録アプリを改修。
- デジタル化推進のため、CCUS画面に新たに入力項目を設け、**施工体制台帳等**※へデータが反映できるようシステムを改修


※ 施工体制台帳、施工体系図、再下請負通知書、作業員名簿等

### カードリーダー改修

### 施工体制台帳等改修

**CCUSカード**

- 技能者ID
- 再発行回数
- カード製造番号



建設キャリアアップシステム  
1234 5678 9012 34 - 01  
建設 桜子  
初期登録年 2018年  
有効期限 2028年 9月30日  
生年月日 1910年 9月生



- 現行反映項目：元請／下請事業者名、工事名称、現場住所・工期 等
- 今回対応範囲：許可業種、外国人従事有無、発注者情報 等

○ 今回改修を実施することで、**システムの利用コスト軽減、現場管理・作業効率化などの生産性向上を実現、利用の促進を図ることで、技能者の能力評価のステップアップ、処遇改善につなげる。**

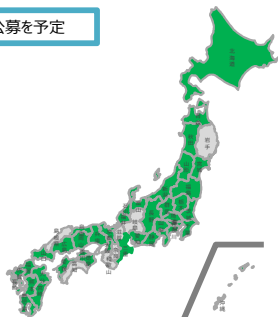
## 認定登録機関・登録支援機関

### 認定登録機関

緑：開設済み 40都道府県 / 空白県：公募を予定

事業者登録・技能者登録の申請書類の受付から審査・登録まで**窓口で実施**（全国234箇所開設）（R4年8月31日現在）

※**書面による申請**、写真付きの**身分証がない申請**は、認定登録機関でのみ可能。技能者登録は、「詳細型登録」のみの受付



### 登録支援機関

会員企業等の**限定された申請者を対象に**、申請書類の受取りや記入補助、運営主体に代わって情報をシステムに登録（全建傘下26協会等）

## カードリーダー等の購入等に係る経費の助成

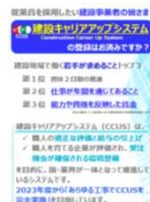
◎ CCUSを活用した雇用環境整備を実施する建設事業主団体に対してカードリーダーの購入等に係る経費を助成【厚労省】

就業履歴蓄積促進事業	事業内容	対象経費
	建設事業主団体が、中小構成員等におけるカードリーダー等の各種機器等の導入を促進する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>カードリーダーなどの各種機器の購入費・リース料、アプリなどソフトウェア等の導入に係る契約費用（初期費用、月額利用料等）、機器設置費用、説明会開催費用など</li> <li>上記費用について中小構成員等に対して助成した額</li> </ul>

※このほか、建設事業主団体が、中小構成員等に対して事業者登録料や技能者登録料の全部または一部を補助する事業についても助成

## 求人・求職活動との連携

◎ ハローワークにおいて求職者に対してCCUS登録済み企業への応募を勧奨、技能者の求人を行うCCUS登録済みの建設事業主に対し、求人票の作成支援の取組を開始



建設事業主向けリーフレット



求職者向けリーフレット

◎ 『助太刀』『パワーワーク』といった民間マッチングサービスにおいてCCUS登録済み利用者にCCUSマークをバッジ表示する取組を開始（試行）

## 現場利用等の疑問にきめ細かくサポートする体制づくり

### FAQや問い合わせメールフォームで質問に対応

- ◎ 登録や現場利用等に係るサポートとして、建設業振興基金のホームページ上で「FAQ（よくあるご質問）」を掲載
- ◎ 建設業振興基金のHP上の「お問い合わせメールフォーム」を利用したメールでの問い合わせに対して、直接に回答してサポート

### 『CCUSサテライト説明会』の開催

◎ 2020年9月からZoomを活用したWeb説明会「サテライト説明会」を開催（約3,526件、参加者数延べ約7,633名）（7月末時点）

※建設業振興基金のホームページからフォームをダウンロードして申込みが可能

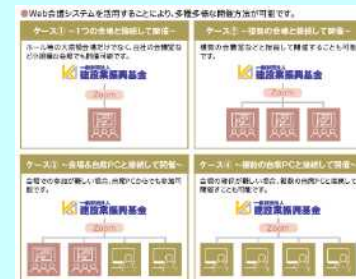
#### CCUS事業本部



#### サテライト会場



Zoom



### 『CCUS認定アドバイザー』

◎ CCUSの登録のほか、現場運用等に関する専門的知識を習得し、CCUS利用者に対する適切な助言等を行うことができる総合アドバイザー  
※6月末現在322名を認定

### 『CCUSチャンネル』

◎ ユーザーからニーズが高いCCUS概要説明や、現場運用に関する情報はじめ、CCUSについてわかりやすく解説するコンテンツを配信



# 令和4年度 建設事業主等に対する助成金(建設キャリアアップシステム(CCUS)関連の助成金一覧)

- 1 建設事業主団体が構成員に対し下記のCCUSの普及促進に資する事業を実施した場合に係る経費を助成
  - ① 事業者登録料、技能者登録料、レベル判定手数料、見える化評価手数料等の補助
  - ② 事業者登録、技能者登録又は見える化評価に関する申請手続きの支援（相談、情報提供等を含む）
  - ③ カードリーダー等の導入に関する支援
- 2 建設事業主団体がCCUSに関する研修会・講習会の開催など評価・処遇制度の普及等に関する事業を実施した場合に係る経費を助成
- 3 建設事業主がCCUS技能者登録者に技能実習を受講させた場合の賃金助成の単価を割増して助成（時限措置を令和4年度も延長）

## 1 人材確保等支援助成金 (建設キャリアアップシステム等普及促進コース)

- 1 助成対象者 建設事業主団体（※1）
- 2 対象となる事業
  - ① CCUS等登録促進事業  
建設事業主団体が、中小構成員等（※3）に対し、事業者登録料（※）や技能者登録料、レベル判定手数料、見える化手数料を補助する事業（※）原則、技能者登録と一体の場合に限る。
  - ② CCUS等登録手続支援事業  
建設事業主団体が、中小構成員等を対象に事業者登録や技能者登録、レベル判定、見える化評価の申請手続きに関する支援を実施する事業
  - ③ CCUS就業履歴蓄積促進事業  
建設事業主団体が、中小構成員等を対象に建設現場で就業履歴を蓄積するカードリーダーなどの各種機器や専用アプリなどのソフトウェア等の導入について支援を行う事業
- 3 助成額  
建設事業主団体が負担した経費×助成率
- 4 助成率  
中小建設事業主団体（※2） 2/3  
上記以外の建設事業主団体 1/2
- 5 上限額  
上記2の①～③を合計した1団体における事業年度（4/1～3/31）の上限額  
全国団体 : 3,000万円  
都道府県団体 : 2,000万円  
地域団体 : 1,000万円  
※ 令和4年度創設

## 2 人材確保等支援助成金 (若年者及び女性に魅力ある 職場づくり事業コース)

- 1 助成対象者 建設事業主団体（※1）
- 2 対象となる事業  
CCUSの普及を目的とした研修会・講習会の開催など建設労働者の評価・処遇制度の普及等に関する事業
- 3 助成額  
建設事業主団体が負担した経費×助成率
- 4 助成率  
中小建設事業主団体（※2） 2/3  
上記以外の建設事業主団体 1/2
- 5 上限額  
若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース内における他の事業も合計した1団体における事業年度（4/1～3/31）の上限額  
全国団体 : 3,000万円  
都道府県団体 : 2,000万円  
地域団体 : 1,000万円  
※ 令和元年度創設

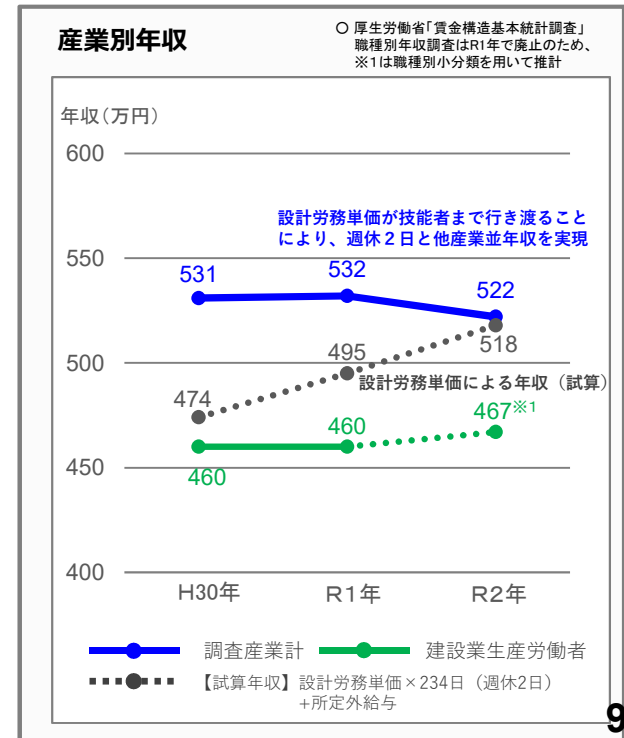
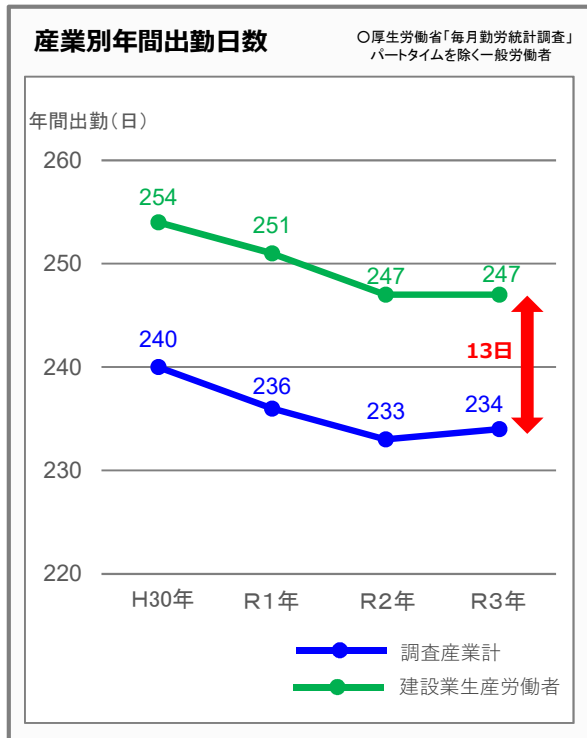
## 3 人材開発支援助成金 (建設労働者技能実習コース)

- 1 助成対象者 中小建設事業主
- 2 対象となる技能実習
  - 安衛法による教習及び技能講習、特別教育
  - 能開法による技能検定試験のための事前講習
  - 建設業則による登録基幹技能者講習
  - 教育訓練給付金の対象となる技術検定に関する講習など
- 3 賃金助成額単価
  - ① 労働者数20人以下の中小建設事業主  
【通常】8,550円/人日  
↓  
【CCUS登録者】9,405円/人日（1.1倍）
  - ② 労働者数21人以上の中小建設事業主  
【通常】7,600円/人日  
↓  
【CCUS登録者】8,360円/人日（1.1倍）
  - ※ 令和元年度創設
  - ※ 令和2年度単価改訂・時限措置延長
  - ※ 令和3年度時限措置延長
  - ※ 令和4年度時限措置延長

- ※1 建設事業主団体 : 構成員のうち建設事業主の割合が50%以上かつ構成員である建設事業主のうち雇用保険の保険関係が成立している事業に関する建設事業主の割合が50%以上の団体
- ※2 中小建設事業主団体 : 建設事業主団体であって、その構成員である建設事業主のうちに占める中小建設事業主の割合が2/3以上の団体
- ※3 中小構成員等 : 建設事業主団体の構成員である中小建設事業主及び一人親方のほか、構成員と元下関係になるなど直接関係のある中小建設事業主及び一人親方

- 建設業技能労働者の平均年収は467万円※1となっており、全産業平均の年収を大きく下回る一方、年間出勤日数は13日も多い。特に若年層を中心とする新規入職者が減少しており、このままでは将来の担い手確保が困難となるおそれ。
- 技能労働者の技能と経験に応じた適正な賃金支払いや週休二日の確保が担い手確保のために重要であるが、受発注者間の取引の実態として、必ずしも、適正な給与支払いの原資として十分な請負金額や、週休二日の確保が可能となる工期とはなっていない状況。
- 背景として、公共工事においては、公共発注者によるダンピング対策などの取組により、適正な競争環境を確保し、過度な受注競争を未然に防ぐことが期待できるが、民間工事においては、これらの対策を講じることが困難であり、適切な労務費の支払いすら困難となる過度な価格ダンピングや、超過勤務に繋がる工期ダンピングを未然に防ぐ仕組みがないことが影響。
- 設計労務単価は10年連続で上昇する一方、これに相当する賃金が技能者1人1人にまで行き渡らない理由の一つとして、建設市場における激しい競争の中、多重下請け構造の下で、労務費までもがダンピング競争に晒されている状況。

- **CCUSを活用し、設計労務単価に相当する賃金を技能者に行き渡らせることで、全産業平均並みの年収を確保。**
- **併せて、民間工事も含めた適正な競争環境を整えることで、企業としての適正な給与支払いの原資を確保できるようにするとともに、適切な工期を確保することで週休二日を実現し、希望のある持続可能な建設業を実現。**

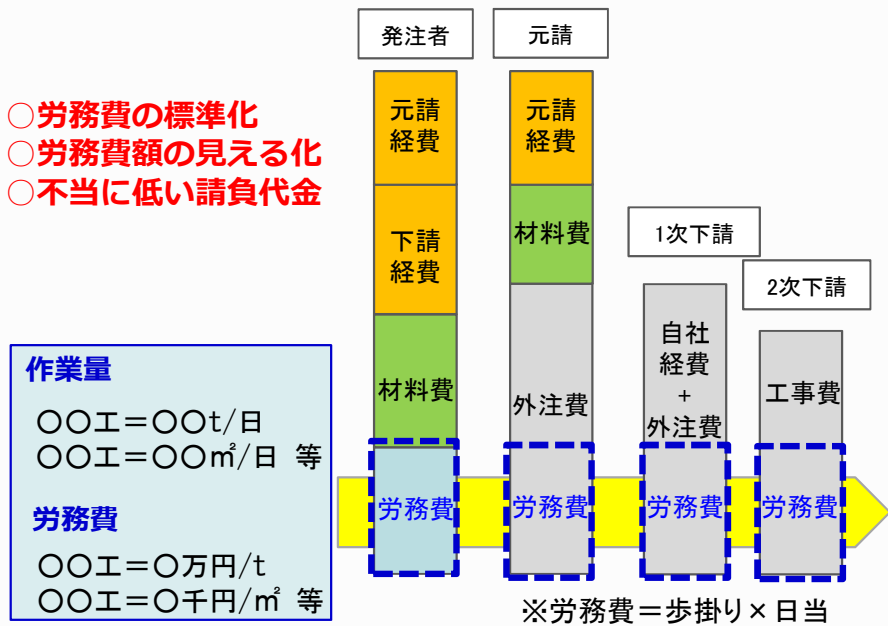


- 労務費ダumpingを防ぐとともに、建設業技能労働者の平均年収を全産業並へ押し上げるためには、どのような方策が考えられるか。

## 【課題（例）】

- ✓ 不当に低い請負代金（建設業法第19条の3）について、具体の基準を定めることは考えられるか。
- ✓ 下請け企業が元請け企業への価格交渉力を高めるため、受注者が必要とする労務費の目安を国が示すことで、労務費を「見える化」「標準化」することは考えられるか。
- ✓ 技能者の能力を適正に評価し、客観的に「見える化」するため、職長として携わった具体的な現場情報や元請け企業からの個別技能者の評価等も蓄積する仕組みを構築することは考えられるか。

- また、企業及び技能者の双方が、賃金面の処遇の目安を把握できるよう、国において設計労務単価を踏まえたCCUSレベル別の年収目安を示すことは考えられるか。



職種	レベル別の年収目安			
	レベル4 (総括職長)	レベル3 (職長)	レベル2 (熟練技能者)	レベル1
〇〇工	**	**	**	**
〇〇工	**	**	**	**

	レベル別の評価基準			
	レベル4 (総括職長)	レベル3 (職長)	レベル2 (熟練技能者)	レベル1
客観評価基準	**	**	**	**
〇〇〇	**	**	**	**



- 建設キャリアアップシステムに登録される技能者の資格と経験について能力評価を実施しています
- 評価は、国土交通大臣が認定した評価基準に基づき、職種ごとの能力評価実施団体が行います  
(令和5年1月末現在 レベル4:45,903人 レベル3:11,786人 レベル2:12,514人)

※建設技能者の能力評価制度は「建設技能者の能力評価制度に関する告示」(平成31年3月29日)及び「建設技能者の能力評価制度に関するガイドライン」に基づき実施されます

## 建設キャリアアップシステムに 技能者の資格と経験を蓄積

### <現場での能力・経験の蓄積>



技能者情報のイメージ	
ID	123456789012
氏名	建設 太郎
生年月日	S55 1980/07/28
保有資格	
登録基幹技能者 型枠	2016.06.20
技能講習 玉掛け	2008.05.21
特別教育 ロープ高所作業	2005.11.09
社会保険加入状況	退職金共済
健保 <input type="radio"/> 協会健保 <input type="radio"/> 建退共 <input type="radio"/>	
年金 <input type="radio"/> 厚生年金 <input type="radio"/>	
雇用	

- ◎ 経験 (就業日数)
- ◎ 知識・技能 (保有資格)
- ◎ マネジメント能力 (登録基幹技能者講習・職長経験)



## 技能者の技能レベルに応じた4段階のカードを発行



- 初級技能者 (見習い)
- 中堅技能者 (一人前の技能者)
- 職長として現場に從事できる技能者
- 高度なマネジメント能力を有する技能者 (登録基幹技能者等)

レベルに応じた処遇を実現へ

(注1) 令和3年4月以降に技能者登録を行った建設技能者の方は、能力評価を受けるためには、まず建設キャリアアップシステムの技能者登録(詳細型)を行ってあることが必要です  
(注2) 評価の対象となる『就業日数』『職長・班長としての経験日数』については、建設キャリアアップシステムの利用開始前の経験について、経過的な措置として、所属事業者等による経歴証明により確認された情報を活用することができます(経過的な措置は令和6年3月31日までにを行う申請について適用されます)

○ 技能者の能力評価は、能力評価制度推進協議会のもと、職種ごとの能力評価実施団体が行います。評価の申請は、職種ごとの能力評価実施団体に対して建設技能者の方<sup>(注)</sup>が行っていただくこととなります。

(注) 評価の申請は所属事業者等が代行して行うことが可能です

○ 評価の対象職種及び能力評価の申請手続は、国交省HPを確認の上、各能力評価実施団体HPの手続きに沿ってご確認ください。 ※国交省HP [https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_fr2\\_000040.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000040.html)

## 建設技能者の手続き概要

### ① 評価手数料の振込み

(能力評価制度推進協議会あて口座に振込み)

### ② 能力評価の申請

(各能力評価実施団体に対して、直接申請)

(郵送、メール及びWEB)

#### 必要な申請書類

- ① (建設技能者の)CCUS技能者登録画面の写し
- ② 能力評価申請書兼キャリアアップカード交付申請書
- ③ 手数料の振込明細 (※振込時の領収書等を添付)
- ④ 経歴証明書<sup>(注)</sup> 等

申請書類様式は、各能力評価実施団体HPよりダウンロードできます

(注) ④「経歴証明書」はCCUS利用開始前の経験の評価を求める場合に必要となります

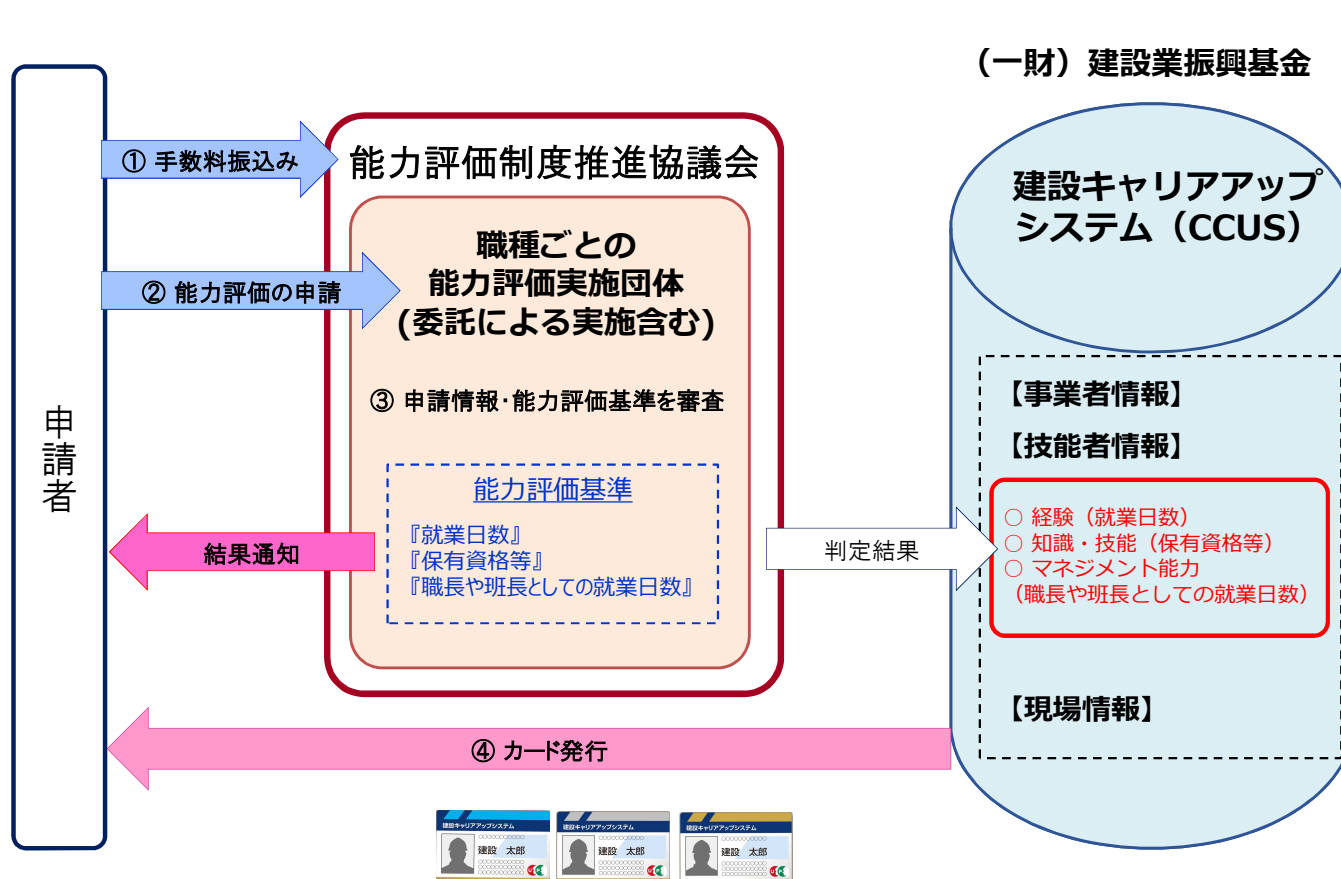
### ③ 能力評価実施団体にて能力評価審査を実施

### ④ (能力評価を反映した)カードの発行

※ 別途、「能力評価(レベル判定)結果通知書」が申請者に送付されます

※申請者あてに発効後のカードが到着するまで、おおむね1か月～2か月程度の見込みとなります。

## 能力評価の実施フロー



※ 『能力評価制度推進協議会』は、能力評価実施機関 3 5 職種 4 9 団体が構成員となり、能力評価制度の推進等を図る協議会。  
(事務局：国土交通省及び (一社) 建設業専門工事業団体連合会)

技能者の能力評価は、国土交通大臣が認定した38分野の能力評価基準に基づき、それぞれの分野の能力評価実施団体により実施

<b>電気工事</b> (一社)日本電設工業協会	<b>橋梁</b> (一社)日本橋梁建設協会	<b>造園</b> (一社)日本造園建設業協会 (一社)日本造園組合連合会	<b>コンクリート圧送</b> (一社)全国コンクリート圧送事業団体連合会	<b>防水施工</b> (一社)全国防水工事業協会
<b>トンネル</b> (一社)日本トンネル専門工事業協会	<b>建設塗装</b> (一社)日本塗装工業会	<b>左官</b> (一社)日本左官業組合連合会	<b>機械土工</b> (一社)日本機械土工協会	<b>海上起重</b> (一社)日本海上起重技術協会
<b>プレストレストコンクリート</b> (一社)プレストレスト・コンクリート工事業協会	<b>鉄筋</b> (公社)全国鉄筋工事業協会	<b>圧接</b> 全国圧接業協同組合連合会	<b>型枠</b> (一社)日本型枠工事業協会	<b>配管</b> (一社)日本空調衛生工事業協会 (一社)日本配管工事業団体連合会 全国管工事業協同組合連合会
<b>とび</b> (一社)日本建設躯体工事業団体連合会 (一社)日本鳶工業連合会	<b>切断穿孔</b> ダイヤモンド工事業協同組合	<b>内装仕上</b> (一社)全国建設室内工事業協会 日本建設インテリア事業協同組合連合会 日本室内装飾事業協同組合連合会	<b>サッシ・カーテンウォール</b> (一社)日本サッシ協会 (一社)建築開口部協会	<b>エクステリア</b> (公社)日本エクステリア建設業協会
<b>建築板金</b> (一社)日本建築板金協会	<b>外壁仕上</b> 日本外壁仕上業協同組合連合会	<b>ダクト</b> (一社)全国ダクト工業団体連合会 (一社)日本空調衛生工事業協会	<b>保温保冷</b> (一社)日本保温保冷工業協会	<b>グラウト</b> (一社)日本グラウト協会
<b>冷凍空調</b> (一社)日本冷凍空調設備工業連合会	<b>運動施設</b> (一社)日本運動施設建設業協会	<b>基礎ぐい工事</b> (一社)全国基礎工事業団体連合会 (一社)日本基礎建設協会	<b>タイル張り</b> (一社)日本タイル煉瓦工事工業会	<b>道路標識・路面標示</b> (一社)全国道路標識標示業協会
<b>消防施設</b> (一社)消防施設工事協会	<b>建築大工</b> 全国建設労働組合総連合 (一社)JBN・全国工務店協会 (一社)全国住宅産業地域活性化協議会 (一社)日本ログハウス協会 (一社)プレハブ建築協会	<b>硝子工事</b> 全国板硝子工事協同組合連合会 全国板硝子商工協同組合連合会	<b>ALC</b> (一社)ALC協会	<b>土工</b> (一社)日本機械土工協会
<b>ウレタン断熱</b> (一社)日本ウレタン断熱協会 ●令和4年4月1日より	<b>発破・破砕</b> (一社)日本発破・破砕協会 ●令和4年4月1日より	<b>建築測量</b> (一社)全国建築測量協会 ●令和4年6月1日より		

これに加えて、現在、10以上の専門工事業団体から、個別に能力評価基準の策定、又はその前段階となる「登録基幹技能者」の登録に係る相談を受付

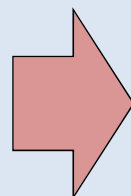
- 建設キャリアアップシステムに登録・蓄積される情報や技能者の能力評価を活用し、専門工事企業の施工能力等を「見える化」
- 技能者を雇用・育成する専門工事企業が、発注者や元請、ハローワーク等に情報発信し、受注機会や入職者確保につなげる

## 【見える化の項目と評価内容】

基礎情報	建設業許可の有無
	資本金
	完成工事高
	団体加入の有無 等

施工能力	建設キャリアアップカード保有者数
	レベル3以上の技能者数の割合
	29歳以下の割合、平均勤続年数
	保有する建設機械の台数 等

コンプライアンス	社会保険加入の有無
	処分歴の有無
	コンプライアンス確保の取組 等



## 【評価結果】 評価を受けた職種について ☆☆☆☆の4段階で評価

職種	.....
基礎情報	☆☆☆☆
施工能力	☆☆☆☆
コンプライアンス	☆☆☆☆



(見える化ロゴマーク・バナー)

・業種ごとに選択評価内容の追加も可能

## 【評価の申請者】 専門工事企業

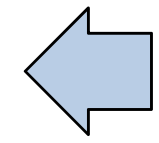
建設キャリアアップシステム



◎ 申請する事業者は見える化評価の職種について建設キャリアアップシステムの事業者登録をしてあること

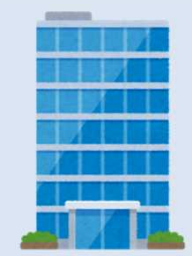
施工能力（レベル3以上の技能者数の割合）について申請を行う職種の技能者の能力評価を反映

見える化評価の申請



評価結果通知

## 【評価実施機関】 専門工事業団体



評価基準を策定し、評価を実施。結果を公表


専門工事業団体  
(評価実施機関)



## 建設技能者の能力評価制度



初級技能者 (見習い)      中堅技能者 (一人前の技能者)      職長として現場に従事できる技能者      高度なマネジメント能力を有する技能者 (登録基幹技能者等)



- ◎ 評価実施機関が策定する評価基準を認定
- ◎ 評価基準を公表

※評価結果は国土交通省のホームページでも公表

専門工事企業

専門工事企業の施工能力等の見える化評価

- ◆【評価結果】『☆～☆☆☆☆』の4段階で評価
- ◆取引先やリクルート活動においてPRに活用

職種	.....
基礎情報	★★★★★
施工能力	★★★★★
コンプライアンス	★★★★★



※評価実施企業は、見える化ロゴマーク、バナーの使用が可能

【専門工事業者からの声】

- 『技能者を直接抱えて施工ができる専門工事企業が評価される建設業につなげたい』（機械土工業者）
- 『エンドユーザーに自社の施工能力を直接アピールしたい』（工務店業者）
- 『会社の善し悪しが見えて、人が集まる会社として採用活動でもPRできるようになる』（躯体業者）
- 『施工力があり、CCUSに登録している真面目な企業が生き残れる環境づくりになる』（型枠業者）



元請企業

- ◆下請業者の選定や新規開拓、評価基準に活用
- ◆協力会社のレベルアップ、意識向上に



【元請企業からの声】（大手・中堅ゼネコン）

- 『協力会社以外に下請業者を新規開拓するために活用したい』
- 『実績が希薄な地域で施工を行う際に地元業者を開拓するため』
- 『業務拡大に伴い競争力・供給能力を拡充するために下請として活用可能な選択肢の範囲を広げたい』
- 『協力会社のレベル底上げや競争力のきっかけ、意識向上に繋げる』
- 『自社の評価に加え、公的側面からの評価基準として採用を検討』

PR

選択・評価

求人活動

- ◆ハローワークで建設業入職を目指す求職者に対し、CCUS登録企業（見える化評価企業）への応募勧奨や特記事項でPR
- 【記載例】「建設キャリアアップシステム登録事業者です」「見える化評価制度で「☆4つ」取得しています」
- ◆就職時に技能者を育成する企業として選択が可能



連携が可能に

PR

選択・評価

エンドユーザー

- ◆新築やリフォーム工事で施工業者の選定に活用



職種	見える化評価実施機関	問合せ先・団体HP	申込HP
基礎ぐい	(一社) 全国基礎工事業団体連合会	03-3612-6611 <a href="http://www.kt.rim.or.jp/~zenkiren/">http://www.kt.rim.or.jp/~zenkiren/</a>	<a href="http://www.kt.rim.or.jp/~zenkiren/contents/mieruka.html">http://www.kt.rim.or.jp/~zenkiren/contents/mieruka.html</a>
	(一社) 日本基礎建設協会	03-6661-0128 <a href="http://www.kisokyo.or.jp/">http://www.kisokyo.or.jp/</a>	準備中
切断穿孔	ダイヤモンド工事業協同組合	03-3454-6990 <a href="https://www.dca.or.jp/">https://www.dca.or.jp/</a>	<a href="https://www.dca.or.jp/evaluation-criteria.html">https://www.dca.or.jp/evaluation-criteria.html</a>
機械土工	(一社) 日本機械土工協会	03-3845-2727 <a href="http://www.jemca.jp/">http://www.jemca.jp/</a>	<a href="http://www.jemca.jp/mieruka/kikai_mieruka.html">http://www.jemca.jp/mieruka/kikai_mieruka.html</a>
建築大工 (工務店)	全国建設労働組合総連合	03-3200-6221 <a href="https://www.zenkenoren.org/">https://www.zenkenoren.org/</a>	<a href="https://www.zenkenoren.org/training/sistemuriyou_niyorumeri/koumutenhyouka/">https://www.zenkenoren.org/training/sistemuriyou_niyorumeri/koumutenhyouka/</a>
	(一社) JBN・全国工務店協会	03-5540-6678 <a href="https://www.jbn-support.jp/">https://www.jbn-support.jp/</a>	準備中
	(一社) 全国住宅産業地域活性化協議会	03-3537-0287 <a href="https://www.jyukatsukyo.or.jp/">https://www.jyukatsukyo.or.jp/</a>	準備中
鉄筋	(公社) 全国鉄筋工事業協会	03-5577-5959 <a href="https://www.zentekkin.or.jp/">https://www.zentekkin.or.jp/</a>	準備中
鳶・土工	(一社) 日本建設躯体工事業団体連合会	03-3972-7221 <a href="http://nihonkutai.or.jp/">http://nihonkutai.or.jp/</a>	<a href="http://nihonkutai.or.jp/2021/09/29/%e3%80%8c%e5%b0%82%e9%96%80%e5%b7%a5%e4%ba%8b%e4%bc%81%e6%a5%ad%e3%81%ae%e6%96%bd%e5%b7%a5%e8%83%bd%e5%8a%9b%e7%ad%89%e3%81%ae%e8%a6%8b%e3%81%88%e3%82%8b%e5%8c%96%e8%a9%95%e4%be%a1%e3%80%8d-%e5%8f%97/">http://nihonkutai.or.jp/2021/09/29/%e3%80%8c%e5%b0%82%e9%96%80%e5%b7%a5%e4%ba%8b%e4%bc%81%e6%a5%ad%e3%81%ae%e6%96%bd%e5%b7%a5%e8%83%bd%e5%8a%9b%e7%ad%89%e3%81%ae%e8%a6%8b%e3%81%88%e3%82%8b%e5%8c%96%e8%a9%95%e4%be%a1%e3%80%8d-%e5%8f%97/</a>
土工 ※R4.3.29より	(一社) 日本機械土工協会	03-3845-2727 <a href="http://www.jemca.jp/">http://www.jemca.jp/</a>	準備中
左官 ※R4.3.29より	(一社) 日本左官業組合連合会	03-3269-0560 <a href="http://www.nissaren.or.jp/">http://www.nissaren.or.jp/</a>	準備中
PC工事 ※R4.3.29より	(一社) プレストレスト・コンクリート工事業協会	03-3260-2545 <a href="http://www.pckouji.jp/">http://www.pckouji.jp/</a>	<a href="http://www.pckouji.jp/mieruka/mieruka.html">http://www.pckouji.jp/mieruka/mieruka.html</a>
コンクリート圧送	(一社) 全国コンクリート圧送事業団体連合会	(検討中)	
圧接	全国圧接業協同組合連合会	(検討中)	
型枠	(一社) 日本型枠工事業協会	(検討中)	
配管	全国管工事業協同組合連合会	(検討中)	
エクステリア	(公社) 日本エクステリア建設業協会	(検討中)	
内装仕上工事	(一社) 全国建設室内工事業協会	(検討中)	
運動施設	(一社) 日本運動施設建設業協会	(検討中)	

## 9 外国人材の活用

---



# 建設分野における外国人材の受入れ状況(全国)

- 建設分野で活躍する外国人の数は約11万人で、全産業の約6.4%
- 在留資格別では技能実習生が最多(2021年：約7万人)で、近年増加傾向(ただし、実習制度であり就労制度ではない)
- 2015年から、オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するため、技能実習修了者を対象とした「外国人建設就労者受入事業」を開始(2022年度をもって終了予定)
- 特定技能外国人については、2019年度に制度が開始し、コロナ禍による入国制限の影響もあるものの、人数は増加中
- 2022年4月には、2号特定技能外国人が建設分野において初認定(コンクリート圧送職種)

## > 建設分野に携わる外国人数

(単位：人)

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
全産業	686,246	682,450	717,504	787,627	907,896	1,083,769	1,278,670	1,460,463	1,658,804	1,724,328	1,727,221
建設業	12,830	13,102	15,647	20,560	29,157	41,104	55,168	68,604	93,214	110,898	110,018
技能実習生	6,791	7,054	8,577	12,049	18,883	27,541	36,589	45,990	64,924	76,567	70,488
外国人建設就労者	—	—	—	—	401	1,480	2,983	4,796	5,327	3,987	1,767
特定技能外国人	—	—	—	—	—	—	—	—	267	2,116	6,360

出典：外国人建設就労者は国交省調べ、特定技能外国人は入管庁調べ、その他は「外国人雇用状況」の届出状況(厚生労働省)外国人建設就労者・特定技能外国人は年度末時点、その他は10月末時点の人数  
 ※2022年6月末時点では8492人。

## 1号特定技能外国人の受入状況(2022年3月末時点)

### 国籍別の状況

単位：人

国籍	ベトナム	フィリピン	中国	インドネシア	カンボジア	タイ	ミャンマー	ネパール	その他	合計
人数	4,547	601	406	370	141	88	113	38	56	6,360

### 職種別の状況

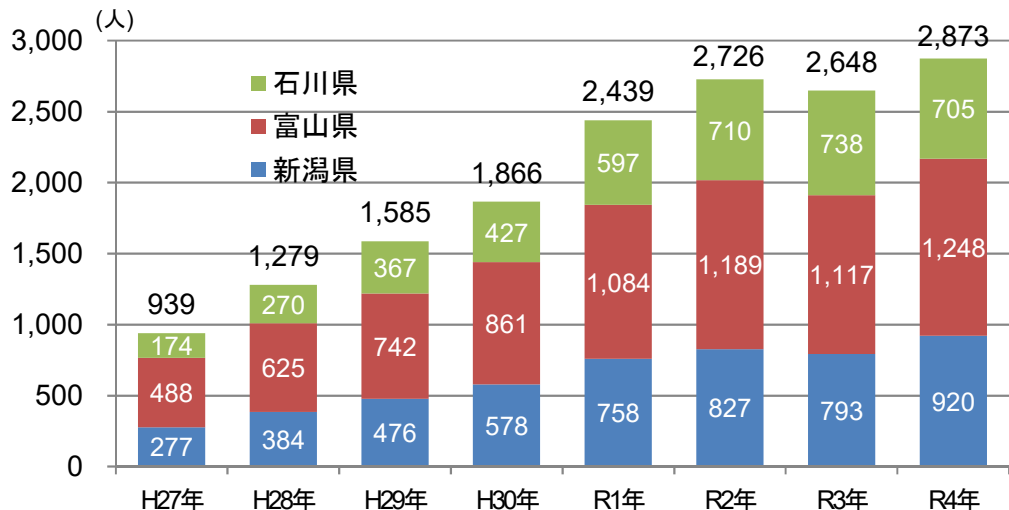
単位：人

職種	とび	建設機械施工	型枠施工	鉄筋施工	内装仕上げ	左官	建築大工	配管	コンクリート圧送	建築板金	表装	屋根ふき	保温保冷	鉄筋継手	土工	電気通信	トンネル推進工	合計
人数	1,450	1,118	988	985	423	377	356	254	141	89	50	41	37	19	22	8	2	6,360

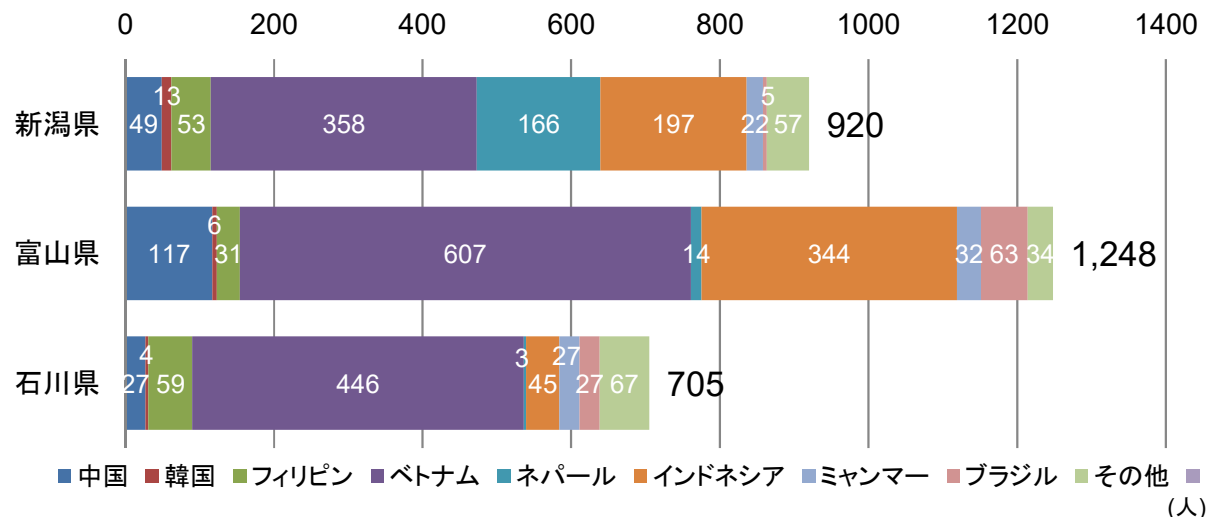
# 北陸3県の建設業における外国人労働者数

- 令和4年の北陸3県の建設業の外国人労働者数は、令和3年と比べて増加し、平成27年と比べて約3.1倍に増加している。
- 国籍別ではベトナムが最も多い。次いで、インドネシア、中国、ネパールと続く。
- 産業別では製造業が最も多く、建設業は、富山県が10.2%となっており、北陸3県で最も高い比率となっている。

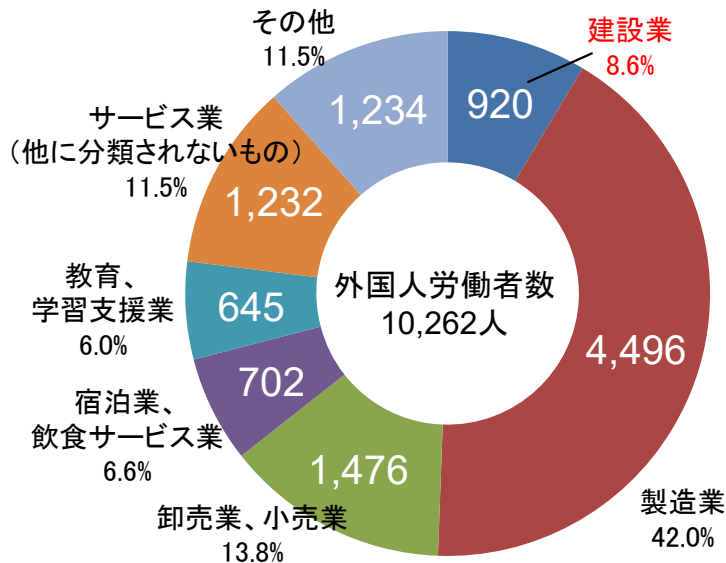
## 北陸3県の建設業の外国人労働者数の推移



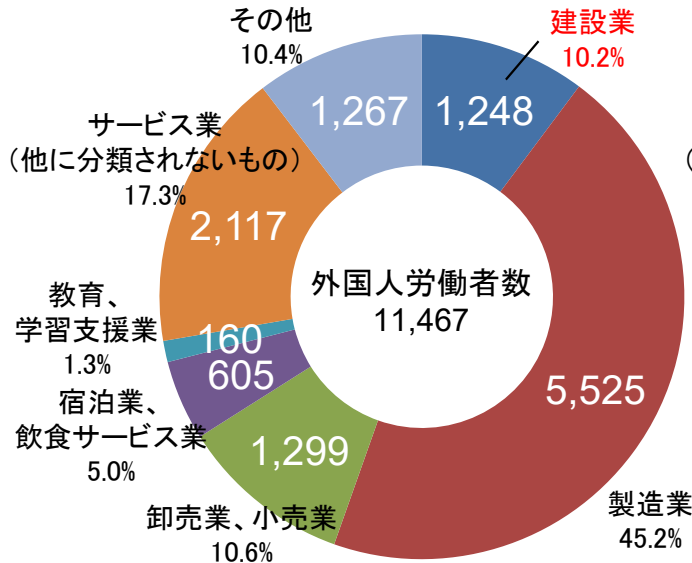
## 北陸3県の建設業の国籍別・外国人労働者数



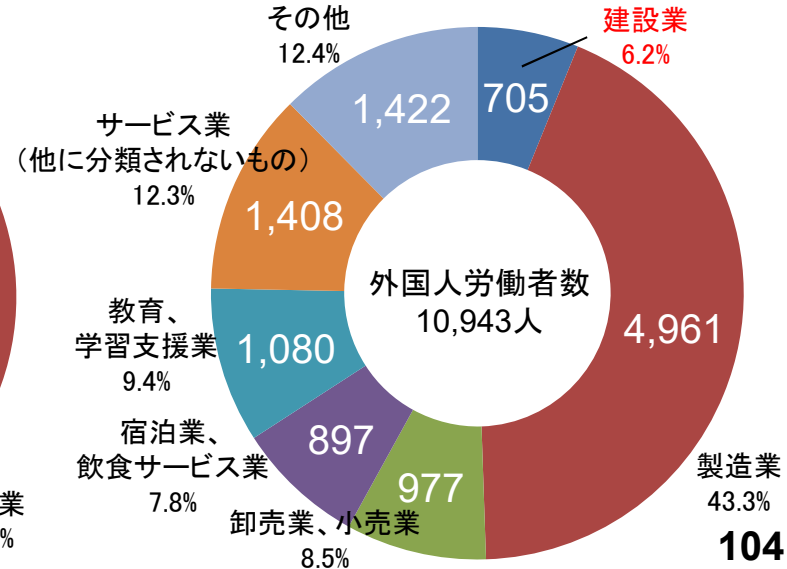
## 新潟県の産業別外国人労働者数



## 富山県の産業別外国人労働者数



## 石川県の産業別外国人労働者数



# 【建設分野】業務区分の統合

## 業務区分の整理の概要

### 【見直し前】

- 業務区分が19区分と細分化されており、業務範囲が限定的
- 建設業に係る作業の中で特定技能に含まれないものがあり、該当専門工事業団体等から特定技能の対象に含めるよう要望あり



### 【見直し後】

※R4年8月30日閣議決定

- 業務区分を**3区分**に統合し、業務範囲を拡大
- 建設関係の技能実習職種を含む**建設業に係る全ての作業を新区分に分類**
- 特定技能外国人の安全性確保等の観点から、専門工事業団体と特定技能外国人受入事業実施法人の連携により**訓練・各種研修を充実**

## 業務区分整理

### 旧業務区分（19区分）

建築板金	内装仕上げ	表装
建築大工	コンクリート圧送	
型枠施工	建設機械施工	
鉄筋施工	トンネル推進工	
とび	土工	
屋根ふき	電気通信	
左官	鉄筋継手	
配管	吹付ウレタン断熱	
保温保冷	海洋土木工	



### その他建設業に係る全ての作業

例：電気工事、塗装、防水施工等

### 1.土木区分

例：コンクリート圧送 とび  
建設機械施工 塗装等



### 2.建築区分

例：建築大工 鉄筋施工 とび 屋根ふき  
左官 内装仕上げ 塗装 防水施工等



### 3.ライフライン・設備区分

例：配管 保温保冷 電気通信 電気工事等



# 業務区分と従事できる工事業の考え方

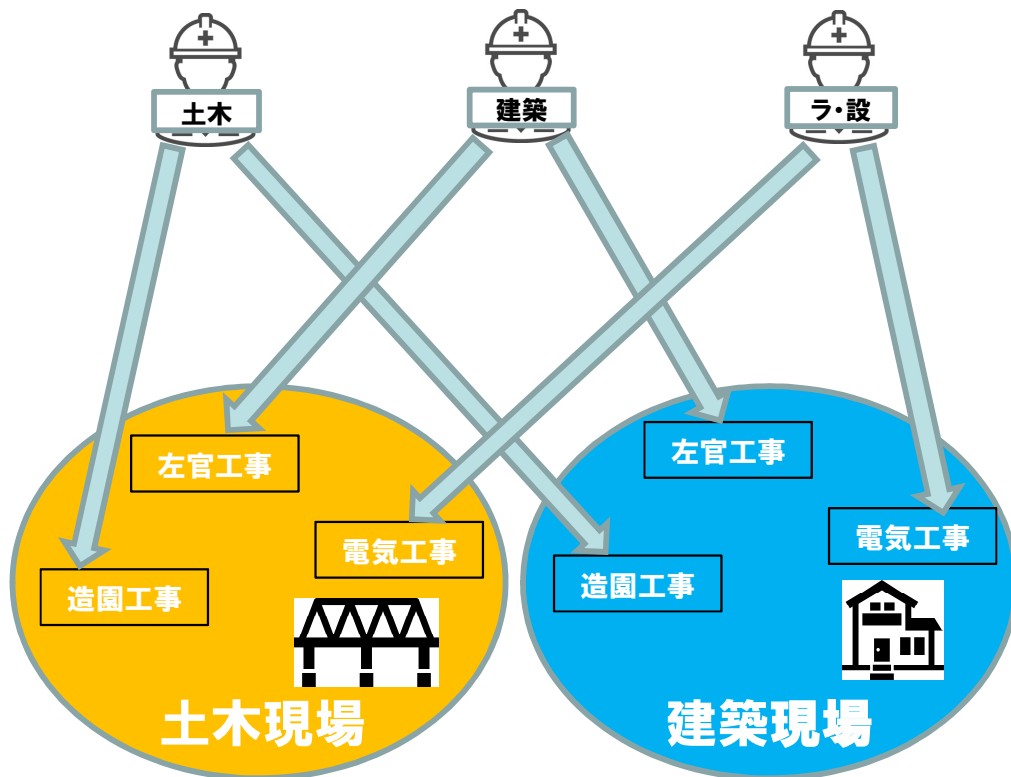
- ①在留資格上の業務区分は、**作業の性質をもとにした分類**であり、**作業現場の種類による分類ではない**。  
従事する作業については、現場を問わず実施可能。【参考1】
- ②各在留資格で実施できる工事の範囲は【参考2】のとおり。



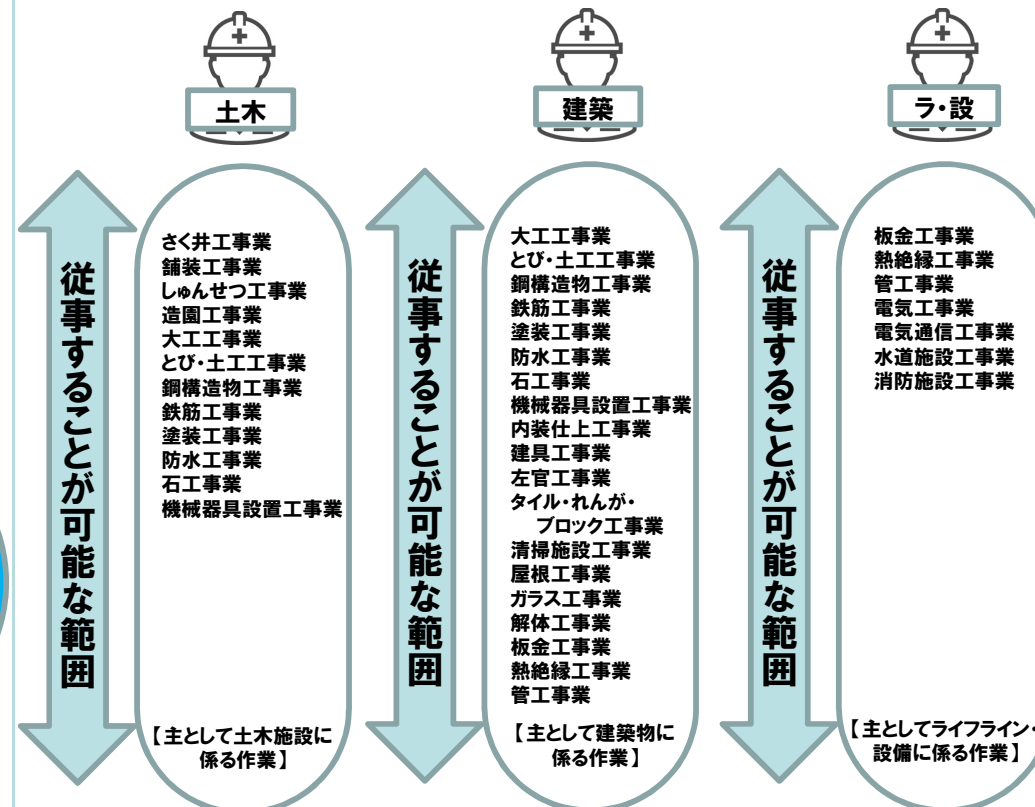
**したがって、認定を受けた在留資格に含まれる工事であれば、現場の種類を問わず、従事することが可能。**

※実際に従事させる場合には、雇用契約上、業務範囲を明確にし、同等の技能を有する日本人と同等以上の報酬となるよう留意が必要。

## <【参考1】業務区分のイメージ>



## <【参考2】各在留資格で実施できる工事の範囲>

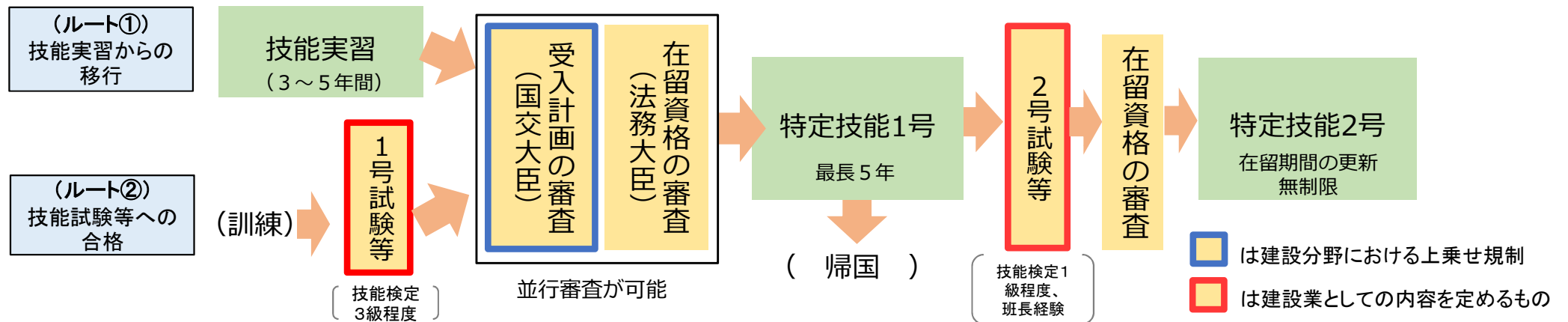


# 建設分野における特定技能制度の概要

## ○建設分野における「特定技能1号」の在留資格の取得方法

以下の2ルートのうちいずれかにより、「特定技能1号」の在留資格を得ることが可能。

- ①技能実習2号を良好に修了（又は技能実習3号を修了）
- ②以下の試験の両方に合格
  - (a)技能評価試験：「技能検定3級」又は「建設分野特定技能1号評価試験」
  - (b)日本語試験：「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」



## ○建設分野における上乗せ規制の概要

- 1) 業種横断の基準に加え、建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める特定技能所属機関（受入企業）の基準を設定
- 2) 当該基準において、建設分野の受入企業は、受入計画を作成し、国土交通大臣による審査・認定を受けることを求める
- 3) 受入計画の認定基準
  - ①受入企業は建設業法第3条の許可を受けていること
  - ②受入企業及び1号特定技能外国人の建設キャリアアップシステムへの登録
  - ③特定技能外国人受入事業実施法人（JAC）への加入及び当該法人が策定する行動規範の遵守
  - ④特定技能外国人の報酬額が同等の技能を有する日本人と同等額以上、安定的な賃金支払い、技能習熟に応じた昇給
  - ⑤賃金等の契約上の重要事項の書面での事前説明（外国人が十分に理解できる言語）
  - ⑥1号特定技能外国人に対し、受入れ後、国土交通大臣が指定する講習または研修を受講させること
  - ⑦国又は適正就労監視機関による受入計画の適正な履行に係る巡回指導の受入れ等

- 1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）  
建設分野
- 2 特定産業分野における人材の不足の状況に関する事項
  - 生産性向上や国内人材確保のための取組  
施工時期の平準化、i-Constructionの推進、建設リカレント教育・多能工化、建設技能者の処遇改善（公共工事設計労務単価の引き上げ、社会保険加入の徹底）、建設キャリアアップシステムの構築 等
  - 受入れの必要性（人手不足の状況）：令和5年度末時点で約21万人
  - 受入れ見込み数：令和5年度末時点で約3.4万人
- 3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項
  - 特定技能1号（技能水準） 「建設分野特定技能1号評価試験」、「技能検定3級」  
（日本語能力）「国際交流基金日本語基礎テスト」、「日本語能力試験（N4以上）」
  - 特定技能2号（技能水準） 「建設分野特定技能2号評価試験」（新設、2022年度目途実施）、「技能検定1級」  
※試験合格に加えて、班長としての実務経験を1～3年以上有することを要件とする
- 4 在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項
- 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項
  - 特定技能外国人が従事する業務区分：「土木」、「建設」、「ライフライン・設備」
  - 特定技能所属機関等に対して特に課す条件  
（建設業者団体）特定技能外国人の適正・円滑な受入れを実現するための事業を行う法人（特定技能外国人受入事業実施法人）の共同設立（受入企業） 外国人の報酬予定額等を明記した受入計画の作成、国交大臣の審査・認定・巡回訪問による計画実施状況の確認  
受入企業及び特定技能外国人の建設キャリアアップシステムへの登録  
特定技能外国人受入事業実施法人への所属  
1号特定技能外国人の数と外国人建設就労者（特定活動）の数の合計が、常勤職員の数を超えないこと 等
  - 特定技能外国人の雇用形態：直接雇用（派遣及び就業機会確保事業の適用は不可）

## 10 社会保険加入対策・法定福利費の確保

---

## 中央建設業審議会「建設産業における社会保険加入の徹底について(提言)」(平成24年3月)

関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進めることで、

- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築 を実現する必要がある

### これまでの主な取組

#### 1. 行政・元請・下請一体となった保険加入の推進

- 建設業社会保険推進連絡協議会の設置 (H24.5設置、H29.5改組)
  - ・建設業関係団体等84団体、学識経験者、行政(国交省、厚労省)により構成
  - ・実施後5年(H29年度)を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指すことを目標として共有
  - ・目標の達成に向け、それぞれの立場で社会保険未加入対策を推進することを申し合わせ

#### 2. 行政によるチェック・指導

- 経営事項審査における減点幅の拡大等 (H24.7～)
  - ・未加入企業に対する減点幅の拡大(H24.7～)、減点措置の厳格化(W点の下限値をゼロからマイナスへ見直し)(H30.4～)
- 許可更新時等の確認・指導 (H24.11～)
  - ・許可更新・経審・立入検査時に保険加入状況を確認・指導
  - ・立入検査時には元請企業の下請企業への指導状況も確認
  - ・未加入の企業は保険担当部局に通報
- 許可要件化(R2.10～)
  - ・建設業法を改正し、社会保険への加入を建設業許可の要件化

#### 3. 公共工事における対策の実施

- 国土交通省直轄工事における対策の実施 (H26.8～段階的に実施)
  - ・二次以下の下請企業についても加入企業に限定(H29.4～)
  - ・二次以下の未加入企業についても元請にペナルティを実施(H29.10～)
- 地方公共団体発注の工事における対策の実施
  - ・加入企業への限定を図ることを入札契約適正化法に基づき要請(H28.6)
  - ・公共標準約款を改正し、下請企業を加入企業に限定する規定を創設(H29.7)

#### 4. 民間発注工事における対策の実施

- 工事施工を加入企業に限定する旨の誓約書の活用 (H30.1～)

#### 5. 社会保険加入に係る建設企業の取組指針の制定・浸透

- 下請指導ガイドライン(課長通知)の制定 (H24.11～)
  - ・元請企業は、下請企業や作業員の保険加入状況を確認・指導
  - ・平成29年度以降は、①未加入企業を下請企業に選定しない、②適切な保険に未加入の作業員は特段の理由が無い限り現場入場を認めない取扱い
  - ・令和2年10月より社会保険加入確認のCCUS活用の原則化
  - ・令和4年4月より働き方自己診断チェックリストを活用した、一人親方の実態の適切性の確認を強化

#### 6. 法定福利費の確保

- 直轄工事の予定価格への反映 (H24.4～)
  - ・事業主負担分及び本人負担分について、必要な法定福利費を予定価格に反映
- 法定福利費を内訳明示した見積書の活用
  - ・専門工事業団体毎に「標準見積書」を作成し、活用を開始(H25.9～)
  - ・建設業許可部局の立入検査による見積書の活用徹底(H28.6～)
  - ・研修会の開催、簡易版の「見積書の作成手順」の作成等による周知
  - ・啓発・標準見積書による労務費及び法定福利費の確保について、元請・下請・民間発注者に対して取組を再度要請(R3.12～)
- 請負代金内訳書への法定福利費の内訳明示 (H29.7)
  - ・標準約款(公共/民間/下請)を改正し、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を内訳明示
- 法定福利費の支払い状況に関する実態調査の実施 (H29.9～)

#### 7. その他

- 周知・啓発・相談体制の充実等
  - ・相談窓口の設置、全国社会保険労務士会連合会との連携強化(H28.7～)
  - ・地元の建設業者が参加し、事例共有や行動基準の採択を行う「社会保険加入推進地域会議」を都道府県単位で開催(H29.7～R元)、「適切な保険」についてフローチャート形式で確認できるリーフレットの作成、周知(H30.1～)

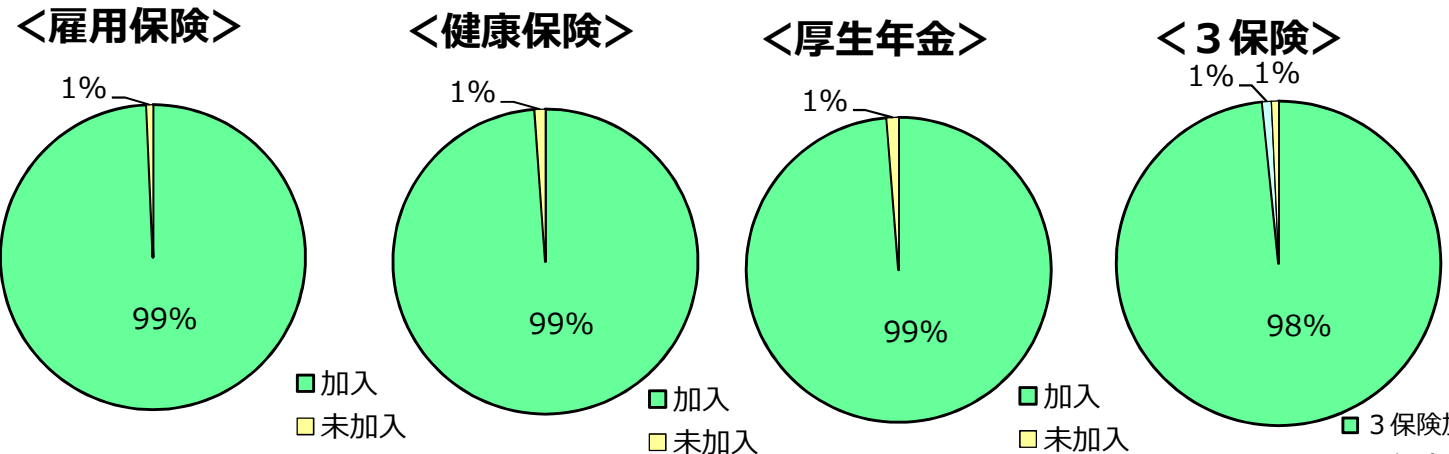


# 社会保険加入状況調査結果について

○ 公共事業労務費調査（令和3年10月調査）における社会保険加入状況調査結果をみると、

- ・ 企業別の加入率は、**雇用保険では99%** [対前年度比-0.2%]、**健康保険では99%** [対前年度比-0.2%]、**厚生年金保険では99%** [対前年度比+0.0%] となっています。
- ・ 労働者別の加入率は、**雇用保険では95%** [対前年度比+0.2%]、**健康保険では93%** [対前年度比+0.5%]、**厚生年金保険では89%** [対前年度比+0.2%] となっています。

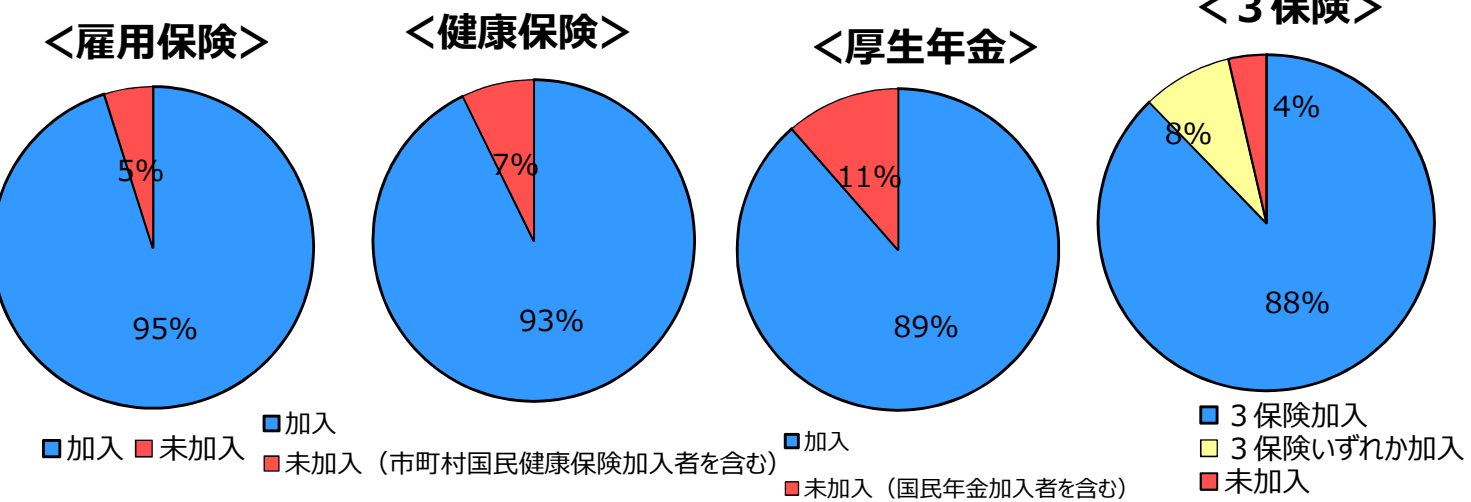
## 企業別



企業別・3保険別加入割合の推移

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	94%	86%	86%	84%
H24.10	95%	89%	89%	87%
H25.10	96%	92%	91%	90%
H26.10	96%	94%	94%	93%
H27.10	98%	97%	96%	96%
H28.10	98%	97%	97%	96%
H29.10	98%	98%	97%	97%
H30.10	98%	98%	97%	97%
R01.10	99%	99%	99%	98%
R02.10	99%	99%	99%	99%
R03.10	99%	99%	99%	98%

## 労働者別



労働者別・3保険別加入割合の推移

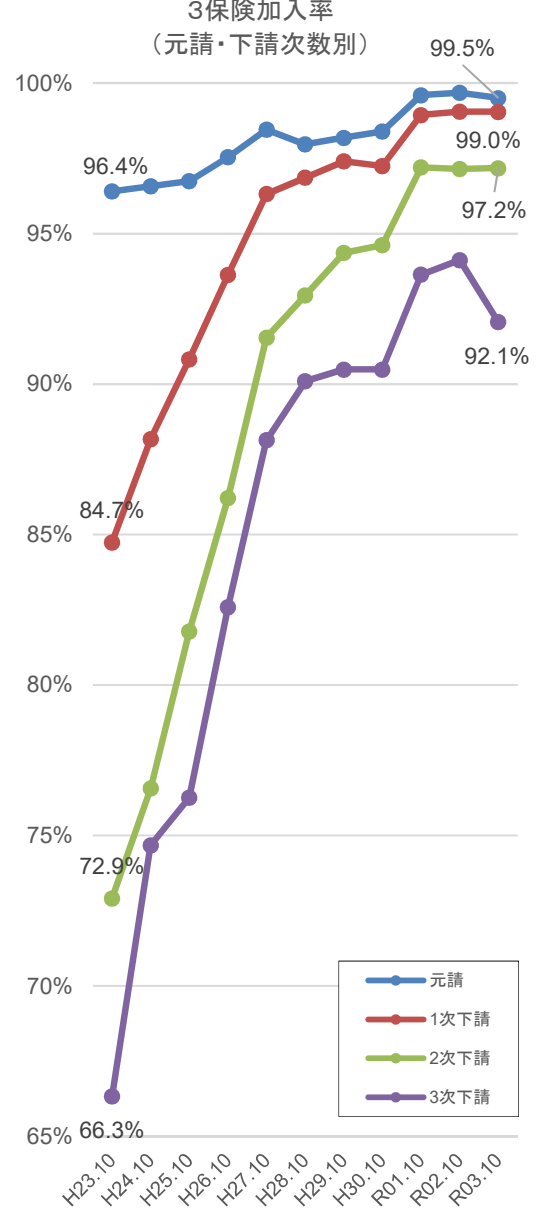
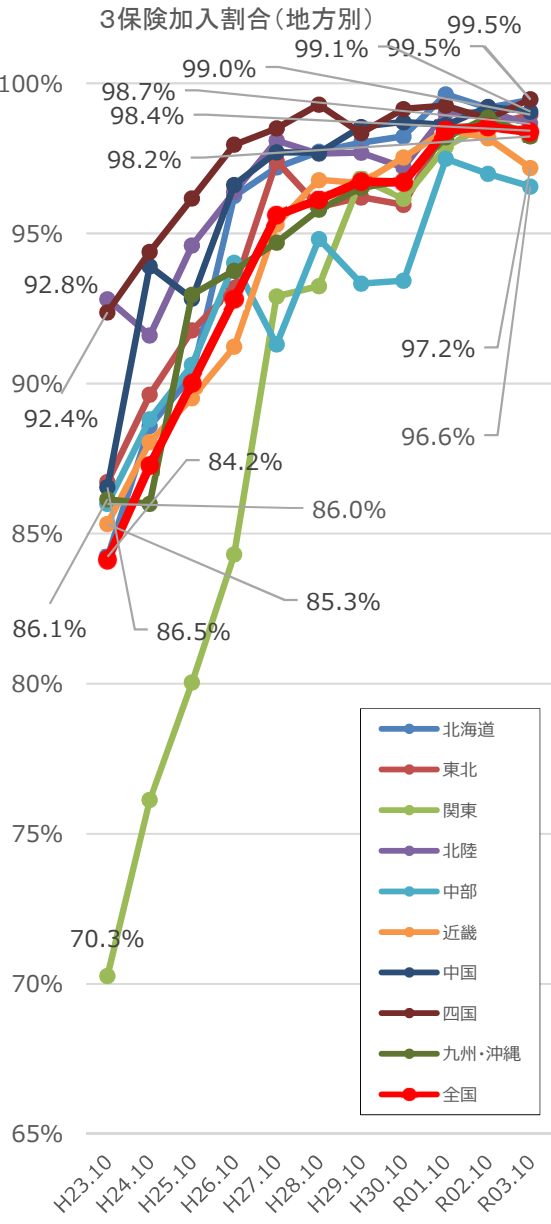
	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	75%	60%	58%	57%
H24.10	75%	61%	60%	58%
H25.10	76%	66%	64%	62%
H26.10	79%	72%	69%	67%
H27.10	82%	77%	74%	72%
H28.10	84%	80%	78%	76%
H29.10	91%	89%	86%	85%
H30.10	93%	90%	88%	87%
R01.10	94%	92%	89%	88%
R02.10	95%	92%	89%	88%
R03.10	95%	93%	89%	88%

※企業別及び労働者別における「未加入」には、関係法令上社会保険の加入義務のないケースも含んでいる。

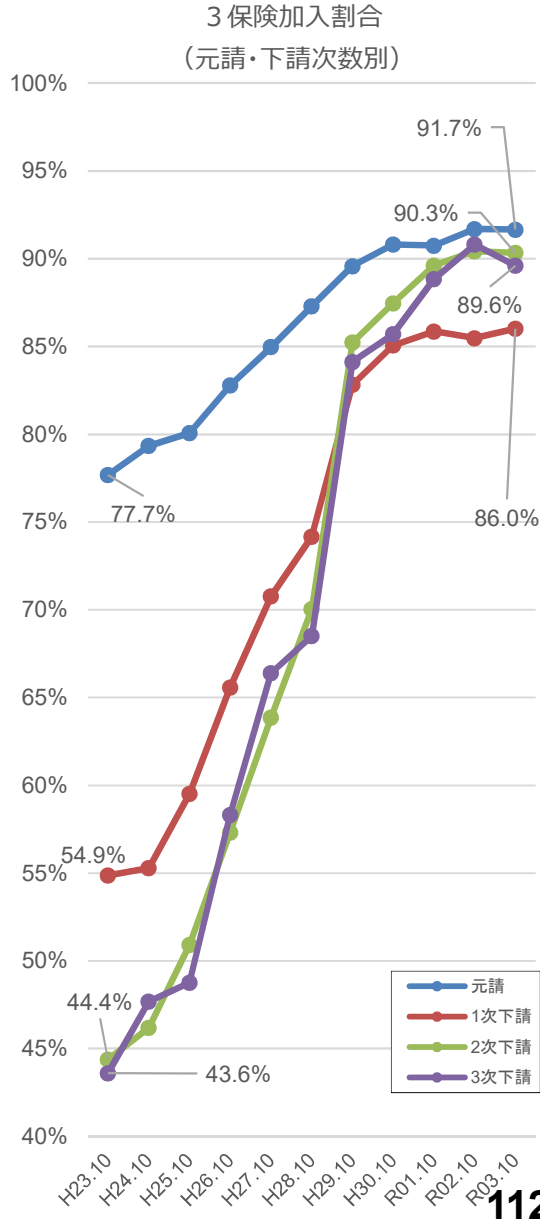
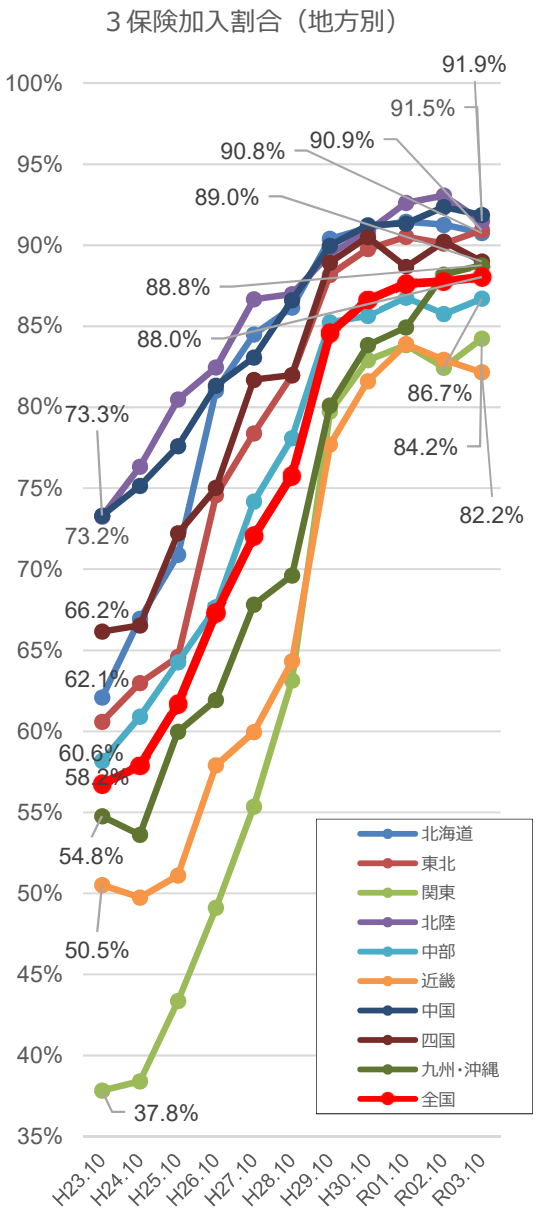
# 社会保険加入状況の推移(地方別、元請・下請次数別)

○ 公共事業労務費調査（平成23年10月調査～令和3年10月調査）における3保険加入状況をみると、**企業・労働者のいずれも加入割合は上昇傾向**にあるが、元請企業と比較して**高次の下請企業は加入割合が低い傾向**にある。

## 企業別



## 労働者別



- 都道府県毎に開催している「社会保険加入推進地域会議」において、取組事例を紹介した企業や社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準を採択した企業など、地域に根ざして社会保険加入に関して優良な取組を実施している企業が存在。
- これらの企業がその取組を対外的にPRできるようなステッカー等を作成することにより、地域において社会保険加入対策に積極的に取り組む企業を支援。



▲ 地元企業による自社での取組事例の紹介

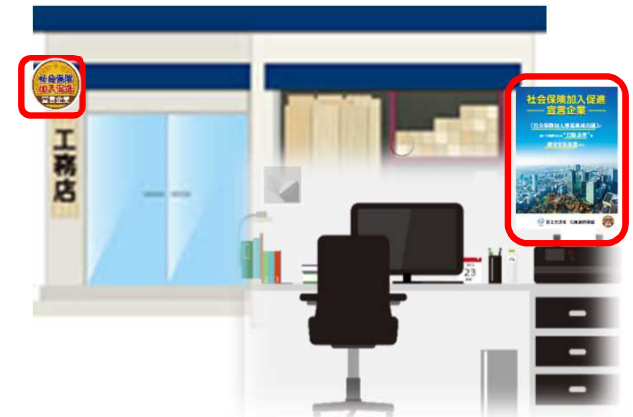
### ▼ 行動基準の採択

社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準	
<b>元請企業</b>	
1.	工事を受注する際には施行に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと
2.	下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
3.	…(略)…
<b>下請企業</b>	
1.	工事を受注する際には必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと
2.	労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入させること
3.	…(略)…

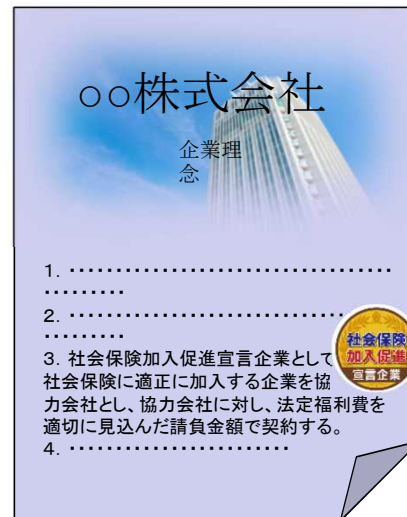
積極的に取り組む企業に対して

社会保険加入に積極的に取り組んでいることを対外的にPRできるよう、ステッカー、ポスター、データフォーマットを提供

(イメージ)



▲ 事務所内外にステッカーやポスターを掲示



▲ 企業パンフレット、名刺等に印字

## 【ステッカー（特別版）】



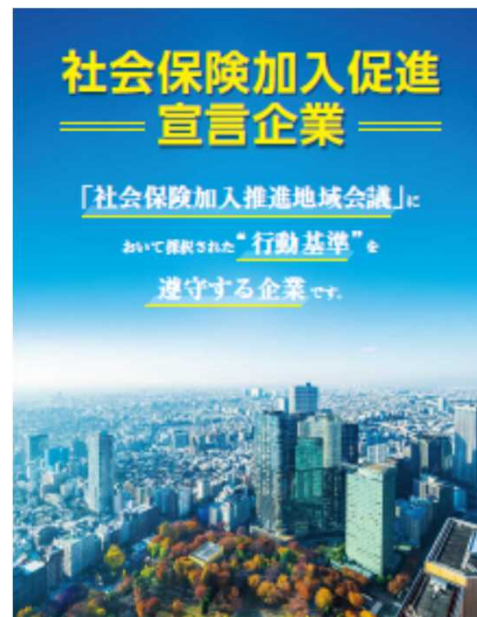
※事例紹介した企業向けを想定

## 【ステッカー（通常版）】



※行動基準採択企業（事例紹介企業を除く）向けを想定

## 【ポスター】



国土交通省 北海道開発局



国土交通省 北陸地方整備局



内閣府 沖縄総合事務局



※ポスター下部のクレジットは、各地整等バージョンを作成

## 【電子フォーマット】

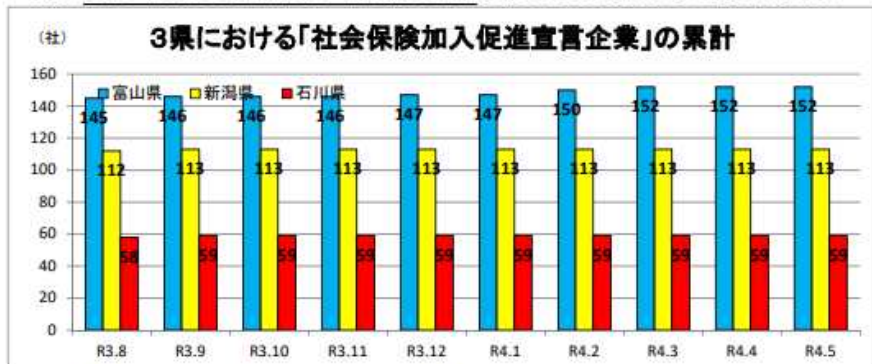


各企業において、名刺や企業パンフレットなどに活用可能

## 「社会保険加入促進宣言企業」の公表

建設業における社会保険加入対策にあたり、地域レベルでその取組の定着とさらなる促進の徹底を図ることを目的とし、平成30年7月24日富山県、同年7月30日新潟県、平成31年2月14日石川県において、「建設業社会保険加入推進地域会議」を開催しました。会議において「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」を採択し、「行動基準」の遵守を宣言する建設企業の募集を行っております。

今般、令和4年5月31日時点での宣言企業のリストを取りまとめましたので、公表いたします。



※ 各県ともに会議開催日より宣言企業を募集しており、以下のURLに各県の宣言企業のリスト等を掲載しております。

富山県：<http://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/kensetsu/ninaite/toyama.html>

新潟県：<http://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/kensetsu/ninaite/nigata.html>

石川県：<http://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/kensetsu/ninaite/ishikawa.html>

## ■■■「社会保険加入促進宣言企業」の募集■■■

- 対象者：富山県・新潟県・石川県での宣言企業を引き続き募集しております。  
「各県内に本店、営業所等を置く建設企業」又は「各県内での施工実績を有する建設企業」  
※法人、個人は問いません。 ※建設業関係団体への加盟、非加盟も問いません。
- 申込：別紙、「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」に必要事項を記載のうえ、FAXにてお申し込みください。上記URLから申込用紙をダウンロードできます。なお、申込期限を設けておらず、宣言企業を随時募集しております。
- その他：募集頂いた企業様は、「社会保険加入促進宣言企業」として、北陸地方整備局及び各県のホームページ上で、企業名、代表者名、所在地の公表しております。  
また、募集頂いた企業様には、対外的にPRできるようなステッカー等を配布することにより、地域において社会保険加入対策に積極的に取り組みを支援致します。

【問い合わせ先】

国土交通省 北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課 連携推進係 TEL 025-370-6571

## 富山県建設業社会保険加入推進地域会議 「社会保険加入促進宣言企業」

令和4年5月31日時点

No.	企業名	代表者	所在地
1	アイエム土木技術(株)	代表取締役 飯田 将糖	砺波市東登443
2	(株)アイベック	代表取締役 東出 悦子	富山市上野新町5-4
3	青木あすなろ建設(株) 北陸支店	支店長 安齋 忠俊	新潟市中央区区学町2番10-1 ダイアハレス区学町
4	朝野工業(株)	代表取締役社長 朝野 智之	魚津市本新町27番6号
5	朝日建設(株)	代表取締役 林 和夫	富山市安住町7番12号
6	旭鉄筋(株)	代表取締役 井本 秀治	富山市水橋開発277番地の11 富山三郷企業団地内
7	(株)飛鳥ガーデン	代表取締役 伊藤 志朗	富山市茶屋町103
8	車工業(株)	代表取締役 東 秀佳	水見市柳田1256-4
9	安達建設(株)	代表取締役 安達 正彦	南砺市野田425番地7号
10	五十嵐建設(株)	代表取締役 五十嵐 謙吾	富山県下新川郡入善町東五十嵐190番地
11	(株)池原谷組	代表取締役 池原谷 幸志郎	魚津市吉島1022
12	(有)稲垣重機	代表取締役 稲垣 吉夫	富山県下新川郡朝日町横水105
13	(株)今村組	代表取締役 今村 健	小矢部市石名田200番地の1
14	射水建設興業(株)	代表取締役社長 夏野 公秀	高岡市本丸町67番地
15	上坂建設(株)	代表取締役 上坂 英伸	富山県南砺市小坂395番地
16	梅本建設工業(株)	代表取締役 梅本 大輔	南砺市野尻605
17	大浦電気土木(株)	代表取締役 坂下 和広	滑川市東金屋107-1
18	大高建設(株)	代表取締役社長 大橋 聡司	黒部市宇奈月温泉633-1
19	大高建設工業(株)	代表取締役 大西 竜市	富山県中新川郡上市町旭町30
20	(株)大林組 北陸支店	執行役員支店長 佐藤 公彦	新潟市中央区東大通2-3-28
21	(株)岡部	代表取締役社長 岡部 竜一	南砺市祖山39
22	(株)開道堂	代表取締役 山崎 義行	高岡市問屋町11番地
23	角地建設(株)	代表取締役 角地 久和	富山市下新北町5番32号
24	(株)かな和工業	代表取締役 吉田 行男	富山県南砺市竹林137-1
25	(株)河口組	代表取締役 河口 俊昭	魚津市出450-3
26	川田建設(株) 北陸支店	執行役員支店長 田上 弘実	南砺市苗島4760番地
27	川原工業(株)	取締役社長 川原 和明	射水市上条357番地の1
28	神成(株)	代表取締役 杉下 洋一	富山市錦中町鶴坂138-1
29	北尾工業(株)	代表取締役 北尾 知大	富山市八尾町西町1053番地
30	(株)北川電機商会	代表取締役 北川 智之	南砺市やかた61番地
31	(株)北日本通産工業	代表取締役 下村 朋夫	高岡市笹川3204-1
32	(有)共栄産業	代表取締役 秋田 清志	富山市上大久保30番地の1
33	共和土木(株)	代表取締役社長 高村 克宏	黒部市荒俣1600番地
34	(株)久部一樹園	代表取締役 久部 慎治	富山市丸の内3-2-6
35	(株)クリオス	代表取締役 山住 仁美	高岡市堀野525番地10
36	(株)黒部重機	代表取締役社長 助田 敏憲	黒部市皆掛4358番地の2
37	交通企画(株)	代表取締役社長 内藤 真介	富山市今泉西部町3番20
38	(株)五常	代表取締役 紅粉 一彦	黒部市堀切1658-11
39	寿電設(株)	代表取締役 高田 一徳	富山市尚新庄4丁目1番25号
40	此川建設(株)	代表取締役社長 此川 勝二	黒部市宇奈月町下立852-1

## 背景・必要性

- 受注競争が激化し、**本来は固定費であるべき労務費や法定福利費が変動費化**
- 労務費や法定福利費を適正に負担しない企業が競争上有利になり、**適正に負担する企業が競争上不利となる矛盾した状態**が発生
- さらに、下請契約における当事者間の交渉力の格差と相まって、受注者が極度に低い価格で受注すれば、**専門工事業者や技能者にしわ寄せが発生し、賃金が低下**
- 質の高い建設工事**を実施し、**建設業の将来の担い手を育成**するためには、下請企業のみならず、発注者、元請・下請企業等、関係者全体で総合的な取組が必要
- 法定福利費内訳明示の取組により、元請企業において、**法定福利費が義務的経費であることの認識を高め**、適正な金額による下請契約を促進

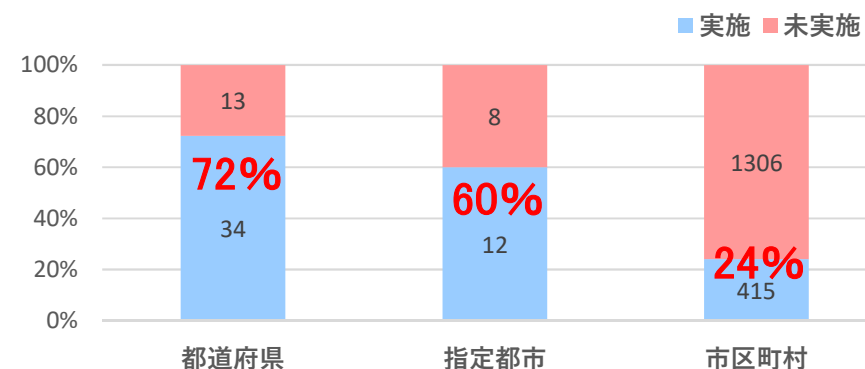
## 標準約款の改正（H29.7）

- 標準約款（公共／民間／下請）において、受注者が作成し発注者に提出する**請負代金内訳書に、法定福利費を内訳として明示することを標準化**

## 公共発注者における取組状況

- 国では法定福利費を明示させる取組が進む一方、**都道府県、市区町村では一部の団体に留まる**

### 法定福利費の内訳明示



出典: 令和3年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査

- 標準見積書による労務費及び法定福利費の確保について、元請・下請・民間発注者に対して取組を要請。  
また、地方公共団体に対し、請負代金内訳書に明示される法定福利費の内訳額の確認等を要請し、実効性を図る。
- その際、CCUSの能力評価を見据え、技能者の地位や技能に応じた労務費の見積りとその尊重についても推進。

※【建設業者団体宛て】「標準見積書の活用等による労務費及び法定福利費の確保の推進について」(令和3年12月1日付国不建キ第15号)  
 【民間発注者団体宛て】「技能労働者の処遇改善に向けた標準見積書の活用等による法定福利費と労務費の確保の推進について」(令和3年12月1日付国不建企第16号)  
 【地方公共団体宛て】「請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取組について」(令和3年12月1日付総行第419号・国不入企第33号)

## 下請への要請

- 労務費や法定福利費が内訳明示された見積書の提出等
- CCUSの普及を見据え、地位や技能の反映を推奨
- 法定福利費は労務費総額を算出し、保険料率を乗じる方法を基本とする
- できる限り、想定人工の積上げによる労務費の積算と労務費総額の明示に努める
- その際、技能者の地位や技能を反映して労務費の見積りを行うことが望ましい

【技能者の地位や技能を反映した労務費の見積りの例】 (100㎡あたり)

〇〇工	歩掛	単価	労務費
職長 (CCUSレベル3・4相当)	○人工	〇〇,〇〇〇円/人	〇〇〇,〇〇〇円
一般作業員等 (CCUSレベル1・2相当)	○人工	〇〇,〇〇〇円/人	〇〇〇,〇〇〇円
総額			B円

## 公共発注者の確認による履行強化

(地方公共団体に対して要請)

- ◎ 請負代金内訳書の法定福利費の内訳明示の徹底
- ◎ 公共発注者による法定福利費の内訳額の確認
  - 予定価格の積算から合理的に推計される率を参考に少なくとも1/2以上であることを目安に確認
- ◎ 内訳額と想定額が乖離するときは、受注者に対して算出根拠の確認を指示
- ◎ 受注者による算出根拠の確認を経てもなお乖離がある場合には、必要に応じて建設業許可部局が発注部局と連携して受注者による算出根拠を確認

## 元請への要請

- 労務費及び法定福利費の見積りの尊重
- 法定福利費は必要な労務費とあわせて適正な額を確保
- 下請に対して法定福利費が明示された見積書の提出を求め、当該見積りを尊重する。労務費総額についても同様
- 想定人工の積上げによる積算、技能者の地位や技能に応じた見積りがされている場合は特に尊重する
- 元請が自社独自の様式を用いる場合も専門工事業団体の標準見積書との整合に留意

## 民間発注者への要請

- ◎ 法定福利費及びその適正な支払いの前提となる労務費等の必要経費を見込んだ発注
- ◎ 労務費及び法定福利費が着実に確保されるよう見積・入札・契約等の際に配慮すること

# 「法定福利費を内訳明示した見積書」について

法定福利費とは：法令に基づき企業が義務的に負担しなければならない社会保険料

※健康保険、厚生年金保険、雇用保険の保険料(労災保険は元請一括加入)

⇒ 労働者を直接雇用する専門工事業者は、労働者を適切な保険に加入させるために必要な法定福利費を確保する必要

## 法定福利費を内訳明示した見積書

下請企業が元請企業(直近上位の注文者)に対して提出する見積書について、法定福利費を内訳として明示したもの

### 「法定福利費を内訳明示した見積書」作成手順

[基本的な法定福利費算出方法]

$$= \text{労務費総額} \times \text{法定保険料率}$$

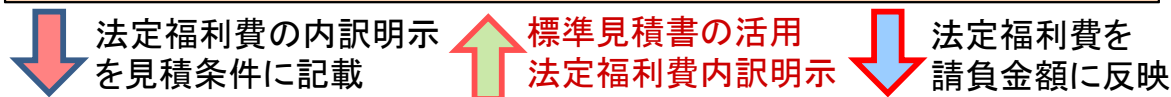
[その他の法定福利費算出方法]

$$= \text{工事費} \times \text{工事費あたりの平均的な法定福利費の割合}$$

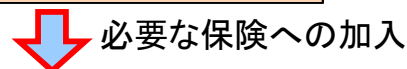
$$= \text{工事数量} \times \text{数量あたりの平均的な法定福利費の割合}$$

(見積書の活用イメージ)

元請企業



下請企業



技能労働者

**標準見積書：** 社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、各専門工事業団体が作成(国土交通省HPにも掲載)  
下請企業から元請企業への提出を平成25年9月末から一斉に開始  
(第3回社会保険未加入対策推進協議会(H25.9.26)において申し合わせ)

### 御見積書(例)

◇◇◇株式会社 殿

住所 ××  
○○株式会社

見積金額  (消費税込)

(内訳)

項目	数量	歩掛	単価	金額
○○○工事	材料費			A
	労務費			B
	経費(法定福利費を除く)			C
	小計			D=A+B+C

法定福利費

法定福利費事業主負担額	対象金額	料率	金額
雇用保険料	B	p	E=...B×p
健康保険料	B	q	F=...B×q
介護保険料	B	r	G=...B×r
厚生年金保険料 (子ども・子育て拠出金含む)	B	s	H=...B×s
合計	B	t	I=...B×t

小計 J=D+I

消費税等 K=J×8%

合計 L=J+K

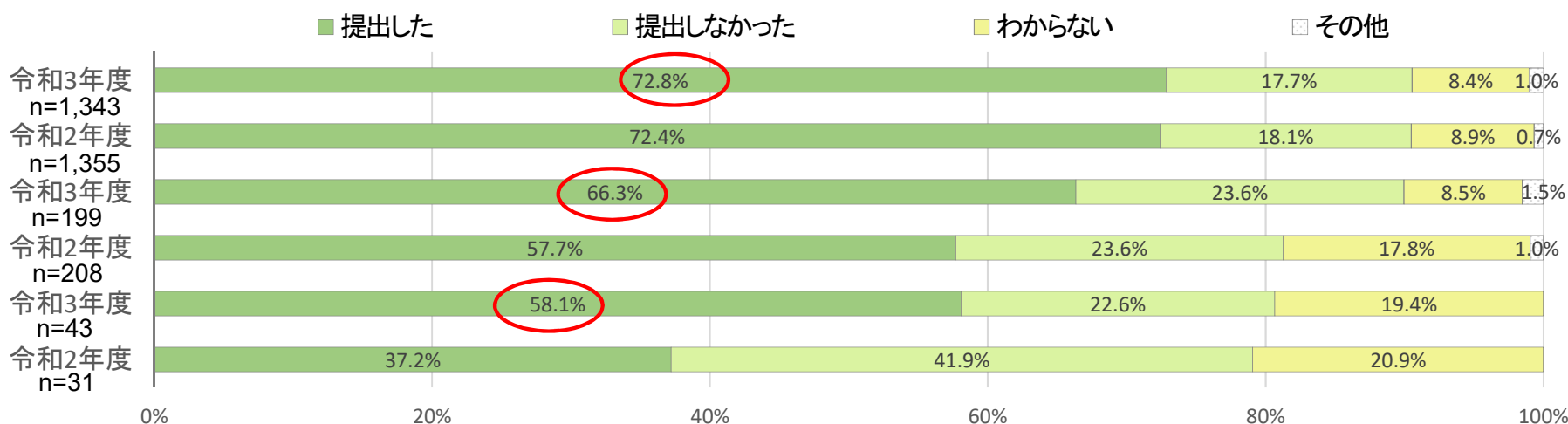


# 下請企業における法定福利費を内訳明示した見積書の提出状況

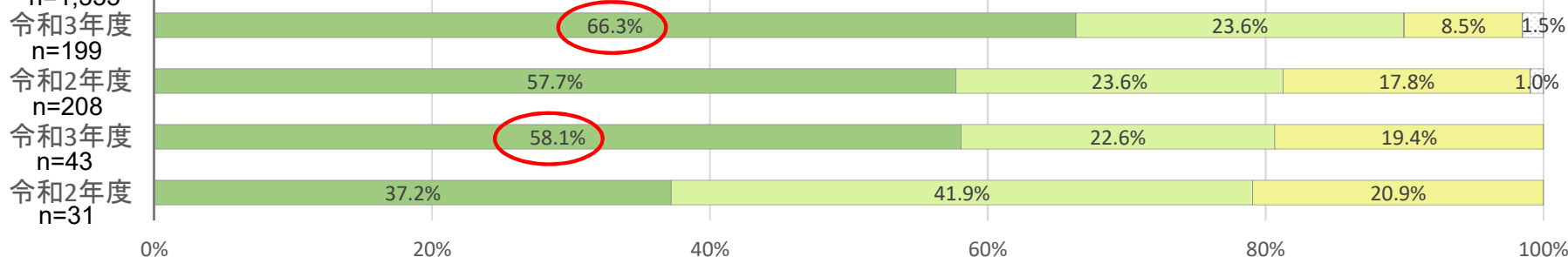
- 直近の一現場(公共・民間)において、法定福利費を内訳明示した見積書の提出状況を調査
- 公共工事では、二次下請で法定福利費を内訳明示した見積書を提出した工事の割合が6割を超え、三次下請以降では5割を超えた。
- 民間発注工事では、一次・二次下請で法定福利費を内訳明示した見積書を提出した工事割合が約5割となったが、三次下請以降では約4割にとどまった。

## 公共工事

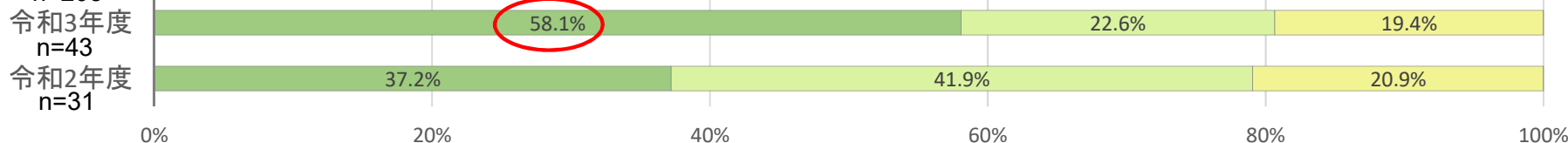
### 一次下請



### 二次下請

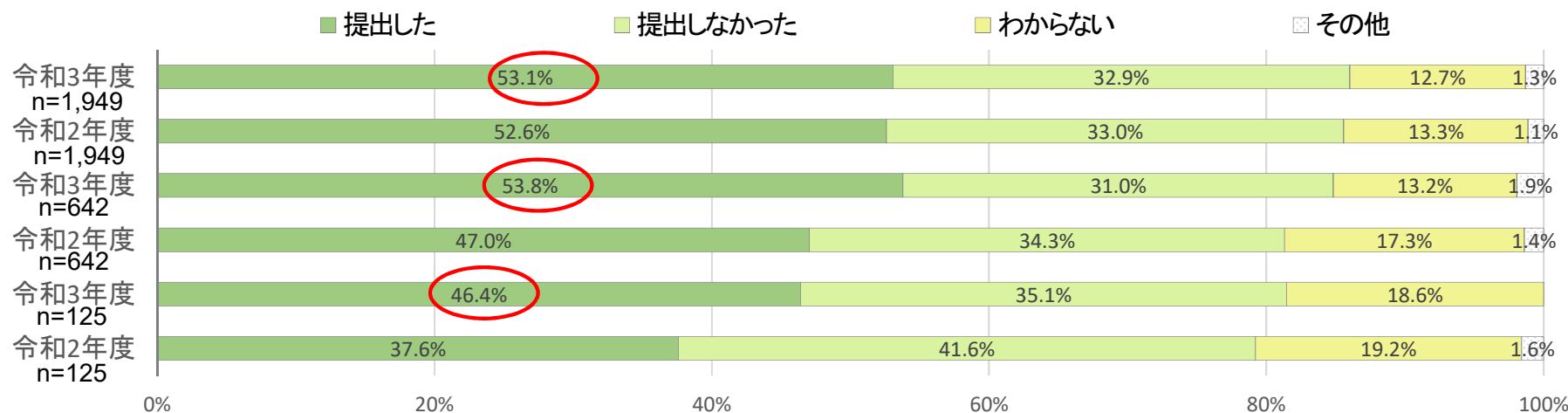


### 三次下請以降

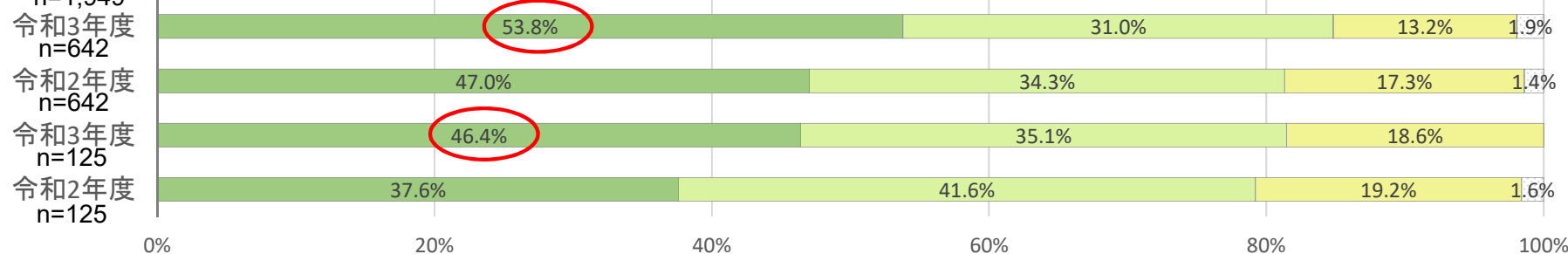


## 民間発注工事

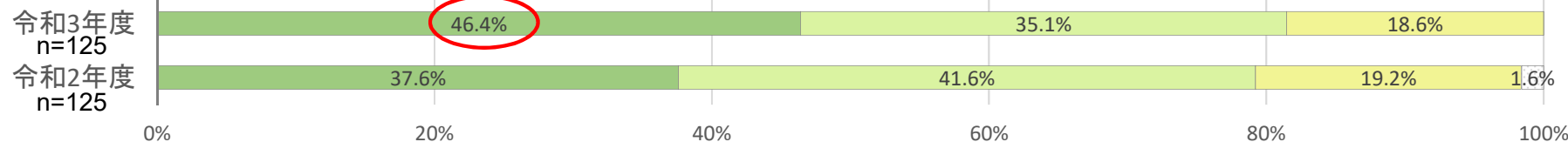
### 一次下請



### 二次下請



### 三次下請以降

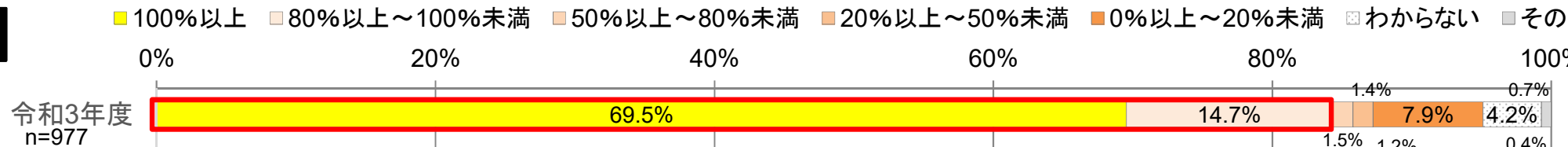


# 下請企業における法定福利費の受取状況

- 直近の一現場(公共・民間)において、**法定福利費の受取状況を調査**
- 公共工事では、一次・二次下請で、法定福利費をおおむね80%以上受け取れた工事の割合が8割を超えたが、**三次下請以降に限定すると、約7割程度であった。**
- 民間発注工事においては、法定福利費をおおむね80%以上受け取れた工事の割合は、**一次・二次・三次下請以降のいずれも、約7~8割程度であった。**

## 公共工事

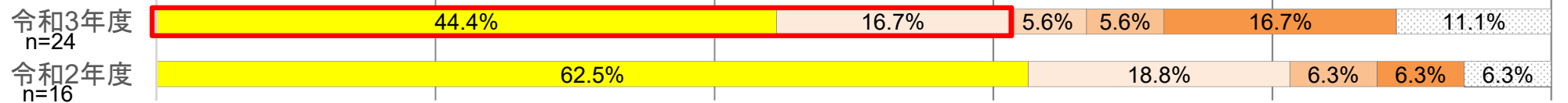
### 一次下請



### 二次下請

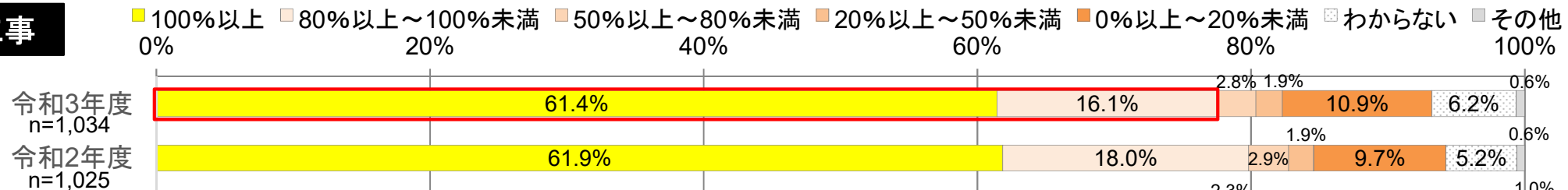


### 三次下請以降



## 民間発注工事

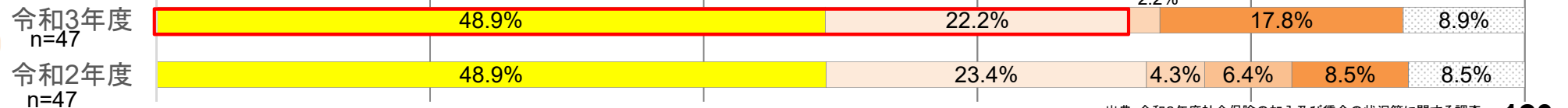
### 一次下請



### 二次下請



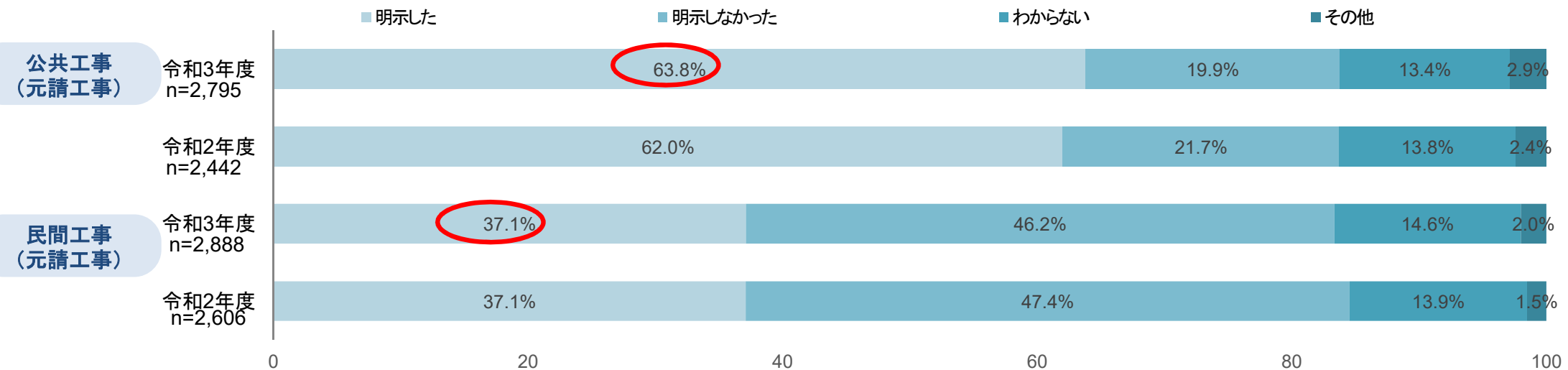
### 三次下請以降



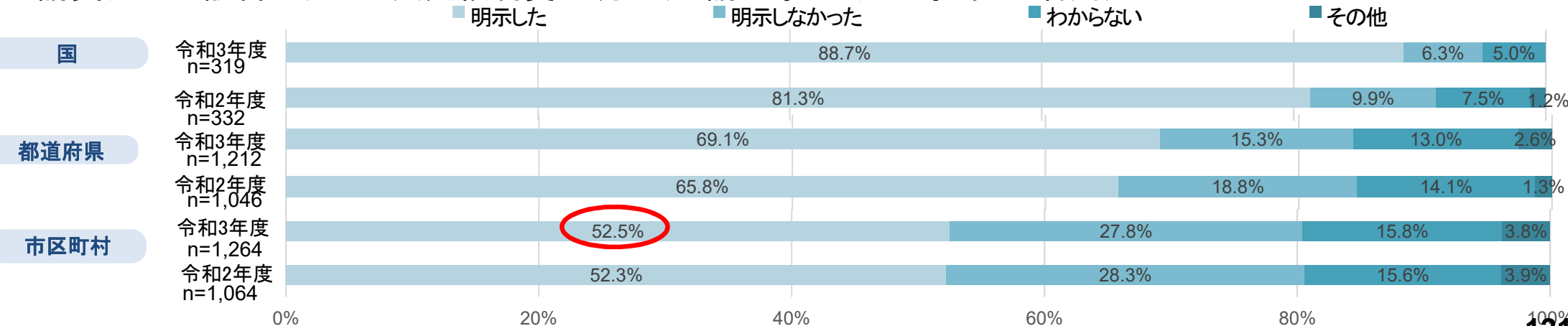
# 発注者に対する請負代金内訳書における法定福利費の明示の状況

- 直近の一現場(公共・民間)において、法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書の活用状況について調査
- 公共・民間発注工事別では、公共工事では6割以上が明示したが、民間工事では4割以下にとどまっている。
- 公共工事の発注者別では、いずれも割合は増加しているものの、国や都道府県に比べて市区町村発注工事では割合が低く、5割程度にとどまっている。

## <請負代金内訳書における法定福利費の明示>



## <請負代金内訳書における法定福利費の明示(元請工事・公共工事・発注者別)>

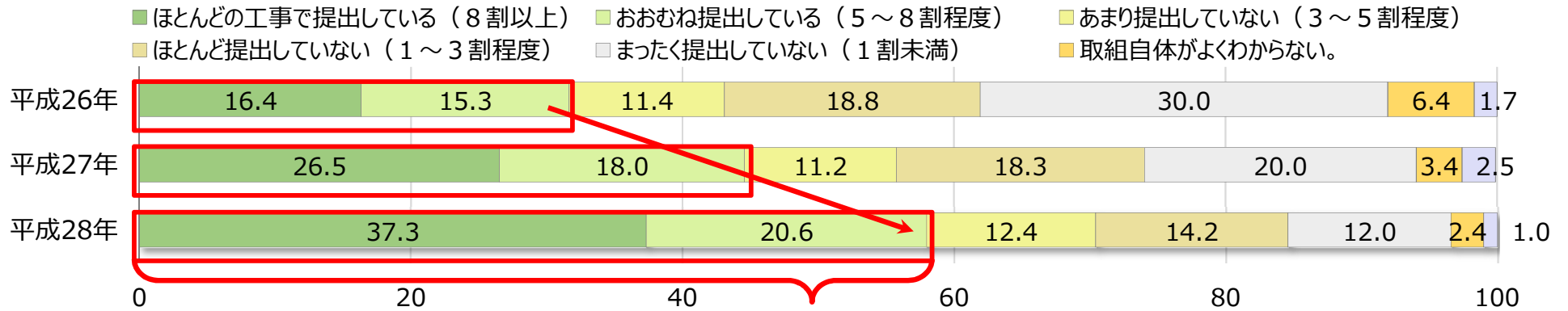


## 改正の背景

- 元請－下請間では、各専門工事業団体が法定福利費を内訳明示した「標準見積書」を作成しており、その活用が進展。
- 国交省直轄工事では、予定価格の積算において計上した法定福利費の概算額を、入札調書に明記して公表。ただし、請負代金内訳書の様式及び記載内容において、法定福利費までは明示されていない。
- 民間発注工事においては、従来、法定福利費の内訳明示について、標準的なルールは設けられていない。

## <見積書の提出状況(下請企業への質問)>

(出典) 法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況等に関するアンケート調査(平成28年調査:回答数約3100件)



## 改正の内容

【平成29年7月25日中央建設業審議会にて改正・勧告】

- 社会保険への加入を一層推進していくためには、民間発注工事や地方公共団体発注工事も含め、必要な法定福利費が契約段階でも確保されることが重要。
- 標準約款(公共/民間/下請)において、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に、法定福利費を内訳として明示することを標準化。

【条文】(例:民間約款・甲) ※赤字部分を新設

(請負代金内訳書及び工程表)

第4条 受注者は、この契約を締結した後、速やかに請負代金内訳書及び工程表を監理者に提出し、請負代金内訳書については、監理者の確認を受ける。

2. 請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

## ○明示する法定福利費について

- ・建設工事の直接的な作業に従事する現場作業員に係る社会保険料の事業主負担分が対象
- ・対象となる社会保険は、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険



契約締結後に発注者に提出する**請負代金内訳書に法定福利費を明示する。**

### ＜法定福利費の計算方法＞

#### ①労務費を算出し、法定福利費を求めるケース

- ・入札や見積書作成の際、直接工事費の積算において労務費を使用している場合 ⇒当該労務費を使用。
- ・入札や見積書作成の際、直接工事費の積算において労務費を使用していない場合 ⇒過去の工事実績から平均的な労務費比率を算出し、これを工事費に乗じて、労務費を算出。
- ・労務費に各保険の保険料率を乗じることで、法定福利費を算出。  

$$\text{法定福利費} = \text{労務費総額} \times \text{法定保険料率}$$

#### ②労務費の算出が困難なケース

- ・過去の工事実績から平均的な法定福利費の割合を算出し、これを工事費に乗じて、法定福利費を算出。  

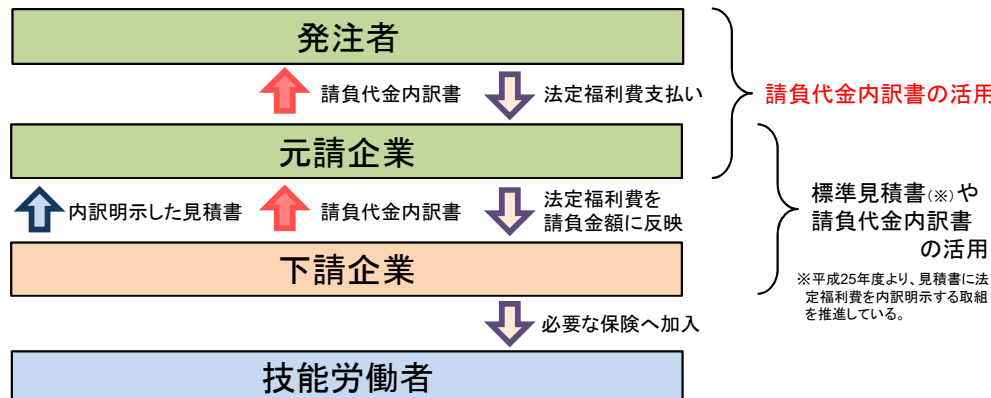
$$\text{法定福利費} = \text{工事費} \times \text{工事費あたりの平均的な法定福利費の割合}$$

#### ③下請企業から提出された見積書等を活用するケース

- ・下請企業から提出された法定福利費を内訳明示した見積書等を活用(明示された法定福利費の額を合算)  

$$\text{法定福利費} = (\text{下請Aの法定福利費}) + (\text{下請Bの法定福利費}) + \dots$$

(活用イメージ)



(発注者) 殿 (受注者) 住所: 氏名:

請負代金内訳書

工事名 ○○工事  
 契約年月日  
 工期

工事区分	工種	種別	.....	単価	金額
工事費計					10,000,000

(工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額 450,000円)

国土交通省直轄工事においては、平成29年10月1日以降に入札契約手続を開始する工事から請負代金内訳書に法定福利費を明示することとした。

## 1. 背景

- 請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)における法定福利費の明示については、「「工事請負契約書の制定について」等の一部改正について」(平成29年8月25日付け国地契第22号、国北予第8号)等に従い、平成29年10月1日以降に入札契約手続を開始した工事から実施しているところ。
- これに関し、予定価格には社会保険加入の原資となる法定福利費が含まれており、適切な法定福利費を確保する観点から、内訳書の記載に法的拘束力がないことに留意しつつ、発注者としても、次のとおり取り組むこととした。(「請負代金内訳書に明示される法定福利費の適切な支払いのための取組について」(平成30年5月31日付け国地契第5号))。



## 2. 具体的な取組

- ① 請負代金内訳書提出前：内訳書に明示された法定福利費が適正金額と乖離することを防ぐため、全工事を対象に、契約相手に対して紙等を配布し、下記事項に注意するよう事前に周知徹底を行う。

### (周知内容)

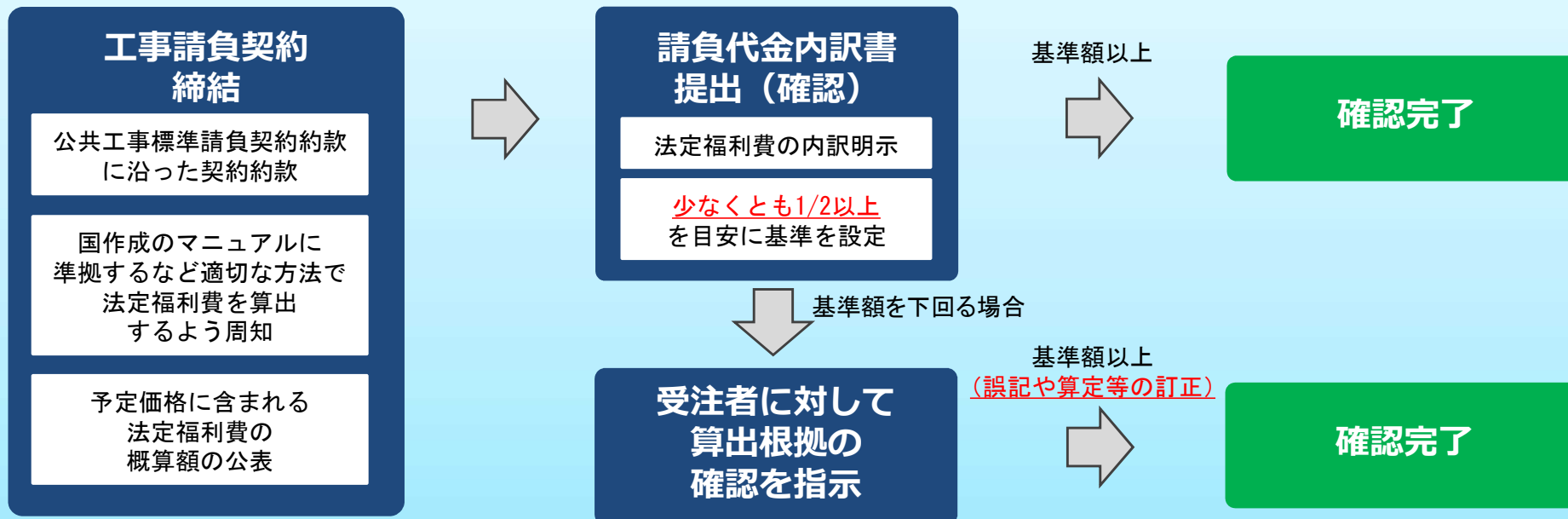
- ・ 計算間違いや桁のずれ等、数值的・機械的に誤っていないこと。
- ・ 法定福利費の算出に当たって、国交省作成のマニュアルに準拠する等、適切な方法で行っていること。
- ・ 下請契約を締結する工事（締結することが見込まれる工事を含む。）においては、当該下請業者分の法定福利費を含めていること。

- ② 請負代金内訳書提出後：法定福利費の割合が著しく低い場合（50%以下を目安）に、事業者に対して記載の確認を行う。

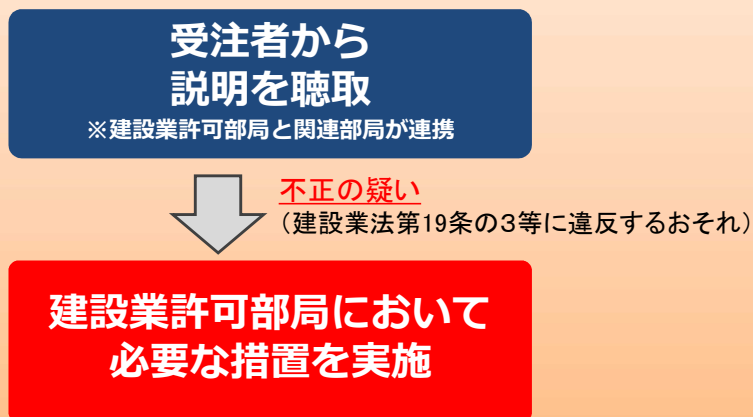
### (確認内容)

法定福利費の割合が50%以下であることを明示的に伝達し、事前周知の内容につき誤りがないか確認。

## ○請負代金内訳書における法定福利費の確認手順



## ○基準額を下回るままの場合の対応(例)



### 不正行為の疑い(建設業法19条の3等に違反するおそれ)がある場合の例

- 元請企業においてこれらの行為が行われ、結果として下請企業との請負契約の金額がその工事を施工するために「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3に違反するおそれがある。
- 下請企業の見積書に法定福利費が明示されているにもかかわらず、元請企業がこれを尊重せず、法定福利費を一方的に削減すること
- 法定福利費そのものや労務費については下請企業の見積額を踏まえて適切に確保した体裁となっても、請負金額を構成する他の費用で減額調整を行ない、その他の費用が見積額を下回る額で下請契約を締結し、実質的には法定福利費等を賄うことができない請負金額となること
- 専門工事業団体が標準見積書を策定し、労務費の算出方法について人工積上げによる方式を標準としている場合や、技能者の地位や能力に応じた労務費の見積りの提出を推奨している場合において、それにもかかわらず、元請企業が下請企業に対して、その使用を強制的に妨げること(下請の意思に反して提出をしないよう働きかけること、自社の様式への添付を認めないこと)等により、下請企業の作成した見積りに対しての不当な切り下げを行っていること

# 建設業の一人親方問題に関する検討会の目的

## 建設業の一人親方問題に関する検討会の目的

技能者の処遇改善や法定福利費を適正に負担する企業による公平・健全な競争環境の整備等を図るため、学識経験者・建設業者団体等が一体となって、規制逃れを目的とした一人親方化防止対策、一人親方の処遇改善対策等の諸課題に関し、実効性のある施策を推進する

規制逃れを目的とした  
一人親方化防止対策

技能者に対する処遇改善の推進、法定福利費を適正に負担する企業による公平・健全な競争環境を阻害する動きを無くすことを目的に対策を検討する。

法令による対応  
(サンクション・ペナルティ)

雇用契約の締結  
社会保険への加入

一人親方の処遇  
改善対策等

一人親方として適正に事業を行っている事業主の保護や、排除しない、育成していくことを目的に対策を検討する。

法令による対応

政策による対応  
(プロの育成)

適正取引の推進

専門性の向上  
適切な請負代金の確保



# 一人親方問題の現状の課題と施策の方向性

建設業の一人親方問題に関する検討会  
中間とりまとめ(参考資料)

## 1. 現状の課題

- 国土交通省においては、
  - ・ 老後の生活や怪我時の保障など**技能者に対する処遇改善**
  - ・ 法定福利費を適正に負担する企業による**公平・健全な競争環境の整備**
 等の観点から、平成24年度から**社会保険加入対策を推進**しており、企業単位・技能者単位ともに保険加入率上昇が見られるなど、一定の効果が発現
- **令和2年10月から建設企業の社会保険加入が建設業許可・更新の要件**として位置付けられるなど、社会保険加入対策をさらに強化
- 一方で、社会保険加入対策や労働関係法令規制の強化に伴って、法定福利費等の労働関係諸経費の削減を意図して、**技能者の個人事業主化(いわゆる一人親方化)**が進む懸念
- 建設業界への聞き取りや企業アンケートにおいても、技能者の一人親方化が進んでいる傾向が示されており、その中には、実態が雇用労働者であるにもかかわらず、**偽装請負の一人親方として従事している技能者も一定数存在**

法定福利費等の労働関係諸経費の削減を意図して、**偽装請負としての一人親方化**を進めることは、技能者の処遇低下のみならず、法定福利費等を適切に支払っていない企業ほど競争上優位となるなど、公正・健全な競争環境を阻害するのみならず、**社会保険加入対策の根幹を揺るがす重要な問題**

## 2. 施策の方向性

### ① 一人親方等に直接訴求する取組(令和元年度実施済)

⇒ 社員(労働者)と一人親方(個人事業主)の**適切な働き方の理解を促す**とともに、社員として働いた場合は一人親方として働いた場合と比較して、将来の年金給付額が多くなる可能性等について、**直接一人親方等に周知**

### ② 実効性ある一人親方対策(今後実施)

⇒ 職種ごとの一人親方の実態把握等を行いつつ、規制逃れを目的とした一人親方化対策、その他一人親方の処遇改善対策等について、「**建設業の一人親方問題に関する検討会**」において**実効性ある施策を検討・推進**

## 規制逃れを目的とした一人親方化防止対策

- 1 社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂
  - ・明らかに実態が雇用形態であるにもかかわらず、一人親方として仕事をさせている企業を選定しない取扱いとすべき
  - ・適正と考えられる一人親方を具体的に記載
  - ・適正でないと考えられる一人親方の例を記載 等
- 2 技能者に対して働き方が適正かどうか確認するための取組
  - ・働き方の自己診断チェックリストの活用
  - ・一人で請け負って仕事ができる職種又は仕事の確認
  - ・現場入場時の元請企業等による技能者本人へ働き方等のヒアリングの実施 等

## 一人親方の処遇改善策

- 3 適正な請負契約の締結・適切な請負代金の支払いについて周知
  - ・建設業法第20条第3項で定められている見積書に必要な14項目や、建設業法第19条第1項で定められている契約書に必要な15項目を盛り込んだ、建設工事の完成を目的とした見積書、請負契約とすること
  - ・「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」を遵守する旨の周知
  - ・一人親方に工事を請け負ってもらう場合、工事費のほかに必要経費を適切に反映させた請負代金を支払うよう元請企業が下請企業に指導 等

- 4 雇用契約を締結すべきと考えられるケースや契約内容等が適切でないケースの周知徹底及び契約内容の適正化
  - ・特定企業の業務に専属的に使用し、労働日や始業・終業時刻を指定し、仕事の進め方や作業方法等について具体的に指揮命令を行い、賃金は就業した時間に応じて支払っているが、契約上は請負としている場合
  - ・契約内容が請負となっていない、報酬が労働時間・日数によって変動するような請負契約を締結している場合
  - ・契約金額に労災特別加入の費用や支給されない資機材等の必要経費等が実質的に反映されず、同種の雇用している技能者と同額程度の報酬となっているような請負契約を締結している場合 等

- 5 一人親方問題における国土交通省・建設業界が政策的に推進する「適正一人親方の目安」の策定
  - ・「実務経験年数が10年程度未満」、又は「建設キャリアアップシステムのレベル3相当未満の技量」の技能者(例:10代・20代の技能者)が一人親方として扱われている場合は、処遇改善・技能向上の観点から、雇用契約の締結・社会保険への加入を促進
  - ・実務経験年数が10年程度以上あり、建設キャリアアップシステムのレベル3相当以上の技術力を持つ技能者が一人親方として現場作業に従事している場合、目指すべき一人親方として政策的に誘導し、建設業法に基づく適正取引を周知

## 今後の検討課題や注意事項 等

- インボイス制度の周知徹底
  - ・令和5年(2023年)10月からインボイス制度が始まるため、円滑な導入ができるよう周知を行う。

- 建設雇用改善計画(第十次)との連携

- 建設キャリアアップシステムの活用についての検討
  - ・建設キャリアアップシステムに一人親方として登録した事業主に対する各種サービスの検討
  - ・(労働)災害が発生した際の就業履歴の確認 等

## 1. 趣旨

- 建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図ることを目的として、民間発注者を含め官民のCCUSの推進体制の構築を行い、建設キャリアアップシステムを中心に労務費・法定福利費・建退共等を一体的に推進する
- 建設業の担い手確保の一環として、社会保険未加入対策を推進してきた「建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会」を発展的に改組した協議会

## 2. 主な議題

- 社会保険加入の徹底、建設キャリアアップシステムの普及推進、建設技能者の適切な賃金水準の確保、建設業退職金共済制度など

## 3. 構成団体等

- 次頁のとおり

## 4. その他

- 地方ブロック毎に設置している建設キャリアアップシステム処遇改善推進地方協議会において、地方における取組の推進や浸透を図っていく

# 「建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会」について

建設キャリアアップシステムの活用を通じて、社会保険加入の徹底、労務費及び法定福利費の確保、建退共の適正履行の確保をはじめとした技能者の更なる処遇改善を推進するため、「建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会」を設置。 ※「建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会」を発展的改組

## 構成団体等（合計106団体）

### 学識経験者

蟹澤 宏剛 芝浦工業大建築学部教授 ◎

### 建設業団体(81団体)

- (一財) 中小建設業住宅センター
- (一社) 建設産業専門団体連合会 ○
- (一社) 建築開口部協会
- (一社) 住宅生産団体連合会
- (一社) 消防施設工事協会
- (一社) 情報通信エンジニアリング協会
- (一社) 全国基礎工事業団体連合会
- (一社) 全国クレーン建設業協会
- (一社) 全国建行協
- (一社) 全国建設業協会 ○
- (一社) 東京建設業協会
- (一社) 全国建設産業団体連合会
- (一社) 全国コンクリート圧送事業団体連合会
- (一社) 全国建設室内工事業協会
- (一社) 全国タイル業協会
- (一社) 全国ダクト工業団体連合会
- (一社) 全国中小建設業協会
- (一社) 全国中小建設工事業団体連合会
- (一社) 全国鐵構工業協会
- (一社) 全国道路標識・標示業協会
- (一社) 全国特定法面保護協会
- (一社) 全国防水工事業協会
- (一社) 全日本瓦工事業連盟
- (一社) 鉄骨建設業協会
- (一社) 日本アンカー協会
- (一社) 日本ウエルポイント協会
- (一社) 日本ウレタン断熱協会
- (一社) 日本運動施設建設業協会
- (一社) 日本海上起重技術協会
- (一社) 日本型枠工事業協会
- (一社) 日本機械土工協会
- (一社) 日本基礎建設協会
- (一社) 日本橋梁建設協会
- (一社) 日本金属屋根協会
- (一社) 日本空調衛生工事業協会
- (一社) 日本グラウト協会
- (一社) 日本計装工業会
- (一社) 日本建設業経営協会
- (一社) 日本建設業連合会 ○
- (一社) 日本建設躯体工事業団体連合会
- (一社) 日本建設組合連合
- (一社) 日本建築板金協会
- (一社) 日本在来工法住宅協会
- (一社) 日本左官業組合連合会
- (一社) 日本サッシ協会
- (一社) 日本シャッター・ドア協会
- (一社) 日本潜水協会
- (一社) 日本造園組合連合会
- (一社) 日本造園建設業協会
- (一社) 日本タイル煉瓦工事工業会
- (一社) 日本電設工業協会
- (一社) 日本道路建設業協会
- (一社) 日本塗装工業会
- (一社) 日本鳶工業連合会
- (一社) 日本トンネル専門工事業協会
- (一社) 日本内燃力発電設備協会
- (一社) 日本配管工事業団体連合会
- (一社) 日本保温保冷工業協会
- (一社) 日本屋外広告業団体連合会
- (一社) 日本冷凍空調設備工業連合会
- (一社) ビルディング・オートメーション協会
- (一社) プレストレスト・コンクリート建設業協会
- (一社) プレストレスト・コンクリート工事業協会
- (一社) フローリング協会
- (一社) マンション計画修繕施工協会

- (公財) 建設業適正取引推進機構
- (公社) 全国解体工事業団体連合会
- (公社) 全国鉄筋工事業協会
- (公社) 日本エクステリア建設業協会
- 全国圧接業協同組合連合会
- 全国板硝子工事協同組合連合会
- 全国管工事業協同組合連合会
- 全国建設業協同組合連合会
- 全国建設労働組合総連合 ○
- 全国建具組合連合会
- 全国ポンプ・圧送船協会
- 全国マステック事業協同組合連合会
- 全日本板金工業組合連合会
- ダイヤモンド工事業協同組合
- 日本外壁仕上業協同組合連合会
- 日本建設インテリア事業協同組合連合会
- 日本室内装飾事業協同組合連合会

### 建設業関係団体(8団体)

- (一財) 建設業振興基金
- 建設業労働災害防止協会
- (公財) 建設業福祉共済団
- (公社) 全国ビルメンテナンス協会
- 全国社会保険労務士会連合会
- 独立行政法人勤労者退職金共済機構
- 日本行政書士会連合会
- 日本建設産業職員労働組合協議会

### 国土交通省

- 大臣官房会計課
- 大臣官房技術調査課
- 大臣官房官庁営繕部計画課
- 不動産・建設経済局建設業課
- 不動産・建設経済局建設市場整備課(事務局)

### 発注者団体(16団体)

- (一社) 全国住宅産業協会
- (一社) 日本ガス協会
- (一社) 日本経済団体連合会
- (一社) 日本建築士事務所協会連合会
- (一社) 日本自動車工業会
- (一社) 日本電機工業会
- (一社) 日本民営鉄道協会
- (一社) 不動産協会
- (一社) 不動産流通経営協会
- (公社) 全国宅地建物取引業協会連合会
- (公社) 全日本不動産協会
- (公社) 日本建築家協会
- (公社) 日本建築士会連合会
- (公社) 日本建築積算協会
- 電気事業連合会
- 日本商工会議所

### オブザーバー(地方関係団体)

- 全国市長会
- 全国知事会
- 全国町村会

### 行政関係機関

- 厚生労働省
- 労働基準局労働保険徴収課
- 職業安定局雇用保険課
- 職業安定局建設・港湾対策室
- 雇用環境・均等局勤労者生活課
- 保険局保険課全国健康保険協会管理室
- 年金局事業管理課
- 日本年金機構 厚生年金保険部

◎:会長 ○:副会長(4)

赤字:第2回からの新規加入団体

# 11 建設業法令遵守推進本部の活動

---

①「建設業法令遵守推進本部」 (平成19年4月 設置)

- ・ 建設工事における公正な競争基盤の整備を進めるため、各地方整備局等に設置
- ・ 令和4年度体制：約270名

②「建設業法令遵守ガイドライン」 (平成19年6月策定、以後6回改訂【最終改訂：令和3年7月】)

- ・ 元請下請関係について法令違反行為に該当する一定の行為（事例）を明確にすることにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図る。

③「駆け込みホットライン」 (平成19年4月 開設)

- ・ 主に大臣許可業者を対象に建設業に係る法令違反行為の疑義情報を受け付ける窓口として開設
- ・ 通報件数：H29年度1,710件、H30年度1,651件、R1年度1,785件、R2年度1,602件、R3年度1,683件

④「下請取引等実態調査」 (昭和54年から実施)

- ・ 建設工事における元請負人と下請負人との間の下請取引の適正化を図るため、下請取引等の実態を把握し、建設業法令違反行為を行っている建設業者に対して指導書を送付
- ・ 令和3年度調査：対象業者数 18,000業者、期 間：令和3年8月2日から9月10日

⑤立入検査の実施

- ・ 下請取引等実態調査、駆け込みホットラインに寄せられた情報等に基づく地方整備局等による立入検査等を実施
- ・ 立入検査件数：H29年度788回、H30年度734回、R1年度598回、R2年度416回、R3年度778回

## ⑥指導・監督処分

- ・ 各地方整備局等に設置された建設業法令遵守推進本部の活動結果として毎年勧告及び監督処分の実施件数を公表
- ・ 個別の監督処分情報はネガティブ情報検索サイトにて随時公表

## ⑦「建設業取引適正化推進月間」〔毎年11月〕（平成22年11月 創設）

- ・ 建設業取引の適正化をより一層推進するため、国土交通省及び都道府県が連携し、集中的な取組を実施
- ・ 具体的取組として、立入検査等（必要に応じ合同）の実施、建設業者等を対象とした講習会等の開催  
※令和3年度も新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、講習会等の集中的な開催を避けるため、「建設業取引適正化推進期間」として期間を10月～12月に拡大し実施

## ⑧「建設業法令遵守に関する説明動画」（令和2年11月 作成）

- ・ ①「建設業法令遵守ガイドライン改訂（令和2年9月）」、②「建設企業のための適正取引ハンドブック（第2版）」の2つについて動画を作成し、国土交通省のYouTubeチャンネル「MLIT channel」に掲載
- ・ 視聴回数（総数）：①約28,087回、②約15,188回（令和4年3月31日現在）

## ⑨「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について（通知）」〔毎年盆と暮〕

- ・ 建設業者団体（110団体）の長に対して、資金需要の増大が予想される夏期と冬期に、下請契約及び代金支払の適正化、並びに施工管理の徹底等を要請
- ・ 併せて都道府県の主管部局長に対しても、取組強化を要請

## ⑩「建設業取引適正化センター」（平成21年7月 開設）

- ・ 建設業の取引におけるトラブルを迅速に解決するため、弁護士や土木・建築の学識経験者等による適切なアドバイス等を実施する窓口を設置
- ・ 相談件数：H29年度1,364件、H30年度1,327件、R1年度1,474件、R2年度1,350件、R3年1,408件

## 活動趣旨

建設業法令遵守推進本部は、地方整備局等にその組織を設け、平成19年度創設以来、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、建設業における法令遵守に関する各種取組を行っている。

## 具体的方針

### 1. 各種相談窓口における法令遵守情報の収集等

駆け込みホットライン等重要な情報収集窓口の積極的な活用を促すため、講習会や意見交換会等の様々な機会を活用し、各種相談窓口の周知に努める。

### 2. 立入検査及び報告徴取の実施

元請・下請の対等な関係の構築及び公正・透明な取引の実現を図るため、法令に抵触する態様が認められる場合には立入検査及び報告徴取を実施する。

### 3. 建設業の法令遵守に関する周知

建設業法令遵守ガイドライン等、建設業の法令遵守に関する取り組みを様々機会を捉えて周知を図る。

### 4. 建設業適正取引推進期間の実施等

10~12月を推進期間に位置付け、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を踏まえ、建設業の法令遵守に向けた普及・啓発を図る。

### 5. 関係機関との連携

不良・不適格業者に関する情報を確知した場合、速やかな情報共有や合同による立入検査等の実施、事後の営業状況の継続的な把握等更なる連携強化を図る。  
都道府県・関係省庁との間では、建設業法令遵守に関する立入検査等の実施や、講習会・研修会等の合同開催、各種相談窓口の周知など、その連携強化に努める。  
建設関係団体等との間では、積極的に情報・意見の交換を行うほか、建設業法令遵守に関する講習会・研修会等の合同開催や講師を派遣する等の対応に努める。

### 6. その他

元請・下請間におけるトラブルや苦情相談等に応じられる同センターについて、あらゆる機会を通じ、一層周知する。

## 今年度の重点項目

### ○ 個別の工事毎における元請下請間の取引状況について調査を実施

標準見積書の活用や見積りの協議状況、代金支払（労務費相当分の現金払いを含む。）状況等についてモニタリング調査を行うとともに、以下の①②の実態についても確認を行う

#### ① 著しく短い工期の禁止

工期設定の考慮具合の確認、過去の同種類工事実績との比較、工期の見積り内容の精査、時間外労働の状況の把握等を行う。  
今年度は受発注者間の契約締結状況について確認を行い、個々の工期の実態を把握のうえ、発注者に対しても必要な注意喚起を行う。

#### ② 価格転嫁

昨今の資機材の高騰を踏まえた請負契約における請負代金の変更に関する規定の適切な設定・運用状況について確認を行う。  
受発注者間についても同様の確認を行い、発注者に対しても適切な対応の要請や必要な注意喚起を行う。



## 活動趣旨

建設業法令遵守推進本部は、地方整備局等にその組織を設け、平成19年度の創設以来、元請負人と下請負人との対等な関係の構築 及び 公正かつ透明な取引の実現を図るため、建設業に係る法令遵守に関する各種取組を実施

## 重点項目

### ○受発注者間・元請下請間の取引状況について、モニタリング調査を実施

技能労働者の賃金水準の上昇を図るためには、適正な請負代金での契約締結が重要であることから、標準見積書の活用や見積りの協議、代金支払（労務費相当分の現金払いを含む。）の状況等について、モニタリング調査を実施。

さらに、次の①、②の実態についても確認。

#### ①著しく短い工期の禁止

- ・ 工期設定の考慮具合の確認、過去の同種類似工事实績との比較、工期の見積り内容の精査、時間外労働の状況の把握等を行う。
- ・ また、受発注者間の契約締結状況について確認し、個々の工期の実態を把握のうえ、発注者に対しても必要な注意喚起を行う。

#### ②価格転嫁

- ・ 昨今の資機材の高騰を踏まえた請負契約における請負代金の変更に関する規定の適切な設定・運用状況について確認を行う。
- ・ また、受発注者間についても同様の確認を行い、発注者に対しても適切な対応の要請や必要な注意喚起を行う。

## 1 各種相談窓口における法令違反情報の収集等

- 「駆け込みホットライン」、「建設業フォローアップ相談ダイヤル」の周知を図り、利用促進に努める。
- 各種相談等対応後の下請負人に対する取引状況のフォローや、指導・監督を行った事案について、その後の元請負人の改善措置状況のフォローアップを実施する。

## 2 立入検査及び報告聴取の実施

- (1) 各種相談窓口に通報が寄せられた建設業者、営業所の実態・技術者に必要な実務経験等に疑義のある建設業者、新規に建設業許可を取得した建設業者又は下請取引等実態調査の結果に基づき選定した建設業者に対し、優先的に立入検査等を実施する。

### 【重点事項】

- 1) 技能労働者への適切な水準の賃金の支払い
- 2) **低価格受注工事における下請取引状況の確認**
- 3) 著しく短い工期の禁止
- 4) **価格転嫁**
- 5) 下請代金の支払手段

### (2) その他周知活動

- 1) 建設業を支える担い手の確保・育成
  - ① 建設キャリアアップシステムへの登録の有無
  - ② 退職金制度の設定の有無
- 2) 規制逃れを目的とした偽装一人親方対策
- 3) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止

## 3 建設業の法令遵守に関する周知

- 建設業法について、講習会や立入検査等のあらゆる機会を通じて周知・徹底を図る。

## 4 建設業取引適正化推進期間の実施等

- 10～12月を「建設業取引適正化推進期間」と位置付け、当該期間の取組として実施する内容について、ポスターの掲示・ホームページ・メルマガ等を通じて広く周知する。

## 5 関係機関との連携

- 不良・不適格業者に対して、建設業許可部局以外の部署も含め連携・協力して対応する。
- 都道府県及び関係省庁と連携し合同立入検査の実施や講習会等の合同開催等による連携の強化に努める。
- 建設関係団体と建設業法令遵守に関する講習会の合同開催や講師を派遣する等の対応に努める。

## 6 その他

- 建設業取引適正化センターについて、より一層周知する。

## 趣旨

建設業の請負契約において、元請負人と下請負人の不適切な取引が指摘されていることから、建設業取引の適正化について、国土交通省と都道府県が連携して集中的に取り組む「建設業取引適正化推進期間」を実施し、建設業取引の適正化の推進を図る。特に、令和3年度については、適正な請負代金での契約締結の状況等について深掘りした情報収集や調査を重点的に行った。

## 建設業取引適正化推進期間

### 実施内容

- ポスターの掲示
- 建設業法令遵守に関する講習会(※)
- 立入検査(合同立入検査を含む)
- 各許可行政庁による自主的な事業
- 各種相談窓口等(駆け込みホットライン等)の周知 等

### ★令和3年度の取り組み(重点事項)★

- 適正な請負代金での契約締結がなされるよう、標準見積書の活用状況や見積りに基づく協議の状況等について、モニタリング調査を実施  
→調査結果を踏まえ、元請業者において改善すべき事項を取りまとめ通知

## 令和3年度実績(期間中の実績)

- |                       |                           |
|-----------------------|---------------------------|
| 1. 立入検査               | 2. 講習会(地整等、32都道府県) ※WEB含む |
| ○地整等単独                | ○地整等単独 1回(101名)           |
| ・大臣許可業者 182業者         | ○都道府県と地整等の合同 36回(5,107名)  |
| ○都道府県と地整等の合同          | ○都道府県 15回(1,770名)         |
| (地整等、22都道府県)          | 合計 52回(6,978名)            |
| ・大臣許可業者 19業者          |                           |
| ・知事許可業者 49業者          |                           |
| ○都道府県(14都道府県) ※書面調査含む |                           |
| ・知事許可業者 383業者         | ※地整等…地方整備局、北海道開発局及び       |
| 合計 633業者              | 沖縄総合事務局                   |

# その見積りは 適正な価格に なっていますか?

みんなで守る適正取引

- ・その金額ありきで、見積りを作らせていませんか?
- ・労務費や法定福利費を見積りに反映させていますか?



請負代金を決定するにあたっては、双方で見積り依頼・提出を踏まえて協議を行ってください!



令和3年度 10・11・12月

## 建設業取引適正化推進期間です

国土交通省及び都道府県では、建設業取引適正化推進期間に建設業法令遵守など、建設業取引の適正化に関する講習会を各地で開催します。詳しくはホームページからご確認ください。

建設業取引適正化推進期間  検索

主催 国土交通省、都道府県  
協賛 公益財団法人 建設業適正取引推進機構

## 調査概要

- ・ 請負代金や工期などの契約締結の状況についてモニタリング調査を実施し、標準見積書の活用状況や見積りに基づく協議の状況、代金の支払い状況等について、完成工事高上位の建設業者を中心に、全国の支店などに対して、各地方整備局等によるヒアリングを行った。
- ・ 本調査の結果を踏まえ、元請業者において改善すべき事項を取りまとめ、各調査対象業者に対し通知を行った。

## 調査対象業者への通知内容

### 見積依頼・提出を踏まえた双方の協議による適正な手順を経た契約の徹底等について

(国不建推第50号 令和4年10月26日付)

- 調査対象となった工事に限らず、支店長など下請負人の選定等に関与する全ての者に対して、見積依頼・提出を踏まえた双方の協議による適正な手順を経た契約の締結及び適正な施工体制の確立について、一層の徹底を図るよう周知すること。
- 別添の不適切なおそれのある事案1～7の改善すべき事項に留意し、下請契約における適正な請負代金の設定、適切な代金の支払、社会保険加入の徹底、適正な法定福利費・労務費の確保及び技能労働者への適切な賃金の支払等について、一層の徹底が図られるよう、必要に応じた措置を講じること。

## 調査結果を踏まえ、不適切なおそれのある事案として留意を促す内容

### 1. 標準見積書の活用等の働きかけについて

- ① 下請負人への標準見積書の働きかけを行っていないもの。
- ② 標準見積書以外の様式を使用している場合であっても、標準見積書の交付を求める趣旨に反して、下請負人から交付された見積書に法定福利費が内訳明示されていないもの。また、法定福利費が明示されているものの、その根拠となる労務費総額など算出根拠が不明確なもの。

### 2. 契約書・見積書における法定福利費の内訳明示について

- ① 当該工種における契約金額に占める労務費から想定して、法定福利費が適正に設定されていないおそれのあるもの。
- ② 下請負人が見積書において、法定福利費を内訳明示したにもかかわらず、工事費に含めた上で、さらに、下請負人が見積もった単価を大幅に減額することにより、法定福利費が適正に設定されていないおそれのあるもの。

### 3. 適切な社会保険に加入していることを確認できない作業員の現場入場について

設定された法定福利費から想定して、適切な保険に加入していない作業員（偽装一人親方を含む。）を現場に入場させているおそれのあるもの。

### 4. 合理的根拠のない一方的な値引き（指値発注）について

- ① 請負代金内訳書に元請負人が提示した合理的な根拠のない大幅な値引き額があり、それにより実質的には法定福利費や労務費を賄うことができない請負金額となるおそれのあるもの。
- ② 請負金額の総額のみで協議を行い、請負代金内訳書に下請負人が提示した大幅な値引き額について、元請負人において、十分な検証することなく、それにより実質的には法定福利費や労務費を賄うことができない請負金額となるおそれのあるもの。

### 5. 技能労働者の賃金上昇を阻害するおそれのある単価設定について

前年度の同種同等工事における単価に比べて、大幅に安い単価を設定し、技能労働者の賃金上昇を阻害するおそれのあるもの。

### 6. 労務費相当分の現金支払について

当該工種における契約金額に占める労務費から想定して、労務費相当分の現金払いがされていないおそれのあるもの。

### 7. 適正な施工体制の確立について

施工体制台帳、施工体系図及び作業員名簿の作成や記載内容の真正性の確認が不十分で、社会保険加入の徹底や現場に入場した者との契約関係が雇用か請負か不明確なものなど施工体制の的確な把握が行われていないおそれのあるもの。

## 違反情報収集体制の強化

- 各地方整備局等に設置された「建設業法令遵守推進本部」に通報窓口として開設
- 通報された情報に対し必要に応じて立入検査・報告徴取を実施
- 法令に違反する行為があれば監督処分等により厳正に対応

一建設業法違反通報窓口ー

# 駆け込みホットライン

あつたら違反、  
なくそう通報！

全国共通

**TEL. 0570-018-240**

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。  
受付時間 / 10:00~12:00 13:30~17:00  
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

**FAX. 0570-018-241**

**E-mail. kakekomi-hl@mlit.go.jp**

国土交通省  
建設業法令遵守推進本部

### 「駆け込みホットライン」で受け付ける法令違反事例

<主に国土交通大臣許可業者を対象に建設業に係る法令違反行為の通報を受け付けます>

- 建設廃棄物の処理費用を一時的に差し引かれた。
- 120日を超える割引困難な長期手形で購入代金が支払われた。
- 見積書に記載した法定福利費を一時的に削除された。
- 口頭契約となっている。
- 追加工事が発生したが変更契約をしてくれない。
- 責任が曖昧なままやり直し工事を指示され費用を一時的に負担させられた。
- 一括下請負が行われている。
- 工期の短縮により生じた増加費用を一時的に負担させられた。
- 営業所や工事現場に必要な技術者が設置されていない。

※ 建設業法違反となる取引上の行為や注意点はこちら  
建設業法令遵守ガイドライン  検索

駆け込みホットラインに電話をすると、最寄りの地方整備局等の「建設業法令遵守推進本部」につながります。

通報者に不利益が生じないように情報を取り扱います。

法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じて立入検査等を実施します。

※通報するにあたっては、下記の項目をできる限り明らかにしていただくことが望まれます。

- 通報される方の情報 (匿名による通報も可能です)
 

氏名	
住所	
電話番号	
E-mail	
- 違反の疑いがある行為者の情報
 

会社名	
代表者名	
所在地	
建設業許可番号	
電話番号	
その他	
- 違反の疑いがある行為(具体的事実)
 

(ア)だれが	
(イ)いつ	
(ウ)どこで	
(エ)いかなる方法で	
(オ)何をしたか	
その他	

H30.9月版

## 建設業に関する総合的な相談窓口

# 1 建設業フォローアップ相談ダイヤル

※許可申請等に関するお問い合わせは【4】をご参照下さい

**TEL 0570-004976**

**E-mail:hqt-kensetsugyo110@mlit.go.jp**

※ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

**【受付時間】 10:00～12:00,13:30～17:00**  
(土日、祝日、閉庁日を除く)

- 労務単価、品確法の運用指針、社会保険加入対策などの建設業に関する様々な相談を総合的に受け付けます。
- 加えて、建設業法令遵守ガイドラインの内容や、取引に関する法令上の規定などを確認したい場合の相談も受け付けます。

建設業フォローアップ相談ダイヤル

検索

### 建設業フォローアップ相談ダイヤル

～将来にわたる品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に向けて～

国土交通省では、品確法の運用指針の趣旨の現場への浸透や適切な受発注者関係の構築に向け、「品確法の運用指針」や「新労務単価」などの相談を総合的に受け付ける窓口を開設し、元請事業者、下請事業者、技能労働者など、様々な立場の皆さんの現場の生の声や情報を聞かせていただいていたところ です。

また、「建設業における社会保険加入対策」についても、相談を受け付けておりますので是非ご利用ください。



**TEL. 0570-004976**

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

**受付時間 10:00～12:00 13:30～17:00**  
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

国土交通省  
土地・建設産業局 建設業課

請負契約に関するトラブルの相談窓口

2 建設業取引適正化センター

センター  
東京

TEL 03-3239-5095  
FAX 03-3239-5125  
E-mail:tokyo@tekitori.or.jp

センター  
大阪

TEL 06-6767-3939  
FAX 06-6767-5252  
E-mail:osaka@tekitori.or.jp

相談料  
無料

【受付時間】 9:30～17:00  
(土日、祝日、年末年始を除く)



建設業取引適正化センター

検索

- 元請・下請間等の取引で「困ったことが起きたが、どうしたら良いかわからない」という方には、その解決方法をアドバイスし、「どこに相談したら良いかわからない」という方には、相談先である関係行政機関、紛争処理機関等をご紹介します。





## 目次



### 1章 このハンドブックの使い方

はじめに ..... ①

### 2章 こんな取引条件に要注意!!

- ① 不明確な見積条件や見積提出期限が短くありませんか? ..... ②
- ② 口頭契約や契約書交付が着工後になっていませんか? ..... ③
- ③ 契約工期が通常よりもかなり短い期間になっていませんか? ..... ④
- ④ 契約金額が協議なく一方的に決められていませんか? ..... ⑤
- ⑤ やり直し工事費用を一方的に押しつけられていませんか? ..... ⑥
- ⑥ 支払期日が守られていますか? ..... ⑦
- ⑦ 協議もなく一方的に支払代金を差し引かれていませんか? ..... ⑧
- ⑧ 割引困難な長期手形で支払われていませんか? ..... ⑨
- ⑨ 価格転嫁・工期変更は認められていますか? ..... ⑩
- ⑩ 不利益な取扱いはされていませんか? ..... ⑪

### 3章 適正取引のためのノウハウ

- 取引条件を明確にしましょう ..... ⑫
- 取引内容を書面に残しましょう ..... ⑭
- 支払期日を把握しましょう ..... ⑯
- 施工体制を把握する書類を作成しましょう ..... ⑱

### 4章 問い合わせ窓口等

- 建設業法令遵守相談窓口、建設業法令違反通報窓口 ..... ⑳
- 請負契約に関するトラブル相談窓口、その他 ..... ㉑

# 建設業法令遵守ガイドラインの概要(H19.6策定、最終改訂R4.8)

## 1. 策定の趣旨

本ガイドラインは、元請負人と下請負人との関係に関して、**どのような行為が建設業法に違反するか具体的に示すことにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現**を図ることを目的として策定

## 2. 本ガイドラインの内容

(1) 建設業の下請取引における取引の流れに沿った形で、見積条件の提示、契約締結といった以下の13項目について、留意すべき建設業法上の規定を解説するとともに、建設業法に抵触するおそれのある行為事例を提示

1. 見積条件の提示等（建設業法第20条第4項、第20条の2）
2. 書面による契約締結
  - (1) 当初契約（建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第1項）
  - (2) 追加工事等に伴う変更契約（建設業法第19条第2項、第19条の3）
3. 工期
  - (1) 著しく短い工期の禁止（建設業法第19条の5）
  - (2) 工期変更に伴う変更契約（建設業法第19条第2項、第19条の3）
  - (3) 工期変更に伴う増加費用（建設業法第19条第2項、第19条の3）
4. 不当に低い請負代金（建設業法第19条の3）
5. 原材料費等の高騰・納期遅延等の状況における適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保（建設業法第19条第2項、第19条の3、第19条の5）
6. 指値発注（建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第4項）
7. 不当な使用資材等の購入強制（建設業法第19条の4）
8. やり直し工事（建設業法第18条、第19条第2項、第19条の3）
9. 赤伝処理（建設業法第18条、第19条、第19条の3、第20条第4項）
10. 下請代金の支払
  - (1) 支払保留・支払遅延（建設業法第24条の3、第24条の6）
  - (2) 支払手段（建設業法第24条の3第2項）
11. 長期手形（建設業法第24条の6第3項）
12. 不利益取扱いの禁止（建設業法第24条の5）
13. 帳簿の備付け・保存及び営業に関する図書の保存（建設業法第40条の3）

(2) 関連法令の解説として以下の内容を掲載

- 14-1 独占禁止法との関係について（建設業の下請取引に関する建設業法との関係）
- 14-2 社会保険・労働保険等について（法定福利費の確保）
- 14-3 労働災害防止対策について（実施者と経費の負担の明確化）
- 14-4 建設工事で発生する建設副産物について

# 発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの概要

(H23. 8策定、最終改訂R4. 8)

## I. 背景・目的

- 建設業法においては、契約適正化のために契約当事者が遵守すべき最低限の義務等を定めているが、これらの規定の趣旨が十分に認識されていない場合等においては、法令遵守が徹底されず、建設業の健全な発展と建設工事の適正な施工を妨げるおそれ。
- これまでも、「建設業法令遵守ガイドライン」の策定など元請下請間の契約適正化を推進してきたが、発注者と受注者間の契約においても、不適正な取引実態が存在しており、元下間の不適正な取引を生む一因との指摘。
- 発注者・受注者間における請負契約の適正化を図ることは、元請下請間の契約を含め建設業における契約全体の適正化を推進し、建設工事の適正な施工の確保を通じて、発注者等の利益にもつなげるもの。
- このため、公共工事、民間工事にかかわらず、発注者と受注者との間で行われる請負契約の締結やその履行に関し、法律の不知等による法令違反行為を防ぎ、発注者と受注者との対等な関係の構築及び公正・透明な取引の実現を図ることを目的として「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」を策定。

## II. ガイドラインの概要

発注者と受注者との請負契約について、法令遵守が必要な以下の項目ごとに、「建設業法上違反となる行為事例」、「建設業法上違反となるおそれのある行為事例」等を具体的に明示した。また、あわせて法令の規定の趣旨、留意すべき事項、とるべき望ましい行為などについての解説を加えたほか、関係法令についても解説。

- |  |  |
|--|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 見積条件の提示等（建設業法第20条第4項、第20条の2）</li> <li>2. 書面による契約締結               <ol style="list-style-type: none"> <li>2-1. 当初契約（建設業法第19条第1項、第19条の3、第20条第1項）</li> <li>2-2. 追加工事等に伴う追加・変更契約<br/>(建設業法第19条第2項、第19条の3)</li> <li>2-3. 工期変更に伴う変更契約（建設業法第19条第2項、第19条の3）</li> </ol> </li> <li>3. 著しく短い工期の禁止（建設業法第19条の5）</li> <li>4. 不当に低い発注金額（建設業法第19条の3）</li> <li>5. 原材料費等の高騰・納期遅延等の状況における適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保<br/>(建設業法第19条第2項、第19条の3、第19条の5)</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>6. 指値発注（建設業法第19条第1項、第19条の3、第20条第4項）</li> <li>7. 不当な使用資材等の購入強制（建設業法第19条の4）</li> <li>8. やり直し工事（建設業法第19条第2項、第19条の3）</li> <li>9. 支払（建設業法第24条の3第2項、第24条の6）</li> <li>10-1. 独占禁止法との関係<br/>(「優越的地位の濫用に関する独占禁止法の考え方」と建設業法との関係)</li> <li>10-2. 社会保険・労働保険(法定福利費)<br/>(社会保険料等の法定福利費を適正に考慮した積算及び契約)</li> <li>10-3. 建設工事で発生する建設副産物について</li> </ol> |
|--|--|

## III. 周知先

- ①公共発注者(各府省庁、独法等、地方公共団体、電力・ガス会社 等)
- ②主要民間団体(経団連、商工会議所、小売業関係団体、不動産業関係団体 等)
- ③建設業者団体、④地方整備局、都道府県の建設業許可部局

## ○背景

今般、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策（令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定）」において、現下の原材料費等の高騰の状況を踏まえた新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等の一環として、建設業における適正な請負代金の設定や適切な工期の確保等について、政府全体で取り組むこととされたこと、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画フォローアップ（令和4年6月7日閣議決定）」において、令和8年の約束手形の利用廃止に向けた取組を促進する閣議決定されていること、下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）に基づく振興基準（令和4年7月29日改定）において、約束手形をできる限り利用しないよう努めること及びサプライチェーン全体で約束手形の利用の廃止等に向けた取組を進めることとされていること、宅地造成等規制法の一部を改正する法律（昭和4年法律第55号。通称「盛土規制法」）が令和4年5月27日に公布されたことなどから、これに伴い「建設業法令遵守ガイドライン」（平成19年6月策定）のほか、発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインについても所要の改訂を行うもの。

## ○改訂の概要

### 5. 原材料費等の高騰・納期遅延等の状況における適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保（法第19条第2項、第19条の3、第19条の5）

（1）原材料費等の高騰や納期遅延が発生している状況においては、取引価格を反映した適正な請負代金の設定や納期の実態を踏まえた適正な工期の確保のため、請負代金及び工期の変更に関する規定を適切に設定・運用することが必要

原材料費等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や納期の実態を踏まえた適正な工期の確保のため、請負契約の締結に当たっては、公共工事標準請負契約約款第26条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）（いわゆるスライド条項）及び第22条（受注者の請求による工期の延長）又は民間建設工事標準請負契約約款（甲）第31条（請負代金額の変更）及び第30条（工事又は工期の変更等）（電力・ガス、鉄道等の民間企業の工事の請負契約においては公共工事標準請負契約約款を使用）を適切に設定・運用するとともに、契約締結後においても受注者から協議の申出があった場合には発注者が適切に協議に応じること等により、状況に応じた必要な契約変更を実施するなど、適切な対応を図る必要がある。

なお、発注者・受注者間におけるこれらの対応は、元請負人・下請負人間の適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保に当たっても重要であること、下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）に基づく振興基準（令和4年7月29日）において、建設など見積り及び発注から納品までの期間が長期にわたる取引においては、期中に原材料費等のコストが上昇した場合であって、下請事業者からの申出があったときは、親事業者は、期中の価格変更にできる限り柔軟に応じるものとするとされていることについても留意しなければならない。

## ○改訂の概要

(2) 発注者が受注者との協議や変更契約に応じない場合は「不当に低い請負代金の禁止」や「著しく短い工期の禁止」に違反するおそれ建設業法第19条の3（不当に低い請負代金の禁止）により禁止される行為は、当初契約の締結に際して不当に低い請負代金を強制することに限られず、契約締結後に原材料費等が高騰したにもかかわらず、それに見合った請負代金の増額を行わないことも含まれる。

このため、原材料費等が高騰している状況において、発注者が、自己の取引上の地位を不当に利用して、受注者側からの協議に応じず、必要な変更契約を行わなかった結果、請負代金の額がその建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額となっている場合には、同条に違反するおそれがある。

また、建設業法第19条の5（著しく短い工期の禁止）により禁止される行為は、当初契約の締結に際して著しく短い工期を設定することに限られず、契約締結後、原材料等の納期の遅延など受注者の責めに帰さない理由により、当初の契約どおり工事が進行しない場合等において必要な工期の変更を行わないことも含まれる。

このため、資材不足等により原材料費等の納期遅延が発生している状況において、その工期が、注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間となっている場合には、同条に違反するおそれがある。

なお、建設業法第19条の6において、国土交通大臣又は都道府県知事は、発注者が同法第19条の3又は第19条の5の規定に違反している事実があり、特に必要があると認めるときは、当該発注者に対して必要な勧告をすることができ、発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる」と規定している。

# 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン(概要)

○「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」は、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にし、建設企業の取組の指針とするべきものとして策定

○同ガイドラインは、平成24年7月に通知し(課長通知)、同年11月1日に施行(令和4年4月1日最終改訂)

## 元請企業の役割と責任

社会保険については関係者を挙げて取り組むことが求められており、元請企業においても下請企業に対する指導等の取組を講じる必要

### ○下請企業について保険加入の確認・指導等

- ・ 選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導を行う
- ・ 社会保険の全部又は一部に適用除外ではなく未加入である建設企業を下請企業に選定しないとの取扱いを徹底
- ・ 建設キャリアアップシステムに登録している企業を選定することを推奨

### ○法定福利費の適正な確保

- ・ 見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があり、法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、下請企業に対する見積条件に明示するとともに、提出された見積書を尊重すること
- ・ 元請負人が、法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや他の費用で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結することは厳に慎むべき

### ○現場に入場する作業員について保険加入の確認・指導等

- ・ 新規入場者の受け入れに際して、各作業員について作業員名簿の社会保険欄を確認し、未加入等が発覚した場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導する
- ・ 情報の真正性が確保されている建設キャリアアップシステムの登録情報を活用し、同システムの閲覧画面等において社会保険加入状況の確認を行うことを原則化
- ・ 書面にて保険加入状況の確認をする場合、社会保険の標準報酬決定通知書等のコピーを提示させ真正性の確保に向けた措置を講ずること
- ・ 一人親方として下請企業と請負契約を結んでいるため「雇用保険」に加入していない作業員がいる場合、元請企業は下請企業に対し、一人親方との関係を記載した再下請負通知書及び請負契約書の提出を求め、請負契約書の内容が適切かどうかを確認するとともに、一人親方本人に対し、現場作業に従事する際の実態を確認する

## 下請企業の役割と責任

従業員が社会保険加入義務を負っているのは雇用主であるため、下請企業自らが積極的にその責任を果たすことが必要不可欠

### ○雇用する労働者の適切な社会保険への加入

- ・ 労働者である社員と請負関係にある一人親方の二者を明確に区別した上で、労働者である社員については社会保険加入手続を適切に行うことが必要

### ○元請企業が行う指導等への協力

- ・ 元請企業の指導が建設工事の施工に携わる全ての下請企業に行き渡るよう、元請企業が行う指導に協力する

### ○法定福利費の適正な確保

- ・ 自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、法定福利費を内訳明示した見積書を注文者に提出するとともに、業務の一部を再下請負させる場合は、再下請負人の法定福利費を適正に確保する

## 一人親方について

### ○働き方自己診断チェックリストの活用

- ・ 建設企業との契約の形式が請負契約であっても、実態が当該建設企業の指揮監督下において労務を提供し、労務の提供として対価が支払われるものである場合、当該契約は建設工事の完成を目的とした請負契約に当たらないため、建設業法の適用を受けないことに留意
- ・ 働き方を確認し、その結果に応じて、雇用契約の締結・社会保険の加入を行うよう当該建設企業に求めること

### ○事業者としての立場

- ・ 一人親方が建設企業と請負契約を締結する際に、当該請負契約が建設工事の完成を目的とした内容である場合、事業者として当該工事に責任を持って施工する必要があるため、建設業法等を遵守し、取引の適正化、工事費には必要経費を適切に反映した請負代金の確保に努める
- ・ 見積書を事前に交わすことや請負契約書を書面で交付することを徹底しなければならない

## 12 持続可能な建設業に向けた環境整備検討会

---

# 持続可能な建設業に向けた環境整備検討会

担い手確保や生産性向上等の従前からの建設業における課題や、昨今の建設資材の急激な価格変動等の建設業を取り巻く環境の変化を踏まえ、**将来にわたり建設業を持続可能なものとするための環境を整備するために必要な施策の方向性について、検討を行う。**

## 委員

座長	楠 茂樹	上智大学法学部 教授
	榎並 友理子	日本IBM株式会社 執行役員 公共事業部長
	恵羅 さとみ	法政大学社会学部 准教授
	大森 有理	弁護士
	西野 佐弥香	京都大学大学院工学研究科 准教授
	原 昌登	成蹊大学法学部 教授
	堀田 昌英	東京大学大学院工学系研究科 教授 (敬称略)

第1回検討会の様子



## 主な検討事項

### ○建設資材価格の変動への対応

- ・ 資材価格変動に対応しやすい契約について
  - － 契約・費用（コスト）の透明性、リスク負担のあり方 など

### ○建設技能者の処遇改善

- ・ 技能者の賃金を適切に行き渡らせる方策について
    - － 重層下請構造の適正化、労務の需給調整 など
  - ・ 賃金を下支えする仕組みについて
    - － 労務費の「見える化」「標準化」、海外事例※ など
- ※ 基準賃金以上の支払いの義務付け、労働協約の遵守など

## スケジュール

### 令和4年度

8月3日	第1回	論点整理
9月5日	第2回	事業者ヒアリング①
9月8日	第3回	事業者ヒアリング②
10月26日	第4回	価格変動への対応
11月16日	第5回	適正な施工体制の確保
12月27日	第6回	技能労働者の賃金等
2月6日	第7回	とりまとめに向けた論点整理
年度内		とりまとめ (予定)



# 建設業における受発注者間における業界構造

## 高度経済成長期における業界構造

(参考)「ゼネコン5.0」アーサーDリトルジャパン 古田直也、南津和広、新井本昌宏

(参考)「現代の建築プロジェクト・マネジメント」建設プロジェクト運営方式協議会編 志手一哉・小菅健著

- 長期的な市場成長への展望を背景に、発注者との安定的な関係を構築・維持するため、追加費用の発生等のリスクを受注者側が積極的に引き受け。
- 発注者側も、工事の進め方や下請を含む外注方針について口を挟まず、納期通りに工事を完成してくれる、“なんとかしてくれる”ゼネコンとの良好な補完関係の構造・慣行に。
- ➡ 建設市場が成長を続ける間は、発注者・受注者双方にとって安定的に取引を継続することが最も合理的な行動であった。
- 請負とは完成物を引き渡すことで対価を得る契約。下請会社の選定や契約に関する裁量権を持つ元請会社のコストがブラックボックスであったとしても与えられた裁量の範囲。
- 発注者も、後に顕在化するようなリスクは元請会社に負担してもらいたい、調達原価を開示されても善し悪しを判断できない、多少の不測の事態は契約金額の中でやりくりしてもらいたい、と指向。
- ➡ 工事期間中に発生する不確実性を事前に見積もることは困難で、その分の費用を想定して工事金額に含まざるを得ないが、この予備費的な費用は、工事期間中に問題が生じなかった場合は、発注者に還元されない。

- ✓ バブル期以降建設投資額が減少すると、受注競争の激化等により、技能労働者等の賃金を含む工事原価へのしわ寄せが進み、技能労働者等の就労環境が悪化。
- ✓ 低成長時代になると、発注者・受注者の情報の非対称性は、発注者にとっては受注者に対するコスト不信感、受注者にとっては許容量を超えたリスク負担を生み出すことに。

# 建設業の持続可能性を妨げる課題

## 資材価格の変動

- 工事原価がわかりづらい総価一式での請負契約では、建設資材価格の急激な変動への対応が困難。
- 価格高騰局面においては、経営状況の悪化や、そのしわ寄せが下位の下請に及ぶ恐れ。
- 価格下落局面においては、工事原価の低減があってもその利益が発注者に還元されることは少ない。

➤ 受発注者間で適切に価格変動リスクを分担するため、総価一式での請負契約という工事原価がわかりづらい契約のあり方について検討することが必要。

## 担い手確保

- 建設技能者の高齢化が著しく、新規入職者を確保する必要。
- 日本全体では人口減少が始まり、特に若年労働者は建設業に限らずどの産業においても引く手あまた。将来的に労働力人口が減少していくことは避けがたい状況。
- 賃金については、CCUSなどの処遇改善に向けた取組が進む中、設計労務単価が10年連続で上昇する一方で、建設技能者の平均年収はその伸びに及んでいないとの意見も。

➤ 設計労務単価相当の賃金の行きわたりを徹底させるため、重層下請構造が元下間の請負金額に与える影響や、重層下請構造の適正化についても、考えていく必要。

➤ 建設技能者の処遇改善により担い手を確保すると同時に、生産性の向上により労働力の減少を補うことも必要。

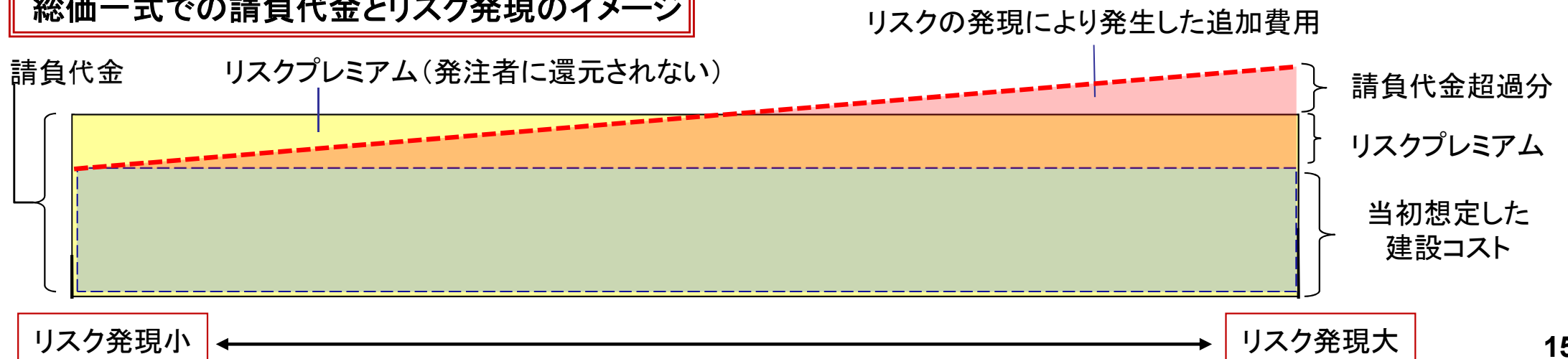
## 契約締結時に係る検討の方向性

- 民間建設工事標準請負契約約款（民間約款）の原則的利用の促進。
- 価格変動に伴う請負代金額の変更を求める条項（民間約款第31条）の契約書への明示（建設業法第19条第1項第8号の明確化）。
- 見積や、契約の協議の際の、受注者から発注者に対する請負代金や工期に影響を及ぼす事項の明示。
- 受注者による、請負代金の内訳としての予備的経費（リスクプレミアム）の明示。
- 透明性の高い新たな契約手法として、コストプラスフィー契約を選択肢の1つに。

## 契約締結後に係る検討の方向性

- 民間約款第31条の考え方の明示（「経済事情の激変」「物価・賃金の変動」等）。
- 価格変動時における優越的地位の濫用の考え方の明示（明示的な協議、書面等での回答の必要性）。
- 建設業法第19条の3（不当に低い請負代金）に基づく勧告対象の民間発注者への拡大。勧告対象に至らなくとも、不適当な行為に対する「注意」を実施、必要に応じて公表。

### 総価一式での請負代金とリスク発現のイメージ



# 資材価格の変動への対応(民間工事)【議論用】

- 民間工事標準約款においても、物価、賃金等の変動によって請負代金額が適当でない場合には、請負代金額の変更を求めることができる旨を規定するが、実際の契約では、当該条項が削除されている場合も散見され、価格転嫁が契約上困難となっている事例も一部に見られる。
- 発注者としては、請負契約締結後の予期せぬ請負代金の額の変更は、自らの事業計画に大きく影響するため、可能な限り不確実性を排除をしたいと考えられるが、受注者としては、適切な価格転嫁が難しければ、経営状況の悪化や下請け等への支払いへしわ寄せが及ぶ可能性。



- 受発注者間で適切に価格変動リスクを分担するために、標準約款など契約について、考えていく必要があるのではないか。

## (参考) 契約イメージ

### 通常の請負契約

工事請負代金

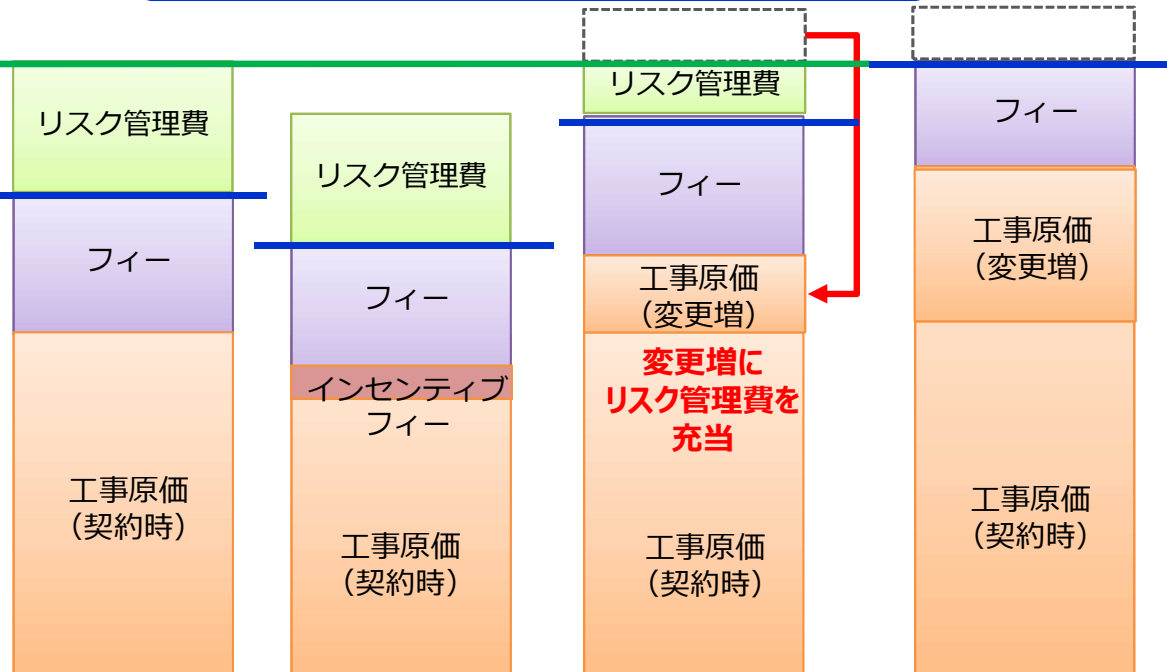
工事原価  
+  
諸経費  
(フィー)  
+  
リスク見込み

当初契約

### コストプラスフィー契約におけるリスク分担の例

変更上限額

工事請負代金



コスト減額時  
(減額分の1/2をインセンティブとして分配)

コスト増加時①  
(リスク管理費を充当し発注者が負担)

コスト増加時②  
(変更上限額を超過した部分は受注者負担)

# 資材価格の変動への対応(公共工事)

- **公共工事標準約款**においては、賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となった場合には、**請負代金額の変更を求めることができる旨(通称「スライド条項」)**を規定。公共発注者は、この規定に基づき、必要に応じて、請負代金額の変更を行っている。
- **国土交通省直轄事業**においては、**設計変更等に伴う協議の円滑化に資することを目的**として、工事請負契約における受発注者間の双務性の向上の観点から、請負代金額の変更等があった場合に用いる**単価等をあらかじめ協議し合意**しておく、**総価契約単価合意方式**の普及も進んでいる。

## (参考) 支払い方式

- **総価契約方式**：工種別の内訳単価を定めず、総額をもって請負金額とする方式であり、契約対象に含まれる各工種の工事費の単価は問わず、明示した各数量と総価が契約事項となるもの。総額をもって請負金額とするため、発注者にとってコスト管理しやすい一方、実際にかかった費用が請負代金額を超える状況が発生する場合には、増加費用の負担を発注者に求めることは容易ではない。
- **総価契約単価合意方式**：総価契約方式において、請負代金額の変更があった場合の金額の算定や部分払金額の算定を行うための単価等を前もって協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化を図ることを目的として実施する方式。工事請負契約における受発注者間の双務性の向上や受発注者間の契約変更協議の円滑化が期待される。
- **コストプラスフィー契約・オーブンブック方式**：工事の実費(コスト)の支出を証明する書類とともに請求を受けて実費精算とし、これにあらかじめ合意された報酬(フィー)を加算して支払う方式。総価契約のように費用の内訳を問わず契約するのではなく、支出した費用(コスト)の内訳が明らかとなるため、費用の透明性の向上が期待できる。支出した費用の内容を明らかにするため、支払請求書とともに支出を証明する書類が提出されるため、受注者の提出書類が増加すること等に留意が必要。

(参考)公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン

# 建設業法に基づく法定契約記載事項について

## 価格等の変動等に基づく請負代金の額又は工事内容の変更

(参考)「建設業法解説 改訂13版」建設業法研究会 編著 より抜粋

- 請負契約の締結後、その基礎となった価格等が変動し又は変更されたため、当初の契約内容で工事を続けることが妥当でないと思われるような場合に、請負代金の額又は工事内容をどのように変更するかということについての定めである
- 物価統制令第二条に規定する「価格等」とは、価格、運送費、保管料、保険料、賃貸料、加工賃、修繕料その他給付の対価たる財産的給付をいうが、このような経済事情の変動は一般に企業のリスクとしてある程度見込まれているのが請負契約の例である。しかし、この変動が、請負人の予見することのできない、あるいはその負担の限界を超えると考えられるようなものである場合には、それをすべて請負人の負担とすることは、信義公平の原則に反するばかりでなく、またこれらをすべて請負人のリスクとして請負代金に見込むことは徒に契約の投機性を惹起することとなり好ましいことではない。そこで、この価格等の変動等がある場合に、その負担をどのように扱うか、あるいは工事内容をどのように改めることとするかというようなことを、あらかじめ、定めておくべきこととしたものである。

### <契約の締結に際して書面に記載しなければならない事項>

- (1) 工事内容 (2) 請負代金の額 (3) 工事着手の時期及び工事完成の時期
- (4) 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
- (5) 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- (6) 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- (7) 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- (8) **価格等(物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第二条に規定する価格等をいう。)の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更**
- (9) 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- (10) 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- (11) 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡し時期
- (12) 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- (13) 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- (14) 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (15) 契約に関する紛争の解決方法 (16) その他国土交通省令で定める事項 (⇒ 現時点では規定されていない)

# 標準請負契約約款の概要

標準請負契約約款は、**請負契約の片務性の是正と契約関係の明確化・適正化**のため、当該請負契約における当事者間の具体的な権利義務関係の内容を律するものとして、**中央建設業審議会が公正な立場から作成し、当事者にその実施を勧告**するもの。【建設業法第34条第2項】

建設業法（昭和24年法律第100号）（抄）

（中央建設業審議会の設置等）

第34条 この法律、公共工事の前払金保証事業に関する法律及び入札契約適正化法によりその権限に属させられた事項を処理するため、国土交通省に、中央建設業審議会を設置する。

2 中央建設業審議会は、建設工事の標準請負契約約款、入札の参加者の資格に関する基準並びに予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。

## 種類

### ① 公共工事標準請負契約約款（S25作成）

対象：国の機関、地方公共団体、政府関係機関が発注する工事の請負契約  
（電力、ガス、鉄道等の民間企業の工事も含む）

### ③ 民間建設工事標準請負契約約款（乙）（S26作成）

対象：個人住宅等の民間の比較的小さな規模の工事を発注する者と建設業者との請負契約

### ② 民間建設工事標準請負契約約款（甲）（S26作成）

対象：民間の比較的大きな規模の工事を発注する者と建設業者との請負契約

### ④ 建設工事標準下請契約約款（S52作成）

対象：公共工事・民間工事を問わず、建設工事の下請契約全般

※ 鎌田・内田他「重要論点実務民法（債権関係）改正」によれば、定型約款の定義は①不特定多数要件と②合理的画一性要件とされているが、建設工事の請負契約についてはこのいずれにも該当しないことから、定型約款に当たらないものと考えられる。

◎ **公共工事**標準請負契約約款

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

**第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。**

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相應する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相應する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

[注] ○の部分には、原則として、「14」と記入する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

**5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各号の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。**

**6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の定めにかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。**

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

[注] ○の部分には、原則として、「14」と記入する。

◎ **民間建設工事**標準請負契約約款

(請負代金額の変更)

**第31条 発注者又は受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる請負代金額の変更を求めることができる。**

一 工事の追加又は変更があったとき。

二 工期の変更があったとき。

三 第三条の規定に基づき関連工事の調整に従ったために増加費用が生じたとき。

四 支給材料又は貸与品について、品目、数量、受渡時期、受渡場所又は返還場所の変更があったとき。

**五 契約期間内に予期することのできない法令の制定若しくは改廃又は経済事情の激変等によって、請負代金額が明らかに適当でないときと認められるとき。**

**六 長期にわたる契約で、法令の制定若しくは改廃又は物価、賃金等の変動によって、この契約を締結した時から一年を経過した後の工事部分に対する請負代金相当額が適当でないときと認められるとき。**

七 中止した工事又は災害を受けた工事を続行する場合において、請負代金額が明らかに適当でないときと認められるとき。



# 建設業法における優越的地位の濫用について

➤ **建設業法**において、**第19条の3**により不当に低い請負代金は禁止されているが、この規定に違反する事実があり、独占禁止法に違反していると認められる場合には、**公正取引委員会に対する措置請求が可能**(第42条)。他方で、**第19条の3に違反した発注者に対する勧告の対象から、民間事業者は除外**されていることから、**建設業法に基づく民間事業者に対する勧告権、勧告を行うための報告又は資料の提出請求権はない**(第19条の6)。

## 建設業法(昭和二十四年法律第百号)(抄)

(不当に低い請負代金の禁止)

第十九条の三 **注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。**

(不当な使用資材等の購入強制の禁止)

第十九条の四 注文者は、請負契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを請負人に購入させて、その利益を害してはならない。

(著しく短い工期の禁止)

第十九条の五 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

(発注者に対する勧告等)

第十九条の六 **建設業者と請負契約を締結した発注者(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第二条第一項に規定する事業者~~に該当するものを除く。~~)が第十九条の三又は第十九条の四の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。**

2 建設業者と請負契約(請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。)を締結した発注者が前条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、**第一項又は第二項の勧告を行うため必要があると認めるときは、当該発注者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。**

(公正取引委員会への措置請求等)

第四十二条 国土交通大臣又は都道府県知事は、**その許可を受けた建設業者が第十九条の三、第十九条の四、第二十四条の三第一項、第二十四条の四、第二十四条の五又は第二十四条の六第三項若しくは第四項の規定に違反している事実があり、その事実が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十九条の規定に違反していると認めるときは、公正取引委員会に対し、同法の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。**

# 重層下請構造の適正化に係る論点【議論用】

## 基本的な考え方

- 重層下請構造は結果であり、重層化に向かう原因の見直しが必要。下請次数を何次までと数字で区切ることは必ずしも適当ではないが、重層化した下請構造の中で果たすべき役割や責任を明確にするとともに、品質や安全性、賃金行き渡りなどで問題が生じないように措置することが必要。

## 施工に関する役割、責任の所在、品質・安全性の確保に向けた対応の方向性

- 施工体制台帳の作成等を通じた書面ベースの現場管理から、ICTを活用した現場管理へと移行し、施工体制を「見える化」。CCUSの活用促進。
- 技能者個人の技能や下請企業の施工力の見える化による、建設生産物の「質の見える化」。
- 現場単位での時間外労働時間の見える化・把握と受発注者間での工期の調整。
- 下請を含む建設生産プロセス全体での、人権尊重、労働条件改善、環境配慮への取組といった非財務情報のディスクローズ（参考；Responsible Business Alliance）。
- 中長期的な課題として、建設技術の高度化で専門分化し細分化が進んだ許可業種の合理化。

## 賃金行き渡りへの対応の方向性

- 下請負人による「通常必要と認められる原価」を下回る請負契約（不当廉売）の制限。
- 中央建設審議会による「通常必要と認められる原価」としての労務費（単価）の勧告。
- 賃金行き渡りの観点から、設計労務単価相当の賃金支払いへのコミットメント（表明保証）。
- 受注能力強化に向けた、CCUSも活用した多能工の見える化。
- 正規雇用を維持するとともに、技能者の技能蓄積の場を確保するため、閑散期に、副業として、他社の工事現場において働くためのルールづくり。
- 建設業の許可が不要とされている軽微な建設工事（500万円以下）の請負に係る新たな枠組み。

# 適正な施工体制の確立に向けて

## 建設産業における生産システム合理化指針について

(平成3年2月5日 建設経済局長通知)

- 建設業法に基づく適正な施工体制の確保等を図るため、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、施工体制台帳を整備すること等により、的確に建設工事の施工体制を把握するものとする。
- 一括下請けは、中間において不合理な利潤がとられ、これがひいては建設工事の質の低下、受注者の労働条件の悪化を招くおそれがあること、実際の建設工事施工上の責任の所在を不明確にすること、発注者の信頼に反するものであること等種々の弊害を有するので、建設業法において原則として禁止されているところであるが、発注者の承諾が得られる場合においても、極力避けること。
- 不必要な重層下請けは、同様に種々の弊害を有するので行わないこと。

## 建設産業の再生と発展のための方策 2011

(平成23.6.23 国土交通省建設産業戦略会議取りまとめ)

- 現在の重層下請構造は、個々の企業が経済的合理性に基づき原則自由に行動し、各工事契約において繰り返し下請契約を締結した結果として形成されている。
- 重層下請構造が進んだ要因としては、建設生産の内容の高度化等による専門化・分業化の進展だけでなく、受注産業の特性としての業務量の増減及び繁閑の発生への対応、外注によるコスト削減への対応が挙げられる。重層下請構造は、間接経費の増加による生産性の低下・労務費へのしわ寄せ、施工責任の不明確化・品質の低下、安全指示の不徹底等による安全性低下といった問題を生じさせ、結果として経済的に不合理との指摘がある。
- このため、重層下請構造の是正を促進するとともに、人を大切にする施工力のある企業を中心とした施工体制を確立することが必要である。これにより、人材の確保・育成を促進し、建設産業全体の生産性を向上させることが可能となる。

# 重層下請構造の改善

- 建設業においては、工事全体の総合的な管理監督機能を担う元請のもと、中間的な施工管理や労務の提供その他の直接施工機能を担う1次下請、2次下請、さらにそれ以下の次数の下請企業から形成される重層下請構造が存在
- 重層下請構造は、個々の企業において、工事内容の高度化等による専門化・分業化、必要な機器や工法の多様化への対応等のため、ある程度は必然的・合理的な側面がある一方、施工に関する役割や責任の所在が不明確になること、品質や安全性の低下等、様々な影響や弊害が指摘

## 下請の重層化が施工管理や品質面に及ぼす影響

- 重層化により施工体制が複雑化することに伴い、施工管理や安全管理面での影響が生じるおそれ
- ⇒重層化するほど工事の質や安全性が低下するおそれ
  - ・施工に関する役割や責任の所在が不明確になりやすい
  - ・現場の施工に対して元請や上位下請による管理が行き届きにくい
  - ・現場の円滑な連絡調整や情報共有に支障が生じやすい
  - ・下位下請から元請等に対して施工に関する意見や提案が届きにくい

## 下請の対価の減少や労務費へのしわ寄せ

- 下請として中間段階に介在する企業数が増えることにより、中間段階でこれらの企業に利益として受け取られる対価が増加
- ⇒下位下請の施工の対価の減少や、労務費へのしわ寄せのおそれ
- 下位下請の設計変更や追加工事に関する契約上の処理が不明瞭になるおそれ

## 施工管理を行わない下請企業の介在

- 工場製品や資材等の販売を行う代理店等、取引契約上の介在のみで必要な施工管理を行わない企業が施工体制に組み込まれる
- ⇒不要な重層化が生じ、施工に関する役割の不明確化等の問題

## 下位の下請段階にみられる労務提供を行う下請の重層化

- 建設投資が減少し、受注価格が低迷する中、工事の繁閑に対応する目的から、専門工事業者が直接施工に必要な技能労働者を雇用から請負へと外部化する動きが進んでいるとの指摘
- ⇒下位の下請段階において、主に同業種間で労務提供を行うための重層化が進行
  - ・現場施工を担う技能者の技量や就労状況の把握・管理が困難
  - ・技能者の地位の不安定化、不明確な雇用・請負関係を招き、就労環境が悪化するおそれ

重層下請構造に関する主な問題

### (1) 実質的に施工に携わらない下請企業の排除

実質的に施工に携わらない企業を施工体制から排除し、不要な重層化の回避を図ることで施工に関する役割や責任の明確化を図るため、自ら施工管理を行わず、建設業法上必要とされる役割を果たしていない企業の施工体制からの排除を徹底する必要

- 一括下請負禁止の徹底（判断基準の明確化と運用の強化）
- 主任技術者の専任配置等の徹底

### (2) 専門工事業者が中核的な技能労働者を雇用しやすい環境整備

下位の下請段階にみられる労務提供を行う下請の重層化を抑制し、技能者の就労環境の改善や不安定な就労形態の改善を図るため、1次や2次の専門工事業者が中核的な技能労働者を社員として雇用しやすい環境整備を図ることが必要

- 公共工事の施工時期の平準化や、繁閑調整のための環境整備
- 建設キャリアアップシステムの整備
  - ・技能労働者の技能・経験を蓄積するシステム整備により、優秀な技能労働者を雇用する企業が客観的に把握され、施工力の評価に資することを通じて工事を受注しやすくなる環境を整備
- 社会保険未加入対策の徹底
  - ・法定福利費の内訳明示等による法定福利費の確保等の促進等

対応の方向性

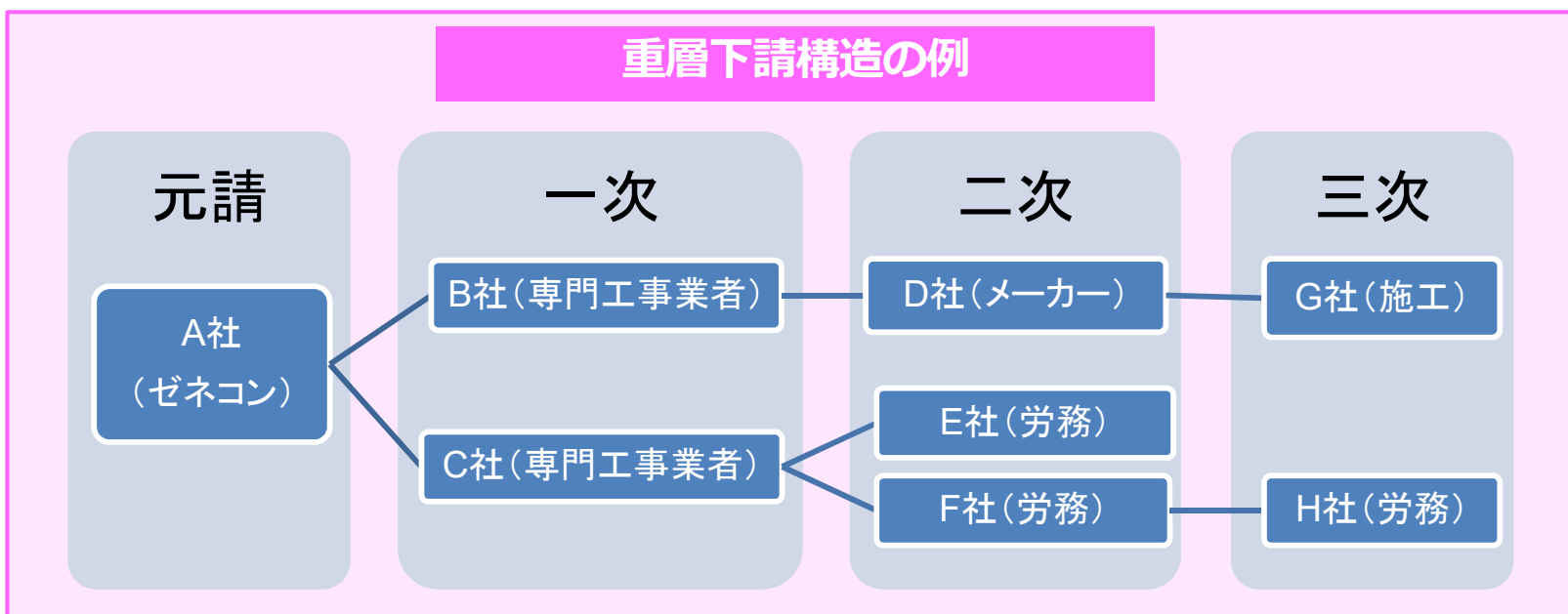
重層下請構造の改善は広範にわたる課題であるため、当面の措置として上記の対策を講じつつ更なる検討を深める必要

# 検討の方向性【議論用】

- 都道府県発注においては、既に、土木2次、建築3次までの重層化防止措置を講じているところもみられるが、ダムなどの大規模工事や、専門的・特殊な工事等、この範囲におさまらないものも。
- 重層下請構造となる要因の1つは、繁閑の差が大きく、受注型産業であり需要のコントロールができない建設業において、下請により労務の需給調整を行うためとされる。
- 特殊な資材については、メーカー指定の施工会社でなければ施工できないといった条件から、メーカーが2次、施工が3次以下となるケースも見られる。



- これまでの重層化の経緯等を踏まえた上で、あるべき元下構造の姿はどのようなものか。
- 例えば、下請により労務の需給調整を行っているのであれば、労務の需給調整を行う仕組みが機能すれば、重層下請構造の適正化に資すると考えられるか。



# 建設技能者の処遇改善に向けた課題

- 労働時間については、工期に関する基準の制定や、令和6年度から開始される超過勤務の上限規制などにより、他産業と比べて長いとされる労働時間の短縮に向けた取組が進むが、週休2日制を進める上でも、労務費、賃金の上昇を求める意見も多く聞かれる。
- 賃金については、CCUSなどの処遇改善に向けた取組が進む中、設計労務単価が10年連続で上昇する一方で、建設技能者の平均年収はその伸びに及んでいないとの意見もある。

- **設計労務単価相当の賃金の行きわたりを更に徹底させる方策として、重層下請構造が元下間の請負金額に与える影響や、重層下請構造の適正化についても、考えていく必要があるのではないか。**

## (参考) 調査結果

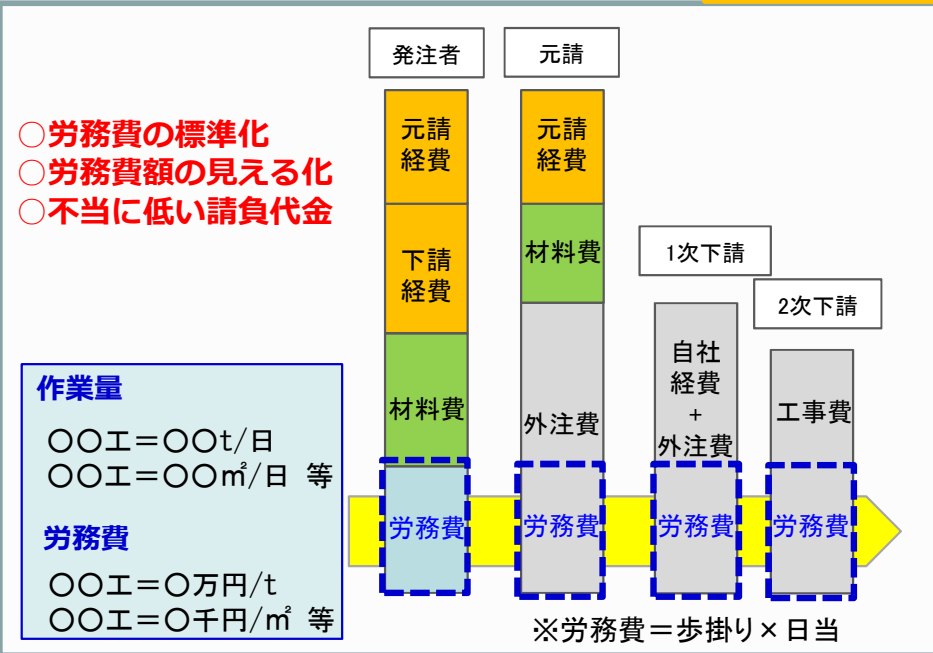
- 週休2日制を導入できない理由としては、「適切な工期が確保できないため」が65.7%と圧倒的に多い。次いで、「人手不足のため」「元請企業が休ませてくれないため」「日給の労働者の収入が減少するため」が30%台で続く。
- 週休2日制の定着に必要な条件としては、「適正な工期」「労務単価のアップ」が6割前後と多く、「十分な人手の確保」がそれに続く。
- 週休2日制に関する意見の内容としては、「労務単価、賃金アップが優先されるべき(63件/210件)」「元請が徹底しない限り休めない。業界全体としても取り組むべき(53件/210件)」というものが多い。

# 検討の方向性【議論用】

➤ **元請労務単価**は、市場原理に基づき個社において決定されるべきものであるが、**特に民間工事**においては、元請企業間、下請企業間それぞれにおいて、**受注獲得にむけた過度な競争**にさらされ、**価格相場の形成が困難**な状況。

- 不当に低い請負代金を制限する規定（建設業法第19条の3）もあるが、特に民間工事における競争について、どう考えるか。
- 例えば、労務費の目安を示すことで「見える化」「標準化」し、労務費相場を形成することは考えられるか。
- 技能者個人へ賃金を行き渡らせるため、企業の枠を越えた職務・賃金別の格付け等により賃金相場を形成することは有効と考えられるか。
- 例えば、CCUSによる処遇改善機能を強化するために、どのような方策が考えられるか。

令和4年3月中央建設業審議会資料より



職種	レベル別の年収目安			
	レベル4 (総括職長)	レベル3 (職長)	レベル2 (熟練技能者)	レベル1
〇〇工	**	**	**	**
〇〇工	**	**	**	**

	レベル別の評価基準			
	レベル4 (総括職長)	レベル3 (職長)	レベル2 (熟練技能者)	レベル1
客観評価基準	**	**	**	**
〇〇〇	**	**	**	**

- 元請ゼネコンは、施工計画を金額で表した**実行予算を組む**。現場所長は、実行予算に収まるように工事を完遂し、利益を出す必要。実行予算で組まれた計画に基づいて元下契約が行われるが、労務単価の目安となるのが、定用単価。ゼネコンが、主要工種ごとに独自に労務の単価を設定。
- 定用単価の水準は、その時々の常識的な相場となる。類似工事や過去の実績から、「その値段じゃ誰も来ない」とか「もう少し叩ける」などのフィードバックを受け、かなり実勢価格を反映した価格となるが、基本的に設計労務単価から独立に決められる。
- 専門工事業者からの見積りは、多くの場合、相見積りとなる。形式上相見積りを行うものの、最初から意中の専門工事業者が決まっている場合もあれば、最安値の業者を必ず指名するわけではなく、業者の信用等を加味して業者を決定することもある。
- 専門工事業者が提出した見積り通りに請負契約に至ることはほとんど無く、たいていは、現場毎に決まってくる定用単価を目安に、業者の信用度や、工種の特殊性、工事が黒字か赤字か、等を念頭に置きながら、請負総価が交渉によって決まる。
- 一次専門工事業者に入ってくるお金は、請負にしる常用にしる、労務の単価は定用単価に依存している。定用単価が一次業者の元下請負代金に強く影響を与えており、一次業者に流入するお金の総量を規定している。二次以降の業者の技能労働者の賃金も定用単価に影響受けることは間違いないと言える。
- 定用単価は地域によっても異なるが、ゼネコン土木系社員と専門工事業者双方からのインタビュー調査で得た水準を、設計労務単価と比較。定用単価には、下請業者の現場管理費としての経費、法定福利費の事業主負担、場合によっては下請業者の一般管理費までを含む。

- ・ 平成23年東京都とび工設計労務単価17200円（必要経費として41%を加算した額＝24252円）
- ・ 大手ゼネコンの東京都とび工定用単価21000円～23000円

- ・ 平成23年東京都普通作業員設計労務単価13600円（必要経費として41%を加算した額＝19176円）
- ・ 大手ゼネコンの東京土木定用単価14000円～18000円



# 通常用いる積算・見積り方式

## 実行予算を策定する際に通常用いる労務費の積算・見積り方式

	歩掛×単価	市場単価×出来型	自社単価×出来型	下請単価×出来型	その他	合計
元請	<b>98(36%)</b>	11(4%)	<b>103(37%)</b>	56(20%)	8(3%)	276
下請(中間)	35(29%)	7(5%)	<b>64(53%)</b>	14(12%)	2(1%)	120
下請(下位)	20(21%)	3(3%)	<b>62(64%)</b>	9(9%)	4(4%)	97
合計	153(31%)	20(4%)	<b>228(46%)</b>	79(16%)	13(3%)	493

## 発注者又は元請に見積りを提出する際に通常用いる労務費の積算方式

	歩掛×単価	市場単価×出来型	自社単価×出来型	下請単価×出来型	その他	合計
元請	<b>150(55%)</b>	19(7%)	63(23%)	38(14%)	4(2%)	275
下請(中間)	40(33%)	11(9%)	<b>61(50%)</b>	10(8%)	0(0%)	121
下請(下位)	24(25%)	7(7%)	<b>57(59%)</b>	4(5%)	4(4%)	96
合計	<b>214(44%)</b>	37(8%)	181(37%)	52(10%)	8(2%)	492

## 歩掛方式で積算する場合に使用する単価

	設計労務単価	下請見積単価	自社単価	その他	合計
元請	<b>126(53%)</b>	31(13%)	78(33%)	3(1%)	237
下請(中間)	15(22%)	6(9%)	<b>47(69%)</b>	0(0%)	67
下請(下位)	12(23%)	5(10%)	<b>32(64%)</b>	1(2%)	49
合計	<b>152(43%)</b>	42(12%)	<b>156(44%)</b>	4(1%)	353

## 下請代金中の労務費相当額の労務単価の関係

	未確認(材工込)	設計労務単価	下請見積	受注環境(競争性等)	工事毎の利益率	その他	合計
元請	59(21%)	56(20%)	<b>98(36%)</b>	37(13%)	19(7%)	6(2%)	275
下請(中間)	19(16%)	8(7%)	<b>37(31%)</b>	<b>31(26%)</b>	21(17%)	4(3%)	120
下請(下位)	19(22%)	6(6%)	<b>25(29%)</b>	<b>18(20%)</b>	13(15%)	6(7%)	86
合計	97(20%)	70(14%)	<b>160(33%)</b>	86(18%)	53(11%)	16(3%)	481

## 直接雇用労働者の全社的な賃金改定に最も大きな影響を与える要素

	設計労務単価	春闘など	経営状況	労働市場環境	工事毎の利益率	最低賃金	その他	合計
元請	<b>37(28%)</b>	1(1%)	<b>66(51%)</b>	11(9%)	9(7%)	0(0%)	5(4%)	129
下請(中間)	8(12%)	4(6%)	<b>31(47%)</b>	10(16%)	6(10%)	3(4%)	4(6%)	66
下請(下位)	9(11%)	2(2%)	<b>40(53%)</b>	10(13%)	12(15%)	0(0%)	5(7%)	76
合計	53(20%)	7(2%)	<b>137(50%)</b>	31(12%)	27(10%)	3(1%)	14(5%)	271

## 個々の労働者の賃金を決定する際に考慮している項目

	資格	職責	経験	年齢	工事毎の利益率	その他	合計
元請	<b>32(25%)</b>	<b>31(25%)</b>	<b>32(25%)</b>	13(10%)	8(6%)	12(9%)	128
下請(中間)	10(14%)	<b>18(27%)</b>	<b>19(29%)</b>	3(4%)	8(11%)	10(15%)	67
下請(下位)	12(16%)	<b>18(24%)</b>	<b>20(27%)</b>	5(6%)	9(13%)	10(14%)	74
合計	53(20%)	<b>67(25%)</b>	<b>72(27%)</b>	20(7%)	25(9%)	32(12%)	269

# 品確法における関係条文

## 公共工事の品質確保の促進に関する法律

### 第三条 (基本理念)

8 公共工事の品質は、これを確保する上で公共工事等の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事等における請負契約（下請契約を含む。）の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法（大正十一年法律第七十号）等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料（第八条第二項において単に「保険料」という。）等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期（以下「工期等」という。）を定める公正な契約を締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事等に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならない。

### 第七条 (発注者等の責務)

一 公共工事等を実施する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、工期等、公共工事等の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

### 第八条 (受注者等の責務)

2 公共工事等を実施する者は、下請契約を締結するときは、下請負人に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。

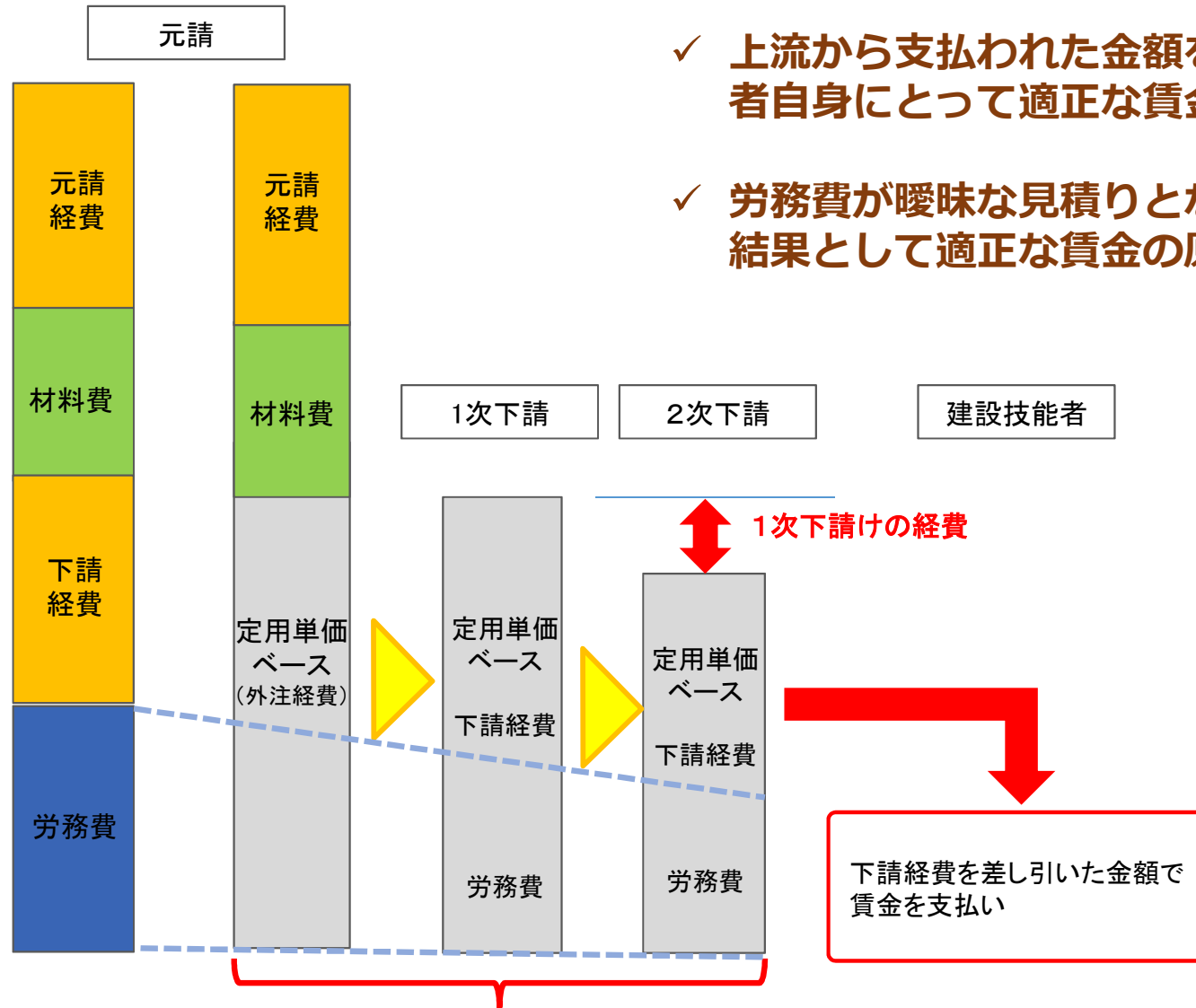
## 公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針

### 2 受注者等の責務に関する事項

…（前略）…国は、元請業者のみならず全ての下請業者を含む公共工事を実施する者に対して、労務費、法定福利費等が適切に支払われるようその実態把握に努める…（中略）…ものとする。

# 建設生産システムにおける価格決定構造

## 建設工事における契約金額と賃金決定の構造

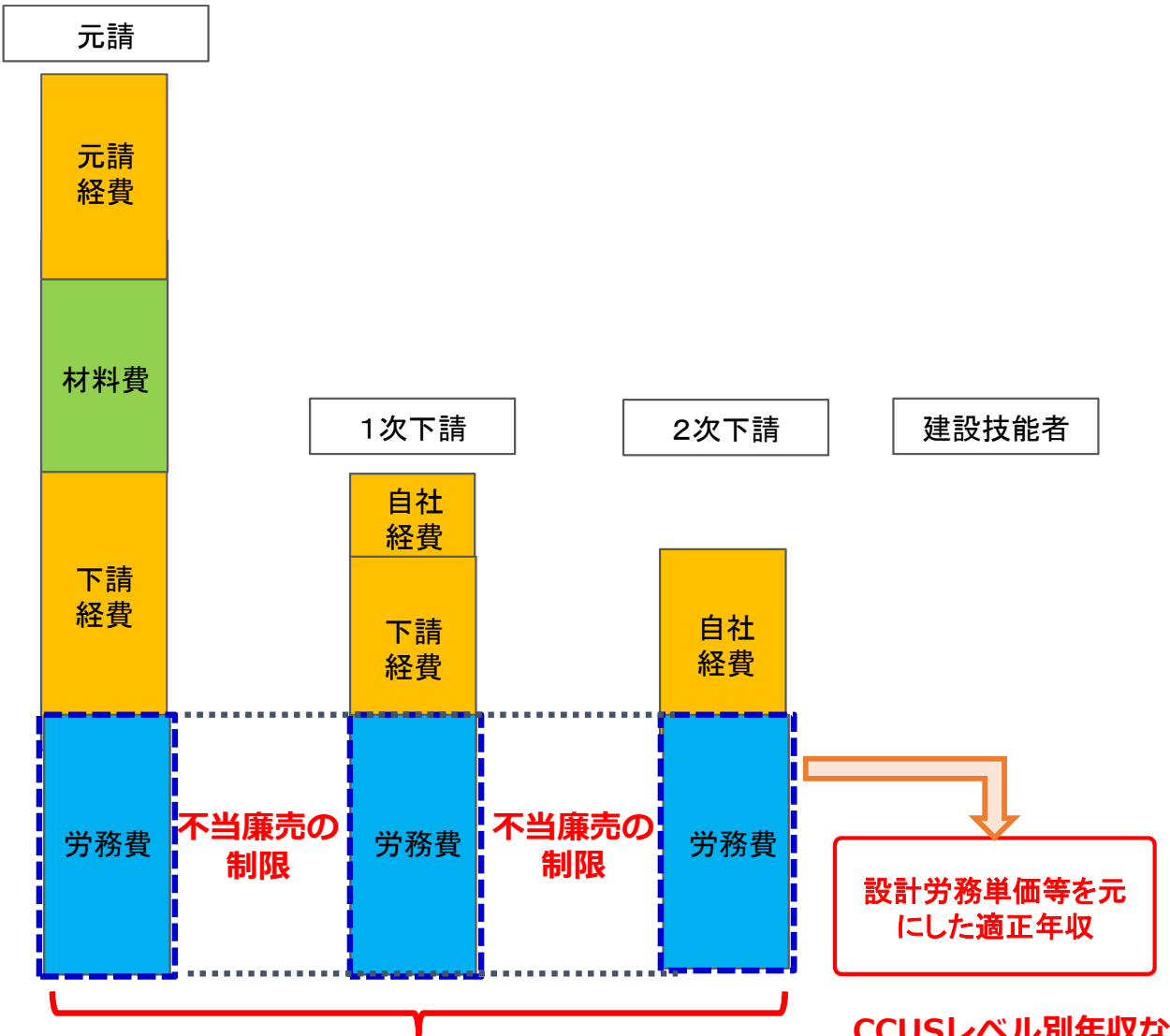


- ✓ 上流から支払われた金額を上限に賃金が決定するため、技能者自身にとって適正な賃金水準となっているかどうか不明
- ✓ 労務費が曖昧な見積りとなり、下流側の価格交渉力が低下。結果として適正な賃金の原資が確保できない恐れ

労務費と下請経費を合算した定用単価をベースに契約金額が決定

# 必要労務費の見える化、適正賃金の原資の確保【議論用】

## 建設工事における契約金額と賃金決定の構造



適正年収の支払いが可能となる労務費の見える化  
不当廉売の制限による賃金支払い原資の確保

CCUSレベル別年収など、技能者自身に適正な賃金水準を明示

- ✓ 公共工事においては、発注者が、設計労務単価等を元に適切な積算を行うことで、適正な予定価格を設定
- ✓ 建設技能者へ適正賃金の支払いが可能となる労務費を見える化
- ✓ 適正賃金支払いに必要なとなる労務費をベースに、法定福利費その他の必要経費を積み上げ
- ✓ 適正賃金支払いに必要なとなる労務費を下回る、賃金引下げによる低価格競争(不当廉売)を制限し、賃金支払い原資を確保
- ✓ CCUSレベル別年収を示すことにより、技能者自身に適正な賃金水準を明示し、適正賃金の行渡りを促進